

**防災に関してとった措置の概況
令和3年度の防災に関する計画**

第204回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び令和3年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

目 次

〈特集〉 新型コロナウイルス感染症の 影響下における災害対策

第1章 令和2年度の災害	2
第1節 新型コロナウイルス感染症の影響下における災害対策	2
1-1 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた 避難所の対策について	2
1-2 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた 物資の確保について	5
1-3 その他の対応について	5
第2節 令和2年度に発生した主な災害	7
2-1 令和2年7月豪雨による災害	8
2-2 令和2年7月豪雨における避難所等の対応について	11
2-3 令和2年7月豪雨におけるプッシュ型支援の 取組について	13
2-4 ボランティア・NPO等による対応	15
2-5 令和2年台風第10号を踏まえた今後の台風における 避難の円滑化について	21
2-6 令和2年12月～令和3年1月の大雪による災害	22
2-7 令和3年福島県沖を震源とする地震による災害	23
第3節 令和2年度の災害を踏まえた対策	26
3-1 被災者生活再建支援金の支給対象の拡大について	26
3-2 被災地の実情・課題等を踏まえた災害救助法の 運用について	28
3-3 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ等 について	31

第2章	さらなる災害対策の拡充	35
第1節	災害対策基本法等の一部を改正する法律	35
1-1	本改正の背景及び必要性について	35
1-2	各改正事項について	36
第2節	住民の避難行動対策	39
2-1	令和元年東日本台風等を踏まえた政府の避難対策の 検討経緯について	39
2-2	「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び 広域避難等に関するサブワーキンググループ」報告 について	40
2-3	「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に 関するサブワーキンググループ」報告について	42
第3節	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	46
3-1	本改正の背景及び必要性について	46
3-2	各改正事項について	48
第4節	「防災×テクノロジー」の取組	48
4-1	「防災×テクノロジー」タスクフォースの設置・ 検討経緯について	48
4-2	「防災×テクノロジー」タスクフォースの とりまとめについて	49
第5節	「気候変動×防災」の取組	51
5-1	「気候変動×防災」の検討の経緯	51
5-2	気候危機時代の「気候変動×防災」戦略 ～「原型復旧」から「適応復興」へ～	51
第6節	今後の防災・国土強靱化施策の検討に向けた ワーキンググループ	53
6-1	デジタル・防災技術ワーキンググループについて	53
6-2	事前防災・複合災害ワーキンググループについて	54
6-3	防災教育・周知啓発ワーキンググループについて	54
第3章	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	57
第1節	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 の実施	57

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

第1章 災害対策に関する施策の取組状況	60
第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による 防災活動の推進	60
1-1 国民の防災意識の向上	60
1-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会	64
1-3 防災訓練の取組	66
1-4 津波防災に係る取組	68
1-5 住民主体の取組（地区防災計画の推進）	71
1-6 ボランティア活動の環境整備について	73
1-7 事業継続体制の構築	75
1-8 産業界との連携	83
1-9 学術界の取組	84
1-10 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化	85
第2節 防災体制・災害発生時の対応及びその備え	88
2-1 防災基本計画の修正	88
2-2 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実	88
2-3 指定緊急避難場所と指定避難所の確保	89
2-4 防災におけるICTの活用	92
2-5 自然災害即応・連携チーム会議の開催等	94
2-6 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の 取組事例集の公表	94
2-7 病院船の活用に関する調査・検討	95
第3節 発生が危惧される災害への対応	98
3-1 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの 大規模広域避難の検討	98
3-2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討	98
第4節 国際防災協力	100
4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力	100
4-2 二国間等防災協力	102

第5節 国土強靱化の推進のための取組	102
5-1 国土強靱化年次計画2020	102
5-2 国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する 税制改正	103
5-3 国土強靱化地域計画の策定支援	103
5-4 国土強靱化に関する民間の取組促進及び 国民意識の醸成	104
 第2章 原子力災害に係る施策の取組状況	 106
第1節 原子力防災体制について	106
1-1 平時の原子力防災体制	106
1-2 緊急時の原子力防災体制	106
第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策	108
2-1 原子力災害対策に係る取組	108
2-2 緊急時対応への取組	108
2-3 緊急時モニタリングに係る取組	108
2-4 事故・故障等	109
第3節 地域の原子力防災体制の充実・強化	109
3-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援	109
3-2 その他の関係道府県への支援・取組	113
3-3 地域の原子力防災体制に係る訓練や研修	116
3-4 国際的な連携強化	119

第2部 令和元年度において防災に関してとった措置の概況

概 要	122
第1章 法令の整備等	123
第2章 科学技術の研究	125
1 災害一般共通事項	125
2 地震災害対策	127
2-1 地震に関する調査研究	127
2-2 震災対策一般の研究	128
3 津波災害対策	130
3-1 津波に関する調査研究	130
3-2 津波対策一般の研究	130
4 風水害対策	130
5 火山災害対策	132
6 雪害対策	133
7 火災対策	133
8 危険物災害対策	134
9 原子力災害対策	134
第3章 災害予防	135
1 災害一般共通事項	135
1-1 教育訓練	135
1-2 防災施設設備の整備	137
1-3 その他	139
2 地震災害対策	147
2-1 教育訓練	147
2-2 防災施設設備の整備	147
2-3 その他	151
3 津波災害対策	152

3-1	教育訓練	152
3-2	防災施設設備の整備	152
3-3	その他	154
4	風水害対策	154
4-1	教育訓練	154
4-2	防災施設設備の整備	154
4-3	その他	156
5	火山災害対策	158
5-1	教育訓練	158
5-2	防災施設設備の整備	158
5-3	その他	158
6	雪害対策	159
6-1	教育訓練	159
6-2	防災施設設備の整備	159
6-3	その他	160
7	火災対策	160
7-1	教育訓練	160
7-2	防災施設設備の整備	160
7-3	その他	161
8	危険物災害対策	161
8-1	教育訓練	161
8-2	その他	161
9	原子力災害対策	163
9-1	教育訓練	163
9-2	防災施設設備の整備	163
9-3	その他	163
10	その他の災害対策	164
10-1	教育訓練	164
10-2	その他	164
第4章	国土保全	166
1	治水事業	166
2	治山事業	166
2-1	国有林治山事業	166

2-2	民有林治山事業	166
3	地すべり対策事業	167
3-1	農林水産省所管事業	167
3-2	国土交通省所管事業	167
4	急傾斜地崩壊対策事業	167
5	海岸事業	167
6	農地防災事業	168
7	災害関連事業	168
8	地盤沈下対策事業	168
9	下水道における浸水対策	169
10	その他の事業	169
第5章	災害復旧等	171
1	災害応急対策	171
1-1	山形県沖を震源とする地震に対してとった措置	171
1-2	令和元年8月の前線に伴う大雨に対してとった措置	171
1-3	令和元年房総半島台風に対してとった措置	172
1-4	令和元年東日本台風に対してとった措置	173
1-5	その他の災害に対してとった措置	174
2	災害復旧事業	176
2-1	公共土木施設災害復旧事業	176
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	176
2-3	文教施設等災害復旧事業	176
2-4	厚生施設災害復旧事業	177
2-5	その他の災害復旧事業	177
3	財政金融措置	178
3-1	災害融資	178
3-2	災害保険	180
3-3	地方交付税及び地方債	181
4	災害復興対策等	182
4-1	被災者生活再建支援金の支給	182
4-2	阪神・淡路大震災に関する復興対策	182
4-3	平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に 関する復興対策	182

4-4	東日本大震災に関する復興対策	182
4-5	平成23年台風第12号による災害に関する復興対策	183
4-6	平成26年(2014年)広島土砂災害に関する 復興対策	184
4-7	平成26年(2014年)御嶽山噴火災害に関する 復興対策	184
4-8	平成28年(2016年)熊本地震に関する復興対策	184
4-9	平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する 復興対策	185
4-10	その他の災害に関してとった措置	185
第6章 国際防災協力		189
1	多国間協力	189
2	二国間協力	190

第3部 令和3年度の防災に関する計画

概 要	192
第1章 科学技術の研究	193
1 災害一般共通事項	193
2 地震災害対策	195
2-1 地震に関する調査研究	195
2-2 震災対策一般の研究	197
3 津波災害対策	198
3-1 津波に関する調査研究	198
3-2 津波対策一般の研究	198
4 風水害対策	198
5 火山災害対策	200
6 雪害対策	200
7 火災対策	201
8 危険物災害対策	201
9 原子力災害対策	202
第2章 災害予防	203
1 災害一般共通事項	203
1-1 教育訓練	203
1-2 防災施設設備の整備	205
1-3 災害危険地住宅移転等	208
1-4 その他	208
2 地震災害対策	218
2-1 教育訓練	218
2-2 防災施設設備の整備	219
2-3 その他	224
3 津波災害対策	225
3-1 教育訓練	225

3-2	防災施設設備の整備	225
3-3	その他	227
4	風水害対策	227
4-1	教育訓練	227
4-2	防災施設設備の整備	228
4-3	その他	230
5	火山災害対策	232
5-1	教育訓練	232
5-2	防災施設設備の整備	232
5-3	その他	233
6	雪害対策	233
6-1	教育訓練	233
6-2	防災施設設備の整備	234
6-3	その他	235
7	火災対策	235
7-1	教育訓練	235
7-2	防災施設設備の整備	235
7-3	その他	235
8	危険物災害対策	236
8-1	教育訓練	236
8-2	その他	236
9	原子力災害対策	238
9-1	教育訓練	238
9-2	防災施設設備の整備	238
9-3	その他	238
10	その他の災害対策	239
10-1	教育訓練	239
10-2	その他	239
第3章	国土保全	241
1	治水事業	241
2	治山事業	241
2-1	国有林治山事業	241
2-2	民有林治山事業	241

3	地すべり対策事業	242
3-1	農林水産省所管事業	242
3-2	国土交通省所管事業	242
4	急傾斜地崩壊対策事業	243
5	海岸事業	243
6	農地防災事業	243
7	災害関連事業	243
8	地盤沈下対策事業	243
9	下水道における浸水対策	244
10	その他の事業	244
第4章	災害復旧等	246
1	災害応急対策	246
1-1	自衛隊の災害派遣	246
1-2	非常災害発生に伴う現地災害対策等	246
1-3	緊急消防援助隊の災害派遣	246
1-4	災害救助費の国庫負担	246
1-5	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	246
1-6	その他の災害応急対策	246
2	災害復旧事業	246
2-1	公共土木施設等災害復旧事業	246
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	247
2-3	文教施設等災害復旧事業	247
2-4	水道施設等災害復旧事業	248
2-5	その他の災害復旧事業	248
3	財政金融措置	248
3-1	災害融資	248
3-2	災害保険	249
3-3	地方債	250
4	災害復興対策等	250
4-1	被災者生活再建支援金の支給	250
4-2	阪神・淡路大震災に関する復興対策	250
4-3	東日本大震災に関する復興対策	250
4-4	平成23年台風第12号による災害に関する復興対策	253

4-5	平成26年(2014年)広島土砂災害に関する 復興対策	253
4-6	平成26年(2014年)御嶽山噴火災害に関する 復興対策	253
4-7	平成28年(2016年)熊本地震に関する復興対策	254
4-8	平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する 復興対策	254
4-9	平成30年(2018年)7月豪雨に関する復興対策	255
4-10	平成30年(2018年)台風第21号に関する復興対策	256
4-11	平成30年(2018年)北海道胆振東部地震に関する 復興対策	256
4-12	平成30年(2018年)台風第24号に関する復興対策	257
4-13	令和元年(2019年)8月の前線に伴う大雨に関する 復興対策	258
4-14	令和元年房総半島台風に関する復興対策	258
4-15	令和元年東日本台風に関する復興対策	259
4-16	令和2年7月豪雨に関する復興対策	260
4-17	その他の災害に関する復興対策	260
第5章 国際防災協力		262
1	多国間協力	262
2	二国間協力	263
附属資料		265

本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

各施策について、詳しくは内閣府防災情報ホームページ等を御覧ください。
URL:<http://www.bousai.go.jp/index.html>

はじめに

令和3年版防災白書では、特集を「新型コロナウイルス感染症の影響下における災害対策」と題し、新型コロナウイルス感染症の影響下における自然災害に向けた準備や令和2年度に発生した主な災害の被害状況及び政府対応、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等について記載しています。

また、「第1部」においては、令和2年度中の我が国の災害対策の取組の状況等として、

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の作成
- ・令和元年度に発生した災害において明らかとなった課題に対する対応等について行った防災基本計画の修正（令和2年5月）
- ・首都圏における大規模水害広域避難の検討
- ・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討

など、令和2年度に重点的に実施した施策の取組状況について取り上げています。

「令和3年版防災白書」における主な法律・指針等の新設・改正事項（掲載順）	本体頁
・「被災者生活再建支援法」の改正	26
・「災害対策基本法」等の改正	35
・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」の公表	40
・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の公表	42
・「特定都市河川浸水被害対策法」等の改正	46
・「防災×テクノロジー」タスクフォースのとりまとめの公表	49
・共同メッセージ「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略 ～『原形復旧』から『適応復興』へ～」の公表	51
・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の閣議決定	57
・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の作成	85

特集

新型コロナウイルス 感染症の影響下 における災害対策

第1章

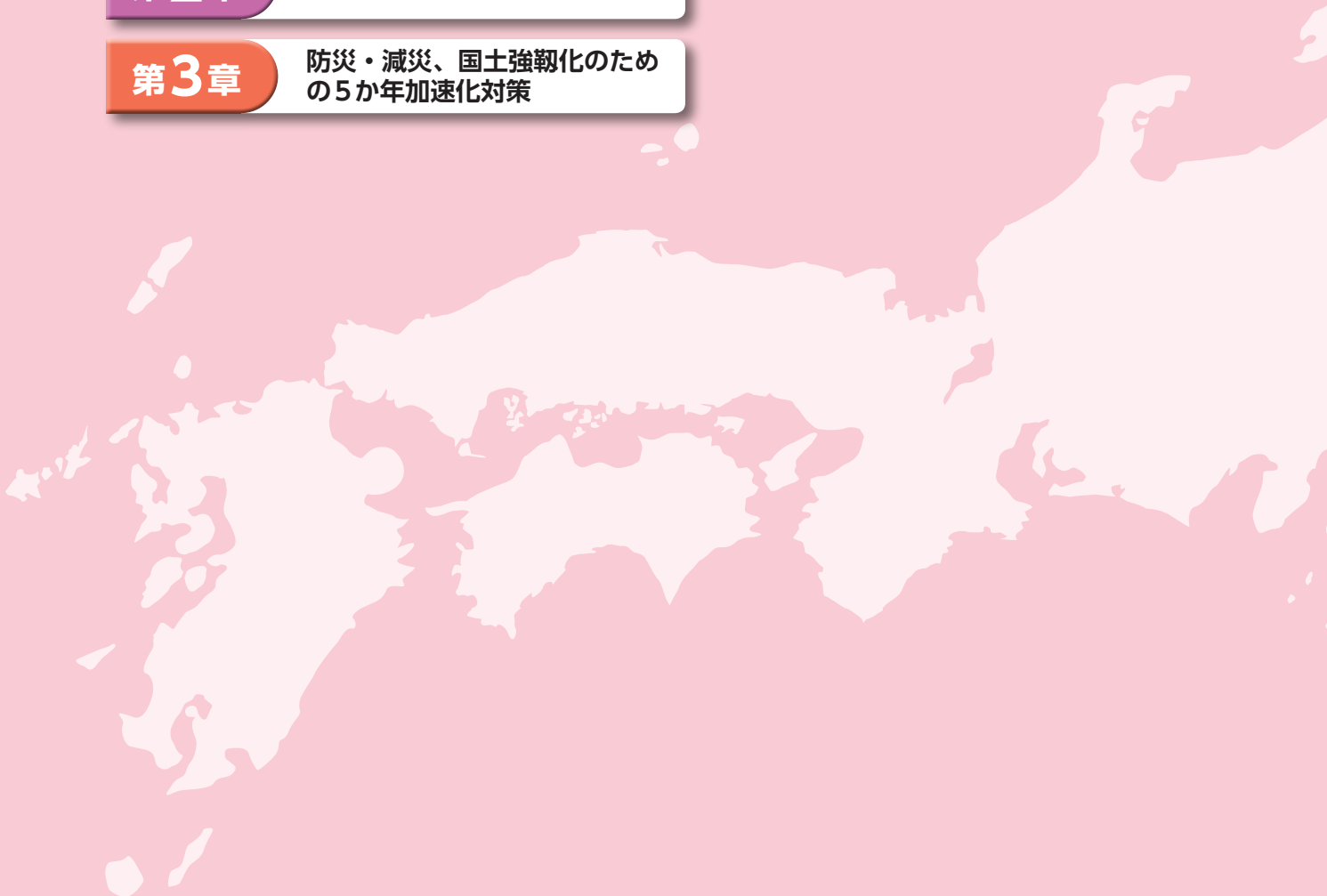
令和2年度の災害

第2章

さらなる災害対策の拡充

第3章

防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策



新型コロナウイルス感染症については、一部の地域で感染拡大が見られ、令和2年3月26日に政府対策本部が設置されるなど、政府として危機管理上重要な課題として、対策が講じられている。このような状況の中で、令和2年度は日本各地で豪雨や地震、大雪等の災害が発生した。特に、令和2年7月豪雨や令和2年12月～令和3年1月の大雪、令和3年2月の福島県沖を震源とする地震等の災害により顕著な被害が発生した。新型コロナウイルス感染症の影響下での自然災害においても、住民等に対して必要な支援と感染症対策が実施できるように、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた防災対策等を今後も維持・向上していく必要がある。

令和3年版防災白書の「特集」は、新型コロナウイルス感染症の影響下における災害対策を主なテーマとし、新型コロナウイルス感染症の影響下における自然災害に向けた準備及び令和2年度に発生した主な災害の被害状況、政府対応等について概説する（第1章）。その上で、さらなる災害対策の拡充として「災害対策基本法等の一部を改正する法律」や住民の避難行動対策等について概説する（第2章）。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について概説する（第3章）。

第1章 令和2年度の災害

第1節 新型コロナウイルス感染症の影響下における災害対策

1-1 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた避難所の対策について

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止のために政府を挙げて取り組んでおり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、令和2年4月以降、累次にわたって通知等を発出し、（1）分散避難に向けた行動の周知、（2）ホテル・旅館等も活用した可能な限り多くの避難所の開設の促進、（3）避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の周知、（4）災害発生時における新型コロナウイルス感染症患者等に関する情報共有など、感染症対策に万全を期すよう、関係省庁が連携して地方公共団体の取組に対して様々な助言を行った。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/korona.pdf>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/hinan_korona.pdf）

なお、避難所における感染症対策に係る従来からの取組としては、政府として、避難所に係る各種ガイドライン等^{*}を定め、避難所において必要な対策を講じるよう市町村に対して周知している。

※避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）

（参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>）

避難所運営ガイドライン（内閣府）

（参照：http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf）

避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン（厚生労働省）

（参照：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121878.html>）

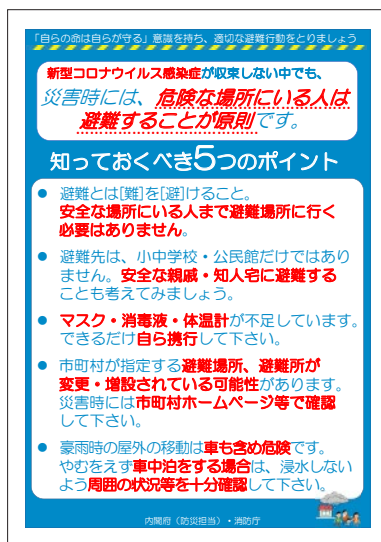
（1）分散避難に向けた行動の周知

新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、災害の危険性が高まっている場所にいる人は、避難場所を始めとする安全な場所に避難することが原則であり、3つの「密」の回避にも寄与す

る観点から、①「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないこと、②避難先は避難場所・避難所に限るものではなく安全な親戚・知人宅等も避難先となること等について住民の理解を促すよう、地方公共団体に対して、チラシを各戸に配布又は回覧し住民に確認してもらうよう依頼した。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>)

新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について



出典：内閣府資料

(2) ホテル・旅館等も活用した可能な限り多くの避難所の開設の促進

発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ることが重要である。このため、地方公共団体に対して自らの公共施設だけでなく、ホテル・旅館等や国等の研修施設等の活用を速やかに検討するよう通知した。

①ホテル・旅館等の活用

災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性がある。都道府県においては、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう支援することが重要である。その際、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、都道府県の防災担当部局や保健福祉部局がよく連携・調整を図った上で進める必要がある。内閣府、消防庁、厚生労働省においては、このような取組を行い、ホテル・旅館等の活用を速やかに検討するよう地方公共団体に対して通知を发出し、取組を促した。

また、厚生労働省及び観光庁においては、都道府県の宿泊団体等に対して、受入れ可能なホテル・旅館等のリストをあらかじめ作成し、地方公共団体から借上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をいただくよう、地方公共団体の取組を支援した。

(参照：http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf)

②各省庁や独立行政法人等の所有する研修施設等の活用

各省庁及び所管の独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出に協力するよう、内閣府及び消防庁から各省庁に対して協力を依頼するとともに、各省庁及

び各省庁所管の独立行政法人等の貸出可能な施設のリストの作成を依頼した。

各省庁で作成したリストは、内閣府より都道府県を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供した。

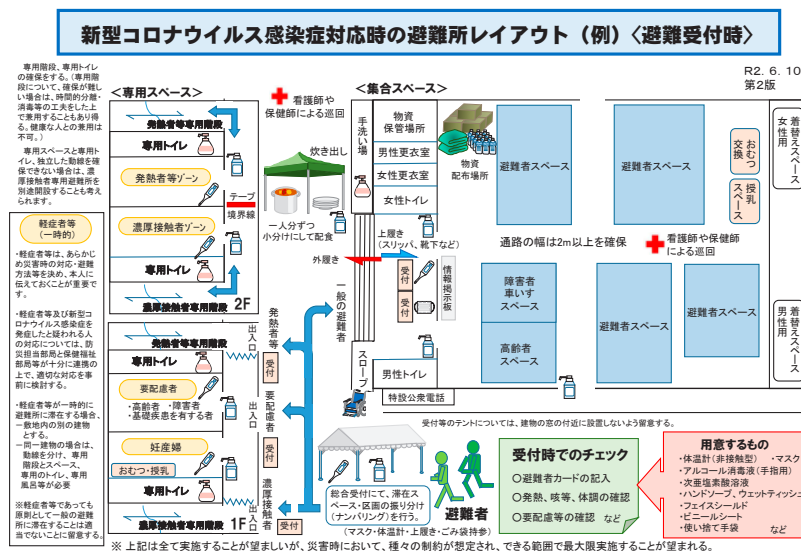
(参照：http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/syukuhaku.pdf)

(3) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の周知

① 避難所のレイアウト、スペースの利用方法等

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト、パーティションやテント等を活用した健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト等の参考例を作成し、地方公共団体に周知し、現場での対応を支援した。

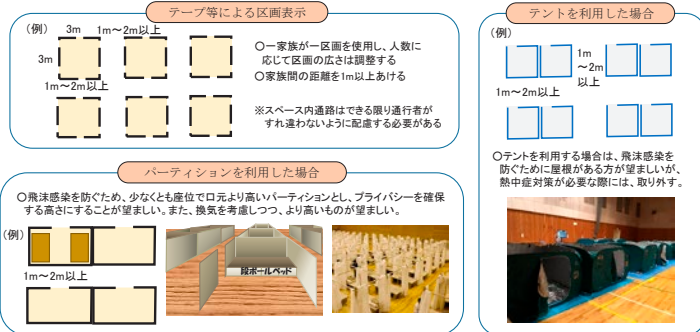
(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf)



健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

R2.6.10 第2版

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障害者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下同様の考え方で利用することも考えられる。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
 ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
 ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、できる範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府

② 避難者の健康管理や避難所の衛生管理等の留意事項等

地方公共団体における避難所の開設・運営などの参考となるよう、自宅療養者等の避難先等の検討や、避難者の健康管理に関することの準備、濃厚接触者専用の避難所の検討、避難所における衛生管

理のためのスペースの利用方法等の検討、避難所の衛生環境の確保、十分な換気の実施やスペースの確保などについて、Q&Aやポイント集、オンライン動画などを作成し、関係省庁連名で地方公共団体に通知し、事前の準備等を要請した。

(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA2.pdf
http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf
<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>)

③物資の備蓄等

内閣府及び消防庁においては、災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資の備蓄に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であり、この交付金の活用も検討の上、備蓄を進めるよう地方公共団体に通知した。

(4) 災害発生時における新型コロナウイルス感染症患者等に関する情報共有

都道府県、保健所設置市又は特別区の保健福祉部局が保有する新型コロナウイルス感染症に関する情報について、適時適切に都道府県及び市町村の防災担当部局と情報共有が図られることは、災害時の対応を適切に行う観点から有用であると考えられることから、内閣府、厚生労働省等から、平時や、台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時などにおける情報共有の留意事項について地方公共団体に周知した。

(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_0708.pdf)

1-2 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた物資の確保について

大規模災害発生時に避難所で必要な物資については、地方公共団体が備蓄するのが基本であるが、新型コロナウイルス感染症対策として必要なパーティションや衛生用品については、令和2年の出水期を迎えるまでに、流通状況等の問題もあり、地方公共団体において必ずしも十分には備蓄できていない状況であった。

そのため、内閣府は、厚生労働省を始め関係機関と連携し、地方公共団体における感染症対策物資の確保を支援するため、各地方公共団体内の衛生部局や民生部局と防災部局間でのマスク等の備蓄の融通が可能である旨の技術的助言等を行うとともに、厚生労働省が把握するマスクの販売業者に係る情報提供や、優先供給スキームの活用を通じた手指消毒用エタノールの購入支援など、前例のない省庁横断的な対策を実施し、迅速な地方公共団体の物資確保の支援に努めた。

また、避難所の生活環境改善の観点から早期の支援が必要であるが、製造に一定の時間を要するため、内閣府において備蓄している段ボールベッドに加え、新型コロナウイルス感染症対策として必要な衛生用品（マスク、消毒液等）やパーティション等の感染症対策物資の備蓄も行い、早期のプッシュ型支援に備えた。

(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/0612_mask.pdf
http://www.bousai.go.jp/pdf/20200617_corona_ethanol.pdf
http://www.bousai.go.jp/pdf/0619_corona_mask_ethanol.pdf)

1-3 その他の対応について

(1) 罹災証明書交付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、被災した住家の調査や罹災証明書交付業務において、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）が発生することが懸念されることから、感染防止対策を取りまとめ、全国の地方公共団体に周知した。

(参照：http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/colona_risai.pdf)

(2) 応援職員派遣について

新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での国の職員の応援派遣に当たっては、長期間健康状態に問題がなく、周囲にも体調不良者のいない職員であることを前提に、マスクの着用や手指消毒、共有物品の消毒の徹底等、感染防止対策に留意しながら実施している。

令和2年7月豪雨の際には、熊本県からの要請を踏まえ、職員派遣前に各省庁において県作成の衛生等に関するチェックリスト記載項目を周知徹底すること、着任後には毎日の体温測定や味覚異常などの自覚症状の確認等の体調管理を徹底し、健康状態を現地各所属の責任者に対して報告することを関係省庁間で周知徹底した。

地方公共団体からの応援職員の派遣についても、感染症の拡大防止に万全を期することが重要であり、被災地への迅速な応援派遣を行うため、国の職員と同様に、健康状態を確認した上で派遣することや、派遣中及び帰任後を通じて派遣職員の健康管理を徹底することなど、対応に当たっての留意事項を通知した。

(参照：https://www.soumu.go.jp/main_content/000689055.pdf)

(3) 災害ボランティアについて

災害発生時には、被災地の内外からボランティアが駆け付け、様々な被災者支援活動を行うなど、ボランティアは被災地の復旧・復興、被災者の生活再建において重要な役割を果たしている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、ボランティアが被災地で支援活動を行う場面で感染が拡大することがないように留意する必要がある。そのため、ボランティア活動の調整等を行う、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「JVOAD」という。）や全国社会福祉協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響下におけるボランティア活動に関し、留意事項をそれぞれ示した。内閣府は、これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響下においてボランティアの受入れが被災地域や近隣地域など限られた範囲での対応となるなど活動人員等に制約のある条件下で、被災者支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO等が一層連携するよう地方公共団体に通知し、対応を促した。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/pdf/tsuchi/volunteer/partnership.pdf>)

①「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（JVOAD作成）

下記3つの事項を災害対応の基本方針として示しており、その他に従来の災害対応と異なる点、NPO等支援組織の活動の在り方、現地で支援を行う際に準備・確認すべきことなどを示している。

①	支援は地元の意向に配慮することを前提に対応を考えること。
②	支援は被災した地域内での対応を中心とし、原則外部からの応援は遠隔対応を主体とすること。
③	現地災害対策本部や行政等の要請がある場合、支援に必要なノウハウを有する支援者が被災地で活動することがあること。

②「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」(社会福祉法人全国社会福祉協議会 作成)

新型コロナウイルス感染症の影響下における災害ボランティアセンター（以下この節において「災害VC」という。）の設置・運営に関して、下記をポイントとして示している。

①	<p>【災害VCの設置・運営】</p> <p>災害VCの設置については、被災者ニーズに基づき、専門家等の意見を踏まえ、行政と協議し判断すること。</p> <p>災害VCの設置を迅速に判断するため、発災前に市区町村行政と協議し必要事項を決定しておくこと。</p>
②	<p>【ボランティアの募集・受入れの基本的考え方】</p> <p>ボランティアの募集範囲の拡大は、政府の基本的対処方針の考え方のもと、被災地域の住民のニーズや意見・意向等を踏まえ、行政（都道府県及び市区町村）と協議し判断すること。</p>
③	<p>【感染拡大防止に配慮した運営】</p> <p>災害ボランティア活動を実施する際は、感染拡大防止を徹底すること。</p> <p>不特定多数が災害VCに訪れることで密集状況となることがないように事前登録制等の工夫をすること。</p>

第2節 令和2年度に発生した主な災害

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生している。近年では平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年においても房総半島台風や東日本台風により大規模な被害を受けた。令和2年度では、令和2年7月豪雨、令和2年12月～令和3年1月の大雪、令和3年福島県沖を震源とする地震等により顕著な被害が発生した。特に令和2年7月豪雨では、九州、中部、東北地方を始めとした広範囲の地域において多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらした。また、12月以降、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪が少ない九州や四国でも積雪となったところがあった。

令和2年に発生した主な災害



出典：水害レポート2020（国土交通省）

2-1 令和2年7月豪雨による災害

(1) 概要

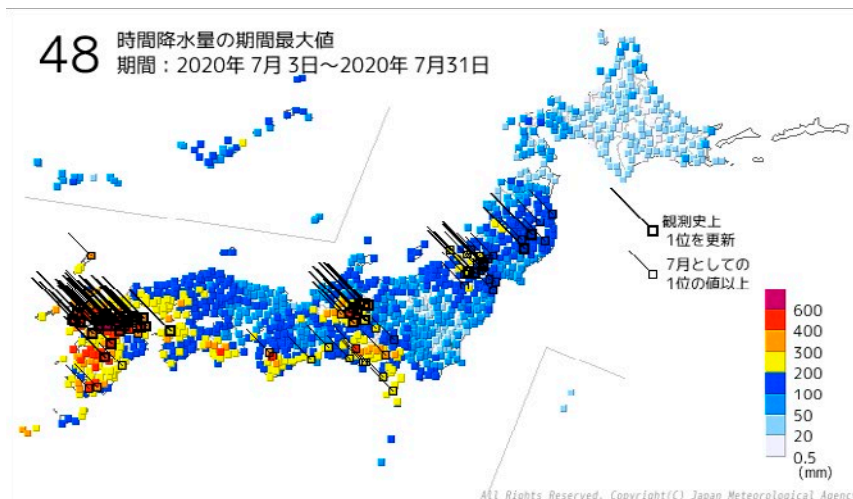
令和2年7月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通って東日本にのびてほとんど停滞した。前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日にかけて記録的な大雨となった。また、岐阜県周辺では6日から激しい雨が断続的に降り、7日から8日にかけて記録的な大雨となった。気象庁は、熊本県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県の7県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

その後も前線は本州付近に停滞し、西日本から東北地方の広い範囲で雨の降る日が多くなった。特に13日から14日にかけては中国地方を中心に、27日から28日にかけては東北地方を中心に大雨となった。

7月3日から7月31日までの総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部地方、東海地方及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値となった。

そして、令和2年7月豪雨は新型コロナウイルス感染症の影響下において、初めての大規模な災害となった。

48時間降水量の期間最大値（7月3日～31日）



主な期間降水量（7月3日～31日）

都道府県	市町村	地点名（よみ）	降水量
			(mm)
長野県	木曾郡王滝村	御嶽山（おんたけさん）	2135.5
高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬（やなせ）	2032.5
岐阜県	下呂市	萩原（はぎわら）	1810.0
大分県	日田市	椿ヶ鼻（つばきがはな）	1714.5
和歌山県	田辺市	護摩壇山（ごまだんざん）	1672.0

出典：気象庁ホームページより内閣府にて作成

(2) 被害状況

令和2年7月豪雨により、死者は84名（富山県1名、長野県1名、静岡県1名、広島県2名、愛媛県2名、福岡県2名、長崎県3名、熊本県65名、大分県6名、鹿児島県1名）、行方不明者は2名（熊本県2名）、重傷者は25名（山形県1名、長野県2名、岐阜県1名、広島県2名、福岡県5名、長崎県1名、熊本県12名、大分県1名）、軽傷者は55名となった。住家被害は、全壊が1,620棟、半壊・一部損壊が8,103棟、床上・床下浸水が6,825棟であった（消防庁情報、令和3年2月26日現在）。

（参照：https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/210226_ooame56.pdf）

人的・住家被害（令和3年2月26日現在）

■人的被害				■住家被害						
	死者	行方不明者	重軽傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
広島	2	0	3	山形	1	62	7	150	555	
福岡	2	0	9	岐阜	6	36	85	31	304	
長崎	3	0	1	福岡	14	992	977	681	1,920	
熊本	65	2	47	熊本	1,489	3,097	2,031	301	441	
大分	6	0	2	大分	68	209	202	129	469	
その他	6	0	18	その他	42	113	292	360	1,484	
合計	84	2	80	合計	1,620	4,509	3,594	1,652	5,173	

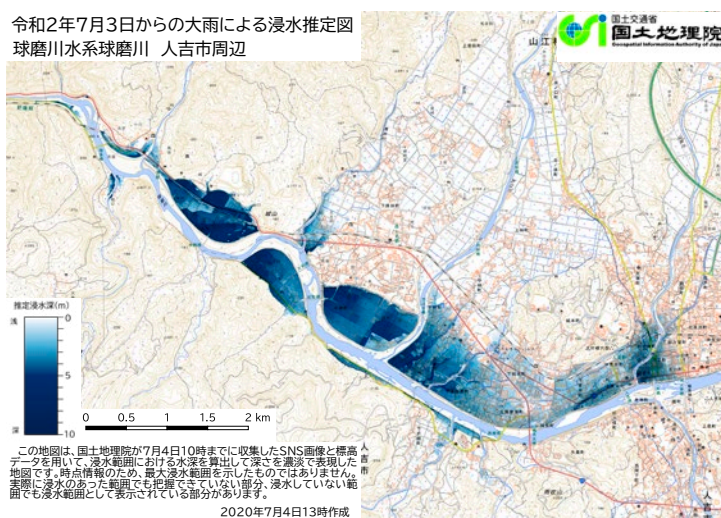
出典：内閣府資料

また、九州地方、東海地方及び東北地方を中心に停電や断水が生じ、熊本県では約8,800戸（最大）の停電、約27,000戸（最大）の断水が発生した。加えて、通信障害の発生などのライフライン、道路や鉄道等の交通インフラ、農作物等にも大きな被害が生じた。

国が管理する7水系10河川、県が管理する58水系193河川で決壊等による氾濫が発生し（国が管理する1河川2ヶ所、県が管理する3河川3ヶ所では堤防が決壊）、がけ崩れや土石流等の土砂災害が961件発生した。

熊本県球磨村では特別養護老人ホーム千寿園の入居者14名が浸水被害により死亡し、この災害の死者の約8割が65歳以上となるなど、高齢者の被害割合が高かった。

令和2年7月豪雨による浸水推定図 【球磨川（人吉市付近）】



出典：国土地理院資料

令和2年7月豪雨の被害状況



熊本県（球磨村）の浸水被害（内閣府資料）



熊本県（球磨村）の浸水被害（内閣府資料）



熊本県（人吉市）の浸水被害（内閣府資料）



熊本県（球磨村）の浸水被害（内閣府資料）

また、災害救助法の適用団体は9県98市町村に上った。熊本県の市町村を中心に、合わせて34府県において避難指示（緊急）及び避難勧告が発令され、ピーク時における避難所での避難者数は10,963人超に達した（内閣府、消防庁情報）。

(3) 政府等の対応

政府は、最初の大雨特別警報が発令された令和2年7月4日4時50分に、安倍内閣総理大臣（当時）から「国民への適時的確な情報共有」、「避難支援等の事前対策」、「被害が発生した場合の政府一体となった災害応急対策」に関する指示を行うとともに、同日から関係閣僚会議を開催し、さらに同日に熊本県庁と鹿児島県庁へ内閣府調査チームを派遣した。警察、消防、自衛隊、国土交通省等においても、発災直後から全国の部隊等を被災地に派遣し、救出救助活動や二次災害防止活動、生活支援等を実施した。

7月5日には安倍内閣総理大臣（当時）出席のもと第1回の「令和2年7月豪雨非常災害対策本部」を開催した（同月30日まで同会議を計12回）。

7月13日には、安倍内閣総理大臣（当時）及び武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が熊本県の現地視察を実施した。加えて、武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が5県（同月4、5、8日：熊本県、7、15、16日：福岡県、9日：鹿児島県、16日：大分県、23日：岐阜県）、小此木内閣府特命担当大臣（防災）が熊本県（9月26日）の現地視察を実施した。

7月6日には、各府省の事務次官級職員を構成員とする「被災者生活・生業再建支援チーム」が、安倍内閣総理大臣（当時）からの指示のもと設置され、同月30日に被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策を取りまとめた「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を決定した。また、同月14日には約22.1億円、同月31日には対策パッケージの策定と合わせて1,017億円の予備費の使用を閣議決定した。

被災自治体に対しては、政府から生活に必要な物資や感染症対策物資（マスク、消毒液、パーティション等）を調達・発送し、被災された方々の支援（プッシュ型支援）も行った。この際、令和2年4月から運用が開始されていた「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、あらかじめ被災自治体が登録していた在庫情報をもとに、従来よりも効率的に物資が輸送された。

激甚災害の指定については、令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害として、令和2年8月25日に指定政令の閣議決定を行った（附属資料14-1（附-26～28頁）参照）。

この他、「応急対策職員派遣制度」に基づく被災自治体への応援職員の派遣が行われ、熊本県内の被災8市町村の災害マネジメントを支援するため、10県市から延べ約460名の総括支援チームを派遣し、災害対策本部の運営支援等を行った。また、同被災市町村への対口支援団体を決定し、11県市から延べ約5,900名の応援職員を派遣し、罹災証明に係る家屋調査等の支援を行った。



令和2年7月豪雨非常災害対策本部（第1回）



現地視察を行う安倍内閣総理大臣（当時）と
武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）

2-2 令和2年7月豪雨における避難所等の対応について

令和2年7月豪雨の災害で得られた被災地での経験やノウハウについては、今後の災害対応に活かしていくため、新型コロナウイルス感染症の影響下での対応の観点も含め取りまとめて全国の地方公共団体に通知した。

（1）新型コロナウイルス感染症の影響下における避難所運営

令和2年7月豪雨は、新型コロナウイルス感染症の影響下における初めての大規模災害となった。避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、それまで通知等により、新型コロナウイルス感染症の影響下において必要な対応等について地方公共団体の取組を促してきたこともあり、3つの密の回避を図るため、避難所におけるレイアウトの例やQ&A等の通知も踏まえ、マスクや消毒液などの避難所の衛生管理や、パーティション、段ボールベッド等による避難者の十分なスペースの確保だけでなく、受付時は検温・問診を行い、その結果に応じて専用スペースを割り当てるなどの健康管理や発熱者への対応が行われた。政府においては、被災地のニーズを踏まえ、非接触型体温計やパーティション等のプッシュ型支援などを行った。

新型コロナウイルス感染症対策のため、避難所においては、従来に比べ一人当たりのスペースをより広い面積で確保することが必要となり、従来想定していた収容人数を大幅に下回ったことから、発災当初は予定していなかったスペースを避難所として利用することとした施設もあったが、避難所における感染症対策等は概ね適切に行われた。

また、令和2年7月豪雨は夏季の災害であることから、避難所における熱中症を防止するため、暑さ対策を講じるように促した。



段ボールベッドの活用（内閣府資料）



パーティションの活用（内閣府資料）

避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組例

<p>1. 避難者の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 受付時にチェックリストによる問診、検温を実施 ➢ 1時間ごとに巡回、声掛けを実施し、健康状態を把握 ➢ 受付時の聞き取り、毎朝の健康状態確認、検温の実施 ➢ 非接触型体温計で検温、アルコール消毒の実施 ➢ 受付時の問診の結果に応じて専用スペースを割当て ➢ 一般の避難者スペースでは、パーティションによる区画ごとに番号管理 ➢ 各避難所に保健師やDMATが巡回 ➢ 看護師や医療スタッフが常駐し、健康チェックを実施 	<p>2. 避難所の衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ マスク、消毒液のほか、ゴミ袋、手袋、タオル、フェイスシールドを用意 ➢ 避難者配用のマスク、ウェットティッシュのほか、施設内の定期的な消毒用除菌シートを準備 ➢ テーブルやドアノブ、トイレ、階段手すり等の消毒 ➢ 清掃時に、次亜塩素酸で消毒
<p>3. 避難者スペースの十分な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ パーティションやテープ等を利用して区画を示し、避難者のスペースを確保 ➢ 家族間の間は2m離すよう世帯ごとのスペースを配置 ➢ 世帯ごとにテントを設置 	<p>4. 発熱者等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専用スペースの確保のほか、専用トイレ、動線も確保 ➢ 発熱者や基礎疾患を持つ避難者には、避難所に隣接する別施設を準備 ➢ 症状をみて、避難所ではなく病院へ緊急搬送 ➢ 発熱者は別室に隔離。その後、保健所に相談したり、救急の場合は病院へ搬送 ➢ 発熱者等専用の避難所を確保し、保健師を配置
<p>5. ホテル・旅館等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県主導で、避難所に避難した要配慮者にホテル・旅館の希望を聴取し、県の宿泊団体と調整して県内全域の受入れ可能なホテル・旅館を紹介 ➢ 隣接県のホテル・旅館を活用 	<p>6. その他、県や市町村同士による調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発災後、県内の全ての避難所において、新型コロナウイルス感染症防止対策についてチェックリストを用いて一斉確認。 ➢ 避難所ごとの状況を把握するため、県が避難所カルテ（統一フォーマット）を作成。避難所外避難者数（車中泊、自宅、親戚等宅ごとの人数）や、高齢者・発熱者等の人数などの記載欄も設定。 ➢ 隣接市町村の施設を福祉避難所として活用。

出典：内閣府資料

(2) ホテル・旅館等の避難所としての活用

令和2年7月豪雨においては、熊本県では、球磨川沿いの市町村に被害が集中したことにより、避難所を確保するために当該市町村外の施設（旧校舎等）を借りた取組が行われた。

また、熊本県は、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、県下全域で受入れ可能なホテル・旅館を確保し、借上げ等に係る費用について、災害救助法による国庫負担の対象とするとともに、熊本県が主導して要配慮者等の避難者を斡旋した。さらに、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力の下、被災したホテル・旅館を応急的に修理し、避難所として活用する取組を行った。

(3) 避難所外避難者の支援

避難所は、地域の支援拠点として、避難所外避難者を含めた被災者に対する情報発信の場となるとともに、情報を収集する場所や必要な物資を受け取る場所となるので、適切な対応が可能となるよう準備が必要である。

令和2年7月豪雨においては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、自宅や親戚・知人宅等への避難を促したことや、孤立集落が発生したこと等から、避難所外避難者が相当数おり、熊本県内

の各被災市町村においては、行政に加え、自治会等の地縁団体、医療、福祉関係団体とも連携しながら様々な手法により、避難所外避難者の把握に努め、必要な物資や医療、介護などのサービスの支援が行われた。具体的には、

- ①要介護高齢者等の避難行動要支援者に対しては、ケアマネジャー等による安否や健康状態の把握等を実施
- ②高齢者・障害者世帯等に対しては、保健所等において民生委員等からの情報等を踏まえた家庭訪問を実施
- ③その他の世帯については、罹災証明書の申請時等に、避難者とその必要な支援を把握など、避難者に応じた状況把握・支援等が行われた。

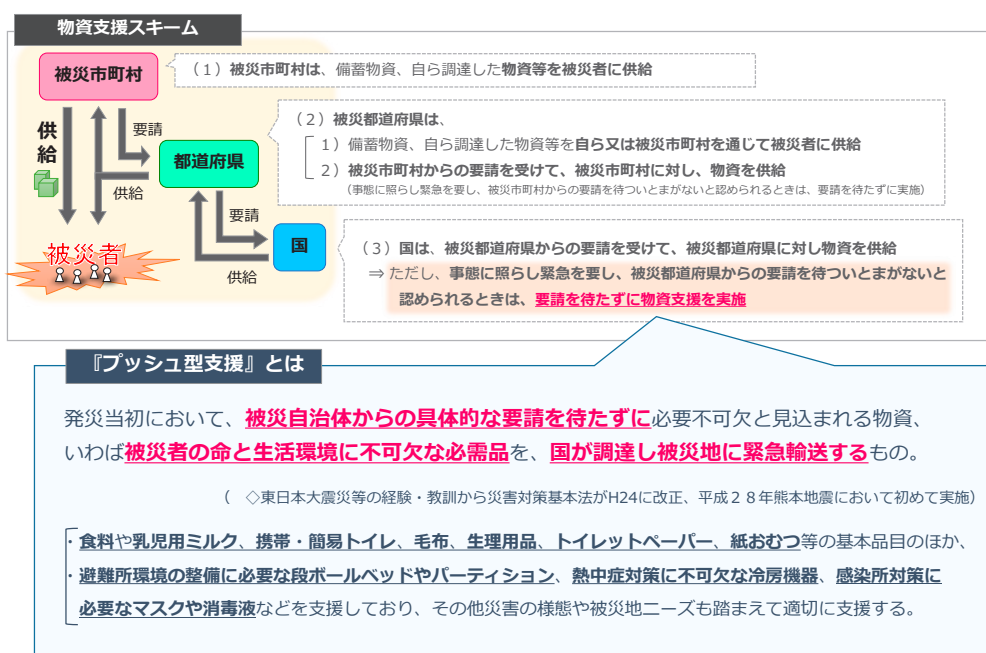
2-3 令和2年7月豪雨におけるプッシュ型支援の取組について

(1) プッシュ型支援

大規模災害発生時には、被災自治体において正確な情報把握に時間を要するとともに、民間の物資の供給能力が低下することなどから、被災自治体のみでは必要な物資を迅速に調達することが困難である。

このような場合に、国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援により、避難所等へ物資支援を行っている（これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等において実施。）。

災害時の物資支援について



出典：内閣府資料

令和2年7月豪雨では、熊本県に対して約137万点の物資の支援を行った。具体的には、飲食物のほか、避難所の環境改善に必要な段ボールベッド、熱中症対策に必要な冷房機器、新型コロナウイルス感染症対策に必要なパーティションや非接触型体温計など、被災地のニーズを踏まえ必要な物資支援を実施した。

令和2年7月豪雨での熊本県に対するプッシュ型支援品目

品目	数量 (到着ベース)	品目	数量 (到着ベース)
食料 (バックご飯、レトルト食品等)	118,679 点	布製パーティション	1,939 個
飲料 (水、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュース等)	199,554 点	テント型パーティション	120 個
段ボールベッド	1,500 個	非接触型体温計・体温測定器	208 点
冷房機器 (クーラー、スポットクーラー)	316 台	その他感染症対策用品 (大人・子供用マスク、消毒液、フェイスシールド等)	17,860 点
仮設・簡易トイレ (仮設は洋式・多目的含む)	80 点		
育児・介護用品 (おしりふき、おむつ、ほ乳瓶、車いす等)	5,460 点		
応急資材 (土のう、防塵マスク・ゴーグル、ブルーシート等)	747,790 点		
電化製品 (冷蔵庫、洗濯機、LEDランタン等)	2,968 点		
その他生活用品等 (衣類、下着、寝具、生理用品、清掃用品、各種雑貨等)	271,138 点		

○避難所の迅速な環境改善・感染症予防に貢献



出典：内閣府資料

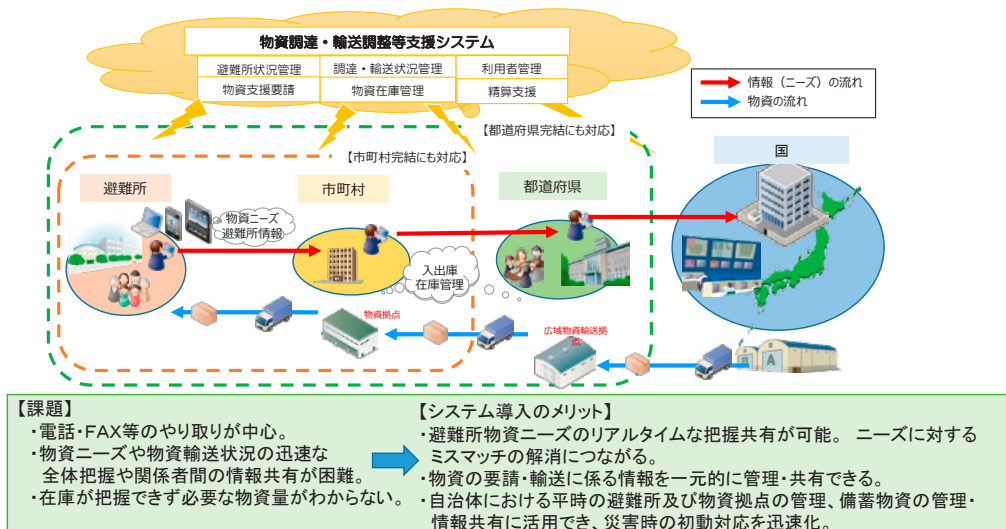
(2) 物資調達・輸送調整等支援システム

内閣府は、国、都道府県、市町村の三者がリアルタイムで物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することができる物資調達・輸送調整等支援システムを構築し、令和2年度から運用を開始した。

また、令和3年3月に、「南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村」に該当する都道府県・市区町村を対象に、自治体職員のシステム操作習熟等を目的として、南海トラフ地震を想定した「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作及び情報伝達訓練を実施した。

物資調達・輸送調整等支援システムの概要

- このシステムは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの
- 都道府県及び市町村の物資拠点や避難所の物資情報(ニーズ、調達・輸送状況等)を国・都道府県・市町村で共有できるよう開発し、2020年度より運用開始



出典：内閣府資料

2-4 ボランティア・NPO等による対応

(1) 令和2年に発生した主な災害におけるボランティアの対応

令和2年7月豪雨においては、山形県、岐阜県、島根県、福岡県、長崎県、大分県、熊本県において、社会福祉協議会による28の災害ボランティアセンター（以下この節において「災害VC」という。）が立ち上げられ、災害VCを通じ、累計約4万8千人のボランティアが活動を行った（令和3年4月15日現在）。発災当初は、主に家屋内からの泥出しや家具の片づけ等の作業に当たり、復旧・復興期には、見守り活動等（高齢者・障害者等の見守りなど）が実施されるなど、地域の実情に応じた被災者支援活動等が展開された。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被災地ではボランティアを県内や市町村内に限定して募集するとともに、ボランティアにマスクの着用、手洗い、人と人との距離の確保など、基本的な感染予防対策の実施を求めた。さらに、熊本県では、ボランティアの減少を補い、被災者の生活再建を支援するために、これまで主にボランティアが行っていた被災家屋内からの災害廃棄物や土砂の搬出を、市等の災害廃棄物処理事業等により、地元民間事業者等に委託して行い、事業を実施する際にはボランティア活動との分担も調整し、行政、民間事業者等、ボランティアが連携した取組が行われた。

また、災害VCを通じたボランティアの支援のみならず、専門性を有するNPO等により、土砂・がれきの撤去など被災家屋への技術的な支援や、被災地における災害廃棄物への対応、避難所の運営支援、在宅避難者支援、仮設住宅への支援、生業支援など、幅広い分野で支援活動が行われた。

災害ボランティア、情報共有会議の活動状況

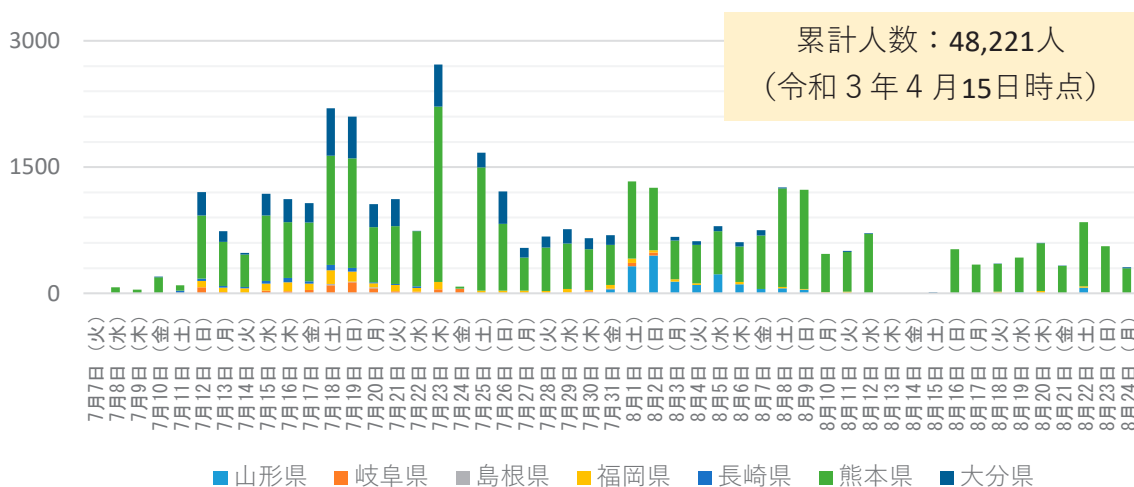
	令和2年7月豪雨（令和3年4月15日現在）
災害VC数	28
災害ボランティア数（累計）※1	48,221人
NPO等ボランティア活動実施団体数※2	196

※1：災害VCを経由したボランティアの人数

※2：福岡県、熊本県、大分県にて情報共有会議に参加した団体の数

出典：内閣府調べ

災害ボランティア人数の推移



出典：内閣府資料



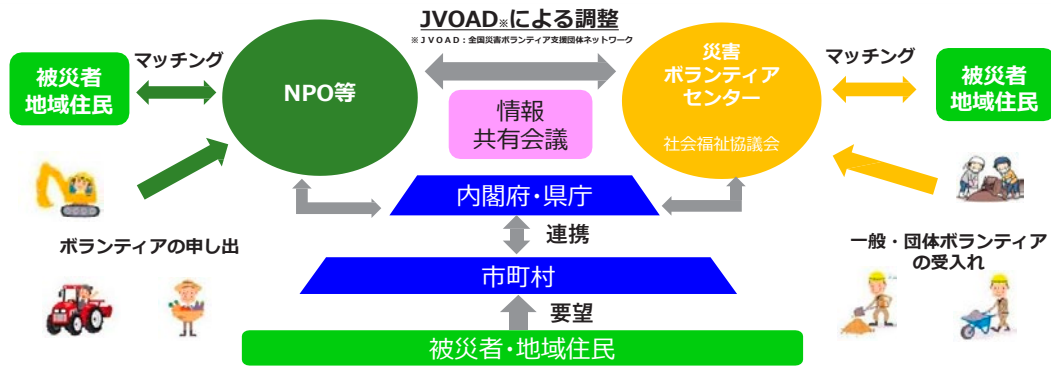
令和2年7月豪雨時におけるボランティア活動の様子

(2) 行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携の進展

平成28年の熊本地震以後、大規模災害時には、被災地で行政・社会福祉協議会・NPO等の多様な被災者支援主体が、情報共有会議を立ち上げて支援活動に関する情報を共有し、活動を調整することが定着してきている。

令和2年7月豪雨では、令和2年7月7日以降、情報共有会議が定期的に各被災地（岐阜県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県）で開催され、ボランティア不足への対応、在宅避難者への支援など、行政・ボランティア・NPOによる連携のとれた支援が実施された。特に熊本県では、人吉市と球磨村において、NPOが避難所の運営を支援するなどの協働・調整が図られた。

行政・災害VC・NPO等による多様な被災者支援主体による連携



被災各県における情報共有会議の開催状況

岐阜県	岐阜県災害ボランティア連絡調整会議 (7/13, 7/21)
福岡県	令和2年7月豪雨福岡情報共有会議 (7/11, 7/21, 7/30, 8/6)
佐賀県	葉隠会議 (7/17, 7/24)
熊本県	火の国会議 (7/7~毎日開催、8/4~毎週火・木開催) ※熊本地震以降、定期的で開催されていたが、 7/8から令和2年7月豪雨に関する内容で開催
大分県	おおいたの被災地をみんなで考えよう！ (7/11, 7/16, 7/22, 7/29, 8/5, 8/12, 9/2)



熊本県における情報共有会議の様子

全国域での取組としては、内閣府、JVOAD、全国社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）等により「全国情報共有コア会議」が開催され、新型コロナウイルス感染症の影響下において、広域的な移動が伴わない被災地支援の方法の検討などが行われた。



全国情報共有コア会議の様子

【コラム】

環境省と自衛隊との災害廃棄物対応に関するマニュアル策定について

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）や令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害において、広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、市町村や民間事業者のみでは、収集運搬体制が十分に構築できず、路上に災害廃棄物が堆積した事例があった。このため、被災自治体が応援自治体や民間事業者の支援を受け収集運搬体制を構築したほか、環境省、自衛隊、ボランティア関係団体を始めとした、関係省庁や関係機関が連携しながら処理を進めてきた。

環境省と防衛省は、これらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画に基づき、環境省、防衛省、自治体、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」を令和2年8月に策定した。

連携マニュアルの中で、災害廃棄物の処理主体はあくまで市町村であり、市町村が関係機関と連携し対応に当たることが前提であるとされている。その上で、環境省では発災時の役割分担に係る総合調整、市町村に対する財政支援策の周知、民間事業者との協定締結の促進を含めた助言等を担うのに対し、防衛省・自衛隊においては、被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、「事態やむを得ないと認める場合の応急対策」として活動を実施することになっている。

また、マニュアルの中で、関係者間の連携のグッドプラクティスの具体的な事例として、令和元年東日本台風の際に、市民・ボランティア・県・市・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を超えた多くの関係者が一体となってそれぞれの能力を活かした活動ができるよう、関係者との間で役割分担を実施して効果的な撤去を実現した長野県長野市の「One NAGANO」の取組を取り上げている。

「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」は環境省のホームページの災害廃棄物対策情報サイト等で確認することができる。今後も、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう連携を強化していく。

（参照：http://kouikishori.env.go.jp/action/cooperation/pdf/cooperation_01.pdf）

自衛隊の作業前後の様子（7月16日熊本県球磨村）



【コラム】

人吉市での家屋の災害廃棄物対応における自衛隊との協力、民間の力の活用について

令和2年7月豪雨では、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で被害が生じ、それに伴い多くの災害廃棄物が発生した。環境省では、本省職員や支援自治体の職員、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家からなる現地支援チームの派遣、公益社団法人全国都市清掃会議や民間団体の協力による県内外の自治体や民間事業者からのごみ収集車の派遣、地方環境事務所によるきめ細かい技術的支援、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等を実施した。

災害廃棄物の被害が甚大であった市町村の一つである熊本県人吉市では災害初動期において、排出困難者に対する大型災害廃棄物撤去支援が実施された。片付けごみの搬出において、畳・家具・家電・金属は重く、取扱いに苦慮する部分もある中、自衛隊や民間事業者との円滑な連携で、これらの四品目を一掃し、分別された大型廃棄物の撤去により片付け作業が進み、生活再建を強力に後押しすることができた。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響下という状況を勘案し、地元の企業やボランティアに事前周知した上で、市街地で集中的に片付けごみの家屋からの搬出を実施した。家屋から集積所に大型災害ゴミを搬出した後は、自衛隊員等が集積所の畳・家具・家電・金属をトラックに積み込み、専用仮置場で荷下ろしを行い、自治体職員の誘導・指導の下で、民間事業者が処分場への運搬を実施した。また、その他にも環境省が支援自治体、民間の関係機関等と連携して道路輸送や海上輸送による災害廃棄物の広域処理の実施、損壊家屋の解体の体制構築等により、着実に処理が進められた。

大規模災害時の廃棄物処理において、民間事業者やボランティア団体を含めた多様な関係者等による支援・協力は不可欠であり、発災時を見据えた平時からの連携体制の構築を引き続き行っていく。

大型災害ゴミ撤去支援（熊本県人吉市）

①大型災害ごみの撤去作業前
(7月11日)

②自衛隊作業中（7月11日）



③自衛隊作業後（7月11日）



④清掃事業者作業中（7月12日）



⑤全作業後（7月12日）

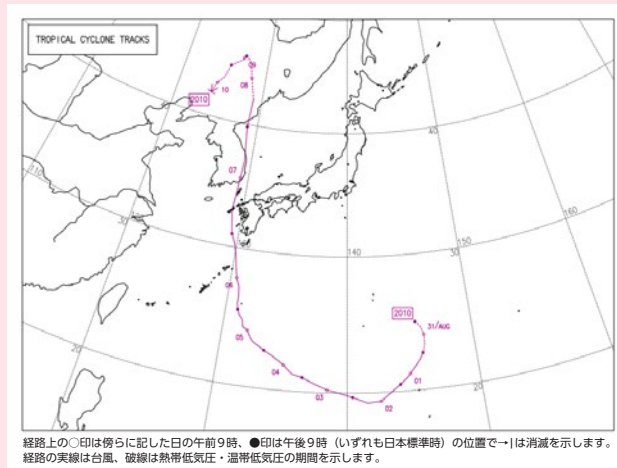
【コラム】 令和2年台風第10号について

大型で非常に強い令和2年台風第10号については、令和2年9月5日から7日にかけて特別警報級の勢力まで発達して、沖縄地方や奄美地方に接近し、その後も特別警報級の勢力を維持したまま北上して、九州に接近又は上陸するおそれが生じた。当時、台風が接近する地域では記録的な大雨・暴風・高波・高潮に最大級の警戒が必要と見込まれていた。このため、政府では、同月4日と6日に武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）から国民への早期避難を求める呼びかけを行うとともに、9月5日には内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁から関係都道府県に早急な避難についての事務連絡を送付し、知事・副知事等に市町村長への働きかけ等を依頼した。

台風第10号は、9月5日から7日にかけて大型で非常に強い勢力で南西諸島と九州に接近した後、朝鮮半島に上陸し、8日3時に温帯低気圧に変わった。長崎県野母崎で最大風速44.2メートル、最大瞬間風速59.4メートルとなり、南西諸島や九州を中心に猛烈な風又は非常に強い風を観測し、観測史上1位の値を超えるなど、記録的な暴風となった。また、宮崎県日向沖で11.4メートル、鹿児島県屋久島で10.4メートルの高波が観測されるなど、南西諸島や九州で猛烈なしけとなった。宮崎県神門で4日から7日までの総降水量が599.0ミリとなり、宮崎県の4地点で24時間降水量が400ミリを超えたほか、台風の中心から離れた西日本や東日本の太平洋側で24時間降水量が200ミリを超える大雨となった。

台風第10号では鹿児島県を始めとする九州地方を中心に、死者3名、行方不明者3名等の人的被害や、住家の全壊7棟、半壊40棟、一部破損1,637棟等の被害が発生し、土砂災害が発生したほか、約530,000戸の停電や約4,600戸の断水等のライフライン、道路や鉄道等の交通インフラ、農作物等にも被害が生じた。

令和2年台風第10号経路図



出典：気象庁

人的・住家被害（令和2年12月10日現在）

■人的被害	人的被害			■住家被害	住家被害					
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
佐賀	1	0	7	三重	0	0	1	7	83	
長崎	0	0	16	福岡	0	1	195	0	0	
熊本	0	0	22	長崎	4	15	24	0	0	
宮崎	1	3	7	宮崎	2	0	6	0	5	
鹿児島	1	0	14	鹿児島	1	20	1,276	1	3	
その他	0	0	44	その他	0	4	135	23	145	
合計	3	3	110	合計	7	40	1,637	31	236	

出典：内閣府資料

2-5 令和2年台風第10号を踏まえた今後の台風における避難の円滑化について

令和2年台風第10号への対応については、当該台風が非常に強い勢力を維持して九州にかなり接近又は上陸するおそれがあり、最大級の警戒が必要であったことから、関係地方公共団体において、住民に対して早急な避難の呼びかけを行うなど、多くの方々が危機意識をもって早期の避難行動をとったものの、避難所の中には収容人数に達し、他の避難所を紹介するなどした事例が多くあった。

内閣府では、台風第10号による避難者が多かった地方公共団体に対して、避難所の運営実態等について調査を実施し、今後、地方公共団体において、平時及び台風が接近した際の対応について留意すべき点を整理して、全国の地方公共団体に通知した。以下は、その主な留意すべき点である。

(1) 様々な避難先の確保等を促す周知・広報

避難先の確保に関する情報や避難情報、避難所の混雑状況に関する情報等を住民の方々に周知するに当たり、台風の際などには、防災行政無線の音が聞こえづらいとの指摘もあるため、戸別受信機や固定電話への避難情報等配信サービス等の活用、ホームページなどのインターネットによる情報提供など、効果的な情報発信の手段についても平時から検討すること。

(2) 避難の円滑化のための収容人数等の周知

令和2年台風第10号においては、避難所においても、新型コロナウイルス感染症対策として、3つの「密」の回避が求められ、収容人数が限られたことから、多くの市町村において収容人員を超過した避難所があり、

- ①他の避難所へ行くことができる天候の段階で他の避難所を紹介
- ②避難所で、避難スペースとして想定していた以外のスペースを避難スペースとして開設
- ③急遽、避難所を増設

等により対応した事例が多くあった。

こうしたことを踏まえ、以下のようなことについて、地方公共団体に周知した。

- ①平時から、早めの避難を促す準備を進めること
- ②安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等に避難すること、安全な場所にいる人は避難の必要がないこと等、避難を分散化させるための周知を行うこと
- ③収容人数を超えたことを住民に周知する方法として、多くの市町村では、当該避難所での掲示・口頭での説明であったが、避難所の開設・混雑状況を地方公共団体のホームページや防災メール・防災アプリ、防災無線等を活用して、住民に周知・広報した市町村もあったこと
- ④特定の避難所に避難者が集中することを防ぐ手段として、インターネット等で避難所の混雑状況をお知らせすることは、適切な情報に基づく避難を可能にし、避難所間の移動を防ぐこと等から、有効な方法であること

(3) 必要な避難所の当初からの開設

避難所の中には収容人数に達し、他の避難所を紹介するなどした事例があった。市町村においては、新たな避難所を開設することにより、必要な避難所を開設できた市町村があったが、新たな避難所を開設することは、開設情報を住民に十分に周知できない可能性があること、避難所間の移動における危険性もあることから、災害の大きさを適切に判断し、必要な避難所を、できる限り当初から開設すること。

2-6 令和2年12月～令和3年1月の大雪による災害

(1) 概要

令和2年度は12月から1月にかけて大雪、それに伴う自動車の立ち往生、除雪作業中の事故等による死者が相次ぐなど、多くの被害が発生した。

12月16日からの大雪については、令和2年12月14日から21日にかけての強い冬型の気圧配置により、北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に雪が降り、期間降雪量（12月14日から21日）が群馬県藤原で291cmとなったほか、新潟県津南で278cm、青森県酸ヶ湯（すかゆ）で243cmとなるなど、関東地方や北陸地方、東北地方の山地を中心に大雪となった。また、群馬県藤原では、48・72時間降雪量の期間最大値が歴代全国1位（アメダス観測値による統計）を更新する記録的な大雪となった。この大雪により、北日本から西日本にかけて道路の通行止め、鉄道の運休、航空機・船舶の欠航等の交通障害、除雪作業中の事故が発生した。特に新潟県や群馬県の関越自動車道で2,000台を超える大規模な立ち往生が発生し、車両の移動及び通行止め解除に2日以上を要した。この大雪では新潟県の1市1町に災害救助法が適用された。

1月7日からの大雪においては、令和3年1月7日から11日にかけて急速に発達した低気圧及び強い冬型の気圧配置により、北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪の少ない九州などでも積雪となったところがあった。7日から11日にかけての期間降雪量は、新潟県高田で213cm、岐阜県白川で192cm、福井県大野で158cm、長崎県長崎で21cmとなった。また、7日から9日にかけて発達した雪雲が流れ込み続けたため、北陸地方を中心に3時間に20cmを超える顕著な降雪量を観測したほか、新潟県高田では9日に24時間降雪量103cmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。この大雪等により秋田県や新潟県の広い範囲で停電が発生したほか、除雪作業中の事故が発生した。また、北日本から西日本にかけて道路の通行止め、鉄道の運休、航空機・船舶の欠航等の交通障害が発生したほか、福井県等では車両の立ち往生が発生した（北陸自動車道において、大型車のスタック等を契機に約1,600台の滞留車両が発生等）。この大雪では秋田県4市2町1村、新潟県6市、福井県5市、富山県4市に災害救助法が適用された。

1月19日には宮城県大崎市の東北縦貫自動車道下り線（北行き）において、普通車に大型車が追突する交通事故を先頭に5ヶ所計約7キロメートルにわたり多重衝突事故が発生した（車両175台（約200名）が関係）。事故当時に現場は吹雪でホワイトアウト状態であったとされ、この事故により死者1名、重傷者4名、軽傷者14名が生じた。

なお、今冬（～令和3年4月30日）の雪による死者は110名、重傷者は675名、軽傷者は1,030名となった（消防庁情報、令和3年5月14日現在）。

(2) 政府等の対応

12月16日からの大雪において、政府は令和2年12月16日13時から関係省庁災害警戒会議を開催した。そして、翌日17日6時55分に情報連絡室を設置し、同日7時45分に官邸対策室に改組した。さらに同日15時35分から大雪に関する関係閣僚会議を開催した。

1月7日からの大雪において、政府は令和3年1月6日13時15分から関係省庁災害警戒会議を開催した。そして、同月8日15時30分から大雪等に関する関係閣僚会議を開催した。また、同月14日には小此木内閣府特命担当大臣（防災）が新潟県及び富山県の現地視察を実施した。

そして、被災者の安全・安心を確保するとともに、被災自治体が、躊躇なく除排雪等、復旧に取り組めるよう、被災者や被災自治体等に対する支援などの対応策を1月22日に取りまとめた。



関越自動車道の立ち往生発生状況（令和2年12月18日）（国土交通省資料）

2-7 令和3年福島県沖を震源とする地震による災害

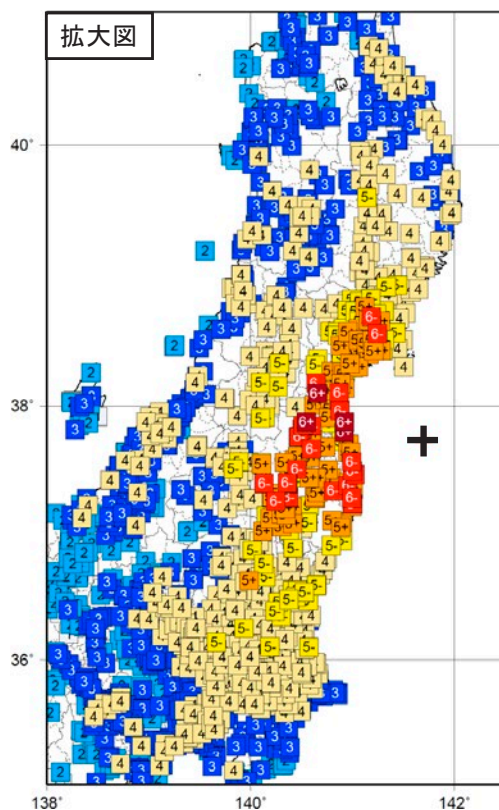
(1) 概要

令和3年2月13日23時07分に福島県沖の深さ55kmでマグニチュード7.3の地震が発生し、福島県国見町、相馬市、新地町及び宮城県蔵王町で震度6強を観測したほか、東北地方を中心に北海道から中国地方にかけて震度6弱から1を観測した。

この地震により、宮城県の石巻港で0.2m、宮城県石巻市鮎川、仙台港、福島県相馬市で0.1mの津波を観測した（津波の観測値は速報値）。

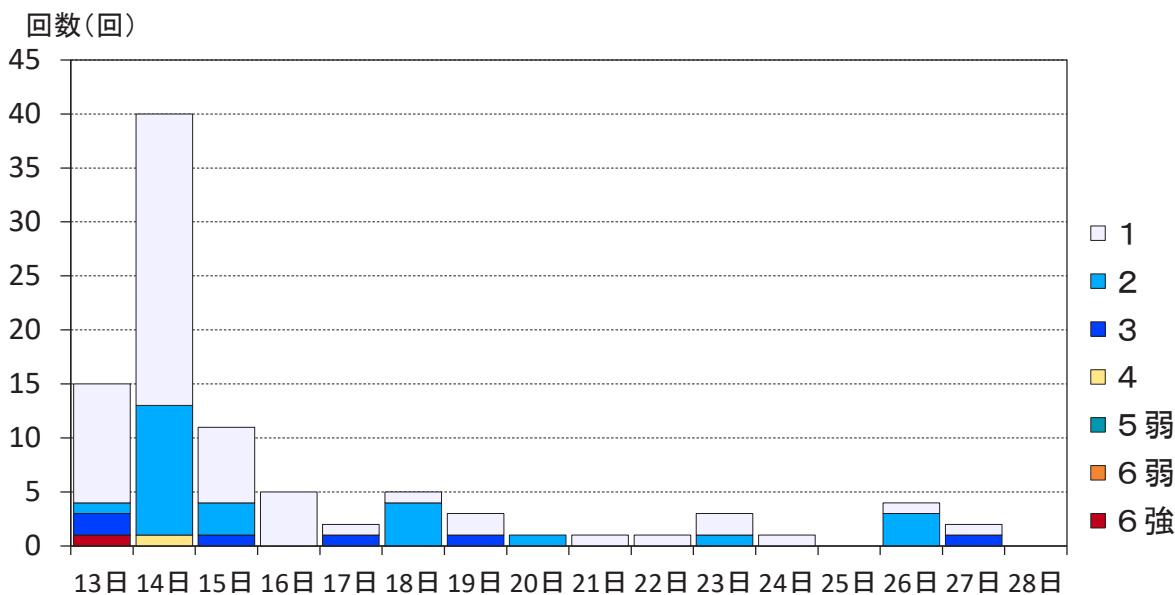
この地震の発生後、震源付近では地震活動が活発な状態で推移しており、2月28日までに震度1以上を観測した地震が93回、このうち震度3以上を観測した地震が7回発生している。

震度分布図



出典：気象庁ホームページより内閣府にて作成

震度1以上の日別地震回数グラフ（令和3年2月13日23時～2月28日24時）



出典：気象庁ホームページより内閣府にて作成

(2) 被害状況

この地震により、死者は1名（福島県）、重傷者は16名（岩手県1名、宮城県6名、福島県4名、栃木県3名、埼玉県1名、千葉県1名）、軽傷者は170名となった（消防庁情報、令和3年5月21日現在）。

人的被害（令和3年5月21日現在）

	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
宮 城 県	0	6	58
福 島 県	1	4	95
そ の 他	0	6	17
合 計	1	16	170

出典：内閣府資料

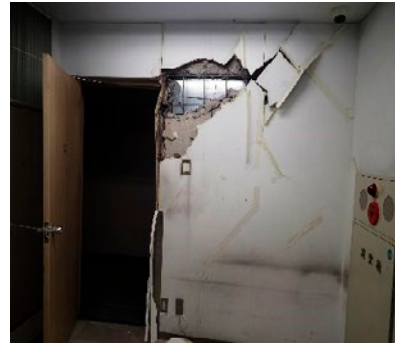
住家被害については、全壊が96棟、半壊・一部損壊が28,985棟であった（消防庁情報、令和3年5月21日現在）。

この地震の影響で、東京電力管内及び東北電力管内で最大95万戸の停電が発生するとともに、宮城県、福島県、茨城県、栃木県において最大26,000戸超の断水が発生するなど、ライフラインへの被害のほか、土砂崩れによる道路の通行止め、鉄道の運休等の交通インフラにも被害が発生した。

また、福島県の8市9町に災害救助法が適用された。



路面のひび割れ（福島県二本松市）



ホテルの壁面のひび割れ（福島県郡山市）

（3）政府等の対応

政府は、令和3年2月13日23時9分に官邸対策室を設置し、同時刻に菅内閣総理大臣から「早期の被害状況の把握」「救命・救助等の災害応急対策への全力の取組」「国民への適時的確な情報共有」に関する指示を行うとともに、翌14日1時5分に内閣府調査チームを福島県庁へ向けて出発させ、さらに同日9時から関係閣僚会議（第1回）を開催した。

2月16日には小此木内閣府特命担当大臣（防災）が福島県の現地視察を実施した。

そして、2月26日に東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を「令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。



現地視察を行う小此木内閣府特命担当大臣（防災）

第3節 令和2年度の災害を踏まえた対策

3-1 被災者生活再建支援金の支給対象の拡大について

「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、その生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給し、生活の再建を支援するための法律であり、平成10年に制定されてから、これまで累次の改正が行われてきた。

近年、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨などを始めとする大規模災害が相次ぎ、制度の拡充を求める声上がる中、平成30年11月の全国知事会の提言等を踏まえて、令和元年6月に「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」（以下「実務者会議」という。）が設置された。さらに、令和2年7月豪雨の発生を踏まえ、同年7月22日には、全国知事会より、これまで全国知事会が要望してきた被災者生活再建支援制度の半壊世帯までの対象拡大について、早期に結論を出し、施策に反映するとともに、令和2年7月豪雨の被害にも適用させることを求める緊急要望が政府に対して行われた。これらを踏まえ、同月30日に実務者会議にて、支援金の支給対象を大規模半壊世帯に満たない半壊世帯の一部まで拡大する検討結果報告が取りまとめられた。

この検討結果報告を受けて、政府内の調整・検討を進めた結果、令和2年11月の臨時国会に「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」が提出され、衆参両院の審議を経て、令和2年12月2日に全会一致で可決・成立、同月4日に公布・施行された（令和2年法律第69号）。

改正法では、支給対象となる被災世帯として、住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（損害割合が30%台の半壊世帯）を追加し、同世帯に対し、居住する住宅を建設又は購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃借する場合は25万円を支給することとしており、令和2年7月豪雨以降に発生した災害について適用することとした。

被災者生活再建支援金支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

【コラム】 保険・共済の加入促進

被災者生活再建支援金の支給対象の拡大は、被災者の生活再建に関する「公助」の取組を充実するものであるが、自然災害からの生活再建については「自助」による取組も重要であり、この点については、実務者会議の検討結果報告においても「自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある」とされている。

保険・共済に加入することで、洪水、高潮、土砂崩れなどの様々な災害による住宅や家財への被害に備えることができる。代表的な保険である火災保険について言えば、火災だけでなく、風災・水災・雪災・落雷などの風水害等による損害を補償する商品があり、風水害による損害が一定額以上に達するものであれば補償の対象とされている。ただし、補償対象となる災害の種類や補償の内容は、保険会社・共済団体や商品により様々であることに注意が必要である。

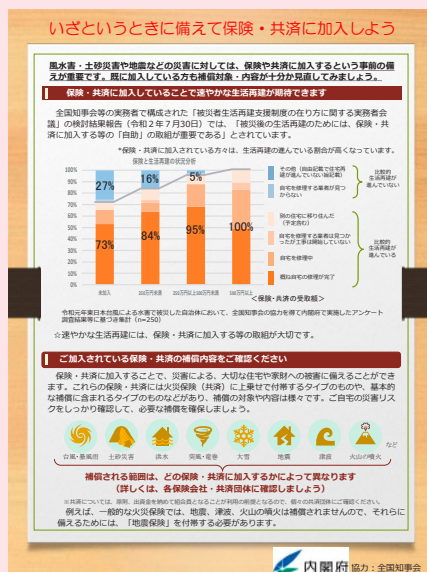
保険・共済への加入を検討する際や加入内容を確認する際には、ハザードマップなどで自宅の災害リスクをしっかりと把握した上で、各保険会社・共済団体に詳細を確認し、必要な補償を確保することが重要になる。

また、自らの居住する住宅の状況等に応じて、家財なども含めた補償の内容を、例えば次のように考えておくことが大切である。

- ・持ち家の場合：建物の補償と家財の補償の双方で備える
- ・借家の場合：家財の補償のみを契約
- ・賃貸マンションの場合：管理組合などが共用部分の保険に加入しているか確認
- ・分譲マンションの場合：専有部は持ち家という扱いとなるため、お住まいの階数なども考慮して、家財に加えて建物も補償に含めるべきかを検討
- ・車を所有している場合：車両保険でカバー

このように、自宅の災害リスクや住宅の状況等を確認して必要な補償を確保する「自助」の取組が促進されることと、「被災者生活再建支援法」による「公助」の取組とが相まって、災害が発生したとしても速やかな生活再建を可能とすることが望まれる。

(参照：http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/saikenshien_kekka.pdf)



(参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/201204leaf.pdf>)

3-2 被災地の実情・課題等を踏まえた災害救助法の運用について

令和2年7月豪雨において、熊本県を中心に、球磨川の氾濫により大規模な住家被害等が発生し、多数の被災者が避難を要することとなった。特に被害の大きかった中山間部の市町村では、応急仮設住宅の供与のために活用できる建設地や民間賃貸住宅が不足するなど、応急的な住まいの迅速な確保に課題が生じる事態となった。

こうした状況を踏まえ、できる限り円滑で適切な救助の実施に向けて、次のとおり、被災地の実情・課題等を踏まえた「災害救助法」の運用に努めた。

(1) 応急修理期間中の応急仮設住宅の使用

これまで、全壊等で住宅が利用できない者を対象とした応急仮設住宅と、住宅を修理すれば住むことができる応急修理は、目的や対象が異なるため、併用は認められていなかった。

しかし、令和2年3月31日に総務省によりまとめられた「災害時の『住まい確保』等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－結果報告書」に基づき、「応急修理制度の申込み後、修理完了までに長期間を要している被災者等損壊した自宅に居住し続ける者に対し、応急仮設住宅の供与を可能とすること」との勧告が行われた。

(参照：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_200331.html#kekkahoukoku)

さらに、近年、工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化し、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯等が多数存在する状況がみられるとともに、令和2年7月豪雨においては、被災自治体から、被災者の自宅の修理期間中における被災者の住まいの確保を求める声があった。

これらの状況を踏まえ、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理の長期化が見込まれる半壊以上の世帯を対象に、災害発生の日から6ヶ月間、応急仮設住宅の供与を可能とすることとした。

本制度は、令和2年7月豪雨から支援の対象とされ、以降は恒久的制度として、「災害救助法」が適用された災害が対象となる。

応急修理期間中の応急仮設住宅の使用

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

<背景・課題>

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援

<概要>

- ・対象：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・使用期間：災害の発生の日から原則6ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）
- ・支出費用：実費（地域の実情に応じた額）

(2) 公営住宅の用途廃止による応急仮設住宅としての供与

令和2年7月豪雨において、大規模な被害を受けた熊本県人吉市においては、住家に被害を受け住むことができなくなった被災者のための応急的な住まいとして活用可能な民間賃貸住宅や、すぐに入居可能な公営住宅が足りず、建設型応急住宅も適地不足で十分な数を整備できないことが想定された。このため、市営住宅の空室160戸を用途廃止した上で、入居のために必要な浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え等の改修を行い、応急仮設住宅として供与をした。



用途廃止した市営住宅の改修（熊本県人吉市）

【コラム】

令和2年7月豪雨における熊本県の応急仮設住宅

令和2年7月豪雨で特に被害の大きかった熊本県においては、災害により住家に被害を受けた被災者に対し可能な限り迅速に応急的な住まいを提供し、被災者の安心・安全を確保するための有効な取組がなされた。

①被災住民に対する応急仮設住宅等住まいの確保に関する見通しの早期公表

熊本県では、被災市町村と連携し、罹災証明書の発行件数等から把握した住家の被害状況を踏まえ、被災者の住まい確保の必要戸数を推計した上で、その確保に向けて賃貸型応急住宅、建設型応急住宅、公営住宅等の必要戸数を検討し、同県の災害対策本部会議で示した。発災後、避難所等で避難生活を送り、住まいに対し不安を抱える被災者にとって、地方公共団体が早期に住まいの確保の見通しを示すことは安心感につながる。このように、被災者に対する応急仮設住宅等の住まいの確保を図る上では、災害時には早期に必要な戸数の見通しを立てて、その確保を図っていくことが重要である。

応急仮設住宅等への対応

市町村名	住まいの確保が必要な想定戸数	応急的な住まいの確保				既に工事着手している仮設住宅の内容				
		賃貸型応急住宅利用の想定戸数	公営住宅等の活用(予定を含む)	建設型応急住宅必要戸数	着手済み戸数	今後必要戸数	仮設地地名	戸数	着手日	入居予定
球磨村	400戸 +α	60戸	7戸	300戸 +α	269戸	31戸 +α (50戸程度 検討中)	多目的広場仮設団地	33戸	7/16	8/2~
人吉市	600~ 800戸	150戸	186戸	290~ 490戸	265戸	25~ 225戸	球磨村グラウンド仮設団地	113戸	8/1	9月下旬
							さくらドーム仮設団地	35戸	8/7	9月中旬
							大玉原公園仮設団地(臨時)	88戸	8/7	10月中旬
							人吉体育館仮設団地	15戸	7/11	8月中旬
							植山グラウンド仮設団地	33戸	7/15	9月上旬
							村山あやめ広場仮設団地	16戸	7/19	9月上旬
							下飯田第一仮設団地	18戸	7/30	9月中旬
							下飯田第二仮設団地	11戸	7/30	9月中旬
西面上町仮設団地	51戸	8/1	9月下旬							
石野公園仮設団地	37戸	8/13	10月中旬							
村山公園仮設団地	84戸	8/13	10月中旬							
八代市	300~ 600戸	200~ 500戸	42戸	40戸 +α	40戸	+α	市足球場仮設団地	26戸	7/19	9月上旬
津奈木町	120戸	30戸	30戸	60戸	50戸	10戸	吉岡中町仮設団地	14戸	8/9	10月上旬
津奈木町	10戸	-	-	10戸	10戸	-	女島ゆめもやい緑地仮設団地	50戸	7/15	9月上旬
相良村	25戸	-	1戸	24戸	24戸	-	津奈木町男島仮設団地	10戸	7/28	9月下旬
山江村	25戸	-	-	25戸	25戸	-	わんぱく広場仮設団地	16戸	7/13	8月中旬
計	約1,500~ 2,000戸	440~ 740戸	266戸	約800~ 1,000戸	683戸	約100~ 300戸	運動公園仮設団地	8戸	8/1	9月中旬
							中央グラウンド仮設団地	25戸	7/11	8月中旬
								683戸		

出典：8月19日「令和2年7月豪雨に係る熊本県災害対策本部会議」資料
 (参照：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/1/51182.html>)

②ムービングハウスを活用した早期の応急仮設住宅の供給

平成30年7月豪雨を契機に、応急仮設住宅としてトレーラーハウスやコンテナハウス等を活用する事例がみられるようになってきている。これらは設置場所における水道・下水等のインフラの整備状況等の条件が良ければ迅速に供与することが可能であり、令和2年7月豪雨において、熊本県球磨村では、7月4日の発災後、北海道や茨城県など他地方公共団体の展示場に設置されていたムービングハウスを輸送して活用することで、33戸の応急仮設住宅を発災から2週間程度で着工し、1カ月程度で供与を実現した。最終的に熊本県ではムービングハウスを活用した応急仮設住宅を68戸供与した。



球磨村で整備された応急仮設住宅（左手前・奥がムービングハウス、右が木造仮設住宅）

(3) 公助による救助とボランティア活動との調整事務に関する支援

「公助」の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に実施するためには、「公助」による救助と「共助」であるボランティア活動とを整理する等の調整（例えば、被災現場での役割分担、被災者のニーズとのマッチングなど）が必要であるが、近年、ボランティア活動が活発化する中、こうした調整の負担は増加している。このため、令和2年7月豪雨を契機として、「公助」による救助とボランティア活動との調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンター（以下この節において「災害VC」という。）に委託する場合、当該事務に必要な人員の確保に要する経費（人件費（災害VCの設置・運営者の職員の時間外勤務手当並びに設置・運営者が新たに直接雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。）及び旅費（被災自治体外

から災害VCに派遣する職員に係る旅費))については、災害救助費負担金の国庫負担の対象とすることとされた。

本制度は、令和2年7月豪雨から適用され、以降は恒久的制度として、「災害救助法」が適用された災害において適用される。

【コラム】 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンター（災害VC）は、近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行うための組織であり、主に被災地域の都道府県・市区町村の社会福祉協議会により設置・運営される。社会福祉法人全国社会福祉協議会によると、災害VCは、「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として運営され、専門性のあるNPO団体等の協力を得て、行政を始めとした関係機関との連絡・調整、被災者からのニーズの把握とボランティア活動とのマッチング、資機材の調達、情報発信等、被災者支援活動に関わる多くの調整を行っている。

災害VCを通じた主なボランティア活動（一般ボランティアによる活動）としては、被災家屋の泥かき・清掃、支援物資の運搬・仕分け、避難所の運営支援（生活環境改善、炊き出しなど）、仮設住宅への引越支援など多岐にわたる。



災害ボランティアセンターでの受付



被災家屋の泥かき

3-3 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ等について

(1) 令和2年7月豪雨災害に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨は、九州地方を始めとした全国の広範な地域において、河川の氾濫等による大規模な浸水被害を始め、道路や鉄道、水道等のライフライン、農業や観光業等地域の産業に甚大な被害をもたらした。

政府としては、被災自治体等と連携しつつ、人命の救助と応急復旧に全力で取り組むとともに、段ボールベッドやクーラー等の物資に加え、新型コロナウイルス感染症への対応としてマスクや消毒液等をプッシュ型で支援してきたが、被災地では、多くの方々が避難生活を強いられ、不安な日々を過ごされた。また、多くの中小・小規模事業者の方々が、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況が悪化している中で、今回の豪雨により大きな被害を受け、事業再開への気力を失いかねない厳しい現実に直面した。

こうした状況を踏まえ、政府一体となって、復旧・復興に向けた取組を更に加速させていくべく、

令和2年7月5日に開催された第1回非常災害対策本部会議の場で、安倍内閣総理大臣（当時）より、令和2年7月豪雨による被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、被災者生活・生業再建支援チームを設置するよう指示が出され、同月13日に開催された第7回非常災害対策本部会議において、被災者生活・生業再建支援チームを中心に、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを早急に取りまとめるよう、指示が出された。これを受けて、同年7月30日、政府は、令和2年7月豪雨に対し、被災地の生活と生業の再建に向け緊急に対応すべき施策として「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」を取りまとめ、翌31日に約1,017億円の予備費の使用を閣議決定した。

（参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/r2ooame_saiken_pack.pdf）

本対策パッケージは、新型コロナウイルス感染症の影響下における被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、（1）生活再建、（2）生業の再建、（3）災害応急復旧、（4）災害救助等の4つのテーマを柱として施策を取りまとめ、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、必要な財政措置等を講じていくこととしたものである。具体的には、被災者の生活の再建として、半壊家屋の解体への支援や、宅地内や道路、まちなかの廃棄物や土砂の迅速な撤去に加え、応急的な住まいの確保や、応急修理期間中にも被災者が仮設住宅を使用できることとした。また、生業再建として、従来のグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充・柔軟化した「なりわい再建補助金」の創設や、被災地の観光業の再建を図るための観光地の磨き上げ・収益力向上の支援、Go Toトラベル事業における被災地向け施策を行うとともに、果樹の植替えや農業用機械への支援、漁港の流木・土砂の処理への支援等の農林漁業への総合的な対策を行うこととした。

令和2年7月30日
 令和2年7月豪雨
 被災者生活・生業再建支援チーム

被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ

1. 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨に対し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、第一弾として予備費等を活用し速やかに対応。
- 今後も、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、必要な財政措置等を行う。

2. 緊急対応策（主なもの）

（1）生活再建

- 廃棄物・土砂の処理** ～生活圏内からの早期撤去を目指して～
 - ・宅地内や道路、まちなかの**廃棄物・土砂の迅速な撤去**
 - ・被災した**農業用ハウス**、**農作物等の撤去支援**
 - ・特定非常災害指定を踏まえた**半壊家屋の解体支援**による生活の早期再建促進
- 住まいの確保**
 - ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理への支援
 - ※**応急修理期間中にも仮設住宅を使用可能**
 - ・被災者生活再建支援金の支給（最大300万円）
 - ・罹災証明書の早期交付のための人的支援、被災者に対する空室提供等の情報を提供
- 切れ目のない被災者支援**
 - ・在宅高齢者等への戸別訪問、仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
 - ・通学支援、学習・就学支援、心のケア等
 - ・被災者の法律問題に対する無料法律相談
 - ・専用の無料消費者相談ダイヤルの設置等
- 交通の確保**
 - ・地域鉄道の代行バスや被災鉄道の災害復旧への支援
- 金融支援等**
 - ・生活福祉資金貸付等の貸付対象を被災世帯に拡大

（2）生業の再建

- 観光業等の中小・小規模事業者の支援**
 - ・これまでのグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充、柔軟化した「なりわい再建補助金（仮称）」を創設し、被災事業者に対して**手厚い支援**を実施（補助率最大3/4、上限最大15億円）
 - ※コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助（上限最大5億円）
 - ・被害実態に応じた支援が行えるよう**被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）**（補助率2/3、上限最大200万円）を措置
 - ・被災した商店街のアーケード・街路灯等の復旧、集客イベント等に取り組み費用を補助
 - ・**観光地全体の再建・磨き上げ・収益力向上の支援等とあわせ、観光需要回復・復興を強力に後押し**
 - ・日本政策金融公庫等による貸付支援等
- 農林漁業者の支援**
 - ・**野菜、果樹等の農作物が広範囲に浸水**したことを踏まえ、被災に伴い必要となる追加防除・施肥、種子・種苗の確保、作物残さの撤去、**被害果樹・茶の植替えや幼木の管理**、果樹の大規模な植替えに伴い入りが途絶える期間の**代替農地の確保や早期成園化に向けた取組等を総合的に支援**
 - ・被災した**農業用ハウスや農業用機械、畜舎、畜産物処理加工施設などの共同利用施設等の再建等**
 - ・**再度災害防止の観点**を踏まえつつ**農地・農業用施設の早期復旧を進めるとともに、災害への対応強化と生産性の向上等を一体的に図る取組等を推進**
 - ・被害を受けた山林・林道等の復旧、**荒廃林地における森林整備・治山対策**
 - ・**漁場・漁港等に漂流・堆積する流木・土砂等の除去、回収・処理を支援**
- 地域の雇用対策等**
 - ・今般の災害に係る雇用調整助成金の要件緩和、助成率の引上げ
 - ・災害によって事業所が休業した場合等にも雇用保険の基本手当（失業手当）を支給

（3）災害応急復旧

- 河川・道路等インフラの復旧**
 - ・公共土木施設等の**速やかな復旧、改良復旧、ごみや土砂・漂着流木の撤去及び土砂災害発生箇所の緊急的な対策等**
 - ・高度な技術等を要する被災地方公共団体管理河川、道路等の復旧工事を国等が**権限代行**
 - ・**當農再開に向けた農地や農道の復旧、山林施設や漁港、海岸等の早期復旧**
 - ・国による港湾施設の一部管理（八代港）
- 災害復旧事業の迅速化**
 - ・災害査定効率化、災害復旧事業の迅速な実施
 - ・国土省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、農水省サポート・アドバイsteam（MAFF-SAT）等による災害復旧の支援

（4）災害救助

- 避難所等の応急救助等**
 - ・避難所の設置、炊き出し等の応急救助
 - ・**ホテル・旅館の活用促進**
 - ・災害弔慰金の支給等
- 自衛隊等の活動**

出典：内閣府資料

(2) 令和2年12月～令和3年1月の大雪被害に対する支援

令和2年12月～令和3年1月の大雪により、関越道や北陸道での立ち往生や、除雪作業中の事故等による死者が相次ぐなど、多くの被害が発生した。

政府においては、関係閣僚会議や関係省庁災害警戒会議・対策会議を開催し、警戒体制に万全を期すとともに、災害対応に取り組んできたところであるが、被災者の安全・安心を確保するとともに、被災自治体が、躊躇なく除排雪等、復旧に取り組めるよう、被災者や被災自治体等に対する支援などの対応策を1月22日に取りまとめた。

(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/210122_setugaitaiou.pdf)

本対応策には、自治体の除排雪事業等への支援や農林漁業者、中小事業者に対する雪害への支援などを盛り込んでおり、自治体が行う除排雪の経費については、災害救助法の適用団体など218市町村を対象に、3月に交付すべき特別交付税の一部、369億円を繰り上げて交付することを1月22日に決定した。

令和2年12月～令和3年1月の大雪被害に関する対応策

令和3年1月22日

1. 基本方針

- この冬の大雪により、関越道や北陸道での立ち往生や、除雪作業中の事故等による死者が相次ぐなど、多くの被害が報告されている。
- 今回、被災者の安全・安心を確保するとともに、被災自治体が躊躇なく除排雪等、復旧に取り組めるよう、被災者や被災自治体等に対する支援などの対応策を取りまとめた。
- 引き続き、被害状況の把握に努め、関係省庁が連携して必要な対応を行っていく。

2. 対応策

(1) 自治体の除排雪事業等への支援

- 自治体が行う道路の除排雪、雪下ろし経費等に対する財政支援
 - ・自治体の除排雪経費については、普通交付税、特別交付税により措置。
 - ・特別交付税の繰上げ交付（218市町村、369億円）。
 - ・高齢者等の雪下ろし作業の委託経費については、特別交付税により措置。
 - ・地方公共団体が管理する積雪寒冷地域における道路の除雪費については、年度当初において、社会資本整備総合交付金により支援。降雪状況に応じて、当初執行保留していた除雪補助や社会資本整備総合交付金の一部を追加的に配分。

- 災害救助法による住家の除雪（障害物の除去）の支援
 - ・法に基づく障害物の除去による救助期間の延長の実施など、実情を踏まえた運用。

(3) その他

- 立ち往生への対応
 - ・北陸道等における立ち往生については、検証結果を踏まえ、必要な対策を行う。
- 降雪に関する事故防止への呼び掛け等
 - ・自治体に対し、複数人での除雪作業の実施など、事故防止に向けた注意喚起のための事務連絡を发出。
 - ・除雪機使用時の事故防止や、大雪による被害に便乗した保険金詐欺などの悪質商法への注意喚起等と呼び掛け。

(2) 農林漁業者、中小事業者に対する雪害への支援

- 農業用ハウス等の再建や修繕、撤去、果樹の改植等への支援
 - ・被災した農業用ハウス等を自治体が撤去等する場合、災害廃棄物処理事業により支援。
 - ・園芸施設共済等の損害評価を迅速に行い、共済金を早期支払う。
 - ・農林漁業者の経営再建に向け、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等で支援。
 - ・被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費等を支援。

○中小事業者に対する支援

- ①中小企業団体等による特別の経営相談窓口の設置、
- ②日本政策金融公庫等による災害復旧貸付、
- ③信用保証協会による一般保証とは別枠で借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号など、災害復旧のための資金繰り支援等を実施。

出典：内閣府資料

(3) 令和3年福島県沖を震源とする地震被害に対する支援

令和3年2月13日深夜、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年の節目を迎えようとしている中、福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が東日本大震災の被災地を襲った。

政府においては、関係閣僚会議を開催し災害応急対策に全力で取り組む一方、東日本大震災からの復興に大変な努力をされてきた地域の方々においては、一昨年令和元年東日本台風でも甚大な被害を受け、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化する中で発生したこの地震によって、生活を取り戻し、事業を再開する気力を失いかねない厳しい現実と直面した。

こうした状況を踏まえ、被災地の方々の復興に向けた希望が失われることのないよう、一刻も早く被災者に寄り添った支援を政府として行うべく、2月19日の閣僚懇談会において、菅内閣総理大臣

から、関係閣僚が連携して本地震に関する支援策を速やかに取りまとめるよう指示が出された。これを受けて、同月26日、政府は、東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を「令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。

(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/210226_fukushima.pdf)

本支援策には、被災地からの要望の強い中小企業等グループ補助金などの被災者の生活と生業の再建や、新型コロナのワクチン接種会場となることが予定されている公共施設の復旧支援などを盛り込んでおり、直ちに追加の予算措置が必要となる中小企業等グループ補助金については、約31億円の予備費の使用を閣議決定した。

令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ

令和3年2月26日
内閣府(防災担当)
とりまとめ

1. 基本方針

- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年の節目を迎えようとしている中で発生した福島県沖を震源とする地震に対し、東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに対応を進めていく。コロナ禍における被災地の早期復旧への支援を進め、ワクチン接種の実施に支障が出ないようにする。また、今後も、被災地の課題や防災・減災、国土強靱化の取組などについてもしっかりと対応していく。
- 引き続き被災者の目線に立ち、被災自治体等とともに、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。

2. 緊急対応策(主なもの)

(1) 生活再建

- 住まいの確保
 - ・ 被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)
 - ・ 救助法の応急修理等の実施、**耐震改修等への支援**
 - ・ 住宅補修等の相談窓口設置、現地相談実施への支援
- 災害廃棄物の処理
 - ・ **特例的な半壊家屋の解体支援等による早期再建支援**
 - ・ 被災した農業用ハウス等の処理の支援
- 被災地の受験生・学生等への支援
 - ・ **被災地域の受験生等**への配慮(追試験・振替試験等)
 - ・ 修学支援(授業料等減免・給付型奨学金等)、心のケア等
- 金融支援等
 - ・ 金融機関の返済猶予等の柔軟な対応、自然災害債務整理ガイドラインによる被災者の債務整理支援

(2) 生業の再建

- 中小・小規模事業者の支援
 - ・ **中小企業等グループ補助金を特例**として措置、事業再開・継続を支援(補助率:最大3/4)
 - ※ 東日本大震災からの復興途上であり、コロナの影響を受けている事業者に対して、一定の要件の下、**定額補助(最大5億円)**
 - ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援等
- 農林漁業者の支援
 - ・ **営農再開に向け**、種子等の確保、収穫・調製作業、共同利用施設、農業用ハウス、畜舎等の再建等を**総合的に支援**
 - ・ 特用林産振興施設や水産業共同利用施設等の再建・修繕・撤去等を支援
 - ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援等
- 観光復興に向けた支援
 - ・ **風評対策**として、SNSやHPを通じ**正確な被災地情報等を発信**するとともに、**観光資源の磨き上げ、魅力発信**を支援



【被災したホテル館内】



【ハウス内の設備破損】

(3) 災害復旧、ライフライン支援

- 公共土木施設等の迅速な災害復旧(被災した公共土木施設・農林水産業施設等の災害復旧、TEC-FORCE・MAFF-SATによる支援)
 - 公共施設等の復旧支援(医療施設・水道施設・学校施設・社会教育施設・社会福祉施設等の復旧) ○ 公共交通機関への支援
 - 東日本大震災からの復興事業(実施中の復興事業に対する支援)
- ・ 本支援策により生じる地方負担については、被災自治体の財政運営に支障が生じないように、適切に地方財政措置を講じる。

出典：内閣府資料

1-1 本改正の背景及び必要性について

甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）等においては、避難勧告、避難指示の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生したため、防災対策実行会議の下に新たに「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」（以下「令和元年台風第19号WG」という。）が設置された。

令和元年台風第19号WGの報告（令和2年3月）においては、令和2年度出水期^{*1}までに実施すべき対策を示すとともに、令和2年度も引き続き検討を行うべき事項として、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」に規定される避難勧告及び避難指示の取扱い、高齢者等の避難の実効性確保、広域避難^{*2}等が挙げられた。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>）

※1：出水期は、地域や河川により異なるが、6月頃とされていることが多い（融雪の影響で北海道等の寒冷地の出水期は4月頃とされていることが多い）。

※2：災害発生のおそれがある段階における市町村又は都道府県の区域を越えた居住者等の避難。

このため、令和2年度も引き続き検討を行うべきものとされた事項については、令和2年6月より開催している「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」（以下「避難情報等SWG」という。）及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」（以下「高齢者等SWG」という。）において検討が進められ、各報告書が取りまとめられた（特集第2章第2節 39～46頁参照）ことを踏まえ、これらの検討課題に対応するため、令和3年3月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出し、衆参両院の審議を経て、同年4月28日に可決・成立した（令和3年法律第30号）。

本法律では、第一に、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を更に促進するため、

- ・避難勧告・避難指示の避難指示への一本化
- ・自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成の市町村への努力義務化
- ・災害が発生するおそれ段階での国の災害対策本部の設置
- ・当該本部が設置された場合における災害救助法の適用
- ・広域避難に係る居住者等の受入れ等に関する規定の整備

等の措置を講じたものである。

第二に、政府への支援ニーズが高まる中、災害対策の実施体制の強化を図るため、

- ・非常災害対策本部の本部長の内閣総理大臣への変更
- ・非常災害に至らない規模の災害における内閣府特命担当大臣（防災）を本部長とする特定災害対策本部の設置
- ・内閣府における内閣府特命担当大臣（防災）の必置化

等の措置を講じたものである。

なお、本法律の施行期日については、本法律の「公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日」とされ、大規模な水害等が発生する可能性のある次の梅雨の時期までに施行することとしていたところ、令和3年5月20日に施行された。

各改正事項の詳細については、以下のとおりである。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要 内閣府(防災担当)

趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難する意向した者：26.4%
・避難指示で避難する意向した者：40.0%

<対応>
避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごと、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>
避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

（任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用）



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部



2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進
広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日 施行期日：令和3年5月20日

出典：内閣府資料

1-2 各改正事項について

(1) 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

①避難勧告・避難指示の避難指示への一本化等（特集第2節2-2 40~42頁参照）

令和元年台風第19号WGにおいて実施した住民アンケートでは、避難勧告を「避難の準備を始める段階」、「まだ避難を開始すべき段階ではないが自主的に避難する段階」と誤って認識している人が多いことや、実際に避難するタイミングが避難勧告であると回答した人は約4分の1と限定的であるなど、避難勧告で避難すべきであることが理解されていないことが明らかになった。

また、避難勧告と避難指示の違いが理解されておらず、避難指示が発令されるまで避難しない、いわゆる「指示待ち」の人が依然として多いことも明らかになった。

さらに、避難情報等SWGにおいて、実際に避難情報の発令を行っている市町村長に対して実施したアンケートにおいても、避難勧告と避難指示については、

- ・現行制度は避難のタイミングが2つあるようで分かりづらく避難行動を起こしづらい
- ・住民からするとどちらも避難するという意味では一緒であり、また勧告と指示の違いを理解している住民は多くなく、区別することに意味がない

・2段階あると避難勧告では避難しなくていいと誤解され、指示待ちにつながるおそれがある等の理由から、避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化し、同じ警戒レベル（警戒レベル4）として発令する避難情報の一つにすることを求める意見が多数示された。

以上を踏まえ、避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化するなど、避難情報の包括的な見直しを行った。

②個別避難計画の作成（特集第2節2-3 42～46頁参照）

近年の災害において、多くの高齢者・障害者等が被災しており、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの高齢者等SWGの最終とりまとめ等を受けて、一部の市町村において、作成が進められている個別避難計画について、全国的に作成を推進する観点から、当該計画の作成を市町村の努力義務とすることとした。

加えて、個別避難計画に記載された情報については、平時には、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得た場合又は条例に特別の定めがある場合において、消防機関、民生委員などの避難支援等関係者等に対して情報提供できることとし、災害時には、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得なくても避難支援等関係者等に対して情報提供できることとするなど、避難行動要支援者の避難の実効性を高める措置を講じた。

③災害が発生するおそれ段階での国の災害対策本部の設置／当該本部が設置された場合における災害救助法の適用

近年、台風進路予報の精度が年々向上するなど気象予報の技術が向上しており、発災前の段階においても大規模災害発生の事前予測が一定程度の確度で可能となっている。こうした中、気象庁では、気象警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を発表する取組を平成25年8月から開始している。また、特別警報の発表（台風の場合は12時間前）を行う可能性がある場合、その旨を数日前から発表することとしている。このように、大規模災害発生の事前予測が一定程度の確度で可能となっていることを災害対応に最大限活かすためには、大雨特別警報等が発表される見込みがある自然現象について、事前の準備など発災時に備えた対応をできるだけ早く取ることが重要である。

しかしながら、令和元年東日本台風においては、気象庁の特別警報の発表等を受け、浸水想定区域の住民に広域避難を呼びかけたところ、避難所へ向かう車で渋滞が発生する、渋滞を理由に避難をあきらめる等の問題が発生している。

以上を踏まえ、災害発生前であっても住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生するおそれ段階においても関係機関との総合調整等を行う国の災害対策本部を設置できることとした。

併せて、当該本部を設置したときは、都道府県知事等は、本部の所管区域とされた市町村の区域内において、災害救助法による救助（避難所の供与）を実施できることとした。

④広域避難に係る居住者等の受入れ等に関する規定の整備（特集第2節2-2 40～42頁参照）

③のとおり、災害発生後のみならず、災害の発生が予測される場合など、より早い段階から多くの居住者等の避難行動を促す必要性が高まっているところであり、特に、広域避難については、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）を始めとする全国の市区町村において検討が進められている。

この点、災害が予測される段階における対応についても、広域避難や避難のための居住者等の運送は、事前に他の地方公共団体や運送事業者と締結した協定等に基づき実施されることが基本となるが、災害発生後における課題と同様に、

・広域避難先として予定していた地方公共団体も被災するおそれが高いため、居住者等の受入れが

困難となる

- ・協定による対応として想定していた規模以上の災害が発生するおそれがある場合には、追加で他の運送事業者に要請する必要が生じる

など、協定等が十分に機能しない事態も想定される。

以上を踏まえ、地方公共団体間や地方公共団体と運送事業者間の協定締結の促進を図りつつも、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保するため、地方公共団体間の居住者等の受入れや、地方公共団体と運送事業者間の居住者等の運送に係る協議規定を整備した。

(2) 災害対策の実施体制の強化

①非常災害対策本部の本部長の内閣総理大臣への変更

近年、災害時における円滑かつ迅速な対応についての社会的要請が高まる中、非常災害対策本部においては、高度かつ複雑な調整を要する災害応急対策について、的確かつ迅速な対応が必要とされている。

このため、現在、防災の司令塔機能の強化、災害応急措置や復旧・復興段階における各府省庁の連携の促進等の観点から、実務上、内閣総理大臣や関係閣僚が非常災害対策本部に出席し、内閣総理大臣から関係大臣に対しての指示を出す等の対応が行われているところである。

このような状況を踏まえ、「災害対策基本法」上、内閣総理大臣及び関係閣僚を非常災害対策本部の構成員とし、また本部長から関係指定行政機関の長への指示権限を付与することなどにより、迅速性や被災者へのきめ細かい支援のため高度な判断・調整が求められる災害応急対策について、その実施体制を強化することとした。

②非常災害に至らない規模の災害における内閣府特命担当大臣（防災）を本部長とする特定災害対策本部の設置

①に加え、近年、「災害対策基本法」上の非常災害に至らない規模であるものの、政府が関係閣僚会議を開催するなど特別な対応を行う必要が生じた災害も一定程度発生しているところ、これらの災害については、

- ・島しょ部において大規模な土砂災害や崖崩れ等により著しい被害が生じ、被災自治体の限られたリソースだけでは対応が困難な中、迅速に災害応急対策に当たる必要が生じた
- ・複数の都道府県の地域に係る災害であり、住民避難や救助について、政府における調整の下で、被災自治体に加え周辺自治体も含めた関係機関等が連携して機動的かつ効果的に災害応急対策に当たる必要が生じた

等の特徴がある。近年、社会的な要請や地域における事情として、少子高齢化等に伴い自ら避難することが困難で避難に支援を要する者が増加する一方で、発災時における災害応急対策について、迅速な避難や救助、物資供給等の面において社会的要請が一段と高まっていることがあり、上記のような災害の発生時においても国の関係機関が連携して機動的かつ効果的に災害応急対策を行うため、政府の災害対策の実施体制を強化する必要がある。

以上を踏まえ、非常災害に至らない規模の災害であって、地域の状況等の事情を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要がある特定災害については、内閣府特命担当大臣（防災）等を本部長とする特定災害対策本部を設置できることとした。

③内閣府における内閣府特命担当大臣（防災）の必置化

上記のとおり、防災政策については、国政上の重要課題としての位置付けが更に高まるとともに、内閣府が実施する防災施策については、南海トラフ地震や首都直下地震への備え、防災意識の意識啓発・向上など中長期的な視点で取り組んでいくことが求められるなど、防災担当の特命担当大臣に求められる役割は一層高まるとともに、具体的な施策の実施に当たっては複数の省庁の連携を必要とするものが多いことから、高い次元で行政各部の施策の統一を図る必要がある。

これまで、特に平成13年1月の中央省庁再編以降、内閣府特命担当大臣（防災）は各内閣において任命されてきたところであるが、頻発化する大規模災害に適切に対応し、国民の安全の確保に政府一体として取り組むため、防災分野を掌理する特命担当大臣を法律上も必置とし、政府の防災体制について組織面での一層の強化を図ることとした。

第2節 住民の避難行動対策

2-1 令和元年東日本台風等を踏まえた政府の避難対策の検討経緯について

令和元年東日本台風（台風第19号）等を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された令和元年台風第19号WGでは、令和2年度出水期までに速やかに実施するべき対策と、令和2年度以降も検討を行い早期に結論を得る抜本的な対策について議論し、令和2年度出水期までには、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、避難行動を促す防災への理解力を向上させるためのキャンペーン等普及啓発等に関わるものを集中的に行うとともに、避難情報や広域避難の実効性確保、避難行動要支援者の避難等、制度的検討が必要となる課題については主な論点を整理し避難情報等SWG及び高齢者等SWGにおいて、検討を行った。

なお、避難の理解力向上のキャンペーンでは、市町村が各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進する、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和2年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解を促すための普及啓発を行った。

避難の理解力向上のキャンペーン

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認 「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を色した地図です。着色されていないところでも危険が及ぶ可能性があります。

家が家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ → 色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい → 災害の危険があるので、原則として、自宅の外に避難が必要です。

※浸水の危険があっても、①洪水により家屋が崩壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する家よりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる。水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ → 安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいませんか？

はい → 安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいませんか？

いいえ → 警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方 必ず確認してください

凡例

- 洪水浸水想定区域 (浸水)
- 土砂災害のおそれがある区域です
- 浸水するおそれが高い区域です
- 土砂災害警戒区域 (浸水)
- 土砂災害特別警戒区域 (浸水)
- 土砂災害特別警戒区域 (浸水)
- 建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

※ハザードマップの色や凡例は市区町村によって異なる場合があります。 市町村のホームページで検索

ハザードマップの見方 もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全確保することも可能です

- 1 家屋倒壊等危険な区域に入っていないか
- 2 浸水より危険は無いのか
- 3 水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か

① 危険が高いので、水・食糧などの備えは十分か
② 浸水する家よりも高いところにいる
③ 浸水しても水がひくまで我慢できる。水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

※1 家屋倒壊等危険な区域、2 浸水浸水想定区域、3 浸水浸水想定区域はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市区町村へお問い合わせください。なお、重要なハザードマップには記載があります。

警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう

**「避難」とは「避」を「難」のことです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません**

**避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市区町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。（小中学校、公民館など）

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。
（印刷）内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号報告による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusugai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認 避難情報のポイント
 !.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

避難とは**難**を避けること、つまり**安全を確保**することです。
 安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

危険な場所から**警戒レベル3**で(高齢者などは**避難**)、
警戒レベル4で(全員**避難***)です。

*1 警戒レベル4(全員避難)は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。

警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて任意にとるべき行動を知らせるために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

警戒レベル 2 避難勧告
 警戒レベル 3 高齢者などは避難
 警戒レベル 4 全員避難
 警戒レベル 5 避難指示(緊急)

心構えを定める (対象者が発生) 避難行動の開始 (市町村が発信) 避難に移動する(高齢者など) (市町村が発信) 安全な場所へ避難 (市町村が発信)

警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

警戒レベル5が出てはもはや避難できない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。

*警戒レベル5は災害発生情報は、市区町村が災害発生を判断して発令された場合に、広域避難圏で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。**

**警戒レベル4避難勧告は15分避難に必要時間や日没時間を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要がある場合があります。

*2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるのではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあります。

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。警戒レベルが高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご利用ください。

危険度分布 (検索)

土砂災害 浸水害 洪水

1 [1kmメッシュ] 2 [1kmメッシュ]

紫：崖・渓流の近くは危険 紫：低地は危険 紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警戒などがあります。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

警戒レベル	名称・警戒レベル相当情報発行者・市区町村等	内容・避難情報等	名称・警戒レベル相当情報発行者・気象庁や都道府県等	内容・河川水位や雨の情報
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5	大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(緊急指示(緊急))	4	大規模浸水警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3	土砂災害警戒情報
2	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	2	大雨警戒情報
1	最善の行動を準備	早期避難勧告	1	浸水警戒情報

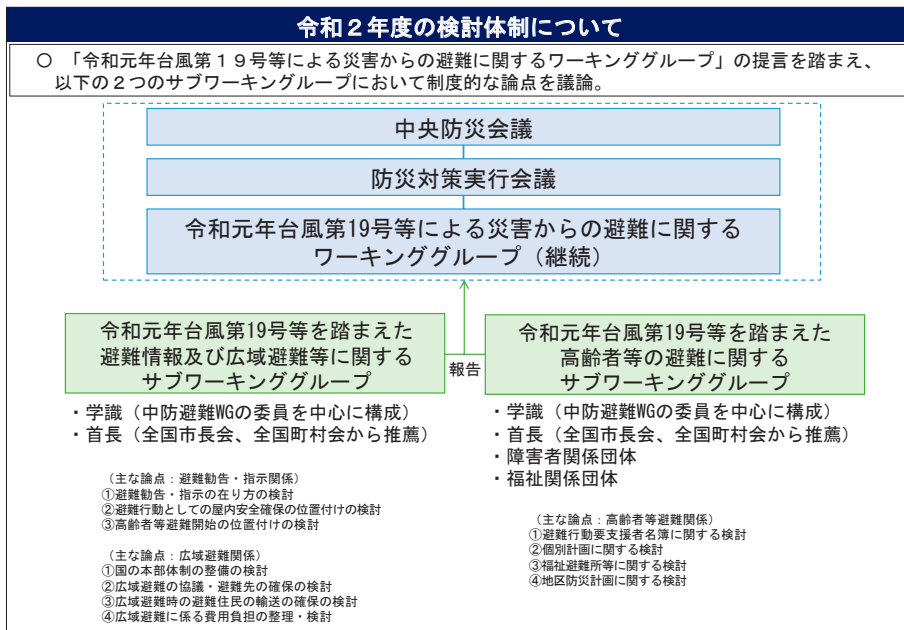
*「避難勧告」等に関するガイドラインの趣旨に基づき、より分かりやすい観点にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(国・中・市町村の情報のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。
 (※)「河川水位や雨の情報」は「令和元年台風第19号等による災害に関するサブワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/index.html>

出典：内閣府資料

(参照：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/campaign.pdf)



出典：内閣府資料

2-2 「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」報告について

(1) 検討の経緯

避難情報等SWGでは、令和2年6月1日から検討が開始され、避難情報及び広域避難等に関する制度面における改善の方向性について議論されたところであり、同年12月24日に「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」が公表された。

(参照：http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/index.html)

(2) 最終とりまとめの概要

この最終とりまとめにおいては、次のとおり主な対応の方向性が示された。

- ①避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示に一本化すること
（現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する）
- ②災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、避難場所等への避難から、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置付けること
（警戒レベル5で求める行動変容は、災害が切迫している状況（発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）においても求めることが想定されるため、警戒レベル5は災害発生確認時に限らず、災害が切迫している状況においても発令することができる）
- ③早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直すこと
- ④大規模広域避難を円滑に行うために「災害が発生するおそれ」の段階で災害対策本部を設置すること
- ⑤「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が広域避難の協議及び居住者等の運送要請を行うことができる仕組みを制度化すること

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」最終とりまとめ（概要）																																					
課題と背景	対応の方向性																																				
<p>避難情報関係</p> <p>①警戒レベル4避難勧告で避難せず被災する人が多いが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示(緊急)の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また、両方が警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ウェブアンケートでは、 <ul style="list-style-type: none"> －避難勧告・指示両方の意味を正しく理解していたのは2割未満 ・市町村向けアンケートでは、 <ul style="list-style-type: none"> －警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられ住民にわかりにくいとの回答が約7割 <p>②現行の警戒レベル5「災害発生情報」は、とるべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していない</p> <p>③現行の警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は、名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備」から名称が始まるため、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される浸水が浅く、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しては必ずしも立退き避難しか勧告・指示することができない ・高齢者等に早期避難を促すことができる明確な規定がない 	<p>①避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化（現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する）</p> <p>②災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置付けること</p> <p>③早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>状況</th> <th>住民がとるべき行動</th> <th>行動を促す情報</th> <th>参考(現行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>災害発生又は切迫</td> <td>命の危険 直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保※1</td> <td>災害発生情報 (発生を報じたときに発令)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">～警戒レベル4までに必ず避難!～</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害のおそれ高い</td> <td>危険な場所から全員避難</td> <td>避難指示(注)</td> <td>避難指示(緊急) 避難勧告</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難※2</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難準備・ 高齢者等避難開始</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況悪化</td> <td>自らの避難行動を確認</td> <td>大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)</td> <td>大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>今後気象状況悪化のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td>早期注意情報(気象庁)</td> <td>早期注意情報(気象庁)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、警戒の行動を促し始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである(注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する</p>	警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)	5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を報じたときに発令)	～警戒レベル4までに必ず避難!～					4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	避難指示(緊急) 避難勧告	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)																																	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を報じたときに発令)																																	
～警戒レベル4までに必ず避難!～																																					
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	避難指示(緊急) 避難勧告																																	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始																																	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)																																	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)																																	
<p>広域避難関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生前に国が対策本部を設置できない ・都道府県及び市町村は、災害対策本部を災害発生前に設置できるのに対し、国は、非常災害が発生した場合にしか本部を設置することができない ・大規模広域避難が必要な「災害が発生するおそれ」の段階で、国・都道府県・市町村・民間事業者等が連携して対応する必要がある ・「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が、避難先・避難手段の調整を行う仕組みがない 	<p>「災害が発生するおそれ」の段階での国の対策本部設置の制度化</p> <p>「広域避難の準備・開始の段階で、広域避難を円滑に行うために、 「災害が発生するおそれ」の段階でも国が対策本部を設置し、本部長から地方公共団体の長や公共交通機関等に対し、必要な指示や協力を求めることができるように制度化</p> <p>「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が避難先・避難手段の協議・要請を行える仕組みの制度化</p>																																				

出典：内閣府資料

①～③を踏まえ、警戒レベル、状況、住民がとるべき行動及び行動を促す情報について以下の図のとおり整理した。警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「住民がとるべき行動」とその「行動を促す情報」を関連付けるものであるが、今回、わかりやすい表記とするため「状況」の列も設けている。今後、新たな警戒レベルを周知・普及啓発するに当たり、警戒レベルの一覧表を用いる場合には、図下部の「表記上の留意点」を踏まえた以下のような表記を基本とする。

新たな警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

（注） 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

警戒レベルの一覧表の表記上の留意点

- ① 警戒レベル5は命の危険が極めて高く警戒レベル4までとは異なる段階であることを示すため、警戒レベル5と4以下の間に区切り等を設ける。
また、区切り部分にスペース上文字を入れることができる場合は、その区切りの趣旨として「警戒レベル4までに必ず避難！」と記載する。
- ② 警戒レベル4又は3が発令されるタイミングで避難することが明確になるよう、警戒レベル4及び3を強調する（太文字、行の高さを高くする等）。
- ③ 配色（R,G,B）は5は黒（12,0,12）4は紫（170,0,170）3は赤（255,40,0）2は黄（242,231,0）1は白（255,255,255）を用いる。

出典：内閣府資料

また、住民等が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、災害時に、避難情報等に基づき主体的に避難するようになるためには、避難情報等SWGで改善の方向性を示した避難情報等の改善だけではなく、地区防災計画等の作成に関わることや、学校教育の現場で防災について理解を深めることなどを通じて、避難を自ら行うべきことと認識し、実際の避難行動に結びつけることが必要である。また、そういった内容について指導等を行う人材の育成も不可欠である。

住民は「自らの命は自らが守る」意識を徹底し適切な避難行動をとるよう努め、地域は避難情報等を活かすために地域の防災体制等を強化するとともに、行政はわかりやすい避難情報を提供するなどして、住民避難を全力で支援していくことが重要である。令和2年出水期においても、令和2年7月豪雨を始め多くの方が水害・土砂災害の犠牲となっている。必要な検討や対策を着実に進め、水害や土砂災害で命を失う人が一人でも少なくなるよう、防災意識の高い社会を一日も早く構築しなければならない。

2-3 「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」報告について

(1) 検討の経緯

高齢者等SWGは、令和2年6月19日から検討が開始され、自ら避難することが困難な高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者の名簿、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画、福祉避難所等、地区防災計画に関する制度面における改善の方向性等について議論されてきたところであり、同年12月24日に「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」が公表された。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/r1typhoon/index.html>

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/koreisubtyphoonworking/index.html>）

(2) 最終とりまとめの概要

この最終とりまとめにおいては、個別避難計画等の制度上の課題を踏まえて、次のとおり対応の方向性がまとめられた。

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ（概要）

課題と背景		対応の方向性	
避難行動要支援者名簿関係	○ 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市町村で作成を完了しているが、 <u>真正に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。</u>	○ 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携。	
個別避難計画関係	○ 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害※を受けていることを踏まえれば、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、 <u>何らかの方策が必要である。</u> ※過去の災害における高齢者の死者の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨 約79% ※65歳以上（うち熊本県 約85%） ・令和元年台風第19号 約65% ※65歳以上 ・平成30年7月豪雨 約70% ※愛知県、岡山県、広島県の死者のうち、60代以上（うち調布市避難者約8割） ※70歳以上 ○ 個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、 <u>当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。</u>	○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、更に取組を促進。 ○ 市町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日置の支援者及び地域住民と連携して策定。 ○ 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。 並行して、本人（状況により、家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。 ○ 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。	
福祉避難所等関係	○ 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。 ○ 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。 ○ また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられることができる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。	○ 個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。 ○ 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受入れを促進。 ○ 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。	
地区防災計画関係	○ 地区防災計画は、地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。 ○ 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者（地域での防災関係の有識者、市町村職員など）が不足していることが課題である。	○ 事例集など地区防災計画の普及啓蒙の取組とともに、計画案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。 ○ 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図るよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。	

出典：内閣府資料

①避難行動要支援者名簿に関する取組の方向性

・避難行動要支援者名簿の取組状況

東日本大震災の教訓である高齢者等への避難等の対応に不十分な場面があったことを受け、平成25年の災害対策基本法改正において避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされたところであり、令和2年10月1日現在、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んできた。

・避難行動要支援者名簿の活用

本来は避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されていない可能性があり、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携が必要である。

②個別避難計画に関する対応の方向性

・個別避難計画の取組状況

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、個別避難計画の作成を進めることが適切であるとの考えを、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）において示しているところであるが、令和2年10月1日現在、避難行動要支援者名簿に掲載されている者全員について個別避難計画の作成を完了している市町村は約10%、掲載者の一部について作成が完了している市町村は約57%となっている。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>）

・制度的位置付けの明確化

近年の災害においても、多くの高齢者が被害を受け、障害のある人の避難が適切に行われなかった

事例があったことを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効である。個別避難計画の作成について、更に促進されるようにするために、制度的な位置付けの明確化が必要である。

現在の個別避難計画の作成状況を踏まえると、市町村によっては、当分の間は新規作成を要する方が多数に上るため、一時に作成するのが困難で、各要支援者の置かれた状況等支援の必要性に応じて段階的に作成せざるを得ない市町村もある。したがって、個別避難計画の制度上の位置付けに当たっては、こうした市町村の実情にも配慮する必要がある、個別避難計画は、制度上、市町村が作成に努めなければならないものと位置付けることが考えられる。

・個別避難計画の作成に係る方針及び体制

個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。なお、作成の実務として、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられる。

・優先度を踏まえた個別避難計画の作成

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。

- ・地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（「水防法（昭和24年法律第193号）」）、土砂災害警戒区域（「土砂災害防止法（平成12年法律第57号）」）等）
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

優先度が高い者から個別避難計画の作成に取り組む一方で、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、①市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（以下「本人・地域記入の個別避難計画」という。）づくりを進めることが適当である。

本人・地域記入の個別避難計画は、自分たちの命を自分たちで守るというエンパワーメントの視点も踏まえられたものである。

・個別避難計画作成の取組への支援

個別避難計画作成の中核的な役割を担うことが期待される人材の確保と育成を支援する仕組みを構築していくことが重要である。

個別避難計画の作成に当たっては、福祉専門職など個別避難計画作成等関係者の参画などのために一定の経費が必要となることが想定され、持続可能な制度とするためには、安定的な財源措置が重要である。また、地方公共団体間で格差が生じないよう、財政的に支援することが重要である。

個別避難計画の作成の普及に当たっては、国が地方公共団体の協力を得ながら、モデル地区を設定しPDCAを意識した取組を実施することにより課題抽出と検証を行うことで、その成果を踏まえた改善を行い、これを全国展開することが重要と考えられる。

個別避難計画作成や運用に関する具体的な内容は、地域の実情や地域での検討結果を踏まえ定めることが必要であるが、今後、国において、取組指針を改定して留意事項や参考となる事例を示すことが求められる。



避難行動要支援者本人が参加する
個別避難計画の作成のための話し合い
(兵庫県提供)



個別避難計画の実効性を確認するために実施する、
避難行動要支援者本人が参加する避難訓練
(大分県別府市提供)

③福祉避難所等に関する対応の方向性

・福祉避難所への直接の避難

障害のある人等については、福祉避難所でない避難所（以下「一般避難所」という。）で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があるとの指摘がある。こうしたことから、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。

福祉避難所への直接の避難について、現状においても制度上は実施可能であり、熊本市のように実施されている例もあることから、このような事例を参考に、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行い、避難が必要となった際に、災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所等への直接の避難を促進していくことが適当である。

・福祉避難所に受入れる対象者を特定する公示制度の創設

福祉避難所の指定を望まない理由として、指定すると受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見を踏まえ、福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当である。

この制度創設により、要配慮者の避難すべき先が明らかになり、想定していない被災者等の避難がなくなるとともに、避難者数、受入対象者への支援内容、必要な物資の内容や数量の検討、さらに、必要な物資の備蓄、非常用発電機などの設備の準備などにも役立つものと考えられる。

④地区防災計画に関する対応の方向性

・地区防災計画の素案作成への支援

地区防災計画については、災害の危険度の高いところから優先的に策定を促すとともに、素案作成に当たっては、計画がインクルーシブで、個別避難計画との整合が図られたものなるよう、防災、福祉、可能なら医療的ケアを理解する方など、地域の様々な分野の方が関わることができる環境を整えること、地方公共団体でも関係者を調整・連結できる人材を育てていくことが重要である。

・地区防災計画の役割

地区防災計画の役割として、地域ぐるみの避難支援を計画すること、健康加齢者の避難について計画によって実効性を高めること、住民共通の関心事である防災を入口にして地域のつながりづくりに取り組むことにより防災と福祉の連携を図ることが求められる。



島根県美郷町における地区防災計画作成支援研修のワークショップの様子（内閣府資料）

（3）報告書を踏まえた国の対応

報告書の対応の方向性を踏まえた「災害対策基本法」の改正案は、令和3年4月に成立し、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされるとともに、同年5月の災害対策基本法施行規則の改正により、福祉避難所に受入れる対象者を特定する公示制度が創設された。同月には、制度の運用が円滑に進むよう、取組指針やガイドラインが改定された。

令和3年度において、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされ、また、予算事業として、効果的・効率的な個別避難計画の作成のモデル創出を図り、全国展開をするためのモデル事業を実施している。

さらに、今後、ホームページ等を通じた全国を取組事例の共有、研修の実施等の支援を予定している。

地区防災計画については、個別避難計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に作成を促すとともに、地区のあらゆる人が参画して作成するものとなるよう、また、個別避難計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方などの地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

第3節 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

3-1 本改正の背景及び必要性について

近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、また、気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量が1.1倍、洪水発生頻度が2倍になるとの試算もある。

こうした状況を踏まえ、降雨量の増大等に対応したハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるための法的枠組みを整備することが急務とされていた。

このため、「特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）」を始め、「水防法（昭和24年法律第193号）」、「下水道法（昭和33年法律第79号）」、「河川法（昭和39年法律第167号）」、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）」等、関連9法の改正を内容とする「流域治水関連法案」を第204回国会に提出したところ、同法案は衆参両院での審議を経て令和3年4月に成立し、同年5月に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」として公布された。

本法律では、流域治水の実効性を高めることを目的として、

- ・流域治水の計画・体制の強化

- ・氾濫をできるだけ防ぐための対策
- ・被害対象を減少させるための対策
- ・被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

等の措置を講じることとしている。

なお、本法律の施行期日については、改正事項の別に応じて、それぞれ本法律の「公布の日から起算して3か月／6か月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的な施行時期については、現在検討中である。

各改正事項の詳細については、以下のとおりである。

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

背景・必要性 【公布：R3.5.10 / 施行：公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】<予算関連法律>

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
 ○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

— 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

— 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
 — 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施



2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

— 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
 — 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
 — 下水道の樋門等の操作ルールを策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

— 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 — 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 — 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

— 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 — 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
 — 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

— 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
 — 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
 — 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数：2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

出典：国土交通省資料

3-2 各改正事項について

(1) 流域治水の計画・体制の強化

流域治水の実効性を高めるための対策として、第一に、特定都市河川浸水被害対策法に位置付けられている、流域水害対策計画を活用する河川（特定都市河川）を拡大することとした。具体的には、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により河川整備で被害防止が困難な河川を特定都市河川として指定することができることとした。

また、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等、流域水害対策について協議するための協議会を創設するとともに、当該協議結果を流域水害対策計画に位置付けることにより、確実に対策が実施される環境を整備することとした。

(2) 氾濫をできるだけ防ぐための対策

第二に、河川における対策強化の一環として、河川管理者、電力会社等の利水者等が参画する、利水ダムの事前放流の拡大を図るための協議会を創設することとした。

また、下水道における対策強化の一環として、下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速するとともに、下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付ける等、河川等から市街地への逆流等を確実に防止するための措置を講じることとした。

さらに、流域における雨水貯留対策強化の一環として、貯留機能保全区域を創設することにより沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保するとともに、都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用するほか、認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援することとした。

(3) 被害対象を減少させるための対策

第三に、水防災に対応したまちづくりとの連携や住まい方の工夫を推進する観点から、浸水被害防止区域を創設し、浸水被害の危険が著しく高いエリアにおける住宅や要配慮者利用施設等の洪水等に対する安全性を事前に確認する開発・建築許可制度を設けるとともに、防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、洪水等による危険エリアからの住居の移転を促進するほか、災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化することとした。

(4) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

第四に、被害の軽減を図る観点から、洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報の空白域を解消するとともに、洪水時等における要配慮者利用施設に係る避難計画・避難訓練に対する市町村の助言・勧告制度を創設することにより、避難の実効性を確保することとした。

また、災害からの早期復旧・復興を図る観点から、河川法において国土交通大臣の権限を拡大し、国が河川工事等の権限代行を行うことができる範囲を二級河川等から準用河川にまで拡大するほか、災害時に河川に堆積した土砂等の撤去を国が都道府県等に代わって行うことができることとした。

第4節 「防災×テクノロジー」の取組

4-1 「防災×テクノロジー」タスクフォースの設置・検討経緯について

近年、頻発、激甚化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、ICTや新たなテクノロジーを積極的に活用していくことが重要である。

こうした状況を踏まえ、内閣府においては、内閣府副大臣の下、内閣府及び内閣官房の防災対策、科学技術・イノベーション政策、IT戦略、宇宙政策等を担当する部局が連携して、防災対策におけ

る新たなテクノロジーの活用を進めるための施策を検討する「防災×テクノロジー」タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を、令和2年2月13日に設置した。

タスクフォースにおいては、令和2年2月から5月までWEB会議を含み全4回にわたり、テクノロジーの活用に取り組んでいる地方公共団体や、研究開発を進めている民間団体、学識者等から取組内容を発表いただき、議論を行った。各回における具体的なテーマは、以下のとおりである。

- 第1回 AIチャットボット等の活用に関する取組
- 第2回 SNS・AI技術等を活用した災害対応
- 第3回 被害状況の把握等における衛星の活用
- 第4回 災害時におけるシェアリングエコノミーの活用、通信の確保等、被災者支援手続におけるテクノロジーの活用

こうした議論を踏まえ、テクノロジー活用の将来像や今後の推進方策について取りまとめ、令和2年6月5日に公表を行った。

「防災×テクノロジー」タスクフォースについて

概要

- 近年、頻発、激甚化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、ICTや新たなテクノロジーを積極的に活用していくことが重要。
- 内閣府副大臣の下、内閣府及び内閣官房の防災対策、科学技術・イノベーション政策、IT戦略、宇宙政策等を担当する部局が連携して、防災対策における新たなテクノロジーの活用を進めるための施策を検討するタスクフォースを設置（令和2年2月13日）。
- 全4回開催し、各回テーマに応じ、研究開発や災害現場での活用に取り組んでいる地方公共団体、民間団体、学識者等から、取組内容を発表いただき、議論。
- これまでの議論を踏まえ、テクノロジー活用の将来像や今後の推進方策について取りまとめ、公表（令和2年6月5日）。

メンバー

- 平将明 内閣府副大臣
- 以下の部局の審議官等
 - ・内閣府 政策統括官（防災担当）付
 - ・内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
 - ・内閣府 宇宙開発戦略推進事務局
 - ・内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
 - ・内閣府 地方創生推進事務局
 - ・総務省大臣官房企画課（オブザーバー）

開催経緯

- | | |
|--|--|
| 【第1回】令和2年2月18日（火）
（テーマ）
・AIチャットボット等の活用に関する取組 | 【第3回】令和2年4月22日（水）
（テーマ）
・被害状況の把握等における衛星の活用 |
| 【第2回】令和2年3月17日（火）
（テーマ）
・SNS・AI技術等を活用した災害対応 | 【第4回】令和2年5月29日（金）
（テーマ）
・災害時におけるシェアリングエコノミーの活用、通信の確保等
・被災者支援手続におけるテクノロジーの活用 |

出典：内閣府資料
（参照：www.bousai.go.jp/pdf/0605taskforce.pdf）

4-2 「防災×テクノロジー」タスクフォースのとりまとめについて

大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するが、地方公共団体等の人的資源には限界があり、迅速・的確に対応を行うためには、業務の効率化、省力化、それらに資する標準化が重要である。

現在、各機関において、災害対応業務の効率化、省力化に資する可能性のあるAI、SNS、衛星などの様々な先進技術の研究開発や各種制度の手続のデジタル化の取組が進められている。

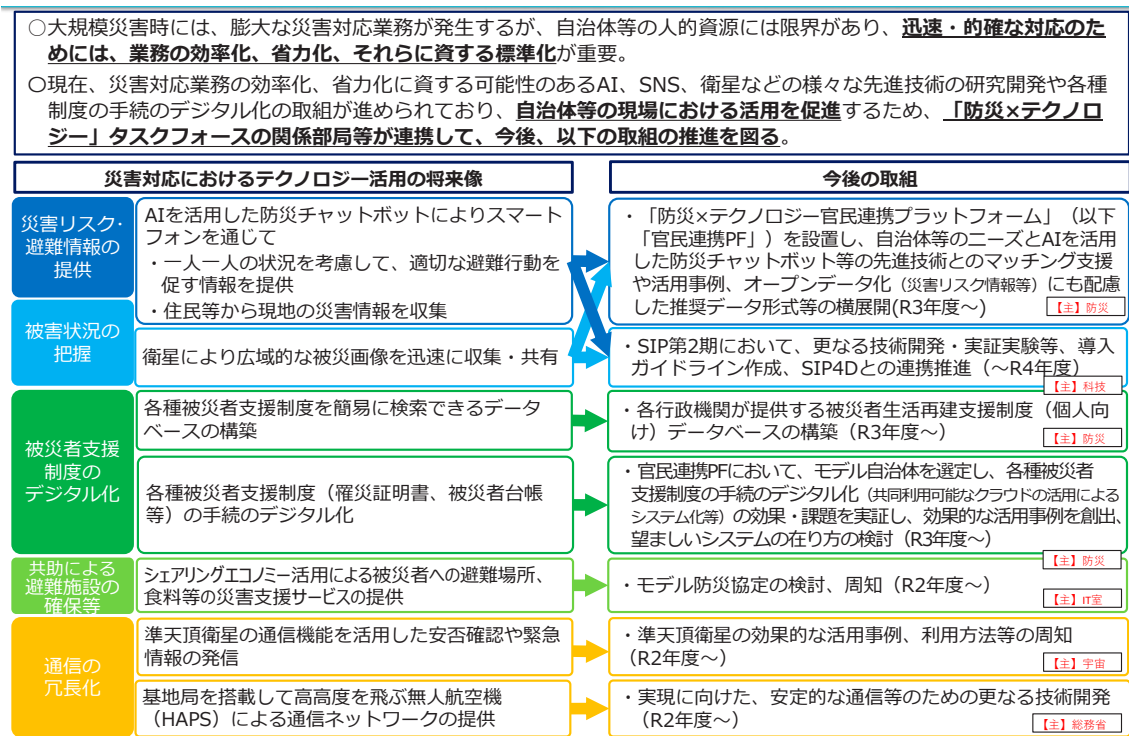
こうした状況に鑑み、タスクフォースのとりまとめにおいては、地方公共団体等の現場におけるテクノロジーの活用を促進するため、タスクフォースの関係部局等が連携して、今後、以下に記述する

取組の推進を図ることとした。

- ・災害リスク・避難情報の提供については、AIを活用した防災チャットボットによりスマートフォンを通じて、「一人一人の状況を考慮した、適切な避難行動を促す情報の提供」や「住民等から現地の災害情報の収集」を行えるよう、更なる技術開発・実証実験等を実施する。
- ・被害状況の把握については、衛星により広域的な被災画像を迅速に収集・共有できるよう、更なる技術開発・実証実験等を実施する。
- ・被災者支援制度のデジタル化については、「各種被災者支援制度を簡易に検索できるデータベース」の構築や「各種被災者支援制度（罹災証明書、被災者台帳等）の手續のデジタル化」の効果・課題を実証し、効果的な活用事例の創出・望ましいシステムの在り方の検討を行う。
- ・「共助」による避難施設の確保等については、シェアリングエコノミー活用による被災者への避難場所、食料等の災害支援サービスの提供を促進するため、モデル防災協定の検討、周知を行う。
- ・通信の冗長化については、「準天頂衛星の通信機能を活用した安否確認や緊急情報の発信」を行うため、準天頂衛星の効果的な活用事例、利用方法等の周知を行う。また、「基地局を搭載して高高度を飛ぶ無人航空機（HAPS）による通信ネットワークの提供」を可能にするため、実現に向けた、安定的な通信等のための更なる技術開発を行う。

現在、地方公共団体等の現場におけるテクノロジーの活用を促進するため、関係部局においてタスクフォースのとりまとめに記載した取組の更なる研究開発や事業化が進められている。

「防災×テクノロジー」タスクフォースとりまとめ（令和2年6月5日）



出典：内閣府資料
 （参照：www.bousai.go.jp/pdf/0605taskforce.pdf）

第5節 「気候変動×防災」の取組

5-1 「気候変動×防災」の検討の経緯

世界の平均気温は工業化以前から既に約1度上昇し、世界中で気象災害が頻発するなど気候変動が現実のものとなっている。我が国においても、近年、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風などの気象災害による激甚な洪水氾濫、土砂災害が頻発している。今後も気候変動により大雨や洪水の発生頻度が増加すると予測されており、これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代に入ったことを認識する必要がある。

このため、これまでよりも更に一段、気候変動と防災に関する全ての国民の危機意識を高め、気候変動に適応する防災はどうあるべきか、抜本的な防災・減災対策、気候変動対策の方向性を示すため、令和2年2月より内閣府と環境省が連携し、有識者を交え、「気候変動×防災」という視点に立った政策に関する意見交換会を3回にわたって実施した。

第3回意見交換会の様子（令和2年6月3日）



有識者と意見交換する
武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）



意見交換会における
武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）と小泉環境大臣

5-2 気候危機時代の「気候変動×防災」戦略～「原型復旧」から「適応復興」へ～

意見交換会における議論をもとに、将来の気候変動予測等を踏まえつつ、社会的課題も俯瞰的に捉え、SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略として、武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）と小泉環境大臣の共同メッセージ「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略～『原型復旧』から『適応復興』へ～」を令和2年6月30日に公表した。

メッセージの概要は以下のとおりである。

・「気候変動×防災」の主流化

気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題である。今後、各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくことを追求していく。

・脱炭素で防災力の高い社会の構築に向けた包括的な対策の推進

あらゆる主体が、各分野で、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じていく。気象災害のみならず、感染症、熱中症等をも含めた複合リスクに対応できるよう、ハード・ソフト両面の対策により、国土形成、インフラ整備、土地利用などを進めていく。

その際、地域を災害前の元の姿に戻すという原型復旧の発想に捉われず、自然の性質を活かして災害をいなししてきた古来の知恵にも学びつつ、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持ち、いわば「災害をいなし、すぐに興す」社会を目

指す。このため、被災後に速やかに対応できるよう、災害発生前から未来を見据え、復興後の社会やまちの絵姿を地域で検討し共有し「より良い復興」を目指す、事前復興の取組を進める。

- ・個人、企業、地域の意識改革・行動変容と緊急時の備え、連携の促進

行政による防災（公助）はもとより、国民、企業等が、気象災害が激甚化・頻発化している気候危機の現状を理解し、災害に備え「自らの命は自らが守る」自助や、「皆と共に助かる」共助の意識を喚起していく。地域の災害リスクを知り、災害時には避難等の防災行動を確実にとるための取組、市民、ボランティア、民間事業者、行政等の様々な主体が、連携・協力して災害に対応する取組を加速していく。

- ・国際協力、海外展開の推進

気候変動と防災の担当が連携・協働して取り組む一般の体制を、世界に率先して示し、パリ協定・仙台防災枠組・SDGsを「『気候変動×防災』の三位一体」として同時達成を目指す。我が国の災害経験や防災技術・環境技術をフル活用した、官民による海外展開、国際協力を一層活性化していく。

気候危機時代の「気候変動×防災」戦略（共同メッセージ）概要 令和2年6月30日		
<p>【自然要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動により気象災害が激甚化・頻発化しており、今後も大雨や洪水の発生頻度の増加が予測される ・これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代を迎えた 	<p>【社会要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と少子高齢化による避難行動要支援者増加と支援世代減少 ・都市への人口集中による災害リスクの高まり ・感染症と自然災害が同時に発生する複合リスク 	
<p>・気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要</p> <p>・SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略を示す</p>		
<p>気候変動×防災の主流化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題である。 ・気候変動のリスクを可能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する緩和策にも取り組む。 ・各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくことを追求する。 		
課題	方向性	今後の取組例
<p>脱炭素で防災力の高い社会の構築に向けた対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる主体が、各分野で、様々な手法により、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施 ・「災害をいなし、すぐに興す」社会の構築 ・土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京等に過度に集積する人口、産業等の地方分散の推進 ・気候変動を踏まえた基準や計画に基づくインフラ施設の整備 ・災害危険エリアになるべく住まわせない土地利用、災害リスクに適応した暮らし ・古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図る「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災」の本格的な実行 ・デジタル時代の社会変革（テレワーク等）の有効活用 ・避難所等での感染症や熱中症のリスクへの対応 ・再生可能エネルギーの導入加速化など脱炭素社会への移行
<p>個人、企業、地域の意識改革・行動変容と緊急時の備え、連携の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」自助・「皆と共に助かる」共助の意識の促進、適切な防災行動、あらゆる主体が連携・協力する災害対応の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を促すための意識改革、行動変容のための取組 ・気象災害の激甚化も念頭においた、地区防災計画、避難行動要支援者の個別計画、企業の事業継続計画等の策定推進 ・地域レベルで多世代が気候変動と防災を学び、災害に備える環境づくり ・治水に係る連携、地域の企業から住民への避難場所の提供、災害廃棄物の収集・運搬を始めとする被災者支援活動における官民を超えた多くの関係者の連携
<p>国際協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定、仙台防災枠組及びSDGsを「『気候変動×防災』の三位一体」として同時達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するわが国の技術やノウハウを用いた各国の防災力向上への貢献 ・アジア防災センターやアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォームを通じた国際的な適応の取組の強化、プラットフォーム間の連携の推進

出典：内閣府・環境省資料
 (参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/0630_kikohendo.pdf)

また、共同メッセージの公表日である令和2年6月30日には、武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）と小泉環境大臣が「気候変動×防災」国際シンポジウム（WEB開催）に出席し、気候変動を踏まえた防災・減災対策の在り方や、気候変動と防災の国際展開における日本の役割などについて、水鳥真美国連事務総長特別代表（防災担当）兼国連防災機関（UNDRR）ヘッドも交え、議論を行った。このシンポジウム終了後に共同記者会見を開催し、共同メッセージについて説明を行った。

国際シンポジウム及び共同記者会見の様子（令和2年6月30日）



シンポジウムで発言する
武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）



共同記者会見の様子

（参照：<https://bousai2020.tokyo/>）

第6節 今後の防災・国土強靱化施策の検討に向けたワーキンググループ

近年、自然災害が頻発化、激甚化しているとともに、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大災害も切迫している。熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過した節目の時こそ、巨大自然災害により失われる命を激減させていく新たな方策を検討していくときである。このため、令和2年12月に、デジタル技術、事前防災、防災教育・災害ボランティアに関し、有識者や関係省庁の参画を得て、内閣府特命担当大臣（防災）の私的諮問機関又はナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会の下にワーキンググループを設置し、検討を進めていくこととした。（以下の各ワーキンググループの検討状況は、令和3年4月30日現在）

6-1 デジタル・防災技術ワーキンググループについて

現在、人命にかかわる事前防災や被災後の人命救助に役立つ可能性があるデータの多くが散乱、埋没している状況にある。こうしたデータのデジタル化を推進し、データの解析により問題点の検出や解消を図るなど、先手を打つための意思決定を支援していく必要がある。

このため、内閣府では、防災対策におけるデジタル化を進めるための施策を検討する「デジタル・防災技術ワーキンググループ」を開催することとした。

本ワーキンググループは、現在の技術では実現が困難であっても、今後の技術革新等を見据え、中長期（10年程度以上）の時間軸で、デジタル・防災技術として目指すべき未来像を議論する「未来構想チーム」と、既に活用が進みつつある技術について、中短期（5年程度）の時間軸で、実装を見据え、技術・制度両方の観点からの課題の洗い出しや改善の方向性を議論する「社会実装チーム」で構成している。

未来構想チームは、令和2年12月21日より検討を開始し、

- ・ デジタルツインによる被災・対応シミュレーション
- ・ 空間・インフラ情報等をドローンやセンサー等を活用した、リアルタイムの情報収集と共有
- ・ 会議や行政手続をオンラインで完結可能とすること等を内容とする行政機関等のデジタル移転

などの事前防災や人命救助の場面における、デジタル化により実現可能な目指すべき到達点について検討を行っているところである。

また、社会実装チームは、令和3年1月18日から検討を開始し、

- ・ 災害時に必要となる情報項目や取得時間等の標準化
 - ・ 自治体等の災害対応に関する個人情報取扱いの整理
 - ・ 関係機関が人手を介さず必要な情報を収集・分析・加工・共有することができる体制の整備
- などの防災分野のデジタル化の問題点及びシステムの使い勝手や機能の向上、高度化の方向性について

て検討を行っているところである。



デジタル・防災技術ワーキンググループ
未来構想チーム（第1回）の会議状況

6-2 事前防災・複合災害ワーキンググループについて

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨災害を始めとする近年の水害では、氾濫想定区域の高齢者福祉施設が被災するなど、災害ハザードエリアにおける事前防災の観点で課題が顕在化している。また、強い台風が東京湾を直撃する場合に備え、東京湾臨海部低地等における高潮等の対策について、その想定災害規模と併せ、広く理解を得つつ、対策を加速化する必要がある。

これに加え、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模自然災害における事前防災の取組や、大規模自然災害と感染症等との複合災害への対応についても喫緊の課題となっている。

このため、内閣官房では、上記の問題意識に対応した今後の取組の方向性について議論するため、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会の下に事前防災・複合災害ワーキンググループを設置した。

令和3年1月19日の第1回ワーキンググループの開催を皮切りに、

- ・ 東京湾高潮対策の取組状況を踏まえ、高潮対策の甚大さを認識し地震対策や水害対策と同様に対応を進めるため、将来の気候変動により災害リスクが更に高まるゼロメートル地帯を始め、堤外地も含めた東京湾沿岸部での対策を重点的に進める必要性
- ・ 流域治水・土地利用の課題と対応方策については、流域全体としての治水安全度を向上させるため支川合流部等で地方公共団体が管理する区間で相対的に整備水準の低い箇所の整備を重点的に進める必要性、土地利用はリスクと共存しまちづくりと連携して進めていく長期の視点が重要であり、また地域ごとの違いも大きく既存施設と新規立地対策、長期と短期などきめ細やかな対応を進めていくことの必要性
- ・ 南海トラフ地震等大規模地震の事前防災については、南海トラフ地震と首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で特徴や被害が異なるため、それぞれの地震毎に関係者が協働して対策を検討していく必要性、地震と高潮、水害等、自然災害の複合災害を想定した復旧・復興までの対応策検討の必要性
- ・ 感染症蔓延下での災害対応の課題については、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営以外の対応など自然災害と感染症の複合災害対策の必要性
- ・ マルチハザードや地域ごとの特徴等を想定し地域における具体的施策につながるよう国土強靱化脆弱性評価の充実の必要性

などについて検討を行っているところである。

6-3 防災教育・周知啓発ワーキンググループについて

全ての国民が災害から自らの命を守ることができるためには、必要な防災知識や主体的な防災行動

を子どもの頃から身に付けるための防災教育や意識啓発が重要である。また、災害から守られた命が災害後の避難生活等において災害関連死として失われることなく、被災者が尊厳ある避難生活を送ることができるようにするためには、国民の共助意識を周知啓発しながら、意欲ある災害ボランティアによる避難生活支援を充実し、避難生活を向上させる環境を整備していくことが有効である。

内閣府では、こうした課題を検討するため、防災教育・災害ボランティアに関し「防災教育・周知啓発ワーキンググループ」を設置し、その中で、充実させるべき防災教育の内容や効果、その防災教育内容の普及方法を検討する「防災教育チーム」と、地域の災害ボランティアが意欲を持って避難生活支援のスキルを向上させ、地域の避難所運営など避難生活の向上に活躍できる仕組みを検討する「災害ボランティアチーム」の2つのチームを立ち上げ、議論を行っている。

防災教育チームは、令和2年12月18日から検討を開始した。これまでに、防災教育を取り巻く学校や地域の実情や課題、実際に学校や地域で行われている防災教育の好事例などを把握した上で、全ての子どもが災害から命を守る能力を身に付けられる防災教育として、

- ・ 全ての小・中学校における地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施
- ・ 主体的、内発的に避難する態度の育成や、防災教育を通じた人への思いやりの心の育成
- ・ 防災教育への保護者の関心が高く、比較的柔軟な現場対応が可能な幼保段階の防災教育の充実や、幼保、小、中、高等学校とシームレスな防災教育の実施
- ・ 地域と学校が連携した防災教育の実施

など今後目指すべき防災教育の内容、こうした防災教育を具体的に学校や地域で展開していく方法等について検討を進めている。また、防災教育を通じて育まれる人間力や生きる力といった非認知能力、郷土愛や地域を担う意識など防災教育の持つ幅広い効果についても検討し、防災教育の意義や必要性を整理しているところである。

また、災害ボランティアチームは、令和2年12月25日から検討を開始した。これまで、大規模災害時の自治体職員のマンパワー不足や避難所運営の専門的スキルの不足、少数ながら優れたスキルを持つ災害ボランティアやNPOが避難生活環境の向上に貢献している実情、コロナ禍の下での災害や広域巨大災害時には地域内の災害ボランティア中心の活動になること等を整理し、その上で、避難生活支援の充実に向け、地域の災害ボランティアの力を活かす仕組みとして、

- ・ 地域の災害ボランティア人材が、自主性や意欲に応じて、避難生活支援のスキルを向上させていける体系的な研修、キャリアパス・モデル提示、研修終了認定の仕組みの構築など、災害ボランティア人材への支援
- ・ 支援スキルを向上させた災害ボランティア人材を地域とマッチングしていくための地域での体制づくり、そうした人材を登録等するデータベースの整備、市町村、地域住民、災害ボランティア等が連携・協働して避難生活環境を向上させる支援活動の促進

などについて検討を進めている。今後、これらの内容をまとめた避難生活支援、災害ボランティア人材育成のための全体としての仕組みの構築の必要性、その内容等について、整理を行っていくこととしている。

【コラム】 防災女子の会について

女性の視点に立った災害対応は防災・減災、災害に強い社会の実現にとって不可欠であり、これまでも、女性の避難所運営への参画や、女性のニーズに配慮した支援物資の充実などが図られてきた。

令和2年度からは、災害対応に関する関係省庁会議の構成員に内閣府男女共同参画局を追加するとともに、災害発生時に被災地に派遣する「内閣府調査チーム」に男女共同参画局の職員が加わるなど、国の取組を強化している。

こうした取組の更なる充実のため、令和2年12月に、内閣府防災担当と男女共同参画局の女性職員による「防災女子の会」を結成した。

「防災女子の会」では、災害時における女性のニーズや課題とその対応策について、これまでの災害における被災者の声をまとめた資料の調査や、現地で災害対応に当たる自治体職員やNPO法人等の職員の方々へのヒアリングを行った。また、女性の視点に立った災害対応を行うに当たり重要な、職員の多様性確保という観点から、内閣府防災担当に女性が少ないという現状を踏まえ、防災に関わる職員を取り巻く課題とその解決策を探るために、内閣府防災担当職員に対してアンケート調査を行った。

これらを踏まえ、「女性の視点に立った被災者支援の推進」及び「災害対策に女性の視点を組み込むための防災担当の体制強化」について、提言を行うことを予定している（令和3年4月30日現在）。

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要があるが、未だ予防保全型のメンテナンスサイクルは確立できておらず、適切に対応しなければ、中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、我が国の行政・社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。このような国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するためには、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要がある。また、防災・減災、国土強靱化の取組をより効率的に進めるためには、近年急速に開発が進むデジタル技術の活用等が不可欠である。このような状況を踏まえ、令和2年12月に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）が閣議決定された。

（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html）

5か年加速化対策は、①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の3分野について更なる加速化・深化を図ることとしている。ダムの事前放流の推進や遊水地の整備などによる流域治水対策、道路橋梁や学校施設などの老朽化対策、ITを活用した道路管理の効率化、防災気象情報の高度化等の123の対策について中長期の目標を定め、令和3年度から令和7年度までの5年間で、重点的かつ集中的に取り組んでいく。

5か年加速化対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置しており、国費約2.0兆円（そのうち、公共事業関係費約1.7兆円）を計上している。令和2年度3次補正予算においては、その他に、国土強靱化基本計画に基づき、国土強靱化の取組を着実に推進するための緊要な経費として、国費約0.3兆円（そのうち、公共事業関係費約0.1兆円）を計上している。また、令和3年度当初予算においては、国費約4.4兆円の国土強靱化関係予算を計上している。

これらの予算等により、ハード・ソフトを組み合わせた対策を総動員し、関係府省庁と連携して、防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推し進めていくこととしている。また、地域レベルでも取組が見えるよう、具体的実施箇所・現場における広報等の積極的なPRに努めることとしている。今回策定した5か年加速化対策による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない強さとしなやかさを備えた国土づくりをオールジャパンで計画的かつ強力に進めていく。

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね 12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合計	おおむね 15兆円程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省） 等

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省） 等

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]

- ・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省） 等

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省） 等

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省） 等

流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、
水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

概要：河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水対策」を関係省庁が連携して推進する。
 （河川・ダム） 河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等
 （下水道） 下水道による都市浸水対策、下水処理場・雨水ポンプ場の耐水化（砂防）土砂災害対策（海岸）津波・高潮対策
 （農業水利施設） 既存農業水利施設の補修・更新、農業水利施設の整備
 （水田） 水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進
 （国有地） 未活用の国有地を活用し遊水地・貯留施設の整備
 府省庁名：国土交通省、農林水産省、財務省

本対策による達成目標（抜粋）

◆中長期の目標

（河川・ダム）

- ・1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率
 現状：約65%（令和元年度）⇒中長期の目標：100%
 ※本対策による達成年次の前倒し：令和32年度頃→令和27年度頃
- ・2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率
 現状：約62%（令和元年度）⇒中長期の目標：100%
 ※本対策による達成年次の前倒し：令和32年度頃→令和27年度頃

（農業水利施設）

- ・排水機場等の整備により新たに湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の達成率
 ⇒中長期の目標：100%（約21万ha）（令和7年度）
 ※本対策による達成年次の前倒し：令和9年度→令和7年度

（国有地）

- ・新たに未活用の国有地を活用し、全国50ヶ所を目標に、遊水地・貯留施設の整備に取り組む。

◆実施主体 国、水資源機構、都道府県、市町村、土地改良区等

◆5年後（令和7年度）の状況

- （河川・ダム） 達成目標：約73%（1級河川）、約71%（2級河川）
- （農業水利施設） 達成目標：100%（約21万ha）
- （国有地） 達成目標：100%（令和7年度までのできるだけ早い時期を目指す）



関係省庁が連携した流域治水対策

出典：内閣官房国土強靱化推進室

（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html）

第1部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第1章

災害対策に関する施策の取組状況

第2章

原子力災害に係る施策の取組状況





第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しており、令和2年度は令和2年7月豪雨を始めとした災害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に令和2年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載する。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

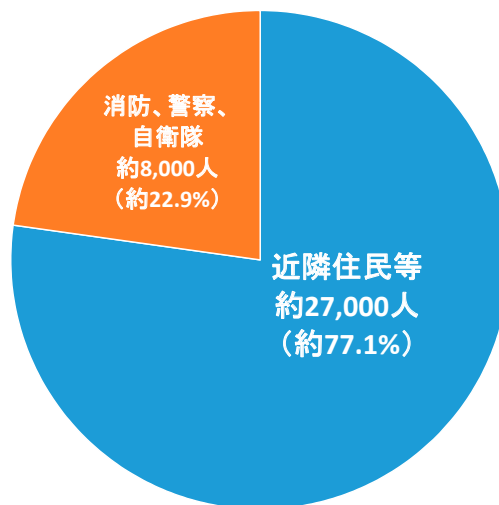
第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進

1-1 国民の防災意識の向上

我が国は自然災害が多いことから、平常時には堤防等のハード整備やハザードマップの作成等のソフト対策を実施し、災害時には救急救命、国や地方公共団体等の人員の現地派遣による人的支援、被災地からの要請を待たずに避難所や避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型物資支援、激甚災害指定や「被災者生活再建支援法」等による資金的支援等、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

しかし、現在想定されている南海トラフ地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されている。事実、阪神・淡路大震災では、家族も含む「自助」や近隣住民等の「共助」により約8割が救出されており、「公助」である救助隊による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果がある（図表1-1-1）。市町村合併による市町村エリアの広域化、地方公共団体数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向にあり、災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、国民一人一人が防災・減災意識を高め、具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。

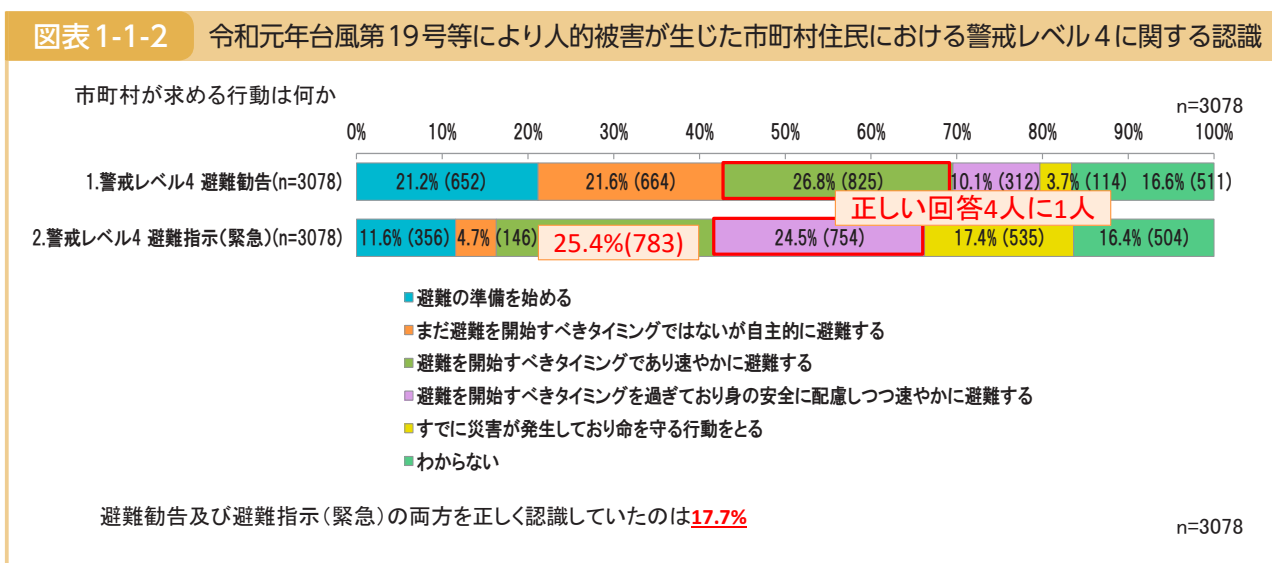
図表 1-1-1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



出典：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号より内閣府作成（平成28年版防災白書 特集「未来の防災」掲載）

防災・減災のための具体的な行動とは、地域の災害リスクを理解し、避難経路の確認や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うことなどが考えられる。近年、多発する水害等から身を守るためには、ハザードマップ等により地域の災害リスクを適切に理解した上で、気象情報や自治体から発令される避難指示等の防災情報の意味も正しく理解し、これらを踏まえて、早期に避難することが重要である。

令和元年東日本台風（台風第19号）等により人的被害が生じた市町村のウェブモニターに対して行ったアンケート調査において、当時、5段階の警戒レベルの警戒レベル4が求める行動として、避難勧告、避難指示はそれぞれ「避難を開始すべきタイミングであり速やかに避難する」、「避難を開始すべきタイミングを過ぎており身の安全に配慮しつつ速やかに避難する」という意味であるが、正しく認識していた人はいずれも4人に1人であった。避難指示については「避難を開始すべきタイミングであり速やかに避難する」と誤って認識している人が25.4%と割合が多かった（図表1-1-2）。

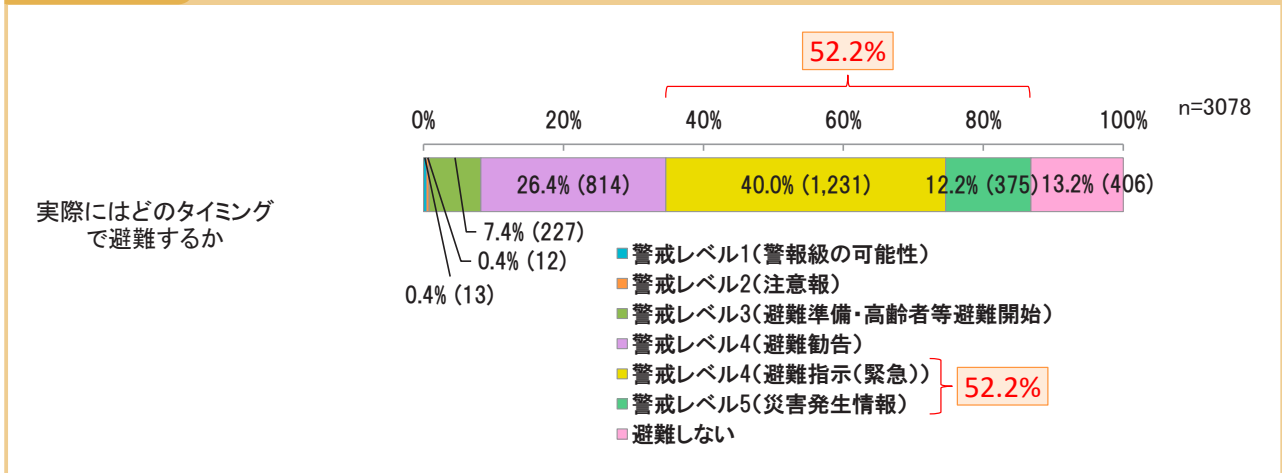


出典：令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ「住民向けアンケート結果」（令和2年1月11日～13日調査）より内閣府作成

自分が避難する必要があるのか、また、避難する必要がある場合いつ逃げるのかの判断に際しては、自治体から発令される避難情報を正確に理解しておくことが重要である。令和元年出水期から運用が始まった5段階の警戒レベルは、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすいよう、防災情報をわかりやすく提供するものである。警戒レベル3で避難に時間のかかる方は避難開始、レベル4で災害の危険があるところにいる方は全員避難、レベル5は既に災害が発生している状況であり、指定緊急避難場所等へ向かうなどの屋外移動は危険かもしれないので、例えばその場でより安全な上階や山から離れた側の部屋等へ避難するなど、命を守るための最善の行動をとるという意味である。

この警戒レベルに関して、「実際に避難する警戒レベル」について調査したところ、避難を開始すべき正しいタイミングは警戒レベル4「避難勧告」であるが、回答者の約4割が警戒レベル4「避難指示（緊急）」、1割強が警戒レベル5「災害発生情報」で避難すると回答しており、約半数（52.2%）が本来避難すべきタイミングより遅いタイミングで避難を開始するという誤った認識をしていることが分かった。避難する警戒レベルについてはその内容が十分に理解されているとは言えない状況が明確となった（図表1-1-3）。

図表 1-1-3 令和元年台風第19号の実際に避難する警戒レベル



出典：令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ「住民向けアンケート結果」（令和2年1月11日～13日調査）より内閣府作成

これらのことから、避難勧告と避難指示を混同している人が多いことが分かった。実際、令和元年東日本台風などでは本来避難すべきタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災した住民が多数発生している。そこで、避難勧告と避難指示の混同を避け、逃げ遅れによる被災を減らすために、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の避難勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直した（特集第2章第1節1-2（36～39頁）参照）。

今後、内閣府や関係省庁においては、こうした調査データや災害からの教訓を踏まえて、安全な避難行動等を通じた防災・減災を確保するため、国民一人一人が、災害リスクやとるべき行動についての「知識」を身につけ、知識を活かして「行動」するための力を向上するよう、そして、お互いを支えあう「助け合い」の地域社会をつくれるよう、啓発や訓練の機会を絶えず提供するとともに、地区防災計画や個別避難計画などの施策を推進していく。

本節では、このような観点から、自助・共助による「事前防災」に焦点を当て、多様な主体による連携を促進するための様々な施策を紹介する。

【コラム】

自然災害伝承碑の取組について

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、昔から数多くの自然災害に見舞われてきた。そして、被害を受けるたびに、私達の先人はその時の様子や教訓を石碑やモニュメントに刻み、後世の私達に遺してくれた。

その一方、平成30年7月豪雨で多くの犠牲者を出した地区では、100年以上前に起きた水害を伝える石碑があったものの、関心を持って碑文を読んでおらず、水害について深く考えたことはなかったという住民の声が聞かれるなど、これら石碑に遺された過去からの貴重なメッセージが十分に活かされているとは言えない。

これを踏まえ、国土地理院では、災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、これらの石碑やモニュメントを「自然災害伝承碑」として地形図等に掲載することにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切に伝えとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指している。



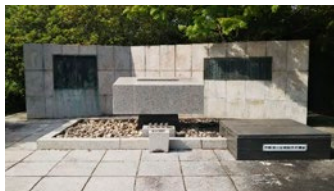
「自然災害伝承碑」の例

地震・津波（大阪府大阪市）



「大地震両川口津浪記」
 1854年12月24日の安政南海地震後に発生した津波によって、安治川・木津川等に停泊する船に避難した人々が大きな被害を受けた。1707年に発生した宝永地震の時に起きた同様の災害の教訓が活かせなかったことを、後世への戒めとして残すため建立されている。

高潮（愛知県名古屋市）



「伊勢湾台風殉難者慰霊之碑」
 昭和34年（1959）9月26日夜半に台風15号（伊勢湾台風）が襲来、高潮のため南部臨海地帯が浸水し、遭難者は約二千余名に及んだ。

出典：自然災害伝承碑 <https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>



1-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

広く各界各層が情報及び意見の交換その他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、地方六団体、経済界、教育界、医療・福祉関係など各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が平成27年に設立され、普及・啓発活動を行っている。

(1) 防災推進国民大会2020

内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会（災害被害軽減の国民運動推進を目的として活動する業界団体等で構成される組織）の共同主催により、令和2年10月3日に、行政、公益団体、学術界、民間企業、NPO等の様々な団体が日頃から行っている防災活動を全国的な規模で発表する「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2020」を開催した。開催に当たっては、自助・共助の取組や多様な主体の連携を促進し、防災意識の向上を図ることを目的として、『頻発化する大規模災害に備える～「みんなで減災」助け合いをひろげんさい～』をテーマとし、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当初の開催予定地であった広島からの発信に重きを置きつつ、オンラインで開催した。

オープニング・セッション（開会挨拶、ハイレベル対談）では、小此木内閣府特命担当大臣（防災）が開会宣言を行い、「本大会での防災をめぐる新たな出会いやつながりが、我が国の防災対応力の一層の強化に繋がることを期待する」と述べた。その後、大塚防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）から主催者挨拶、湯崎広島県知事及び松井広島市長から開催地挨拶が行われた。有識者による「ハイレベル対談」では、「水害、土砂災害からの避難を促進する取組の進化」について、過去に広島で発生した土砂災害を教訓に、命を守る避難の大切さを訴えるために進めている我が国の避難の取組が話し合われた。

大会では、25のセッション、11のワークショップ、84のプレゼンが催された。内閣府や様々な団体が行うテーマ別セッションでは、平成30年7月豪雨などを踏まえ、今後必要となる自助・共助の取組について議論がされた。「ハイレベルセッション・災害の経験と地域防災力の強化」では、広島市長を始め、中国地方整備局長、内閣府、マツダなど官民の組織の担当者、地元住民などが、様々な立場から住民の避難行動促進の課題と対策、地域の防災力を高めるための方策、組織の連携について意見交換を行い、平時から地域住民や地域防災関係組織の横のつながり、顔が見える関係づくりが重要との提言がなされた。湯崎広島県知事と鈴木三重県知事による「トップ対談・頻発する豪雨、切迫する巨大地震にどう備えるか」では、それぞれ過去の災害から得た教訓、現在の防災の取組について紹介した。「トークセッション・広島市防災セミナー 語り継ぐ防災～教訓を活かす～」では、広島での災害伝承に関する取組や、防災に関する学校教育の例を、地域の方々が紹介し、災害の教訓を活かすことの重要性が話し合われた。

また、ワークショップでは、新型コロナウイルス感染症や広島の土砂災害をテーマとしたもの、全国の多様な防災の担い手が集い、日頃からの防災・減災の取組事例や取り組む上での悩み・課題を共有するものなど様々な企画が実施され、プレゼンでは、東日本大震災の伝承や防災に関する最新技術など多くの防災・減災活動が紹介され、一部では、出展者と参加者によるオンライン面談も実施された。

クロージングセッションでは、秋本防災推進国民会議副議長による主催者挨拶、海堀広島大学教授より総評があり、締めくくりとして、赤澤内閣府副大臣から大会参加者への感謝と、次回大会（岩手県釜石市にて開催予定）への期待が表明された。約1万5千人の視聴を得た本大会を通じて、「公助」の取組とともに、国民一人一人が「自らの命は自らが守る」という意識を持って災害に備える「自助」、そして、地域、企業、学校、ボランティアなどが互いに助け合う「共助」を組み合わせ、地域全体で防災意識を高め、あらゆる自然災害に備える「防災意識社会」を構築することの重要性が確認された。



小此木内閣府特命担当大臣（防災）



大塚議長による主催挨拶による開会挨拶



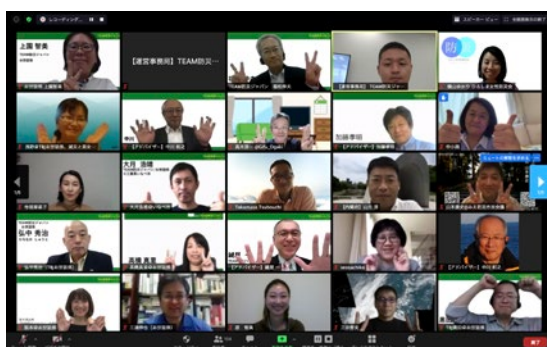
ハイレベル対談

「水害、土砂災害からの避難を促進する取組の進化」



広島県知事×三重県知事トップ対談

「頻発する豪雨、切迫する巨大地震にどう備えるか」



内閣府 TEAM防災ジャパン

「いまだからこそ、オンラインでつながろう」ワークショップ

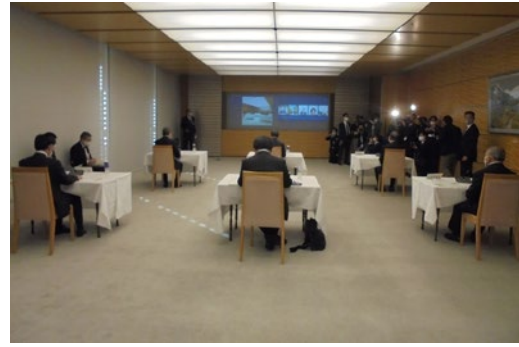


秋本副議長による主催者挨拶

(2) 第6回防災推進国民会議

第6回防災推進国民会議は、令和2年12月15日に、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、総理官邸会議室にてテレビ会議により開催された。冒頭、菅内閣総理大臣は、防災推進国民会議の各団体に対する感謝の言葉とともに、「コロナ禍の中、各団体の普及啓発活動もあり、感染防止を意識した避難訓練等が行われるとともに、災害時には、避難所等における感染症対策によって、被災地での感染拡大を抑えることができた。頻発・激甚化する災害に対し、国民が一丸となって対応していくことが重要であり、全ての分野での取組と御協力が欠かせない」と本会議に寄せる期待を述べた。

続いて、「防災推進国民大会2020」などの活動報告等があり、公益財団法人日本消防協会及び一般財団法人日本防火・防災協会並びに全国連合小学校長会から自助・共助による防災意識の向上に向けた取組が紹介された。



第6回防災推進国民会議の様子
(菅内閣総理大臣出席)

1-3 防災訓練の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時より、関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は、「災害対策基本法」、防災基本計画その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の向上を目的として、防災訓練を実施することとされている。

令和2年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「令和2年度総合防災訓練大綱」に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

(1) 「防災の日」総合防災訓練

令和2年9月1日の「防災の日」に、地震発生直後を想定した政府本部運営訓練を行った。まず、安倍内閣総理大臣（当時）を始めとする閣僚が徒歩で官邸に参集し、緊急災害対策本部会議の運営訓練を実施した。同会議では、飯泉徳島県知事、濱田高知県知事、広瀬大分県知事とのテレビ会議を通じた被害状況や支援要請の把握、各閣僚からの被害・対応状況の報告、人命第一での対応方針の確認や政府調査団の派遣、現地対策本部の設置等を行うなど、地方公共団体等と連携しながら、地震発生直後の応急対策の実施体制の確保、手順確認等を実施した。また、同会議の一部を報道機関へ公開した。会議終了後には、安倍内閣総理大臣（当時）が記者会見を行い、NHK中継を通じて国民へ命を守る行動をとるよう呼びかけるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を含めた避難所運営の支援等、政府の初動対応について発信を行った。

(2) 九都県市合同防災訓練と連携した訓練

令和2年11月1日に埼玉県川口市を主会場とする九都県市合同防災訓練が行われ、菅内閣総理大臣や関係閣僚等が参加した。菅内閣総理大臣は官邸からヘリコプターで同訓練会場に赴き、初めに新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練に参加した後、警察、消防、自衛隊による座屈建物救出訓練、トンネル内多重衝突事故救出訓練、火災防御訓練を視察した。また、地元FM局のリアルタイム配信訓練に参加し、食料などの備蓄、防災訓練への積極的な参加などのメッセージを伝えた。



政府本部運営訓練においてテレビ会議により被害状況等の把握を行う様子



避難所運営訓練に参加する菅内閣総理大臣
(出典：官邸ホームページ)

(3) 政府図上訓練

令和2年7月に南海トラフ地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施した。本訓練においては、関係府省庁職員及び南海トラフ地震防災対策推進地域内の地方公共団体職員等が参加し、オンラインで物資調達・輸送調整等支援システムを活用した支援物資の要請及び配分等を実践しながら実施した。

令和2年12月に首都直下地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施した。本訓練においては、関係府省庁職員が参加し、訓練における新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン会議を活用し、会場を分散した上で、新型コロナウイルス感染症に配慮した被災者支援等に関する課題とその対策を討議した。

これらの訓練によって、関係府省庁職員の知識・練度の向上や関係機関との連携を強化するとともに、これらの訓練を踏まえ、諸計画やマニュアルに規定された応急対策の有効性の検証を行った。



南海トラフ地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練



首都直下地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練

地域ブロック毎の訓練では、被災が想定される都府県等と連携し、南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。この訓練では、災害発生時に関係機関の連携を要する課題について討議した。訓練の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年11月の四国及び中部、12月の九州においては訓練会場の参加者を制限してオンライン会議を併用、令和3年1月の近畿においては全てオンライン会議により実施した。

また、令和2年6月に東京において、荒川氾濫を想定した大規模水害対処演習を、関係都県の参加を得て実施した。この演習では、荒川氾濫時に関係機関の連携を要する課題について、各機関の対応方針を検討した上で、有識者による講演をオンライン会議により実施した。



近畿緊急災害現地対策本部訓練にオンラインで参加する
和党内閣府大臣政務官



大規模水害対処演習で挨拶する平内閣府副大臣（当時）

1-4 津波防災に係る取組

津波に対しては、迅速かつ適切な行動をとることで人命に対する被害を相当程度軽減することができる。11月5日の「津波防災の日」「世界津波の日」には、内閣府や関係省庁、地方公共団体、民間企業等において、津波防災に関連した防災意識向上に資する取組を各地で行っている。

(1) 津波避難訓練

令和2年度は、「津波防災の日（11月5日）」の前後の期間において、全国各地で、国（10府省庁）、地方公共団体（118団体）、民間企業等（39団体）の主催する地震・津波防災訓練が実施され、約108万人が参加した。

そのうち、内閣府では、地方公共団体と連携し、住民参加型の訓練を全国6ヶ所（北海道古平町、三重県木曾岬町、和歌山県海南市、島根県出雲市、岡山県玉野市及び高知県中土佐町）で開催した。これらの訓練には、計約1千人の市民が参加し、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に最寄りの避難場所等へ避難する訓練（避難訓練）を行った。また、地域ごとの防災計画等に応じて、避難所開設、災害対策本部設置訓練等のほか、地域の被害想定や地理的条件等を考慮した避難計画作成学習会や講演会等が各種訓練等に併せて実施された。



高台への避難訓練
（北海道古平町）



我が身を守る訓練
（三重県木曾岬町）



要配慮者の避難も考慮した訓練
(和歌山県海南市)



避難所開設訓練
(岡山県玉野市)

(2) 普及啓発活動

① 津波防災の普及啓発活動

津波に対する適切な避難行動の認識が広がるよう、令和2年度は、全国の企業、地方公共団体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニエンスストア・スーパーのお客様向けレジ・ディスプレイにおける表示など、様々な媒体を活用して普及啓発を行った。



令和2年度啓発ポスター

② 令和2年度「津波防災の日」啓発イベントの実施

11月5日の「津波防災の日」に、内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会の主催により、津波防災の普及啓発のため、「津波防災の日スペシャルイベント」をオンラインで開催し、オンラインイベントの強みを活かした取組を行った。

まずはプレイベントとして、津波に備える地区防災計画についての有識者からの説明動画及び全国各地で津波防災に取り組む地区（ウトロ地区（北海道斜里町）、土肥地区（静岡県伊豆市）、伊座利地区（徳島県美波町）、浜町地区（高知県黒潮町）、下知地区（高知県高知市））の取組紹介動画をイベントサイトに掲載し、広報することによって、11月5日のイベント当日に向けた機運を盛り上げた。

11月5日当日の開会挨拶では小此木内閣府特命担当大臣（防災）が、政府一丸となって津波に強い国づくり・まちづくりを推進していること、地区防災計画を通じて津波防災に取り組む地域が更に増えるよう支援を進めていること、地区住民が平時から災害のリスクを把握し、いわゆる「正常性バ

「イアス」を乗り越え、地域全体で防災に備えていくことの重要性について述べた。

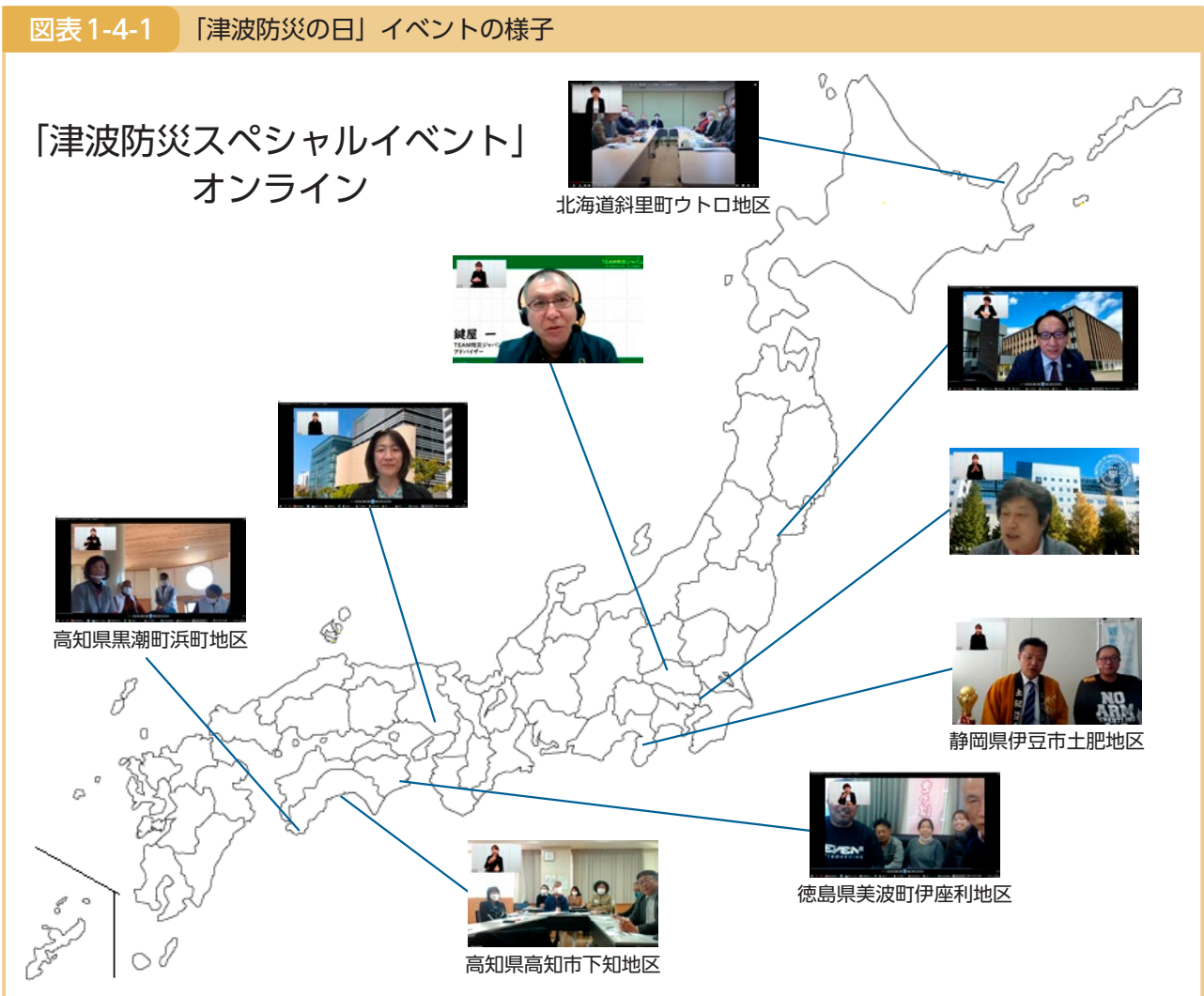
今村東北大学災害科学国際研究所所長による基調講演では、津波の被害は深刻だが、適切な避難をすれば人的被害をゼロにでき、備えることで救える“いのち”、学ぶことで助かる“いのち”があるという事実を、10年目を迎える東日本大震災を始めとした大規模津波災害の教訓から紐解き、あわせてレジリエンスの考えを広げることの重要性が述べられた。

オンラインセッションでは紹介動画の対象である全国5地区をオンラインでつなぎ、取組事例の紹介と意見交換が行われた（図表1-4-1）。



小此木内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶（ビデオメッセージ）

図表1-4-1 「津波防災の日」 イベントの様子



1-5 住民主体の取組（地区防災計画の推進）

地区防災計画制度は、平成25年の「災害対策基本法」の改正により、地区居住者等（居住する住民及び事業所を有する事業者）が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度である。これによって、地区居住者等が地区防災計画（素案）を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとされている。

令和2年4月1日現在、4,170地区で地区防災の策定に向けた活動が行われ、さらに、901地区で地区防災計画が地域防災計画に定められた。制度創設から7年が経過し、地区防災計画が更に浸透してくることが期待される（[図表1-5-1](#)）。

図表1-5-1 地区防災計画の策定状況について（令和2年4月1日現在）

地域防災計画に反映済み：30都道府県、73市区町村、901地区

R2			R2			R2			R2		
都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	3	18	東京都	4	76	滋賀県			香川県	2	14
青森県			神奈川県	3	24	京都府	1	6	愛媛県	2	18
岩手県	3	9	新潟県	1	1	大阪府	2	11	高知県	1	1
宮城県	1	11	富山県			兵庫県	3	7	福岡県	1	1
秋田県	1	1	石川県	1	1	奈良県	1	2	佐賀県		
山形県			福井県			和歌山県			長崎県		
福島県	1	3	山梨県	1	510	鳥取県	1	2	熊本県	2	21
茨城県	4	52	長野県	5	34	島根県			大分県		
栃木県	2	2	岐阜県	2	14	岡山県	1	1	宮崎県		
群馬県			静岡県	6	21	広島県			鹿児島県	7	13
埼玉県	5	16	愛知県	4	4	山口県			沖縄県		
千葉県			三重県	2	7	徳島県			合計	73	901

（1）地区防災計画の意義

地区防災計画は、地区内の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が、地域の災害リスクや、平時・災害時の防災行動、防災活動について話し合い、計画素案の内容を自由に定め、その後、市町村地域防災計画に位置付けられ、共助と公助をつなげるものである。計画内容はもとより、地区住民等が話し合いを重ねることなど、作成過程も共助の力を強くする上で重要である。

（2）地区防災計画の動向

内閣府において、令和元年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画22市区町村74地区の事例を分析したところ、以下のような特徴がみられた。

- ① 住民が地域の災害リスクを理解するために、わかりやすく地域の実情等を示した事例がみられた。例えば、地区で被害が想定されている災害を地図を用いて示し被害を想起させたり（例：山梨県都留市与縄（よなわ）地区、千葉県市原市明神小学校区）、過去に発生した災害を地図や写真で掲載する事例（例：三重県松阪市大石（おいし）地区）等がある。また、国内外観光客の避難について、住民が観光関連団体・企業と連携し、災害情報や避難情報を発信するなど、住民の防災にとどまらない事例（例：北海道斜里町ウトロ地区）がみられた（[図表1-5-2](#)）。

図表 1-5-2 ウトロ地区における多様な団体との連携と共助ルール

▼ウトロ地区の防災体制と役割分担 (R2. 2. 28時点)

	フェーズⅠ 災害発生直前	フェーズⅡ 災害発生直後	フェーズⅢ 災害発生～応急
ウトロ支所	<ul style="list-style-type: none"> 災害予見調査 広報活動 避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報等の収集 災害本部への連絡 関係機関への連絡 広報活動 避難所の設置 (配備無線準備) 避難誘導 罹災者の救援活動 	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧 資機材の調達及び重機の手配 被害状況調査・報告 避難所の連絡調整 他食料調達等生活物資の供給計画、応急対策計画に関すること ボランティアの受け入れ
ウトロ駐在所	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警備 災害情報の収集 広報活動 避難誘導 交通規制 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警備 応急措置 (警戒区域設定他)
ウトロ分署	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動 避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動 消防団への出動連絡 避難誘導 罹災者の救援活動 	<ul style="list-style-type: none"> 罹災者の救援活動
斜里消防団第6分団 (女性消防団等)	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 災害現場活動 避難誘導 罹災者の救援活動 	<ul style="list-style-type: none"> 罹災者の救援活動
知床ウトロ学校	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報時の休校措置 児童保護者への連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 児童保護者への連絡調整 避難所開設時の応急計画 	<ul style="list-style-type: none"> 学校災害時の応急計画 (教職員との協力)
ウトロ自治会	<ul style="list-style-type: none"> 自治会各班长への連絡 老人・幼児等の避難行動要支援者の避難誘導 住民への広報 気象警報の住民への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会各班长への連絡 老人・幼児等の避難行動要支援者の避難誘導 救出者及び罹災者の保護 住民への広報 気象警報の住民への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の管理運営 救出者及び罹災者の保護 人員・物資の輸送協力 災害情報の収集提供 住民への広報
ウトロ漁業協同組合 (青年部・女性部)			<ul style="list-style-type: none"> 道路遮断時の船舶による人員及び物資輸送が必要な場合の船舶出動 食料の調達 人員・物資の輸送協力 炊き出し
道の駅とうろシリエトク (知床斜里町観光協会)	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設・観光客への災害情報の提供及び避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設・観光客への災害情報の提供及び避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 食料調達の協力 炊き出し
知床自然センター (知床財団)	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客・従業員の避難誘導と人数把握 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客・従業員の避難誘導と人数把握 救出者及び罹災者の保護 	
知床世界遺産センター 知床森林生態系 保全センター			

▼観光客避難時の共助ルール

- ウトロ地区を訪れる国内外観光客の避難について、観光に携わる団体・企業と連携し、災害情報や避難情報の発信や避難誘導、受け入れ等の体制を構築。
- 外国人対応の避難誘導看板の検討、設置

▼欠かせない新たな連携先

ウトロ地区防災連絡会議

+

- 道路管理者
北海道開発局網走開発建設部

- 医療施設
北海道立ウトロ診療所

出典：ウトロ地区（北海道斜里町）

- ② 作成主体については、町会・自治会、自主防災組織が計画の「作成主体」として表示されている例が多い。そのほか、数は少ないものの、学校区やまちづくり協議会などが主体の事例もみられる。地域の社会的特性に応じ、作成主体の多様化が期待される（図表 1-5-3）。

図表 1-5-3 地区防災計画の作成主体

計画作成主体	地区数
町会・自治会	27
自主防災組織	52
まちづくり協議会	4

N = 74 (※重複あり)

出典：内閣府調査（調査時点は令和2年4月現在）

(3) 内閣府の取組

①地区防災計画フォーラム2021の開催

内閣府は、地区防災計画の事例や経験を共有することにより、地区防災計画の策定を促進するため、「地区防災計画フォーラム2021～防災からはじまるコミュニティづくり～」を令和3年2月14日にオンラインで開催した。本フォーラムでは、小此木内閣府特命担当大臣（防災）の開会挨拶の後、平成28年の熊本地震の被災地である熊本県のほか、東京都、愛媛県、岡山県、福岡県をオンラインで結び、災害を経験した地区における地区防災の主体の取組、その支援者の役割について活発な討議が交わされた。



小此木内閣府特命担当大臣（防災）のビデオメッセージ



フォーラムの概要

②地区防災計画を推進する自治体ネットワーク「地区防'z（ちくぼうず）」の活動支援

「地区防'z」とは、地区防災計画の作成支援に取り組む自治体職員が、より日常的に計画作成時の課題等についての情報交換や経験の共有を行うためのプラットフォームであり、令和3年3月19日には「地区防'z オンラインミーティング2021」を開催し、地域で防災活動を促進し地区防災計画を推進していくためにどんな取組がされているか、現場の悩みの共有とともに、役所全体での関わり方を議論した。

③地区防災計画ライブラリの構築

地域防災計画に定められた地区防災計画を、計画内容（対象とした課題、対策、取組主体）別に分類し、内閣府HPで一覧できるライブラリが構築されており、計画作成主体等の作成作業を支援している。

1-6 ボランティア活動の環境整備について

発災時には、ボランティア、NPOその他様々な多様な団体が被災地に向け、きめ細かな被災者支援を行い、重要な役割を果たしている。内閣府においては、ボランティアによる被災者支援の活動が円滑に行われるよう環境整備に努めており、近年、大規模災害時には、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体が連携し、情報の共有、活動の調整をしながら、被災者支援の活動を行うことが定着してきている。

(1) 行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携の推進

内閣府が令和2年6月に実施した「多様な被災者支援主体間の連携・協働に関する調査」によると、災害の発生に備え、平時から行政・ボランティア・NPO等の被災者支援主体間で情報共有・議論する連携体制が設置されていると回答したのは、全40道府県であった。その後、内閣府で「準備中」、「連携体なし」と回答した残りの7都県に対して聞き取りを行ったところ、全ての都県において行政・ボランティア・NPO等と連携体制の構築を進めており、災害時に情報共有など連携ができる体制が整っていることを確認した。しかし、連携体制は整えられているものの、都道府県によって連携の状況は様々であり、災害時の被災者支援活動における行政・ボランティア・NPO等の役割の整理が必要であること、特に行政の役割について、行政内部で十分に整理、理解されていないことが課題であると都道府県が感じていることが本調査を通じて分かった。

(2) 防災とボランティアのつどい

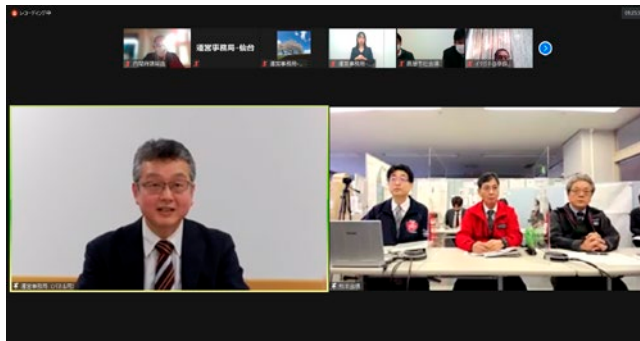
令和3年2月6日、内閣府が主催して「防災とボランティアのつどい」がオンラインで開催された。第1部では、「東日本大震災から10年、これまでの連携・協働」をテーマとして、令和3年で10年を迎える東日本大震災の被災地において生み出された連携、協働の取組について、東北3県（岩手県、宮城県、福島県）それぞれで尽力された方々がパネルディスカッションを行った。

また、第2部では、「コロナ禍における災害ボランティア活動 熊本県の経験」をテーマに、新型コロナウイルス感染症の影響下における被災地での連携や活動の工夫、課題や教訓などについて、行政、社会福祉協議会、NPOがパネルディスカッションを行った。

防災とボランティアのつどい



第1部の様子



第2部の様子

(3) 行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携推進のための研修会

災害時に行政・ボランティア・NPO等の連携・協働が円滑に行われるためには、平時から研修等を通じて交流や相互理解を図っておくことが必要である。内閣府では、行政、社会福祉協議会等のボランティアセンター関係者、NPO等が直接顔を合わせ、連携・協働する時の諸課題について議論し、相互理解を深めるため、研修会を実施している。

令和2年度は、「官民の多様な被災者支援主体間の連携促進に向けた研修会（基本編）」を5県1市（徳島県、群馬県、愛知県、鹿児島県、静岡県、さいたま市）で実施した（新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の会場ではオンラインで実施）。それぞれの会場では、行政、社会福祉協議会、NPO等から約60～100人が参加した。本研修会は、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携・協働の必要性を理解し、地域内で連携・協働体制の構築、活動の活性化を図ることを目的として開催した。研修では、内閣府及び全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が、災害時における多様な主体連携・協働の必要性をテーマに講義を行った。また、過去の災害で被災地における多様な主体の連携を行った行政、社会福祉協議会、NPO職員から連携の効果や課題を説明したり、災害時における被災者の困りごとの理解や具体的な対応の検討、災害時の各主体の取組などについて参加者がグループワークを実施したりするなどした。



官民の多様な被災者支援主体間の連携促進に向けた研修会（基本編）の様子

また、新たに「官民の被災者支援主体間の連携推進のための中核人材育成研修会」をオンラインで開催した。本研修は、各都道府県において、行政、社会福祉協議会、NPO等支援団体の支援主体間

及び各支援主体内部で中心となって調整活動を行う人材を育成することを目的に全4回開催し、各回とも30都府県約200名が参加した。本研修では、行政や民間支援団体による被災者支援の全体像、復興期・復旧期といったフェーズごとの被災者の困りごとの変化、復興期における民間支援団体の支援について講義を実施するほか、情報共有会議の企画運営について検討する演習、在宅被災者、応急仮設住宅の入居者支援に関する具体的な対応を検討する演習を実施した。また、演習後には、参加都府県間での意見交換を実施するなど、災害時及び平時に取り組むべき内容について議論する機会とした。



官民の被災者支援主体間の連携推進のための中核人材育成研修会の様子

1-7 事業継続体制の構築

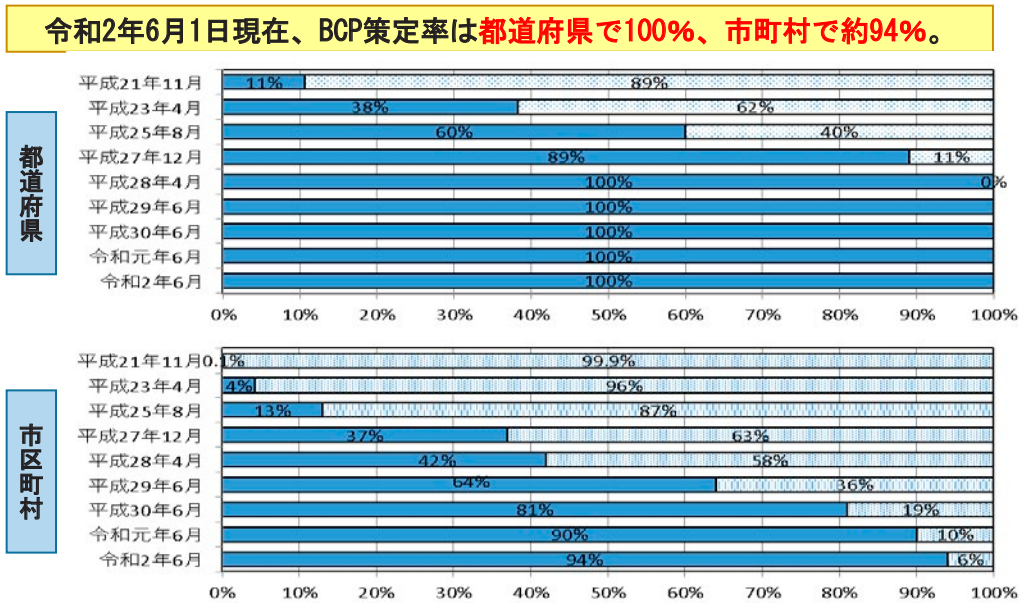
(1) 中央省庁の業務継続体制の構築

国の行政機関である中央省庁においては、平成26年3月に「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定されたことを受け、本計画に基づき、省庁業務継続計画について適宜見直しを行っている。内閣府においては、本計画に基づき、省庁業務継続計画について有識者等による評価や各省庁と連携した訓練等により実効性の向上に毎年度取り組んでおり、首都直下地震発生時においても政府として業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体は、災害発生時においても行政機能を確保し業務を継続しなければならない。このため、地方公共団体において業務継続計画を策定し、業務継続体制を構築しておくことは極めて重要である。地方公共団体における業務継続計画の策定状況は、都道府県で平成28年度に100%に達し、市町村では令和2年6月時点で前年比4%増となる約94%となっている（[図表1-7-1](#)）。

図表 1-7-1 地方公共団体における業務継続計画の策定率



出典：平成21年11月：地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府防災及び総務省消防庁調査）
 平成23年4月：地方自治情報管理概要（平成24年3月総務省自治行政局地域情報政策室調査）
 平成25年8月：大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率速報値（総務省消防庁調査）
 平成27年12月：地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査（総務省消防庁調査）
 平成28年4月、平成29年6月、平成30年6月、令和元年6月、令和2年6月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

内閣府では、市町村に対して業務継続計画の策定を支援するため、小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定したほか、過去の災害事例等を踏まえて、平成28年2月に「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改訂し、地方公共団体に通知している。

また、大規模災害が発生した場合、被災した市町村が膨大な災害対応業務に単独で対応することは困難な状況となる。このため、業務継続体制を構築する上で、地方公共団体においては、業務継続計画とともに、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等からの支援を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備する必要がある。内閣府では、専任の防災職員がいないなど防災体制面に不安を抱えている市町村においても、受援体制の整備について理解し、なるべく負担を少なく受援計画を作成できるよう、令和2年4月に「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を策定した。

さらに、地方公共団体における業務継続体制の構築を支援するため、内閣府・消防庁共催で、市町村の担当職員を対象とした研修会を平成27年度から毎年開催している。

これらの取組を通じて、業務継続計画の策定のほか、策定した業務継続計画における重要6要素[※]の充実や受援体制の整備など、引き続き、総務省・消防庁とも連携し、地方公共団体における業務継続体制の構築を支援していく。

※重要6要素（出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」）

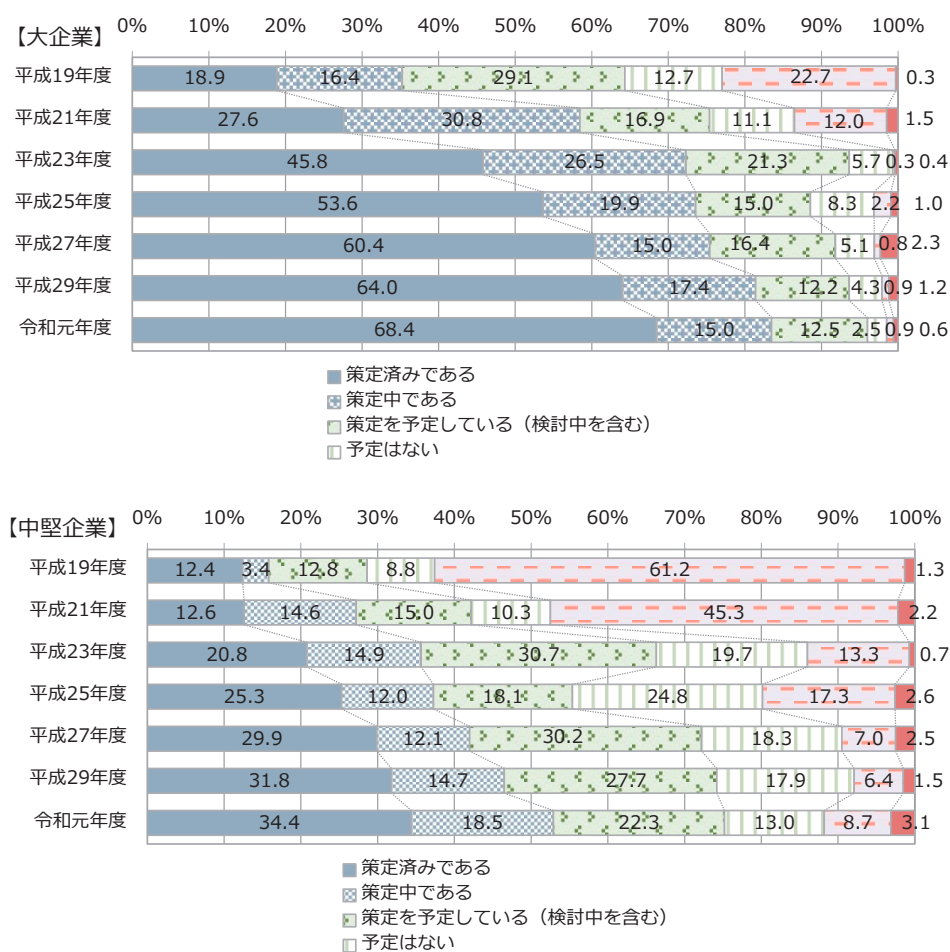
- 〈1〉 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、〈2〉 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、〈3〉（職員が業務を遂行するための）電気・水・食料等の確保、〈4〉 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、〈5〉 重要な行政データのバックアップ、〈6〉 非常時優先業務の整理

(3) 民間企業の事業継続体制の構築状況

平成23年に東日本大震災が発生し、平常時の経営戦略に組み込まれる事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下「BCM」という。）」の重要性が明らかとなった。このため、内閣府は、平成25年にBCMの考え方を盛り込んだ改訂版としての「事業継続ガイドライン第三版—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—」を公表し、現在はその普及と、ガイドライン第三版に沿った事業継続ガイドラインの策定を推奨している。

内閣府では、BCPの策定割合を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度おきに継続調査しており、令和2年2月に実施した「令和元年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」の調査結果は、BCPを策定した企業は大企業68.4%（前回調査は64.0%）、中堅企業34.4%（前回調査は31.8%）とともに増加しており、策定中を含めると大企業は約83%、中堅企業は約53%が取り組んでいる（[図表1-7-2](#)、[図表1-7-3](#)）。

図表1-7-2 大企業と中堅企業のBCP策定状況



出典：「令和元年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より内閣府作成

図表 1-7-3 企業調査（令和元年度）のアンケートの回収状況（大企業・中堅企業）

		全体	大企業 (資本金10億円以上かつ 常用雇用者数50人超等)	中堅企業 (10億円未満かつ 常用雇用者数50人超等)	その他企業 (資本金1億円超かつ 大・中堅企業以外)	
全体	企業数	1651	554	518	579	
	BCP策定率	41.8	68.4	34.4	38.2	
被災の有無	被災あり	企業数	853	308	280	265
		BCP策定率	42.0	65.6	31.1	40.6
	被災なし	企業数	791	245	234	312
		BCP策定率	41.8	72.0	38.4	36.4

また、内閣府は、「新型コロナ禍における企業の対応事例と課題抽出調査」を令和3年1月から2月に実施した。主な調査結果は以下のとおりである（図表 1-7-4～図表 1-7-9）。

図表 1-7-4 調査概要

調査対象：新型コロナウイルスの対策について業界別ガイドラインを策定している団体を中心とした事業者団体及び地域において防災活動に積極的に取り組まれている地域団体

対象数：89 団体（事業者団体 84 団体、地域団体 5 団体）

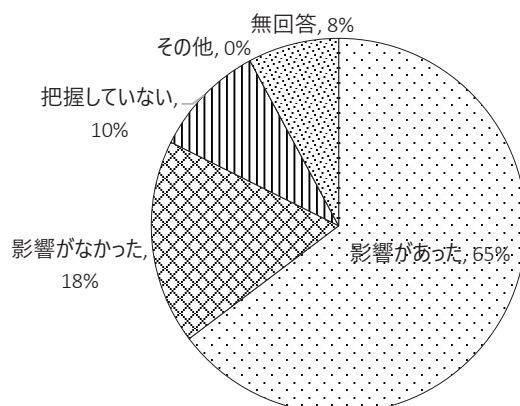
回答数：51 団体（事業者団体 46 団体、地域団体 4 団体、無記名 1 団体）

主な調査事項

- ・ 団体加盟企業の新型コロナウイルス感染症の影響下における事業継続への影響について
- ・ 団体及び団体加盟企業においての新たに実施された取組等
- ・ 団体加盟各企業への事業継続計画（BCP）策定促進のための取組について
- ・ 団体加盟企業における業務継続の最も大きな課題について
- ・ 得られた教訓について

図表 1-7-5 団体加盟企業の新型コロナウイルス感染症の影響下における事業継続への影響

n=51



回答のあった影響内容は以下のとおり(自由記述からの抜粋)

<影響なし>

- ・倉庫に保管している貨物のほとんどが食料であり、事業継続が求められる。外食産業等の営業自粛等により貨物の入出庫等に影響はあるが、事業継続そのものには大きな影響はない。
- ・放送停止に至るような影響はなかった。

<影響あり>

(事業活動)

- ・イベントを開催中止又は延期した。
- ・会議、セミナー等の中止をした。
- ・工場の閉鎖、部品の供給停止、営業先への訪問停止や自粛等を行った。
- ・テナント休館に伴う営業停止やインバウンド需要の消滅により営業を停止した。
- ・サプライチェーン操業停止や休校に伴う人員減により減産した。

(収益)

- ・「イベント収入」も全面中止が続き消滅・減少した。主な収入源となる「広告料」が社会全体の景気悪化のため、減少した。
- ・法人寄付が減少した。
- ・不動産業を行う事業者が商業施設の休業により家賃収入に影響が生じた。
- ・食料品需要が急増した。

(方針・実施方法)

- ・Eコマース(電子商取引)専門に方針を変更した。
- ・セミナーをオンライン化した。
- ・番組収録や販促イベントなどができないことによる放送番組、編成の組み換え等を実施した。
- ・人が集まるイベントを行う方法について、三密を作らず事業継続を行った。

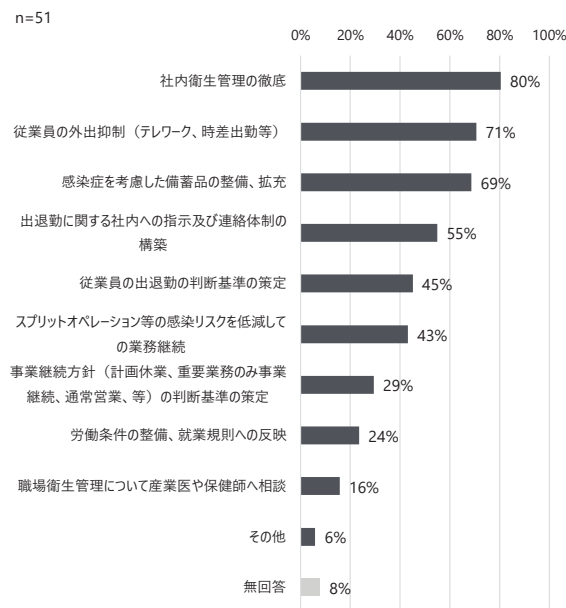
(働き方・人的資源)

- ・社員がリモート勤務をするために必要な機器(パソコン、携帯電話等)の調達円滑にできなかった団体加盟企業があった。
- ・感染リスクを理由とするパート職員の退職や学校、保育園が休みになったことにより、従業員のシフトに影響が発生し、人員不足による時短営業を実施した。
- ・マスクや消毒薬などの極端な品不足に対する接客・電話対応時のカスタマーハラスメントによる従業員のストレス、疲弊があった。

(その他)

- ・非対面・非接触のサービスが注目され、コールセンターのニーズが高まった一方で、情報セキュリティ上、在宅勤務への早期移行が困難な中、三密環境の解消、ソーシャルディスタンス確保、出勤者の削減等が必要となり、相反する対応を求められた。
- ・施設の運転管理は継続が求められている。
- ・事業場内でのリスク拡大、感染防止対策等の対応を拡充した。

図表 1-7-6 団体及び団体加盟企業においての新たに実施された取組等



「その他」として回答のあった取組は以下のとおり（自由記述からの抜粋）

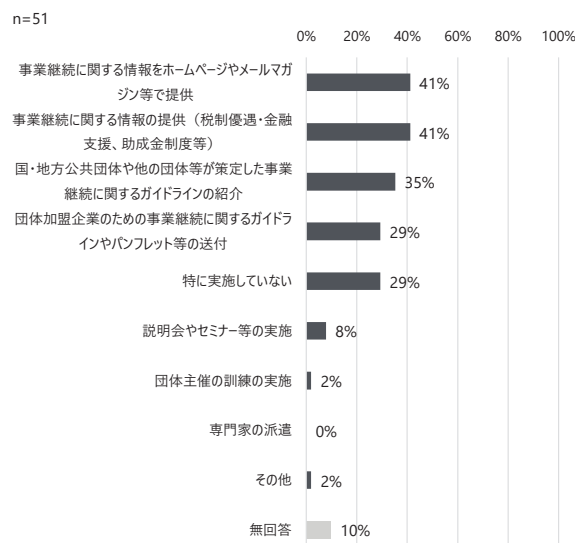
<ガイドラインの策定等による周知>

- ・ 団体加盟企業は、数店舗の小規模な企業から 1,000 店舗を超える上場企業まで存在するため、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染 拡大予防ガイドライン」をベースに各社の状況に応じて周知した。
- ・ 事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの策定、団体加盟企業における顧客相談窓口の設置をした。
- ・ 各種ガイドラインを策定した。関係省庁（総務省・内閣府）に対し、広報予算の獲得及び規制緩和などの要望活動を行った。
- ・ 同種団体で連携してガイドラインやポスターを作成して、実施した。

<その他>

- ・ 営業継続を要請された業種のため、感染拡大防止策を講じながら営業した。
- ・ 検温、消毒などを実施した。

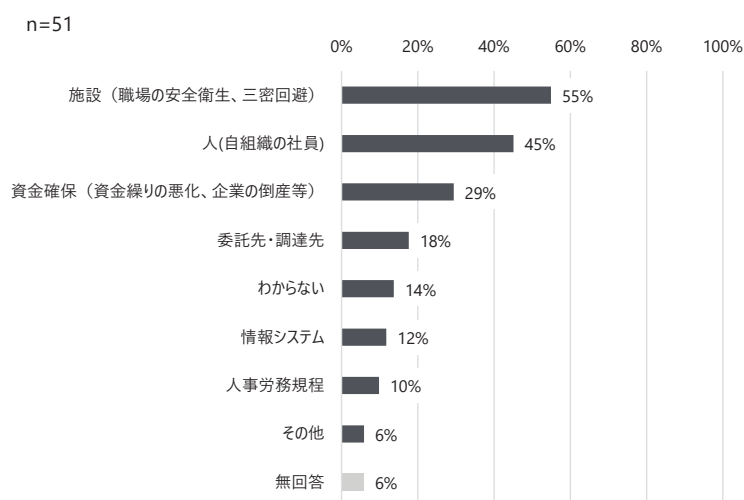
図表 1-7-7 団体加盟各企業への事業継続計画（BCP）策定促進のための取組



「その他」として回答のあった取組は以下のとおり(自由記述からの抜粋)

- ・業界向けガイドライン及び国・地方公共団体や他の団体等が策定した事業継続に関するガイドラインを参考に、団体加盟企業向けのBCPひな型案を作成し、周知した。
- ・ガイドラインをホームページにて提供している。
- ・新型コロナウイルスに限ったことではなく、普段から取り組んでいる。
- ・新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定の上、周知している。
- ・感染対策マニュアルを送付した。
- ・当会の主催・協賛するイベントの開催方法、オンラインでのプロセス等の情報共有を実施した。

図表 1-7-8 団体加盟企業における業務継続の最も大きな課題

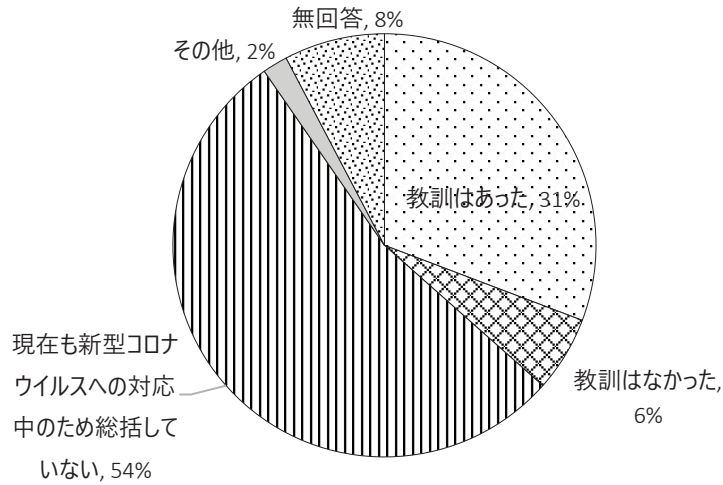


「その他」として回答のあった課題は以下のとおり(自由記述からの抜粋)

- ・少ない人数で経営している団体加盟企業が多い中で、新しい生活様式を元に遠隔収録や出勤体制の工夫をしながら勤務しているが、スタジオの遮音性の関係から密室になることが前提で作られていること、また事務所なども十分な広さが確保されていないケースもあり、換気などに困難が伴う環境のところも多い。
- ・中小企業が多く人手不足が課題となっている中で、感染者が出た場合の人員の確保が難しい場合がある。
- ・番組制作やイベント実施、放送運行の継続への対策が課題である。
- ・今年に入り既に改善が検討されているが、官庁等に提出する書類に公印押捺などが求められること。公印取得だけのために出勤しないといけない事態が生じている。電子申請等の推進が課題である。
- ・従業員が感染しないための行動を徹底させる。
- ・経理伝票の確認としての電子化や社内承認ルール、取引先との電子取引の推進、テレワーク推進期間においても、経理を始めとする管理系業務のテレワーク化の遅れが課題である。
- ・医薬品の安定供給のための製造部門の三密対策が課題である。
- ・設備投資に関連する事業のため、設備投資の先送り、見合わせ等により、需要が減退した。
- ・公益財団法人は、収支相償の原則で内部留保がほとんどないため、コロナ危機などへの耐久力が劣る。

図表 1-7-9 得られた教訓

n=51



※「その他」として回答のあった内容は以下のとおり(自由記述からの抜粋)

- ・これまでの取組は間違っていない。
- ・事務局からBCPに関する情報は発出していない。

※得られた教訓に対するコメント(自由記述からの抜粋)

- ・BCP策定促進に限らず政府や地方公共団体による情報の迅速な提供体制の見直しを行った。
- ・郵便・電話・FAXによる連絡は、会員会社のリモート勤務者が多い中で、上手く機能せず、電子メールや団体加盟企業専用ホームページを通じた連絡体制を強化した。ただし、団体加盟企業の規模や地域による対応の温度差を感じる。
- ・事務局の業務について、大規模な自然災害を想定したシミュレーションはしていたが、リモート勤務が長期間に及ぶことは想定外だった。リモート勤務を常時できる体制は構築したものの、引き続きリモート勤務できない業務があり、その点が課題である。
- ・テレワークの普及、事務の更なるデジタル化の推進、Webを活用した会議、密とならない会議の徹底等が課題である。
- ・業界における社会変化への迅速な対応の必要性がある。
- ・団体加盟企業の在り様が千差万別ということもあり、一貫した対策としてはガイドライン等の策定や情報提供の範囲での対応となっている。他団体や関係省庁との連携を取り、資金源につながることも含めた多くの情報を伝えていきたい。
- ・放送事業継続には、管理系、営業系含む多方面の対策が必要であることが確認できた。
- ・マスク等備品調達ルートの確保、教育研修のリモート化、Web会議の必要性、行事開催基準の策定が教訓である。
- ・感染防止対策の徹底等が教訓である。
- ・当協会は介護保険サービスの業界団体であり、厚生労働省が発行しているガイドラインを用いて普及促進している。また、介護保険制度では、令和3年度から3年間の経過措置を設けた上で、業務継続計画の策定が各介護サービス事業所に義務化される予定である。

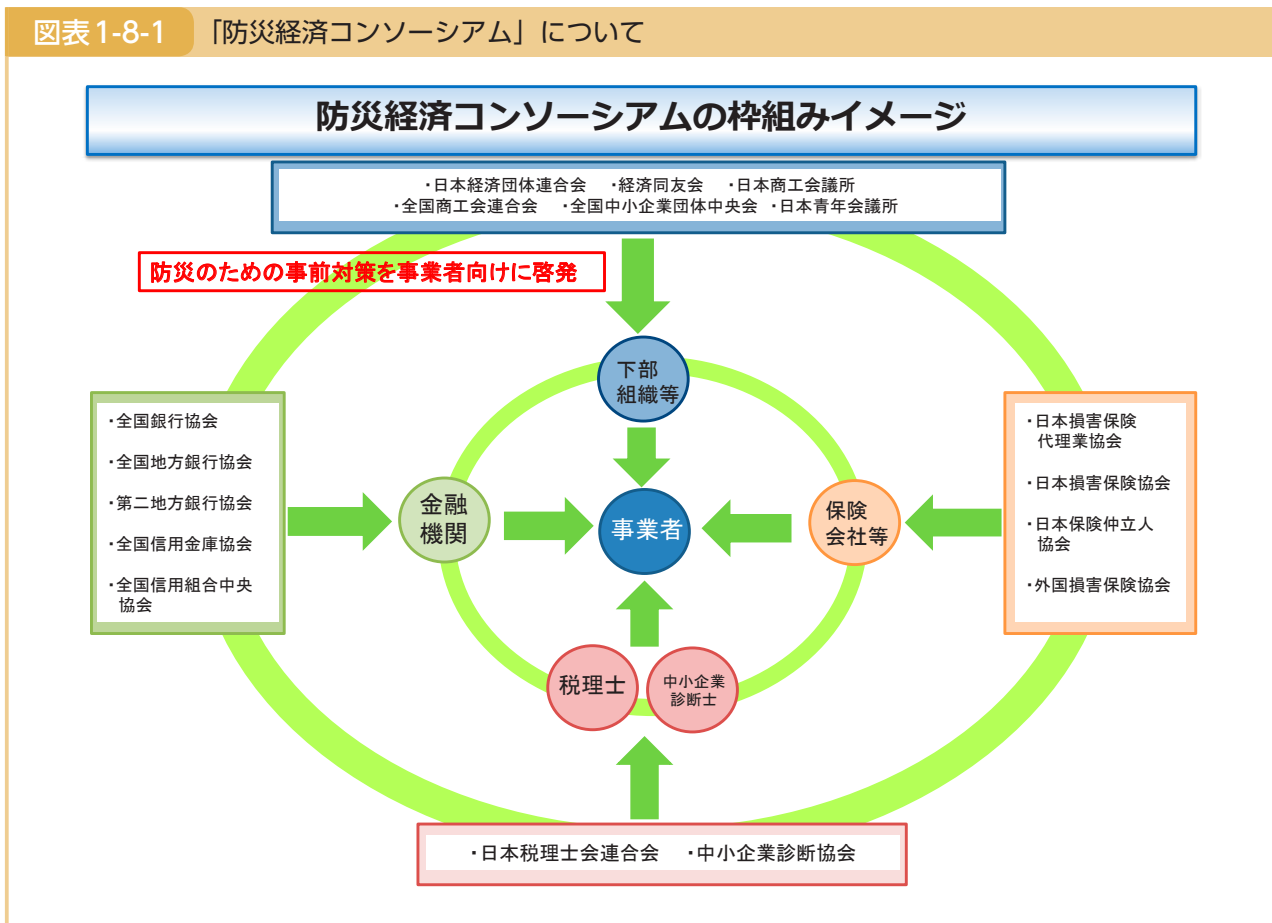
1-8 産業界との連携

社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実していく必要がある。このための事業者の意見交換・交流の場として、平成30年3月23日に「防災経済コンソーシアム」が設立された（図表1-8-1）。

内閣府はこうした産業界の取組が官民一体で図られていくよう、適宜情報交換を行う等の支援を行っている。令和2年度は、事業者向けに洪水被害に対する事前対策の効果を把握することができる参考指標・事例集を内閣府ホームページに掲載した。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>）

図表1-8-1 「防災経済コンソーシアム」について



出典：内閣府資料

この「防災経済コンソーシアム」は、事業者の災害への事前の備えに向けた事業者共通の理念として、「防災経済行動原則」（図表1-8-2）を策定している。

令和2年度は、17団体のメンバーが主に当該原則の理念をそれぞれの下部組織まで普及・啓発する活動を行った。メンバー間の意見交換に加え、行政の各機関からの防災に関する情報提供や有識者による講演も含め、3回の事務部会が開催された。

図表 1-8-2 「防災経済行動原則」について

防災経済行動原則

平成 30 年 3 月 23 日
防災経済コンソーシアム

【前文】

我が国は、その自然的条件から災害が発生しやすい特性を有している。このため事業者は、災害リスクマネジメントが事業経営上の根幹をなすことを認識して意思決定等の行動を行うことが重要である。特に大規模災害時には公助に一定の限界があることから、事業者は、自助・共助による以下（１）～（４）の事前の備えを行うことが重要である。

- （１）事業者は、自らの災害リスクを適切に認識・把握する。
- （２）事業者は、認識・把握した自らの災害リスクに応じて、リスクコントロール（耐震補強、BCP対策等）とリスクファイナンス（保険加入、融資、現金保有等）の組合せによる効果的な災害リスクマネジメントによって、防災対策を実施する。
- （３）事業者は、自らが主体的に行動するため、自らの役職員への防災教育の充実により意識を向上させる。
- （４）事業者は、自らの事業経営に不可欠な取引先、金融機関、事業者団体等の関係機関等と連携・コミュニケーションを図り、自助・共助の防災対策を実施する。

防災経済行動原則は、事業者が自助・共助による事前の備えを行うことによって、結果として社会全体の災害リスクマネジメント力が高まるように、防災経済コンソーシアムのメンバーの活動上尊重されるべきものである。

【防災経済行動原則】

1. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、【前文】の（１）～（４）の実現を図るために必要な推進を図る。
2. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、防災経済コンソーシアムへの情報共有や事業者への還元など、得られた知見は可能な限り共有し、社会全体の災害リスクマネジメント力向上の推進を図る。
3. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、メンバーが属する業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る。

以上

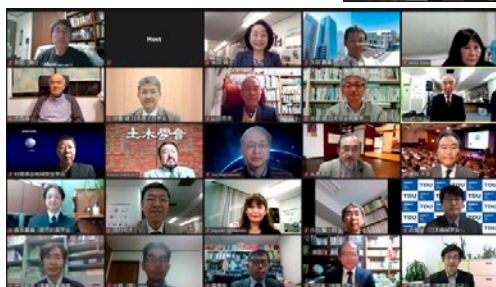
出典：内閣府ホームページ
(参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>)

1-9 学術界の取組

我が国では、地震、津波、火山、豪雨等の自然現象、土木、建築等の構造物、救急医療、環境衛生等の医療・衛生、経済、地理、歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を超えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。令和3年3月末現在、58学会が同連携体に参加している。

同連携体は、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、6月に第1回WEB会議「近年の異常気象と地球温暖化、今年の夏の備えも含めて」、7月には第2回WEB会議「コロナ感染症対策と日本災害医学会の活動」を開催した。また、令和3年1月には、日本学術会議主催フォーラム・第11回防災学術連携シンポジウムとして「東日本大震災からの十年とこれから—58学会、防災学術連携体の活動—」をWEB開催し、東日本大震災から10年を迎えるに当たり、東日本大震災の経験とその後の活動への展開を振り返り、今後の取組について発表した。

2021年1月14日（木）10:00～18:30開催
日本学術会議主催学術フォーラム・第11回防災学術連携シンポジウム
東日本大震災からの十年とこれから
～58学会、防災学術連携体の活動～
“10 Years Memorial and Beyond Great East Japan Earthquake Disaster” 58 Academic Societies and Japan Academic Network for Disaster Reduction



日本学術会議主催フォーラム・第11回防災学術連携シンポジウム 記念撮影

1-10 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、中でも人口の51.3%は女性であり（総務省「人口推計」、令和元年10月1日現在）、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって不可欠である。

令和2年5月、内閣府は地方公共団体において、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階で、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応の取組を進めるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、内閣府の男女共同参画局長と防災担当政策統括官の連名で、地方公共団体に対してガイドラインに基づく取組の促進について通知を发出した。また、国の防災基本計画を修正し、地域防災計画において男女共同参画部局と男女共同参画センターの役割を明確化することなどを新たに盛り込んだ。

令和2年7月豪雨においては、被災地に派遣される「内閣府調査チーム」の一員として初めて男女共同参画局の職員を熊本県庁に派遣し、男女共同参画担当課を支援した。具体的には、被災市町村や避難所を巡回し、ガイドラインの周知・活用の依頼等を行った。国の働きかけを踏まえ、熊本県では、県災害対策本部会議において男女共同参画担当課を所管する環境生活部長から、ガイドライン及び避難所チェックシートの活用について呼びかけるとともに、避難所に派遣される全ての県職員に避難所チェックシートを配布し、活用を促した。また、災害対策本部の下部組織として設置された避難所等支援室に、男女共同参画担当課の職員を配置した。

令和2年12月25日に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画では、男女共同参画の視点からの災害対応の取組を更に強化するために、都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合を令和7年までに30%とすることを成果目標とした上で、以下の取組を掲げている。

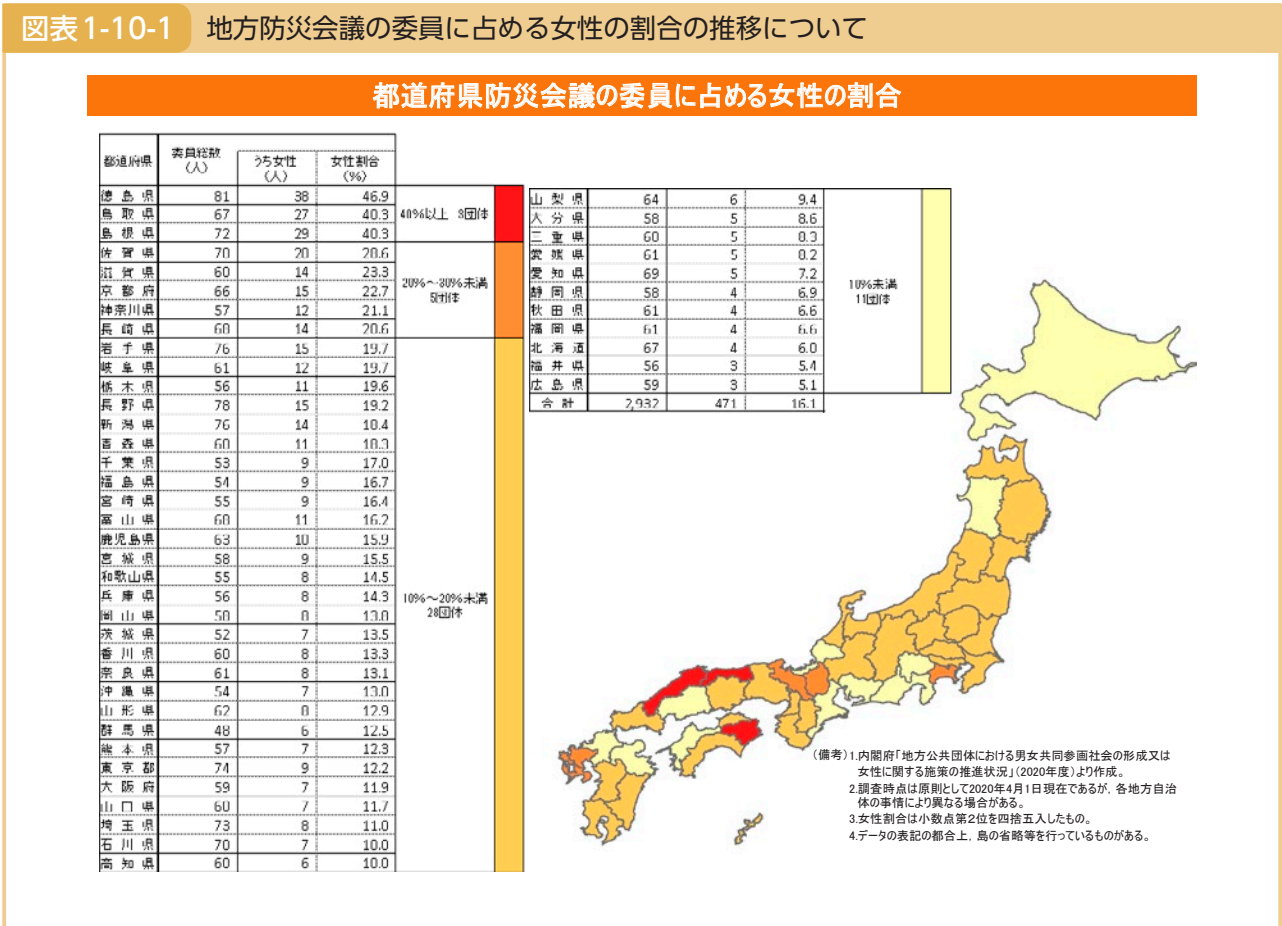
(参照：https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/2-08.pdf)

- ・平常時より、国においても、地方公共団体においても、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進める。
- ・都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、女性委員のいない市町村防災会議の早期解消とともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う（図表1-10-1、図表1-10-2）。

- ・地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行う。
- ・ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップして「見える化」する。

その他、地方公共団体において災害対応に携わる全ての職員が、ガイドラインの内容を参照しながら、男女共同参画の視点に立って防災施策を企画立案・実施できることを目的とした、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」の改定を進めている。

図表 1-10-1 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移について



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2020年度)より作成

図表 1-10-2 第5次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標

項目	現状	成果目標(期限)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	348 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15% (早期)、 更に30%を目指す (2025年)

出典：「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)より作成

【コラム】

地方防災会議における女性委員の参画拡大のための工夫

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、2025年までに地方防災会議における女性委員比率30%を目標としている。しかし、現状では、都道府県防災会議での女性委員比率は平均16.1%、市町村防災会議では平均8.8%と女性委員が極めて少ない^{*1}。

地方防災会議の委員は「災害対策基本法」第15条等によって定められている。女性委員が少ない要因として、職指定（いわゆる充て職）であることや、指定される職（各機関の長）がほぼ男性であることが挙げられる。一方、女性委員比率が高い防災会議では、地方公共団体の首長の男女共同参画推進に向けた強いリーダーシップの下、各々が女性委員を増やす工夫をしている。

徳島県は、地方防災会議における女性委員比率が46.9%（2020年度）と全国首位である。同県では、平成26年に条例を改正して委員の定数を20名増員し、積極的に女性を登用している。現在、県職員から知事が任命する第5号委員には、保健福祉部局や青少年部局の女性管理職等が登用され、12名中11名が女性である。また、自主防災組織や学識経験者から知事が任命する第8号委員には、女性・子育て、高齢者、障害者団体の代表等が就き、21名全員が女性である^{*2}。同県では、平常時から地域で活躍する女性リーダーと連携しているため、県からの防災会議委員の要請を断る女性はほとんどいない。また、防災会議に女性委員が増えたことにより、災害対応における女性の課題について聞き取りやすくなり、女性や要配慮者のニーズに配慮した避難所運営ができるなどの効果が生じている^{*3}。



実際に、地方防災会議の女性委員の比率と常備備蓄の比率について、女性委員比率が高いほど、各種生活用品や女性、乳幼児用品等を常時備蓄とする比率が高いとの調査報告もある。地方防災会議や意思決定層に女性比率が高まることで、地域防災計画の中に女性の視点に立った対策が取り入れられ、男性が見落としがちなニーズや必要な対策に対応できるようになることが指摘されている^{*4}。

今後、内閣府では、地方防災会議で女性委員を積極的に登用している市町村の好事例を展開するなどして、地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう働きかけを行う。

※1：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（2020年度）

（参照：<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html>）

※2：徳島県HP「令和2年徳島県防災会議について」（令和3年2月9日閲覧）

（参照：<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020102000010/>）

※3：徳島県危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課へのヒアリング（令和3年2月4日）

※4：内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(p.12)（令和2年5月）

（参照：<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>）

第2節

防災体制・災害発生時の対応及びその備え

2-1 防災基本計画の修正

防災基本計画は、「災害対策基本法」第34条第1項に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、「災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるとき」は修正することとされている。防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html#syusei>)

令和2年度は、令和2年5月に防災基本計画の修正を行った(図表2-1-1)。主な修正内容として、令和元年度に発生した災害において明らかとなった課題に対する対応等について記述を追加している。

具体的には、令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえ、長期停電・通信障害への対応強化や、災害に慣れていない自治体への支援の充実等について記述しているほか、令和元年東日本台風に係る検証を踏まえ、災害リスクととるべき行動の理解促進や、平常時から関係省庁間の情報共有を図るための「自然災害即応・連携チーム会議」の開催等について記述を追加している。

この他、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平常時からの検討・実施等、防災に関する最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正を行っている。

図表2-1-1 防災基本計画の修正概要(令和2年5月)

防災基本計画修正(令和2年5月)の概要

■防災基本計画…災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- 災害リスクととるべき行動の理解促進
 - ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
 - 避難に関する情報の意味(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等)の理解促進
 - 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施
- 河川・気象情報の提供の充実
 - 災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供
- 災害廃棄物処理体制の整備
 - 国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知
- 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化
- 自然災害即応・連携チーム会議の開催
 - 平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施

主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- 災害に慣れていない自治体への支援の充実
 - 内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣
 - 現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議の開催
 - 危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施
- 長期停電・通信障害への対応強化
 - 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
 - 病院等重要施設の非常用電源確保の推進
 - 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
 - 通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有
- 被災者への物資支援の充実
 - 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
 - ブッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- 船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衛工設置
- 無人航空機を活用した情報収集
- 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

出典：内閣府資料

(参照：http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_gaiyou.pdf)

2-2 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ的確な災害対応は、地方公共団体の首長や防災担当職員の知識と経験に依るところが大きい。このため、内閣府においては、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネット

ワークを形成できる人」を育成するために、平成25年度より国や地方公共団体の職員を対象とする「防災スペシャリスト養成研修」に取り組んでいる。

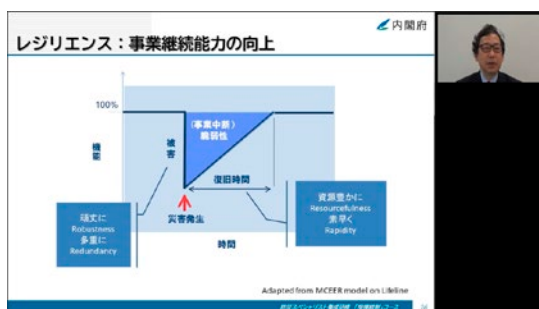
まず、令和2年度「有明の丘研修」は、コースごとにワーキンググループを開催し、コーディネーターとカリキュラム、研修指導要領、テキスト、テスト、人的ネットワークの取組等の検討・見直しを行った。また、令和元年度より実施している「地域研修」は、地域による自立した防災人材育成を推進するため、地域の実情やニーズに応じた内容を盛り込み、地方公共団体等の職員の防災に関する人材の育成に取り組んだ。さらに、「フォローアップ研修」において、有明の丘研修修了者を対象に更なるスキルアップと人的ネットワークの強化を図った。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これらの研修を集合で実施することが困難であったことからオンライン研修により実施した。

加えて、主に市区町村職員を対象に、近年の災害において災害対応上の課題が多く挙げられた業務を学習できるコンテンツとして「防災スペシャリスト養成eラーニング」の開発を目指し、eラーニングの作成方法の標準化について検討を行った。

また、全国の町村長を対象とする「全国防災・危機管理トップセミナー」を内閣府及び消防庁の共催で実施し（市区長を対象とした同セミナーは新型コロナウイルス感染症拡大に配慮して令和2年度は中止）、災害対応の陣頭指揮をとる町村長の迅速かつ確かな判断能力の向上を支援し、首長としての初動対応の在り方や、実際に被災した地方公共団体の初動対応等について研修を行った。

さらに、内閣官房、内閣府及び消防庁の共催により、各都道府県の部局長・危機管理監等を対象とした「防災・危機管理特別講習」を令和2年6月にWeb会議により実施するとともに、各市町村の危機管理・防災責任者を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」を同年11月と令和3年2月にオンライン研修により実施した。

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式を踏まえて、研修の効果や効率を向上させる取組を進めるとともに、これら研修等の内容の充実を図り、更なる防災力・災害対応能力の向上を図る必要がある。



令和2年度「防災スペシャリスト養成研修
(有明の丘) (オンライン研修)」の様子



令和2年度「全国防災・危機管理トップ
セミナー」の様子

2-3 指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」は、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

東日本大震災時においては、避難場所と避難所が必ずしも明確に区別されておらず、そのことが被害拡大の一因ともなった。そのため、内閣府は平成25年に「災害対策基本法」を改正し、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別してあらかじめ指定し、その内容を住民に周知（公示）しなければならないこととした。令和2年4月1日現在の指定緊急避難場所の指定状況は図表2-3-1のとおりとなっている。

図表 2-3-1 指定緊急避難場所の指定状況

	指定緊急避難場所の指定状況							
	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数 (ヶ所)	68,961	64,141	20,823	82,798	37,051	39,497	37,569	10,003
想定収容人数 (万人)	12,420	13,419	5,866	23,624	8,381	16,569	7,427	2,280

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成（それぞれの区分毎に複数回答あり）

また、指定緊急避難場所は国土地理院が管理するウェブ地図「地理院地図」で閲覧できるようにしている（図表 2-3-2）。

図表 2-3-2 指定緊急避難場所の表示例



出展：国土地理院HP
（参照：<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>）

内閣府は、消防庁とともに、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の速やかな指定等を促しているところである。また、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっているため、避難者が明確に判断できるように制定した「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）（平成28年3月）」による案内板等の整備について、早急に着手するように全国の地方公共団体に呼びかけている（図表 2-3-3、図表 2-3-4）。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/index.html>）

図表 2-3-3 災害種別避難誘導標識システムによる案内板の表示例



図表 2-3-4 避難場所等の図記号の標準化の取組

災対法の災害種類	JIS 制定された災害種別図記号
津波	津波・高潮 (従来の図記号も活用 一般図記号も作成)
高潮	
洪水	洪水
内水氾濫	内水氾濫
崖崩れ 土石流 地滑り	崖崩れ 地滑り
	土石流
大規模な火事	大規模な火事
地震	起きる災害(津波、大規模な火事 等)でカバー
火山	シェルターなどに避難するため、 それらの周知を実施

●避難場所は災害種別毎に設定。

●避難場所等の図記号について標準化を図るため、関係府省庁等は連絡会議を設置して、避難場所等の図記号の標準化を進めることを決定。JIS原案作成委員会が図案を作成し、同委員会から経済産業大臣に報告。
→平成28年3月22日に図記号等をJIS制定。



また、「災害対策基本法」第49条の7に基づく指定避難所の指定状況については、指定制度が創設された平成26年4月以降、指定を終えていない市町村に対し、速やかに指定を終えるように促していることもあり、平成26年10月1日現在は48,014ヶ所であったが、令和2年10月1日現在は79,281ヶ所に増加した。

近年の災害における状況等を受け、避難所の生活環境の確保に関する様々な問題や、避難所のトイレの改善に関する課題などが指摘された。災害時に避難所において不自由な生活を強いられる状況下においても、生活の質を向上させ、良好な生活環境の確保を図ることが重要と考えられる。このため、内閣府では、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対策を講じていくため、平成27年7月以降「避難所の確保と質の向上に関する検討会」を開催し、平成28年4月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月内閣府策定・公表)の一部改訂を行うとともに、本取組指針に基づく、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の3つのガイドラインを公表した(図表2-3-5)。

また、令和2年度に開催された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において、福祉避難所ごとに、受入対象者を特定して、あらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当であるとされたことを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法施行規則及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改正を行った。

図表2-3-5 避難所に関するガイドライン等について

「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月)

災害対応の各段階(準備、初動、応急、復旧)において、平時からの庁内外の連携協働体制の確立や避難者の健康の維持という観点を重視するとともに、トイレ、寝床、入浴、ベットなど忘れられがちな細かな対応業務なども明示して、実施すべき19の業務を具体的なチェックリストで整理している。

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月)

災害時にトイレが不衛生であるために不快感を覚える被災者が増え、トイレの使用をためらわれることによって、排せつを我慢して水分や食品の摂取を抑えることで、健康の悪化や、最悪の場合は生命の危機を及ぼすことにつながるため、トイレの確保や管理が重大な事柄であることを強調している。

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月)(令和3年5月改訂)

東日本大震災の教訓を考慮し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(平成20年6月)を実質的に改定・修正する形で作成したものであり、平時の取組なくして災害時の緊急対応を行うことは不可能であるとの認識から、福祉避難所についても、市町村を中心として、平時からの取組を進めていくことを強調している。

出典：内閣府ホームページ
(参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>)

2-4 防災におけるICTの活用

平成28年熊本地震に係る初動対応検証レポート(内閣官房・内閣府、2016)や、応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ(内閣府、2016)において、被災市町村の状況や避難者の動向、物資の状況などの把握が災害対応中に困難であったことから、事前に各種の情報について取扱いや共有・利活用に係るルールを定めるなど、関係機関間における災害情報ハブに関する仕組みづくりを行うことが必要との指摘があった。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/shodotaio.html>
http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/okyuseikatu_wg.html)

このため、内閣府では、情報の共有を図るために効果的な手段と考えられる情報通信技術(ICT: Information and Communication Technology)の活用、また、関係機関間における情報共有の方法や期間等のルール及びこれを通じた情報のやりとり(以下「災害情報ハブ」という(図表2-4-1))を推進するため、平成29年度から中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進ワーキンググループの下に、「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を設置し、検討を進めてきた。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/saigaiyouhouhub/index.html>)

このような検討を踏まえ、平成30年度に、災害時情報集約支援チーム(ISTT: Information Support Team)という大規模災害時に被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チームを試行的に立ち上げ、令和元年度から本格的に運用を開始した。災害現場では、被害状況や災害廃棄物の情報等、時々刻々と変化し事前にデータで共有する体制が整えられないもの(動的な情報)も存在する。災害対応者の的確な意思決定には、これら情報を地図上に重ね合わせ、状況を体系的に把握することが大変重要である。ISTTがそのような情報を収集・整理・地図化し、関係機関(行政機関、指定公共機関)へ共有することで、災害対応者の迅速かつ的確な意思決定を支援することができる。

ISTTはこれまで、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、最近では令和2年7月豪雨など8回にわたり災害対応に当たってきた。令和2年7月豪雨においては、熊本県・鹿児島県の2県に派遣され、情報の収集・整理を支援するとともに、ISTTが作成した地図(図表2-4-2)は、被災県・市町村の災害対策本部での状況説明や、実働機関、他の地方公共団体からの応援職員への状況

説明などに活用され、地方公共団体の効果的な災害対応に貢献した（図表2-4-3）。例えば、熊本県では孤立集落の解消を支援するために、道路、電力、通信のライフラインの復旧状況を集落ごとに把握できる地図を作成し、日々の災害対応の進捗管理に活用された。

また、昨年度までの情報集約、整理における課題を踏まえ、地図化などの業務の一部を民間事業者へ委託するなどのISUTの体制強化を実施したことで、より円滑な支援活動を行うことができた。今後も引き続き継続して実施する。

さらに、ISUTがより迅速かつ効果的な活動を行うために、今後は現地活動の写真等の被災情報をより迅速に情報収集・共有するツールの開発やISUTサイトの活用に関する研修プログラムの開発等を行い、関係機関との調整を継続していく。

図表2-4-1 「災害情報ハブ」のイメージ図

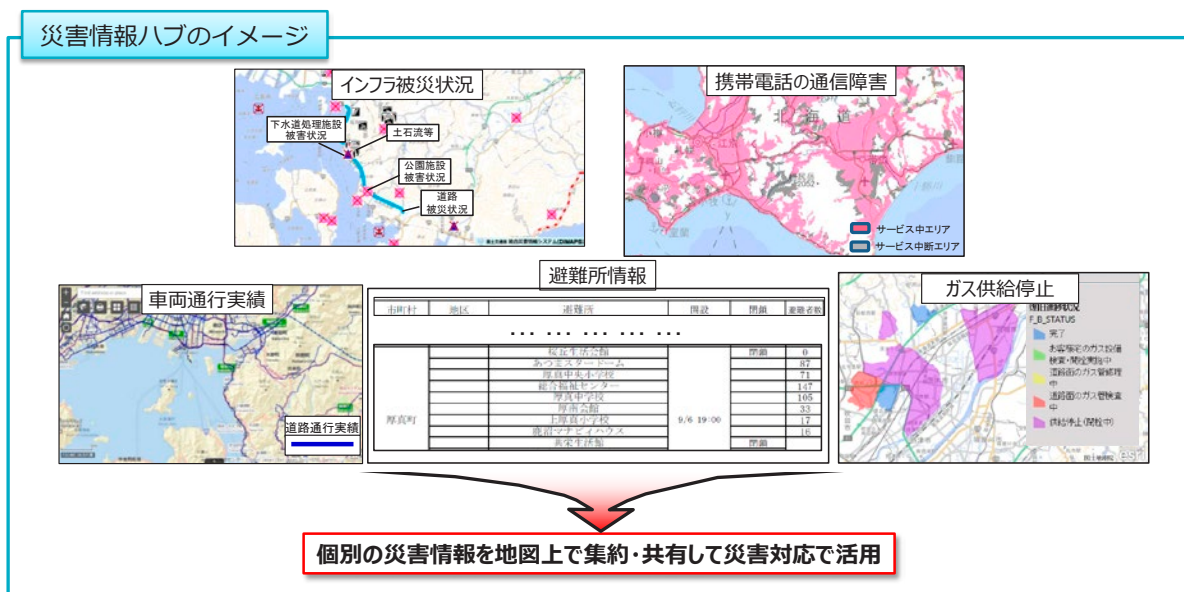
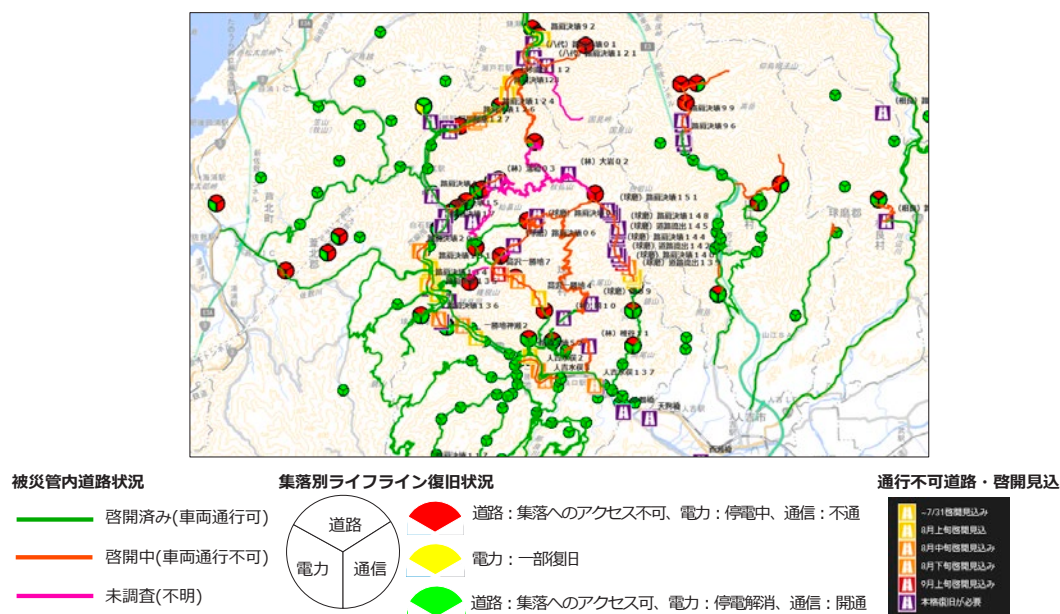


表2-4-2 令和2年7月豪雨で作成した地図例（孤立集落解消用支援地図）



図表 2-4-3 令和2年7月豪雨（熊本県庁）におけるISUTサイトと地図の活用状況



熊本県災害対策本部会議での活用



孤立集落解消に向けた担当者会議（県主催）での活用



航空調整班での活用



実働機関調整会議（県主催）での活用

出典：内閣府資料

2-5 自然災害即応・連携チーム会議の開催等

近年の大規模災害発災直後の政府の迅速・円滑な初動対応と応急対策は、内閣危機管理監を始めとする政府の災害担当局長等が、相次ぐ災害対応を通じて、経験知を共有し、組織的な学習を繰り返しながら一体感を高め、「顔の見える関係」を構築してきたことにより、適切な役割分担と相互の連携協力が図られてきたことによるところが大きい。

このような組織力を持続的なものとするため、自然災害の発災後だけでなく、平時から、関係者間の情報交換・共有を図る会議として、令和2年度より「自然災害即応・連携チーム会議」を開催している。

また、これまで平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風といった大規模災害発生時には、政府として、被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、内閣官房副長官（事務）の下に各省横断の被災者生活支援チームを開催してきた。このチームを通じ、電力や水道の早期復旧、被災者ニーズの把握はもとより、水、食料、段ボールベッド、パーティション等のプッシュ型支援、避難所生活の環境整備、被災自治体への職員派遣、住まいの確保など、必要が生じる事柄を先取りし、関係省庁が一体となって、被災地の生活再建と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめるなど、被災者の生活支援を政府一丸となって迅速に進めてきた。

これらの経験を踏まえ、令和2年度より、今後大規模災害が発生した場合には、被災者の生活・生業の迅速・円滑な支援のために、「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置することを防災基本計画に明記し、その設置をルール化した。

令和2年7月豪雨においては、7月5日に被災者生活・生業再建支援チームが設置され、同月30日には、同チームを中心に、被災地の生活と生業の再建に向け緊急に対応すべき施策として「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」が取りまとめられた。

2-6 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の取組事例集の公表

平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害を契機に、「活動火山対策特別措置法」が改正され、火山現象発生時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村が指定する集客施設や要配慮者施設（避難促進施設）の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成や、計画に基づいた訓練の実

施等が位置付けられた。

内閣府では、避難促進施設の避難確保計画の作成を支援するため、平成28年に「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」を作成し公表している。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/index.html>)

また、令和元年度からは各避難促進施設における避難確保計画の作成を促すため、種類や状況の異なる集客施設等をモデル施設として都道府県や市町村等を交えて避難確保計画を協働で検討し、避難確保計画の作成に当たっての具体的な課題と解決策を「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の取組事例集」として取りまとめ公表した(図表2-6-1)。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/kakuhokeikaku/index.html>)

図表2-6-1 取組事例集



2-7 病院船の活用に関する調査・検討

病院船(災害時等において船内で医療行為を行うことを主要な機能とする船舶をいう。以下同じ。)に関しては、東日本大震災後の平成23年度及び平成24年度に内閣府が行った調査・検討において、主な課題として、①建造等に要する莫大な費用、②医療スタッフ等の確保の困難さ、③平時の活用の可能性の低さが指摘されるとともに、既存船舶を活用した実証訓練を行うことも有効な方策の一つと整理された。これを踏まえ、平成25年度以降、内閣府では、既存船舶を活用した災害医療活動に係る実証訓練を実施してきた。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)において、医療提供の場の確保のための病院船の活用の検討を行うこととされたことを踏まえ、第一次補正予算を活用し、内閣府、厚生労働省、防衛省及び国土交通省がそれぞれの専門性を活かしつつ、連携して、病院船の活用について調査・検討を行った。

具体的には、厚生労働省においては、災害医療や感染症対応における病院船の位置付け、求められる機能と必要な設備、患者の搬入・搬出方法について、防衛省においては、艦艇を含む諸外国軍隊の感染症対応能力について、国土交通省においては、病院船の船内システムの最適化について、それぞれ調査・検討が行われた。内閣府においては、これら各省の調査・検討の内容を踏まえ、①病院船の果たすべき役割、②災害時の要員の確保、③平時の活用方策を論点として、病院船の必要性の検討を行い、その総括を行った。

こうした調査・検討を経て、令和3年3月30日に、内閣府、厚生労働省、防衛省及び国土交通省が連名で、病院船の活用に関する調査・検討を踏まえた政府の考え方を取りまとめ、公表した。その概要は、以下のとおりである。

南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、広域にわたり、膨大な医療ニーズの発生が見込ま

れることから、病院船には、自己完結的に海上で活動できる船舶の特性を活かし、特に陸路が途絶された地域や離島に対して、陸上医療機関を補完することが期待される。

一方、病院船の活用に向けては、①医療従事者の確保、②運航要員の確保、③平時の活用方策という3つの大きな課題がある。

これらの課題が解決していない現状を踏まえ、当面、新たに病院船の建造に着手するのではなく、既存船舶を活用した災害医療活動の具体化に取り組むこととする。

具体的には、

- ・これまで実施してきた訓練を強化するかたちで、自衛隊艦艇の医療用寝台を活用することも想定し、関係府省等が連携して船舶における災害医療活動の初動（要員の参集）から完了（患者の搬出）までの本格的な訓練を実施する
- ・自ら船舶を確保し、災害医療活動を行うことのできる民間主体についても、その動向を把握しながら、連携・支援の方策を検討する

こととする。

その上で、今回の調査・検討で明らかになった課題への対応について、次のとおり検討を行うこととしている。

- ・医療従事者の確保については、今後、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を踏まえつつ、医療関係団体との協力関係の構築について具体的な検討を進めるとともに、災害時等の医療提供体制の充実に取り組む
- ・運航要員についても、訓練を通じて必要なスキルと人数を明確にし、災害時に即応できる確保の在り方を検討する
- ・平時の活用方策についても、災害時の即応性や費用対効果に留意するとともに、今後の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、引き続き検討する
- ・感染症対応における船舶の活用についても、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、医療従事者の意見を十分に聴きながら、引き続き検討する

政府では、海に囲まれた我が国においては、災害や感染症の発生時等における医療を確保する上で、船舶の活用に対する期待が大きいことから、引き続き、医療関係団体の意見にも十分に耳を傾けながら、災害時や感染症発生時の医療提供体制の充実に取り組むこととしている。

【コラム】

「東日本大震災から10年～気象庁の主な取組～」

東日本大震災が発生してから本年度で10年を迎える。ここでは、気象庁が震災後行ってきた主な取組として、津波警報と緊急地震速報の改善について紹介する。

(1) 津波警報の改善

東日本大震災では、福島県相馬で高さ9mを超える非常に高い津波を観測したほか、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての沿岸に津波が襲来した。気象庁では、地震に伴う津波が予測される場合、地震発生後3分程度を目途に津波警報等を発表するが、マグニチュード8を超えるような巨大地震では、適切な地震の規模をすぐに把握できないため、当時、マグニチュードを小さく見積もり、津波警報における予想される津波の高さが過小となった。このことを踏まえ、気象庁では、津波からの避難行動に支障を生じることのないよう、マグニチュード8を超えるような巨大地震が発生した可能性がある場合には、その海域における最大級の津波を想定し、津波警報等の第1報では「巨大」や「高い」等の定性的な表現を用いて避難を促し、その後地震の規模が精度よく求められた時点で、予想される津波の高さを数値で発表することとするなどの見直しを行い、平成25年3月より運用を開始した。



東日本大震災を踏まえた津波警報等及び津波の予想高さの表現

情報種類	津波注意報	津波警報	大津波警報		
定性表現	表記しない	高い	巨大		
予想される津波の高さ	1m (0.2 m-1m)	3m (1 m-3m)	5m (3 m-5m)	10m (5 m-10m)	10m超 (10 m-)

(2) 緊急地震速報の改善

東日本大震災では、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6強から1を観測した。気象庁では、地震発生後直ちに緊急地震速報を発表したが、マグニチュードを小さく見積もったため、実際より小さな震度を予想した。また、その後、非常に活発な地震活動により同時に複数の地震が発生した際、複数の地震の適切な識別及び規模の推定が行えず、震度を過大に予測して発表する事例があった。これらのことを踏まえ、気象庁では、緊急地震速報の技術的な改善に取り組み、同時に複数の地震が発生した際にも精度良くそれぞれの震源を推定することができる手法（IPF法、平成28年12月：従来別々に用いたデータや手法を統合的に用いる手法）や、巨大地震の際にも精度良く震度予想ができる手法（PLUM法、平成30年3月：周辺の揺れの観測値から震度を予想する手法）を導入し、緊急地震速報の精度向上を図った。

第3節 発生が危惧される災害への対応

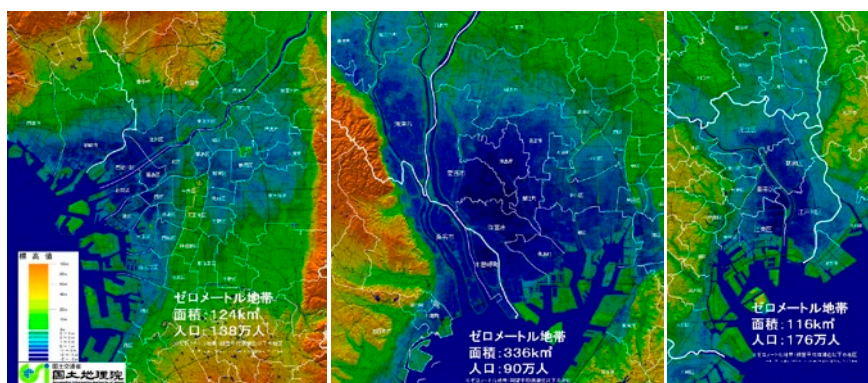
3-1 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難の検討

近年の地球温暖化により、台風の激化等が懸念され、今後、大規模広域避難が必要となる大規模水害が発生するおそれが予測されている。また、我が国の三大都市圏には「ゼロメートル地帯」が広く存在しており、堤防の決壊等により大規模水害が発生した場合には、多数の住民が避難することによる大混雑の発生や、逃げ遅れによる多数の孤立者の発生が予想されている（図表3-1-1）。

このことから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、三大都市圏における洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討が行われ、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられた。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/>）

図表3-1-1 三大都市圏のゼロメートル地帯



出典：国土地理院ホームページより内閣府作成

本報告を踏まえ、内閣府では、大規模水害時の大規模広域避難の実装に向けて、特に行政機関等関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的として、東京都と共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を令和2年6月から令和3年2月まで5回開催し、主に広域避難場所の確保や避難手段の確保・避難誘導について検討を進めた。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/suigaiworking.html>）

令和2年度においては、大規模広域避難を円滑に行うための仕組みの制度化について検討を行うため、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」が令和2年6月から同年12月まで6回開催され、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」が取りまとめられた。令和3年度以降、全国での広域避難の取組を促進するため、広域避難の留意点、検討手順等の基本的な考え方について整理を行い、地方公共団体等に周知していく予定である。

（参照：http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan_honbun.pdf）

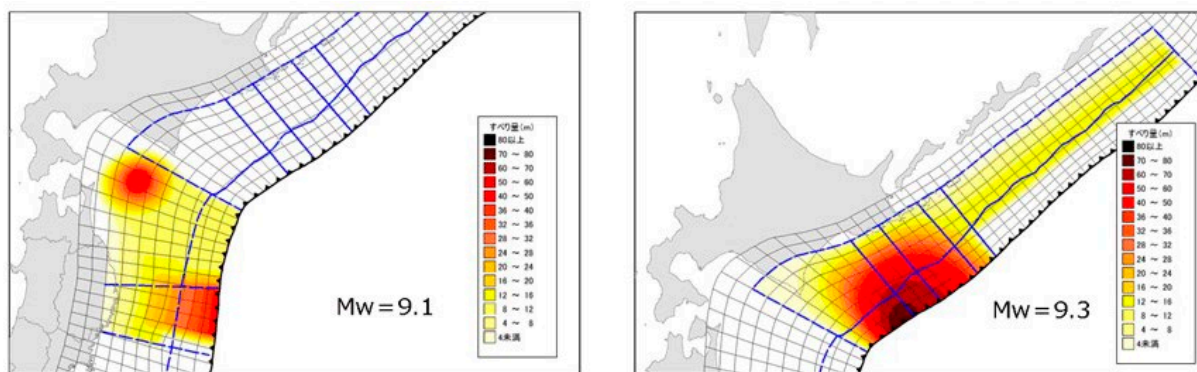
3-2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討

日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震に対する防災対策については「日本海溝・千島海溝周辺海溝

型地震防災対策推進基本計画」等に基づき政府全体で重点的に進めてきたところであるが、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（平成23年9月28日）を踏まえ、住民等の生命を守ることを最優先とし、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立するため、最大クラスの地震・津波を想定した対策の見直しを進めてきている。

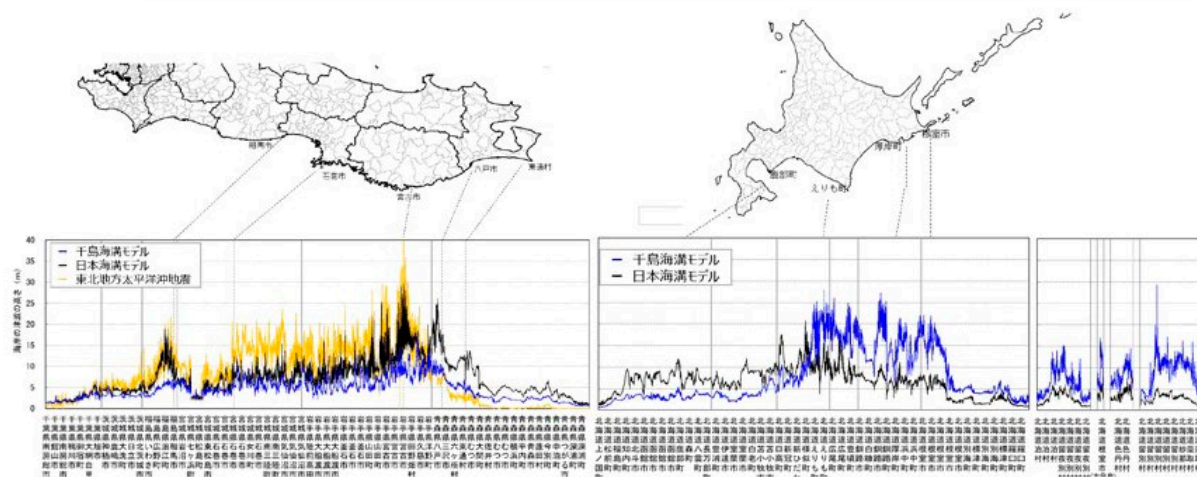
そのため、平成27年2月に理学・工学等の研究者から構成される「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を内閣府に設置し、過去に発生した津波の痕跡などを幅広く整理及び分析するなどして、科学的知見に基づき考えられうる最大クラスの地震・津波断層モデルの設定や、想定される震度の分布、沿岸での津波の高さの推計等の検討を進めてきた（図表3-2-1、図表3-2-2）。

図表3-2-1 検討した最大クラスの津波断層モデル（左：日本海溝モデル、右：千島海溝モデル）



出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会 概要報告参考図表集
（参照：http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/index.html）

図表3-2-2 想定される沿岸津波高



出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会 概要報告参考図表集
（参照：http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/index.html）

これらの最大クラスの地震・津波断層モデルの検討結果を踏まえ被害想定及び被害を軽減するための防災対策等の検討を行うため、令和2年4月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置した。

ワーキンググループでは、国として実施すべき各種の防災・減災対策を立案し、施策を推進してい

くために、まず、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で想定される津波や揺れによって生じる人的な被害や、建物の被害、水道・電気・ガス等のライフライン、道路・鉄道等の交通施設等の被害の様相及び定量的な被害量を検討することとしている。その後、被害の様相等を踏まえて、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が生じた際の課題等を整理し、巨大地震対策の基本的な考え方を検討することとしている。特に、日本海溝・千島海溝沿いで冬季に地震が発生した場合は、積雪寒冷地特有の被害が想定されるため、これも考慮に入れ、検討を進めているところである。

第4節 国際防災協力

我が国は、災害の経験、知識や、防災の施策を多く蓄積しており、これらを共有することにより、防災分野で世界の議論をけん引し、世界各国における防災の取組に貢献している。特に、平成27年3月に第3回国連防災世界会議を仙台市で開催したことを踏まえ、そこで採択された「仙台防災枠組2015－2030」（以下「仙台防災枠組」という。）の実施において、主導的な役割を果たすことが世界各国から期待されている。このため、内閣府（防災担当）や外務省においては、国連などの国際機関を通じた防災協力、二国間等防災協力を積極的に推進している。

4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力

(1) 国連防災機関（UNDRR）を通じた防災協力

仙台防災枠組を推進するため、同枠組の実施に係るモニタリング、調整、各地域や国の支援等を行っている国連防災機関（UNDRR）の活動を支援するため、令和2年度においては、外務省と内閣府が合わせて約620万ドル（約6億8,000万円）を拠出している。

UNDRRは、令和2年11月にオンラインでドナーミーティングを開催し、2020年のUNDRRの活動実績を説明した。そこでは、「仙台防災枠組」に設定されているターゲットE（国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす）の実施状況やCOVID-19の観点をUNDRRの戦略に追加したこと、COVID-19の教訓を世界各国・関係機関と早期に共有したこと、「仙台防災枠組」、「パリ協定」、「SDGs（持続可能な開発目標）」の連携を強化するためにUNFCCC（国連気候変動枠組条約）及びUNDP（国連開発計画）とパートナーシップを結んだことなどを報告した。

(2) 国際復興支援プラットフォーム（IRP：International Recovery Platform）

国際復興支援プラットフォーム（IRP）は、平成17年に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組」を受けて、円滑な復興を支援するためのネットワークと兵庫行動枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、復興計画・構想策定に助言や支援を行うことなどを目的として、同年3月に兵庫県神戸市に設立された。仙台防災枠組において、IRPは「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」を推進するための国際的なメカニズムの一つとして、その強化がうたわれている。日本政府（内閣府）は運営委員会共同議長としてその発展の基盤づくりに貢献するとともに、IRPの活動を支援している。

令和2年度の国際復興フォーラムは、令和3年1月22日に神戸での現地開催に加え、オンラインも交えて開催され、「複合災害からの復興：自然災害とCOVID-19パンデミックへの取組とより良い復興のための実践と教訓」をテーマに、井戸兵庫県知事、河田人と未来防災センター長を始め、49か国から340名が参加した。本フォーラムでは、ガバナンス、計画立案、資金調達、包摂などの主要分野に関し、過去の復興の経験から学んだ教訓をどのようにして現在の新型コロナウイルス感染症の影響下での復興に活かしていけるかについて議論が交わされた。



国際復興フォーラムの様子

(3) アジア太平洋経済協力（A P E C）の活動を通じた防災協力

令和2年7月21日、第16回A P E C緊急事態の備え作業部会（E P W G）会議がオンラインで開催された。E P W GはA P E Cにおける新型コロナウイルス感染症対策の情報共有を主導しており、A P E C加盟エコノミーにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する調査を実施している。本会議においても主要テーマの一つとして掲げられ、我が国から出席したアジア防災センターは、日本及び同センターメンバー国の支援策やツールの事例を報告した。

(4) アジア防災センター（A D R C）との共同活動を通じた防災協力

アジア防災センター（A D R C：Asian Disaster Reduction Center）は、災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年に兵庫県神戸市に設立されたものであり、令和2年3月現在、アジアの31か国が加盟している。A D R Cは、災害情報の共有、加盟国の人材育成、コミュニティの防災力向上、メンバー国、国際機関、地域機関、NGOとの連携の4つの柱を軸に活動を行っている。加盟国から客員研究員を招聘しており（令和3年3月現在で累計117名）、防災政策の研究等を通じて加盟国の防災政策の企画立案に貢献する人材を育成している。また、各国の防災体制や最新災害情報等の収集及びホームページ上での提供、災害発生時の衛星観測による被災情報の提供等の活動も行っている。

内閣府はA D R Cとの共催により、アジア防災会議（A C D R：Asian Conference on Disaster Reduction）を開催し、加盟国や国際機関等からの参加を得て、アジアにおける防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換、連携促進等を行っている。第16回目の同会議は、「頻発化、激甚化する災害リスクの課題と防災・減災対策」や、「コロナ禍における防災・減災対策」をテーマに、令和2年10月20日～10月22日の期間にオンラインにより開催された。加盟国（31か国中22か国）を始め、UNDRR、J I C Aなどの国際機関から244名が参加した同会議では、各国における防災戦略等を始め、仙台防災枠組の取組状況などについて情報共有や意見交換がなされた。我が国からは小此木内閣府特命担当大臣（防災）と赤澤内閣府副大臣がそれぞれ開会挨拶と閉会挨拶をビデオメッセージで行った。また、日本からは環境省が「頻発化、激甚化する災害リスクの課題と防災・減災対策」のセッションで発表を行った。



アジア防災会議の様子

4-2 二国間等防災協力

内閣府は、国際機関を通じた取組に加え、海外からの防災を担当する閣僚級の訪問等の機会を通じて、防災政策の経験を共有するなど、世界各国の政府における防災担当部局との連携を深めている。

米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）とは、平成26年12月に締結された協力覚書に基づき、毎年作業計画を締結し、国際会議やビデオ会議等を通じて情報共有や意見交換を実施している。令和2年は12月にビデオ会議を開催し、①新型コロナウイルス感染症の影響下における避難の在り方、②新型コロナウイルス感染症の影響下における災害用物資の支援と備蓄、③新型コロナウイルス感染症の影響下における課題等について情報交換を行った。

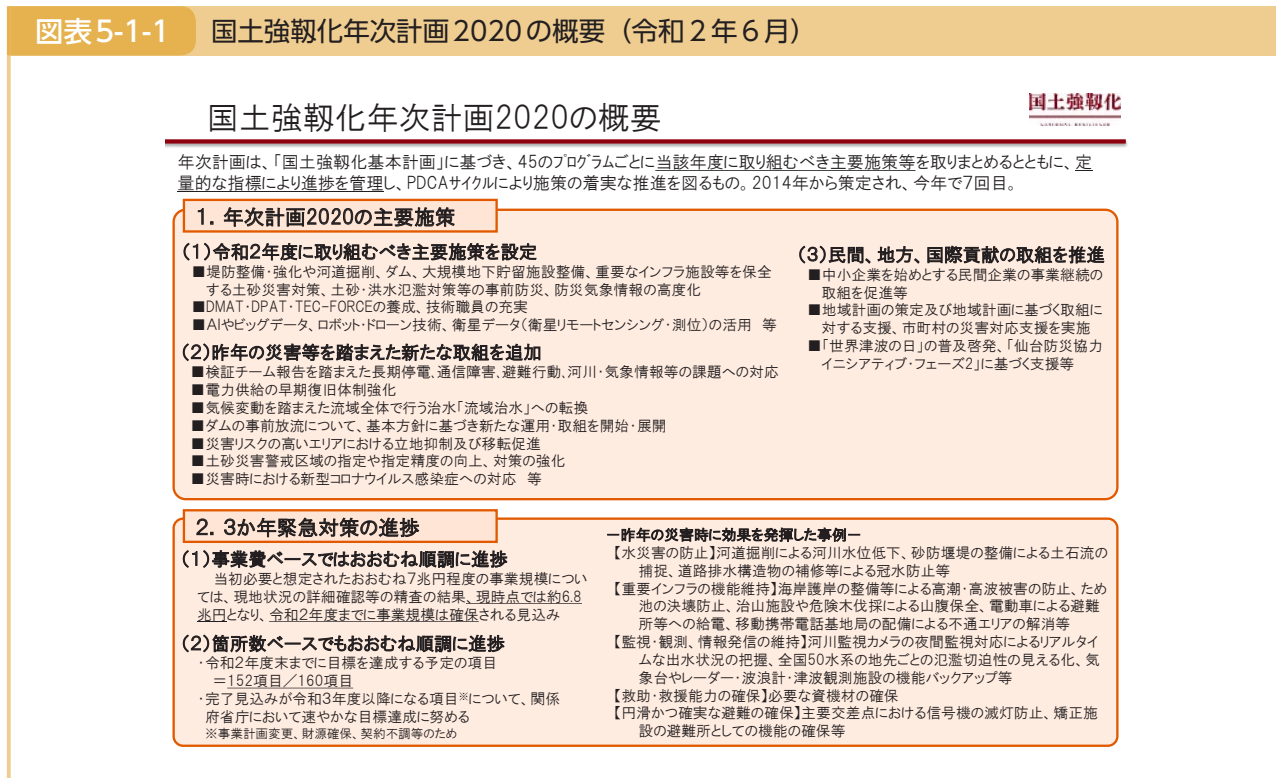
第5節 国土強靱化の推進のための取組

5-1 国土強靱化年次計画2020

政府は、「国土強靱化年次計画2020」（以下「年次計画2020」という。）を令和2年6月18日に決定した。年次計画2020では、ハード・ソフト、新技術の活用などの従来の施策に加え、新たに、①令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風に係る政府検証チーム報告を踏まえた長期停電、通信障害等の課題への対応、②気候変動を踏まえた流域全体で行う「流域治水」、③ダムの事前放流、④災害時における新型コロナウイルス感染症への対応等を盛り込んだ。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）のフォローアップを行い、概ね7兆円程度の事業規模に対し、最終年度までに事業費が予定どおり確保される見込みであること、全体160項目のうち95%が令和2年度に完了する見込みであり、おおむね順調に進捗していること、令和元年の台風災害等において、①浸水被害の防止、②重要インフラの機能維持、③監視・観測や情報発信の維持、④救助・救援能力の確保、⑤円滑かつ確実な避難の実施、等の点で効果を発揮した事例を確認した（図表5-1-1）。

また、年次計画2020を踏まえ、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」（座長：藤井聡 京都大学教授）において、国土強靱化基本計画を推進する上で重要な政策課題として「風土・自然条件に適う国土強靱化」「人とコミュニティのレジリエンス」をテーマに、その解決に向け議論を重ねた。

図表5-1-1 国土強靱化年次計画2020の概要（令和2年6月）



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
 (参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/nenjikeikaku2020_01.pdf)

5-2 国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する税制改正

令和2年度第3次補正予算においては、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）の初年度分の経費として、国費約2.0兆円（そのうち、公共事業関係費約1.7兆円）を計上するとともに、その他、国土強靱化基本計画に基づき、国土強靱化の取組を着実に推進するための緊要な経費について、国費約0.3兆円（そのうち、公共事業関係費約0.1兆円）を計上している。また、令和3年度当初予算においては、国費約4.4兆円の国土強靱化関係予算を計上している（特集第3部第1節 57～59頁参照）。

また、国土強靱化に資する税制についても、関係省庁と連携し、更なる充実を図ってきており、令和3年度の税制改正事項については、新設3件、拡充1件を含む11項目を取りまとめ、公表した。

5-3 国土強靱化地域計画の策定支援

国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体を中心とした地域の強靱化の推進が極めて重要である。地方公共団体においては、国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）の策定が進められており、令和3年4月1日時点において、47都道府県1,380市区町村が策定を終え、340市区町村が地域計画の策定に向けて取り組んでいる（図表5-3-1）。地方公共団体が地域計画を策定するに当たっては、政府において、国の職員による説明会等を行うとともに、地方公共団体が地域計画に基づき実施する取組について、関係府省庁所管の46の交付金・補助金による支援を実施した。また、交付金・補助金による支援については、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進するため、令和3年度も引き続き更に充実を図ることとした。

図表 5-3-1 国土強靱化地域計画の策定状況

令和3年4月1日現在

都道府県名	策定済	
	団体数	団体名
北海道	169	北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、網走市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、高良野市、釧路市、高良野市、釧路市、美瑛市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、新篠津村、松前町、福島町、知内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧町、寿岡町、黒松内町、釧路町、ニセコ町、真狩村、留寿村、喜茂別町、森町町、併知安町、共和町、岩内町、沼村、神楽内村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、余市町、上砂川町、由仁町、長沼町、東山町、月形町、涌別町、新十津川町、秩父別町、雨雹町、北竜町、沼田町、鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上高良野町、中富良野町、南富良野町、占冠町、和架町、剣淵町、下川町、美瑛町、音威子府村、中川町、桃川町、増毛町、小平町、吉岡町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、札文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美瑛町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、興部町、雄武町、大空町、豊浦町、杜鰐町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、白高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、新得町、清水町、西室町、舞臺町、中札内町、更別村、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町、網走町、厚岸町、浜中町、様似町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	39	青森県、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田町、外ヶ浜町、髭ヶ浜町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大野町、田舎館村、板柳町、鶴岡町、中泊町、野辺地町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
岩手県	31	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、山形町、野田村、野田村、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	26	宮城県、仙台市、石巻市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、東原市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、美里町、女川町、南三陸町
秋田県	20	秋田県、秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、大館市、にかほ市、仙北市、小坂町、三種町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬町
山形県	31	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒川町、上山市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、朝日町、大石町、金山町、最上町、赤松町、大蔵村、大蔵村、鮎川村、戸沢村、川西町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町
福島県	53	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、楳ヶ崎村、只見町、南会津町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津若松市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮎川村、石川町、玉川村、平田村、津川町、三春町、広野町、柳屋町、高岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
茨城県	35	茨城県、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎町、下妻市、常総市、常陸水戸市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、水戸市、春日部市、春日部市、取手市、常陸高萩市、つくば市、水戸市、高萩市、大洗町、鹿嶋市、大子町、妻浦村、取手町、吾妻町、桐野町、旗村町
栃木県	25	栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須塩原市、下野市、上三川町、茂木町、貝井町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須町
群馬県	12	群馬県、前橋市、高崎市、桐生市、館林市、渋川市、藤岡市、鎌原市、榛東町、下仁田町、甘楽町、玉村町、千代田町
埼玉県	19	埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、戸田市、志木市、三郷市、三芳町、横瀬町、美里町、神川町、上里町
千葉県	48	千葉県、千葉市、船橋市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、富里市、南房総市、伊雑村、香取市、山武市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長井村、白子町、長井町、長井町、大加賀町、御前町、八千代町、新井町、浦安町
東京都	17	東京都、港区、新宿区、台東区、台東区、世田谷区、中野区、荒川区、目黒区、立見区、江王子市、三鷹市、調布市、東村山町、武蔵村山市、新島村、神津島村
神奈川県	8	神奈川県、横浜市、川崎市、横浜町、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、松田町
新潟県	24	新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎町、新発田市、加茂市、十日町、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、妙赤村、阿賀町、出雲崎町、関川村、粟島浦村
富山県	12	富山県、富山市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、射水市、上小市、入善町、朝日町
石川県	19	石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋町、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、六水町、能登町
福井県	15	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、越前市、坂井市、池田町、南越前町、越前町、高浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	21	山梨県、甲府市、身延町、青野町、青野町、大多町、御前町、御前町
長野県	46	長野県、松本市、須賀市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、飯山市、佐久市、千曲市、野方町、佐久市、千曲市、東御市、小海町、川上町、佐久穂町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪町、小川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、高木村、豊丘村、大庭村、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、麻績村、筑北村、高山村、山ノ内町、木島平村、小川村
岐阜県	40	岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上町、下呂市、海津市、笠岡町、美老町、神戸町、輪之内町、掛妻町、大野町、池田町、北方町、北沢町、北沢町、北沢町、川辺町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村
静岡県	32	静岡県、静岡市、浜西市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎町、新川町、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、森町
愛知県	54	愛知県、名古屋市長区、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、福河市、新城市、東海市、犬伏市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、白進市、田原市、愛西市、清須市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、紫雲町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	30	三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	20	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、栗田町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	27	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇田原町、笠置町、和束町、精華町、南丹波町、京丹波町、伊根町、与謝町
大阪府	41	大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、大野町、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大塚狭山市、阪南町、島本町、豊能町、能勢町、八尾町、河内町、河内町、羽曳川市、新万原市
兵庫県	42	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本町、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、美谷市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、加東市、たつの市、稲美町、播磨町、三川町、福崎町、大牟田町、上郡町、三好町、香美町、新温泉町
奈良県	40	奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五条市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾根村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、北上山村、川上村、東吉野村
和歌山県	31	和歌山県、和歌山市、海南市、橋本町、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯淺町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町
鳥取県	20	鳥取県、鳥取市、倉吉市、倉吉市、境港市、岩美町、若杉町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南郷町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
島根県	20	島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	21	岡山県、岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、里庄町、矢掛町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
広島県	20	広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、尾野町、坂町、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石町、福山市
山口県	12	山口県、下関市、宇布市、山口市、萩市、下松市、長門市、柳井市、柳井市、周南市、上関町、平生町、阿武町
徳島県	25	徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山村、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	18	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	21	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東予市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛媛町
高知県	32	高知県、高知市、室戸市、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、大川村、いの町、仁深川町、中土佐町、越和町、横原町、日高村、津野町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	20	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、直方市、田川市、柳川市、八女市、春日市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、那珂川市、芦屋町、遠賀町、鞍手町、広川町、福智町、刈田町
佐賀県	21	佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	21	長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	45	熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、五木市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、宇佐市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、高島町、益城町、甲佐町、山都町、水川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、蒲池町、水上村、相良村、五木村、山江村、あきぎ町、等北町
大分県	19	大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	27	宮崎県、宮崎市、都城町、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西郷市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高嶺町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、綾波町、榑葉村、葉野町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	44	鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎町、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、真島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、許付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	14	沖縄県、那覇市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、宜野座村、金武町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、要国村
合計	1,427	

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

出典：内閣官房国土強靱化推進室資料

5-4 国土強靱化に関する民間の取組促進及び国民意識の醸成

政府は、国土強靱化に資する民間企業等の取組を促進するため、平成28年度より、事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを運用している。さらに、大規模自然災害等に際しては、個々の企業等の自助のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが重要であることから、「国土強靱化貢献団体」のうち、社会貢献に積極的に取

り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体（+共助）」として認証する仕組みを平成30年度に追加しており、令和3年3月末までに、計213団体（うち「+共助」は130団体）が認証されている。また、民間企業等の国土強靱化に関する先導的な取組については、毎年「国土強靱化に資する民間の取組事例集」を取りまとめ、ホームページやSNSで紹介するなど、先導的取組の浸透を図っている。

さらに、防災・減災に関心を持つ市民の方を対象に、気付きと活動、交流を広げていく機会として「国土強靱化ワークショップ」を開催しており、令和2年度においては、東京都で2回、仙台市及び福岡市において各1回の計4回開催した。令和3年1月には、政府広報と連携し、オンラインシンポジウム「気候変動に備える国土強靱化」を開催し、アーカイブを配信するなど、国土強靱化に関する国民意識の醸成を図っているところである。



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：http://stg.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/)

第2章

原子力災害に係る施策の取組状況

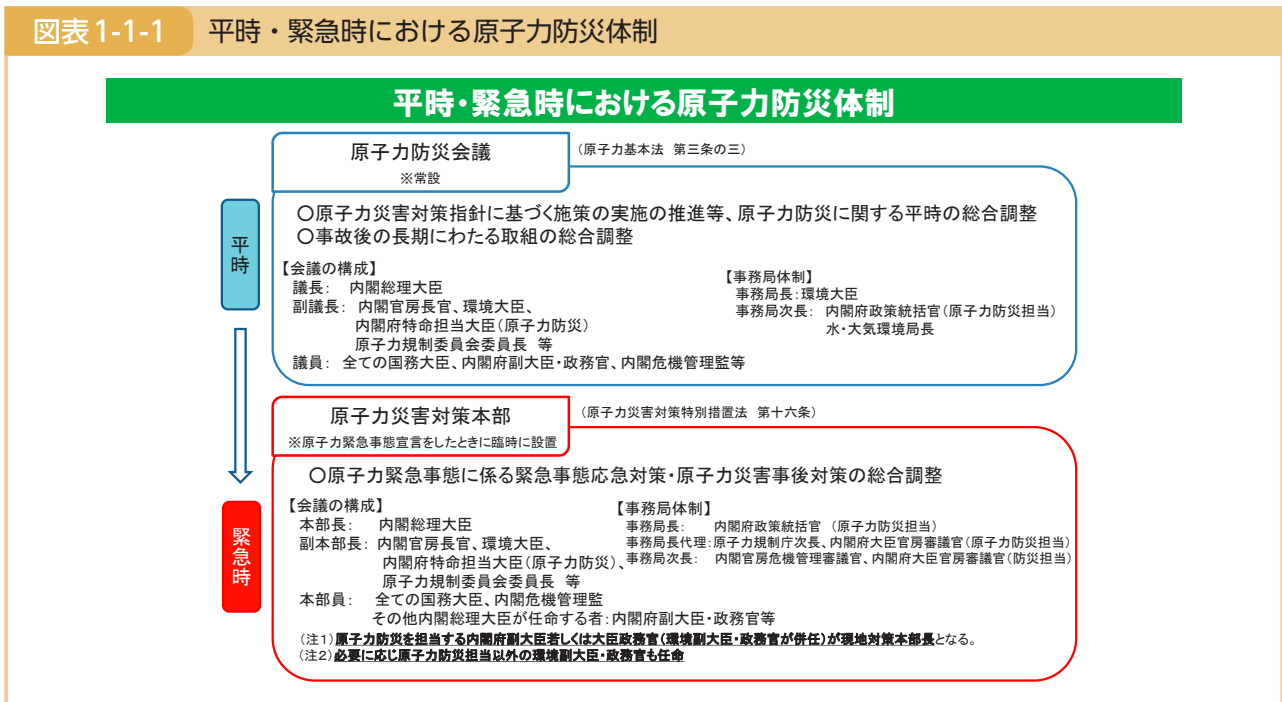
第1節

原子力防災体制について

1-1 平時の原子力防災体制

原子力災害対策に係る施策は、万が一の被害が甚大かつ広範囲にわたるため、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置されている。同会議の主な役割は、内閣府を始めとする関係省庁と関係地方公共団体等が参加する各地域の地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認した地域の緊急時対応について、了承することである。この原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表1-1-1）。

図表1-1-1 平時・緊急時における原子力防災体制



出典：内閣府資料

1-2 緊急時の原子力防災体制

万が一大量の放射性物質等の放出により原子力緊急事態が発生した場合は、「原子力災害対策本部」が設置される。同本部の主な役割は、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、国の関係機関や地方公共団体等との総合調整等を行うことである。また、同本部の本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、本部長には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表1-1-1）。

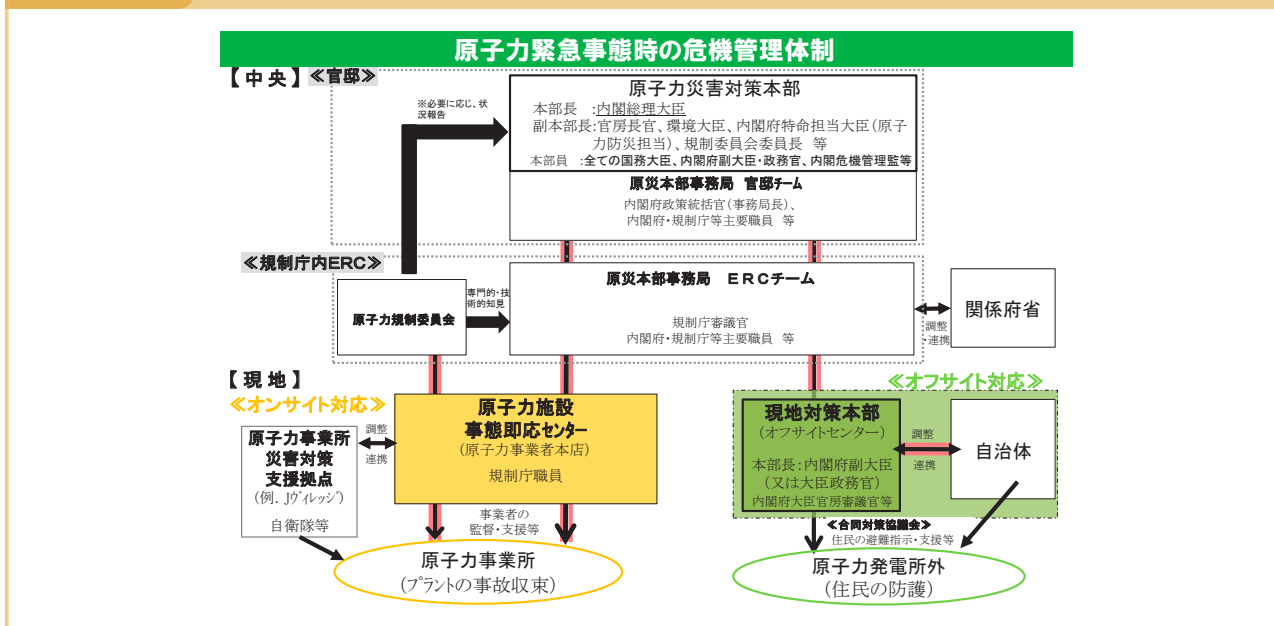
同本部における役割分担については、技術的・専門的事項の判断は、原子力規制委員会が一義的に

担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応することとなっている。同本部の事務局は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）が担うこととなる。

また、複合災害時に関しては、平成27年7月に防災基本計画を修正し、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行うことができる連携体制を整えることとし、複合災害発生時の体制を強化している（図表1-2-1、図表1-2-2）。

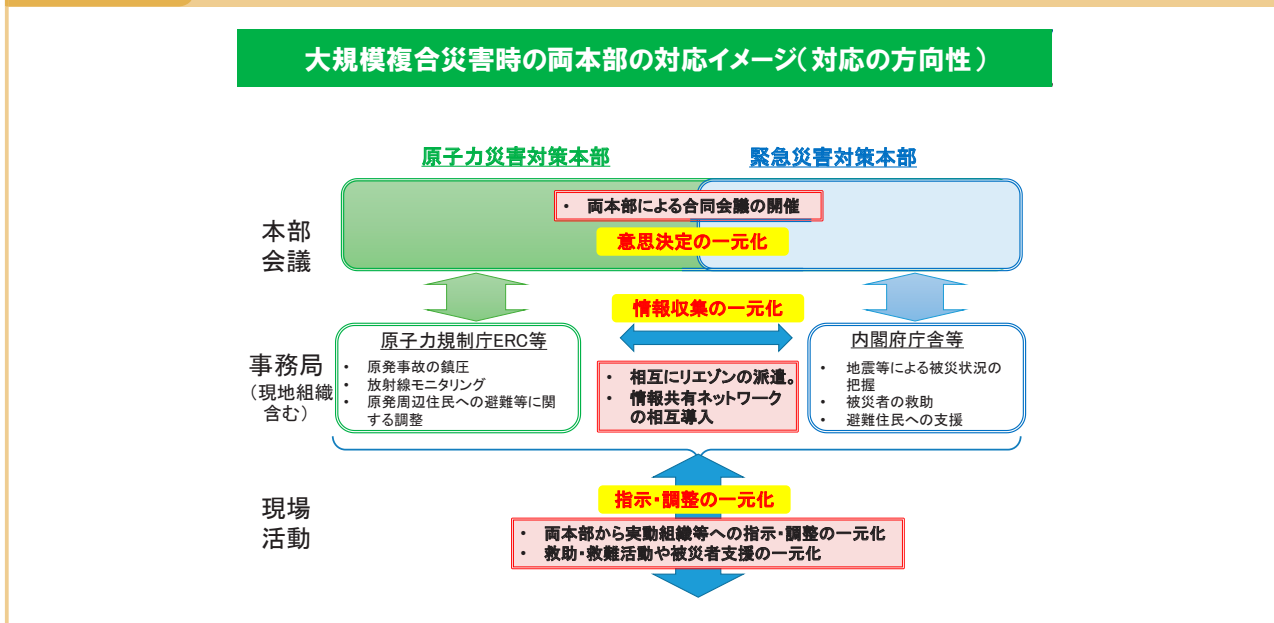
なお、令和3年2月上旬に実施を予定していた「令和2年度原子力総合防災訓練」については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出等を踏まえ、令和2年度内の実施を見送った。

図表1-2-1 原子力緊急事態時の危機管理体制



出典：内閣府資料

図表1-2-2 大規模複合災害時の両本部の対応イメージ（対応の方向性）



出典：内閣府資料

第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

2-1 原子力災害対策に係る取組

原子力規制委員会では、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図っている。令和元年度第75回原子力規制委員会（令和2年3月30日）において了承された原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL）の見直しの今後の進め方を踏まえ、特定重大事故等対処施設等に係る「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を計3回開催し、原子力事業者と特定重大事故等対処施設や多様性拡張施設を考慮したEALの見直しに係る意見交換を行った。これら会合の結果を踏まえ、令和2年度第35回原子力規制委員会（令和2年10月28日）において同指針、関係規則等の改正を決定した。

原子力災害時における医療体制については、原子力災害拠点病院の指定促進の支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備を進めている。

2-2 緊急時対応への取組

令和2年度に原子力規制委員会は、緊急時対応を実施する職員の緊急時対応能力を強化するため、その基盤となる年間の訓練・研修計画を緊急時対応要員に提示するとともに、機能班等ごとの能力向上シートの作成、同シートの人事評価への反映を昨年度に引き続き推進した。これにより各職員の力量管理体制の強化を図った。

また、原子力事業者防災訓練に接続して訓練を実施し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）プラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上を図った。

加えて、令和2年度原子力事業者防災訓練報告会において、実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等について、事業所ごとに実施された原子力事業者防災訓練に対する評価結果を報告した。また、原子力事業者防災訓練報告会の下に設置した訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、令和元年度に作成した訓練シナリオに基づき、8原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、8原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。また、これらの訓練成果を踏まえて、令和2年度訓練実施方針に基づく訓練シナリオを作成した。

2-3 緊急時モニタリングに係る取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、「緊急時モニタリングセンター」を全ての原子力施設立地地域に整備している。各地域の緊急時モニタリングセンターについては、原子力災害時に確実に機能するよう、必要な資機材等の維持管理を行っている。さらに、原子力規制事務所への放射線モニタリング担当職員の配置等により、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図っている。

「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」で集約された緊急時モニタリング結果については、これまで「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に基づく通報の段階で原子力規制委

員会のホームページに公表することとしていたが、令和元年度第10回原子力規制委員会（令和元年5月29日）において、緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するよう、平常時から想定値を公表する方針とした。新たに「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を開発し、令和3年3月からその運用を開始した。

2-4 事故・故障等

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」では原子力事業者等に対し、「放射性同位元素等の規制に関する法律」では許可届出使用者等に対して、発生した事故・故障等を原子力規制委員会に報告することを義務付けており、令和2年度に受けた報告は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子力事業者等から4件、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく許可届出使用者等から3件となっている。

第3節 地域の原子力防災体制の充実・強化

3-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援

地方公共団体は、「災害対策基本法」に基づき地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）を作成し、都道府県及び市町村が原子力災害対応においてとるべき基本的な対応を定めることとなっている。

現在、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所から概ね30km圏内の関係地方公共団体により地域防災計画が策定されている（図表3-1-1）。地域防災計画は、内容の具体化や充実化が重要であり、避難計画や要配慮者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国が積極的に支援することとしている。

図表3-1-1 地域防災計画・避難計画の策定状況（令和3年3月31日現在）

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数
泊地域	13	13	13
東通地域	5	5	5
女川地域	7	7	7
福島地域*	13	13	10
柏崎刈羽地域	9	9	9
東海地域	14	14	5
浜岡地域	11	11	9
志賀地域	9	9	9
福井エリア	23	23	23
島根地域	6	6	6
伊方地域	8	8	8
玄海地域	8	8	8
川内地域	9	9	9
13地域計	135	135	121

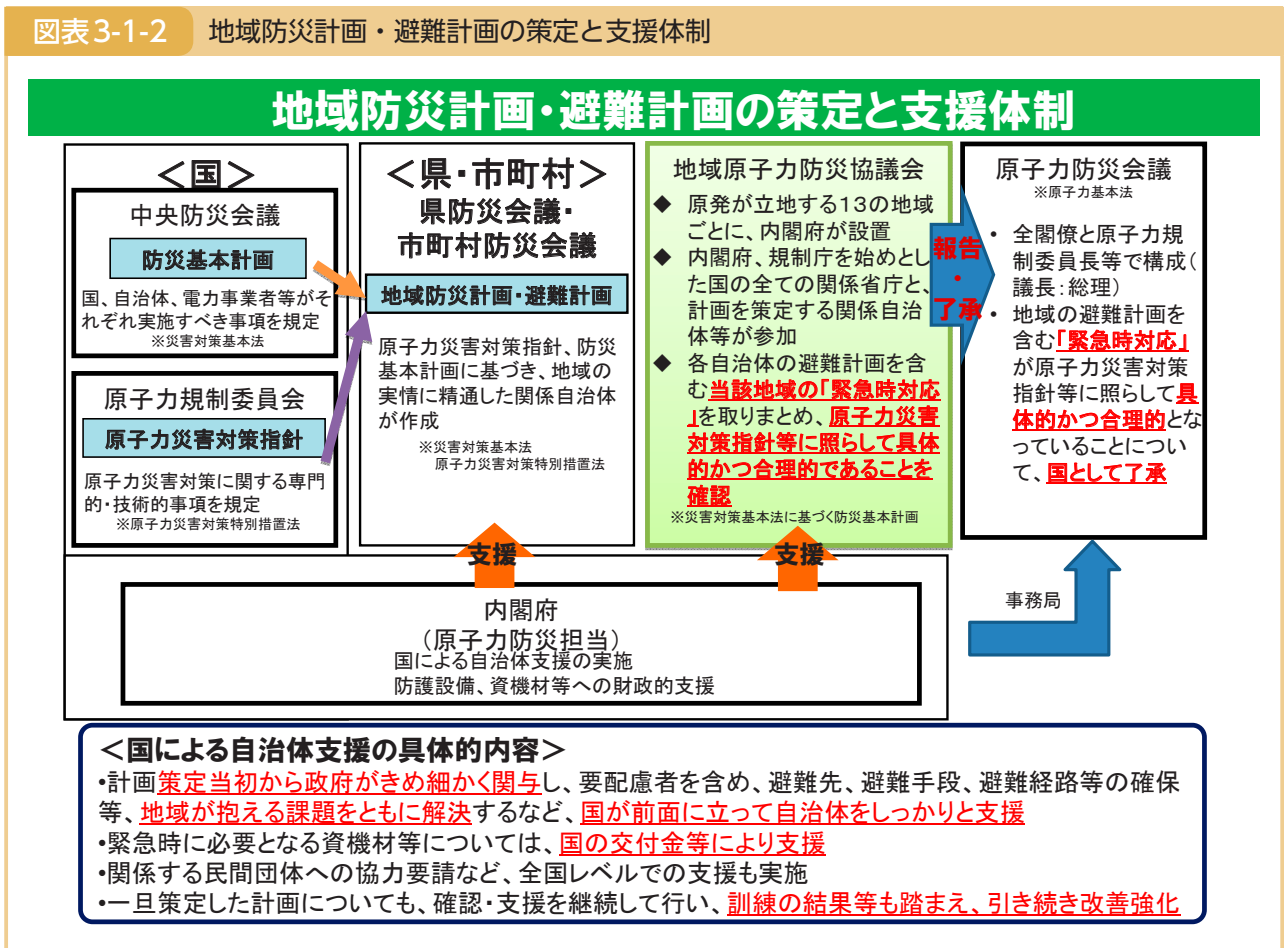
注：* 福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

出典：内閣府資料

内閣府は、「地域防災計画の充実にに向けた今後の対応」（平成25年9月原子力防災会議決定）に基づき、道府県や市町村が作成する地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月、原子力発電所の所在する地域ごとに課題を解決するためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その下に作業部会を置いた。各地域の作業部会では、避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、国と関係地方公共団体が一体となって地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいる（図表3-1-2）。

地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、避難計画を含む「緊急時対応」を取りまとめ、協議会において、それが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認している。また、内閣府は原子力防災会議の了承を求め、協議会における確認結果を原子力防災会議に報告することとしている。「緊急時対応」の確認を行った地域については、「緊急時対応」の具体化・充実化の支援及び緊急時対応の確認（Plan）に加え、協議会において確認した「緊急時対応」に基づき訓練を行い（Do）、訓練結果から反省点を抽出し（Check）、その反省点を踏まえて当該地域における「緊急時対応」の改善を図る（Action）というPDCAサイクルを導入し、継続的に地域の原子力防災体制の充実・強化を図っている。

図表3-1-2 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



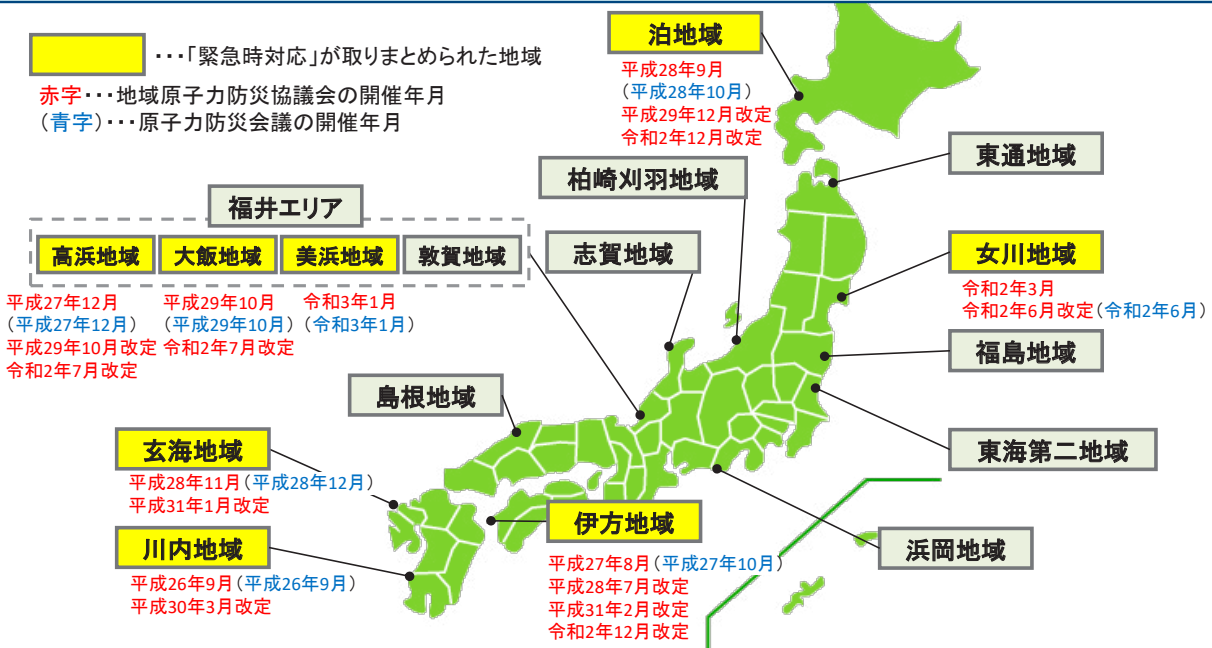
出典：内閣府資料

各地域の「緊急時対応」について、令和2年度には、福井エリア地域原子力防災協議会（第5回）において「美浜地域の緊急時対応」が取りまとめられ、その内容が確認された（図表3-1-3）。

図表3-1-3 「緊急時対応」の取りまとめ状況

「緊急時対応」の取りまとめ状況

- これまで、各地域ごとに設置された地域原子力防災協議会において、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域、美浜地域の「緊急時対応」を取りまとめた(8地域)。今後も、各地域の訓練結果から教訓事項を抽出し、「緊急時対応」の更なる充実・強化に取り組む。
- 他の地域についても今後更に自治体との連携を強化し、「緊急時対応」の取りまとめに向け、検討を進めていく。



出典：内閣府資料

なお、福井エリアについては、敦賀、美浜、大飯、高浜の各地域に分科会を設置し、各地域に特化して具体的に解決すべき課題について検討することとしている。

(1) 女川地域

女川地域については、令和2年3月に女川地域原子力防災協議会（第1回）において「女川地域の緊急時対応」を確認した。また、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下における防護措置の基本的な考え方等を踏まえ、同年6月の女川地域原子力防災協議会（第2回）において「女川地域の緊急時対応」を改定した。

女川地域原子力防災協議会（第1回）において確認した内容及び女川地域原子力防災協議会（第2回）において改訂した内容について、令和2年6月に原子力防災会議において報告及び了承がなされた。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_onagawa.html）

(2) 美浜地域

美浜地域については、福井エリア地域原子力防災協議会の下に設置された美浜地域分科会を平成30年12月から令和2年12月までの間に9回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を実施した。その後、令和3年1月5日に開催された福井エリア地域原子力防災協議会（第5回）において「美浜地域の緊急時対応」を取りまとめた。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_fukui.html）

「美浜地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の4点が挙げられる。

- ① P A Z（発電所から概ね5 km圏内、848人、350世帯）は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態で避難等を実施。30km圏外に避難先を確保。

- ②UPZ（発電所から概ね5～30km圏内、約28万人、約11万世帯）は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一時移転等を実施。UPZ内の約28万人に対応できる避難先を確保。
- ③豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を各府県の国道事務所に設置、対応。
- ④半島部や中山間地域において、自然災害等により住民が孤立した場合は、漁港やヘリポート適地を活用し、海路や空路により一時移転等を実施。避難体制が整うまでは、放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施。

福井エリア地域原子力防災協議会（第5回）では、福井県、滋賀県及び岐阜県より、「原子力防災対策に終わりや完璧はない」との認識の下、関係市町等と連携して、その充実・強化を図る旨表明され、国は、今後も同協議会を通じて支援を行う旨、警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の実動組織関係4省庁からは、不測の事態には、関係自治体からの要請により、必要な支援を行う旨表明した。また、関西電力株式会社は、福祉車両の確保、避難退域時検査の要員や機材の提供等、事業者として実施すべきことに確実に対応する旨表明した。以上により、福井県等の関係自治体、関係府省庁等の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

また、令和3年1月8日に開催された原子力防災会議（第11回）において、福井エリア地域原子力防災協議会（第5回）における確認結果の報告及び了承がなされた。

（3）高浜地域及び大飯地域

高浜地域については平成27年12月に、大飯地域については平成29年10月に、福井エリア地域原子力防災協議会においてそれぞれ「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」を確認し、それぞれ平成27年12月、平成29年10月に、原子力防災会議においてその確認結果の報告及び了承がなされた。その後、「緊急時対応」の実効性の向上を図るため、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象として国の主導する原子力総合防災訓練を実施した。その上で、平成31年3月に取りまとめた「原子力総合防災訓練実施成果報告書」における訓練の教訓事項等及び新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下における防護措置の基本的な考え方等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図るため、令和2年7月の福井エリア地域原子力防災協議会（第4回）において「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」を改定した。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_fukui.html）

「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」の主な改定のポイントとしては、以下の4点が挙げられる。

- ①大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化
- ②府県外への避難に係る連携体制の強化
- ③広域的な避難経路確保体制の強化
- ④感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

そのほか、一元的な交通規制を行うための調整の場を設置、避難退域時検査場所における渋滞緩和、避難行動要支援者等の避難における対応の強化などの点について改定した。

福井エリア地域原子力防災協議会（第4回）では、福井県、滋賀県及び岐阜県より、輸送手段の確保に向けた取組、半島部や中山間部が孤立した場合の対応、新型コロナウイルスのような感染症が流行した場合の避難先の確保について表明された。国は、高浜地域及び大飯地域の緊急時の対応については、今後も福井エリア地域原子力防災協議会を通じて、訓練の実施、その結果を踏まえたより一層の具体化・充実化を関係自治体と政府が一体となって行っていく旨を表明した。以上により、今回の改定は、平成30年原子力防災訓練の教訓事項等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図ったものであることを確認した。

(4) 泊地域及び伊方地域

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下における防護措置の基本的な考え方等を踏まえ、令和2年12月の泊地域原子力防災協議会（第3回）及び伊方地域原子力防災協議会（第4回）において、それぞれ「泊地域の緊急時対応」及び「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_tomari.html
https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_ikata.html）

3-2 その他の関係道府県への支援・取組

(1) 安定ヨウ素剤の備蓄・配布

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするために服用する安定ヨウ素剤は、P A Z（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）・U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）内において、国の財政支援の下、地方公共団体が備蓄や事前配布を行っている。U P Z外の住民に対する安定ヨウ素剤については、内閣府が備蓄を行っている。

事前配布では、緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるU P Z内住民に対し、適切に事前配布の運用が図られるよう地方公共団体を支援している。また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、遠隔での対応等を推進するよう地方公共団体に通知した。

(2) オフサイトセンターの指定

「原子力災害対策特別措置法」第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定することとなっている（[図表3-2-1](#)）。

オフサイトセンターの満たすべき要件は、「原子力災害対策特別措置法」に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令で定められているが、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、平成24年9月に、実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターは、その立地場所について、基本的に、5～30km圏内（U P Z内）とする等の改正を行っている。その後、平成29年3月に原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正し、核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲等について設定を行ったことを踏まえ、令和元年8月に、核燃料施設等に係るオフサイトセンターが満たすべき要件について発電用原子炉施設と基本的に同等の要件に改正した。

なお、女川地域のオフサイトセンターは、旧オフサイトセンターが東日本大震災の津波により被災したことから、仙台市にある消防学校を暫定オフサイトセンターとして使用していたが、新たなオフサイトセンターを女川町内に建設し、令和2年4月に指定した。

図表3-2-1 全国のおフサイトセンター



出典：内閣府資料

(3) 原子力災害対策の充実に向けて

平成28年3月に開催された原子力関係閣僚会議において、原子力政策に関し、地域の防災を担う地方公共団体の声に応えるために、全国知事会からの要望に対する対応として「原子力災害対策の充実に向けた考え方」を取りまとめた。この考え方を踏まえ、原子力災害対策の充実にについて、政府一体となって対応するため、同年4月に原子力災害対策関係府省会議を開催し、同会議の下に実動部隊の協力（第1分科会）、民間事業者の協力（第2分科会）、拡散計算も含めた情報提供の在り方（第3分科会）の3つのテーマについて分科会を設置することを決定した。各分科会においては、関係府省が連携・協力しつつ、地方公共団体の意見を聴きながら、専門的かつ実務的な検討を行い、その取りまとめ結果を平成29年7月に開催した原子力関係閣僚会議等に報告した（図表3-2-2）。

図表3-2-2 原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

全国知事会からの提言については「原子力災害対策充実に向けた考え方」（平成28年3月11日 原子力関係閣僚会議決定）に加え、新たに以下の事項について整理を行った。

1. 実動組織の協力

①各実動組織における**具体的な活動例を提示し、地域ごとの緊急時対応にあらかじめ明記**

（具体的な活動例）

- ・警察機関 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ・消防機関 避難行動要支援者の輸送の支援
- ・海上保安部署 巡視船艇による住民避難の支援
- ・自衛隊 避難の救助

②**平常時においては、地域連絡会議** ※1の場等も活用し、**情報共有、意見交換等の取組を推進**

③**原子力災害の不測の事態においては、関係者間における議論を踏まえて、合同調整所**※2の仕組みも活用

④**地域ごとに各機関の特長を活かして連携**

※1 地域連絡会議

原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、各地域において、関係省庁（実動省庁を含む。）及び原子力事業者等により構成された会議。

※2 合同調整所

各災害ごとに必要に応じて設置される、部隊間の情報共有等を行う場。

2. 民間事業者との協力協定等の締結

①自治体と民間事業者の**協定等において定めていくべき内容等を整理・提示**

（内容の具体例）

- 業務実施に当たっての**被ばく線量の管理目安を設定**することや、**被ばく線量の管理方法**について取り決めておくこと
- 防護服、マスク等の**資機材を自治体側で準備**するとともに、当該資機材の**配布手順や配布方法**について理解を深めていくこと
- 業務の実施に要した費用や業務の実施に伴って発生した損害は、基本的に**自治体が負担、補償**すること
- 実際に業務に携わる民間事業者に対し、**定期的な研修の機会を提供**すること

3. 情報提供の在り方

①自然災害（地震、津波、暴風雪）による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等は、**自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先**

②住民や民間事業者等に対し、**屋内退避の徹底に関する注意喚起を実施**することや、防災行政無線等様々なツールを活用し、**避難情報等を住民に提供**

③拡散計算については、 ● **事前対策として、避難計画を充実させるための支援内容（計算の実施、結果の解説等）を明確化**

● **緊急時に、自治体が自らの判断と責任により活用する場合の留意点を整理**

出典：内閣府資料

（4）新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害における防護措置については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、内閣府は令和2年6月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策の万全を期すこととした。加えて、令和2年11月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出し、新型コロナウイルス感染症での高齢者の重症化リスクを始めとする様々なリスクを勘案し、合理的に生命・健康を守るため、

- ・避難所・避難車両等において、距離を保つ、マスク着用、手指消毒を徹底する等の感染対策を実施すること
- ・濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分ける・隔離するなど、感染防止に努めること
- ・屋内退避等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、換気を行わないことを基本とすること。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間の換気を行うよう努めること

等の防護措置における考え方を示すとともに、現場の状況に応じた適切な対応を図り、各地域の実

情に合わせた原子力災害対策について検討及び準備を進めるよう地方公共団体に通知した。

(参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/08_sonota_bougosochi.pdf
https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/08_sonota_guidelines.pdf)

3-3 地域の原子力防災体制に係る訓練や研修

(1) 地方公共団体における原子力防災訓練への支援

地方公共団体は、「災害対策基本法」等に基づき定期的に原子力防災訓練を実施することとなっている。道府県が主催する訓練では、例年、道府県知事を始めとする地方公共団体及び警察、消防、海上保安庁、自衛隊といった国や地域の関係実動組織が参加し、住民避難や避難退域時検査については、一部実動訓練を取り入れた形で実施されている(図表3-3-1)。

各地域原子力防災協議会においては、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域について、地域防災計画及び避難計画の具体性や実効性の検証を目的として、訓練の企画・実施や評価方法の普及、訓練を通じたPDCAサイクルの実践等、必要な支援を行っている。

また、内閣府は平成30年3月に、道府県が主体となる訓練の企画、実施及び評価までの訓練全般における基本的な指針となる「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンス」を策定しており、平成31年3月には同ガイダンスの改訂等を行った。

(参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html)

図表3-3-1 令和2年度における各地域での地方公共団体による原子力防災訓練の実施状況

地域	訓練名	日時
泊 東通	北海道原子力防災訓練	令和2年10月31日
	青森県原子力防災訓練	令和2年11月12日
女川	宮城県原子力防災訓練	国の主導する原子力総合防災訓練の一環で実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等のため実施を見送り (一部の要素訓練のみ県において実施)
福島	福島県原子力防災訓練	令和2年11月25日、28日
柏崎刈羽	新潟県原子力防災訓練	令和2年10月20日、24日
志賀	①石川県原子力防災訓練	①令和2年11月22日
	②富山県原子力防災訓練	②令和2年11月22日
福井	①福井県原子力防災訓練	①令和2年8月27日
	②京都府原子力防災訓練	②令和2年11月29日
	③滋賀県原子力防災訓練	③令和2年11月15日、19日、20日
	④岐阜県原子力防災訓練	④令和2年11月21日
浜岡	静岡県原子力防災訓練	令和3年2月4日
島根	①島根県原子力防災訓練	①令和2年10月15日、28日、31日
	②鳥取県原子力防災訓練	②令和2年10月28日、30日、31日
伊方	愛媛県原子力防災訓練	令和2年10月22日
	山口県原子力防災訓練	
玄海	佐賀県原子力防災訓練	令和2年11月7日
	長崎県原子力防災訓練	
川内	福岡県原子力防災訓練	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等のため中止
	鹿児島県原子力防災訓練	

出典：内閣府資料

(2) 国や地方公共団体、実動組織等の職員への研修の実施

(国による研修事業)

内閣府では、国や地方公共団体等の防災業務関係者に対し、原子力災害対策指針の防護措置の考え方について理解し、原子力災害時の対応力を向上させることを目的として、原子力災害対策要員研修及び原子力災害現地対策本部図上演習を実施した。

また、防災業務関係者の中から中心的な役割を担う者等を対象に原子力災害時の事態進展に応じた国の本部運営等の理解を促すことを目的とした中核人材研修を実施するとともに、地方公共団体の防災業務関係者を対象に、原子力災害時の住民避難等を円滑に行うために必要な防護措置の状況等の共有等の対応等の能力向上を目的とした実務人材研修を実施した。

さらに、国の防災業務関係者を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として、原子力防災基礎研修を実施した。

①原子力災害対策要員研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、原子力防災に関する法令、原子力災害対策指針、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた原子力防災に関する基礎知識を修得することを目的として、原子力災害対策要員研修を実施している。令和2年度においては、39回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・原子力防災関連法令の概要（座学）
- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方（座学）
- ・東京電力福島原子力発電所事故の教訓（座学）等

②原子力災害現地対策本部図上演習

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、緊急時の災害対応能力を習得すること、また、地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画の検証及び改善を図ることを目的として、原子力災害現地対策本部図上演習を実施している。令和2年度においては、13回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・緊急事態応急対策拠点施設における活動（座学）
- ・機能班別課題演習
- ・シナリオに基づいた図上演習 等

③中核人材育成研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者の中から中心的な役割を担う要員を対象に、原子力災害時に対応できるよう中核的役割を担う人材を育成するため、必要な知識の習得及び能力の向上を目的として中核人材育成研修を実施している。令和2年度においては、国及び道府県の要員に対して、それぞれ2回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・発電用原子炉における緊急事態（座学）
- ・原子力緊急事態と健康影響（座学）
- ・原子力緊急事態における防護措置（座学）
- ・図上演習

④実務人材研修

a. 避難退域時検査等の対応

避難退域時検査及び簡易除染の実実施計画等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、避難退域時検査の具体的計画及びマニュアル等の作成担当者や検査場における責任者となる人材を育成することを目的として、実務人材研修を実施している。令和2年度においては、4回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・避難退域時検査の基本的考え方等（座学）
- ・避難退域時検査の計画策定及び運営に関する演習 等

b. バスによる避難等の対応

バスによる避難計画等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、バスによる避難等の対応の具体

的計画及びマニュアル等を作成できる人材を育成することを目的として、実務人材研修を実施している。令和2年度においては、4回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・住民の避難バスの確保・手配業務に関わる業務手順と事前の準備等（座学）
- ・各道府県のバス等による住民避難に関する準備状況の共有、課題の抽出と改善の検討

c. 防護措置の状況等の共有等の対応

「防護措置の状況等」に係る情報の取りまとめ・共有等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、各事態における防護措置を具体的に進めるために必要な被災状況等の把握方法、関係者間での情報共有等の実施方法について理解することを目的として、実務人材研修を実施している。令和2年度においては、2回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・「防護措置の状況等の共有等」に必要な情報の取りまとめ・共有等の運用について（座学）
- ・各事態における確認すべき事項の整理、確認方法等に係る検討

（地方公共団体による研修事業）

防災業務関係者研修及び原子力防災基礎研修は、各道府県が主体的に企画・実施し、必要に応じて内閣府が支援した。

①防災業務関係者研修

防災業務関係者研修は、原子力災害時に住民防護活動を行う民間事業者等を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識、住民防護の基本的考え方及び住民防護活動の流れ等を習得することを目的として実施した。

②原子力防災基礎研修

原子力防災基礎研修は、原子力災害に対応する地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として実施した。



講義の様子
(原子力災害対策要員研修)



演習の様子
(原子力災害現地対策本部図上演習)



講義の様子
(中核人材育成研修)



講義の様子
(実務人材研修)

3-4 国際的な連携強化

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関や諸外国においても様々な取組が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

このため、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、訓練に相互招待する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進することや、オフサイトの原子力防災に関するIAEAの基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を行った。

(1) 原子力防災体制に係る二国間協力

①アメリカ合衆国（米国）との協力

平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された、「緊急事態管理ワーキンググループ（EMWG：Emergency Management Working Group）」の枠組みに基づき、米国エネルギー省（DOE：Department of Energy）や米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）、米国原子力規制委員会（NRC：Nuclear Regulatory Commission）等の米国の関係機関との定期的な意見交換や訓練の相互招待を通じて原子力防災体制に係る連携を深めている。令和2年度は感染症流行下における防護措置や訓練、専門人材育成についてのオンラインによる技術意見交換会合を3回開催した。

②フランス共和国（仏国）との協力

平成27年に、内閣府大臣政務官と仏国内務省国民安全・危機管理総局長との間で締結した「原子力事故に係る緊急事態管理分野での協力に関する覚書」に基づき、仏国内務省等の仏国の関係機関と

の定期的な意見交換や、訓練の相互招待を通じて原子力防災体制の連携を深めている。令和元年に開始された「原子力事故発生時の緊急事態・管理分野における協力委員会」での行動計画に基づき、令和2年1月には仏国の原子力防災に係る各機関を訪問し意見交換を行った。新型コロナウイルス感染症の流行拡大後は、原子力災害対応中の感染防護対策等について遠隔での意見交換を行った。

③訓練視察への招待

原子力総合防災訓練においては、前述の米仏を始め、諸外国や国際機関を対象として訓練の視察を受入れている。本視察では、事前説明会や意見交換会を含み、全期間を通じて現地に滞在し、原子力災害拠点病院や、住民避難の様子、原子力緊急事態宣言を行う様子等を紹介している。意見交換会においては、原子力総合防災訓練や緊急時における体制等について相互理解を深めてきた。令和2年11月に実施した訓練に、在京の米国及び仏国大使館からの見学者を受入れた。

④その他の国際協力

上記以外にも、随時情報交換、意見交換及び海外からの視察団の受入れを行っている。令和2年度は感染症流行下での防護措置の変更や、原子力防災体制等について、英国、カナダ、ドイツ、台湾、スウェーデン等と遠隔での意見交換を行った。

(2) 国際期間との連携、海外の動向調査

国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）との協力・情報交換も積極的に行っている。IAEAについては、オフサイトの原子力防災に関する基準作成への協力や情報収集のため、定例の「原子力防災に係る基準委員会（EPReSC：Emergency Preparedness and Response Standards Committee）」に出席するとともに、各種の情報交換や人材育成活動に協力している。OECD/NEAが開催する「原子力緊急事態作業部会（WPNEM：Working Party on Nuclear Emergency Matters）」等の原子力防災に関係する会議においては、主要な原子力発電利用国の原子力防災に関する制度・運用等について情報交換している。

令和2年度は、遠隔でのビデオ会議等に出席した。新型コロナウイルス感染症の流行下における原子力防災の在り方等について意見交換を行った。IAEAからは新型コロナウイルス感染症下における原子力緊急事態に関するアンケートが行われ、内閣府は原子力規制庁による回答に協力した。WPNEM定例会合では各国からの発表が行われ、内閣府から日本の取組を発表した。

第2部

令和元年度において 防災に関してとった 措置の概況

第1章 法令の整備等

第2章 科学技術の研究

第3章 災害予防

第4章 国土保全

第5章 災害復旧等

第6章 国際防災協力





概要

1 法令の整備等

「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」等が制定された。

2 科学技術の研究

地震、津波、風水害、火山、雪害、火災、危険物災害、原子力災害等に関する調査研究等を推進した。

3 災害予防

公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備、学校施設等の建築物の耐震化を推進した。また、災害に強い地域づくりなどを実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策事業等を実施した。

5 災害復旧等

(1) 災害応急対策

令和元年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、職員の派遣、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等、各種援助措置を講じた。

(2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業等について実施した。

(3) 財政金融措置

株式会社日本政策金融公庫等からの融資、地方公共団体への財政融資資金からの貸付、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による措置等、財政金融上の措置を講じた。

(4) 災害復興対策

東日本大震災や熊本地震を始めとする災害に対して、農林水産業分野や国土交通分野等において復興対策等を実施した。

6 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行った。

第1章 法令の整備等

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）

災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等にかんがみ、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について必要な措置を講ずるもので、令和元年8月に施行された。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）

農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、農業用ため池の所有者等に届出の義務や適正管理の努力義務を課すとともに、都道府県知事は防災上重要なため池を「特定農業用ため池」として指定し、防災工事の施行命令や代執行を行うことができる等の措置を講ずるもので、令和元年7月に施行された。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴い、市町村が災害援護資金の償還金の支払を猶予することができる場合に係るやむを得ない理由等を定めるもので、令和元年8月に施行された。

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）

令和元年台風第十九号による災害を特定非常災害として指定するとともに、この特定非常災害に対し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を適用するもの

で、令和元年10月に施行された。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第87号）

東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和3年3月31日まで延長するもので、令和2年4月に施行された。

激甚災害に関する政令

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく政令として、以下の10政令を制定した。

- ・平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第5号）
- ・令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第94号）
- ・令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第126号）
- ・平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第138号）
- ・令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第142号）
- ・令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第171号）
- ・平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和2

年政令第19号)

- ・令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第48号）
- ・令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第49号）
- ・東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第71号）

令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第143号）

令和元年台風第十九号による災害を、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号の規定に基づく非常災害として指定することについて定めるもので、令和元年11月に施行された。これにより、被害を受けた都道府県や市町村等が災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請した場合、国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できることとなる。

第2章 科学技術の研究

創造推進費 55,500 百万円の内数)

1 災害一般共通事項

(1) 情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星（光学衛星、レーダ衛星）を運用し、災害発生時に関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行ったほか、大規模災害等事態が発生した場合において必要と認められるときは、情報収集衛星により得られた画像情報（光学）に基づく加工処理画像を公開して、被災等の状況の早期把握等に貢献した。

（令和元年度決算額 76,154 百万円の内数）

(2) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第5期科学技術基本計画及び統合イノベーション戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図った。

①戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

平成30年度に開始した「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」第2期の「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」において、大規模災害時に国や市町村の意思決定の支援を行う情報システムを構築するための研究開発を推進しつつ、研究成果を試験的に台風15号・19号といった実災害で活用し、事後検証を行うことで研究開発の有効性を検証した。

（令和元年度決算額 科学技術イノベーション創造推進費 55,500 百万円の内数）

②官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）

「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）」の「革新的建設・インフラ維持管理技術／革新的防災・減災技術領域」において、国、自治体に加え、民間の災害対応主体による事前の防災・減災対策や、発災後の応急対応等の充実に寄与する各省による技術開発や社会実装の取組を、AIなどを活用して推進した。

（令和元年度決算額 科学技術イノベーション

(3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するミリ波、テラヘルツ波等によるセンシング技術を実現するための研究開発を行った。

(4) 災害情報通信システムの研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の雨、風向・風速、水蒸気等を精密に計測し、ネットワーク上で短時間に処理・配信するシステムの研究開発を行った。

(5) 耐災害ICTに関する研究成果の展開等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」に参画し、他の研究機関及び企業等と連携して開発した防災チャットボットSOCDAの長期実証実験や接近時高速無線接続による通信途絶領域解消技術を活用した災害時保健医療情報伝達・通信訓練を地方公共団体等と連携して実施した。また、災害情報の収集と分析に関するDISAANA/D-SUMMは、自治体の防災訓練で活用されるとともに、実災害時にも利用された。

(6) グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行った。

(7) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防機関等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「科学技術イノベーション総合戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置

き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を推進した。

(令和元年度決算額 128百万円)

(8) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、南海トラフ地震、首都直下地震によって発生が危惧される市街地における大規模延焼火災発生に備え、(火災)被害の拡大要因である火災施風・飛火の現象の解明、住民の避難誘導や消火活動等に関する研究開発を行った。併せて、広島市土砂災害等の教訓を踏まえ、UAVなど上空からの画像情報を活用した捜索救助活動、乱雑に堆積したガレキ等を取り除く手法等に関する研究開発を行った。

(令和元年度決算額 81百万円)

(9) 災害対策のための消防ロボットの研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、エネルギー・産業基盤災害において、G空間×ICTを活用した自律や協調連携技術の導入により、人が近づけない現場で接近し、情報収集や放水を行うための消防ロボットの研究開発を進め、平成30年度に完成させた実戦配備型を消防本部に実証配備し、機能の最適化の検討及び新技術の有効性の検討を行った。

(令和元年度決算額 50百万円)

(10) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献した。

(11) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念される首都直下地震を始めとする内陸部を震源とする地震、南海トラフや日本海溝等における海溝型巨大地震及びその余震、津波や火山災害による被害の軽減に向け、陸海の基盤的地震観測網等を活用した予測技術等の研究開発を行った。

(12) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害のハザード・リスク、現在のレジリエンスの状態を評価するとともに、各種災害情報を各セクター間で共有・活用することで連携・協働し、予防力・対応力・回復力を総合的に強化する災害対策・技術について、社会実装を目指した研究開発を実施した。

(13) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・高温耐性品種の育成や、作物の気象災害の防止技術に関する研究、農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行った。

(14) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行った。

(15) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止技術の開発のために、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行った。

(16) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減と復旧に関する研究開発課題に取り組んだ。

(17) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、航空機SAR等による地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行った。

(令和元年度決算額 262百万円)

(18) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流氷来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性向上に関する研究を行った。

(19) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行った。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行った。

(令和元年度決算額 1,299百万円)

(20) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する研究

環境省においては、環境研究総合推進費により、生態系を活用した防災・減災の評価・実施方法に関する研究を推進した。

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「地震調査研究の推進について（第3期）」（令和元年5月）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進した。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行った。

(令和元年度決算額 968百万円)

(2) 南海トラフ海底地震観測網の構築

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域のうち、まだ観測網を設置していない西側の海域（高知県沖から日向灘）に新たに南海トラフ海底地震津波観測網を構築する計画を推進した。（後掲 第2章3-1（1））

(令和元年度決算額 3,214百万円)

(3) 海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地

震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（DONET）及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を運用した（後掲第2章3-1（2））。

(令和元年度決算額 1,017百万円)

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年）に基づいた5か年計画（平成31～令和5年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明や地震活動の予測及び津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進した。

(5) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、自治体の防災計画等の策定支援や地震被害の軽減を図るため、「日本海地震・津波調査プロジェクト」や「南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト」等を実施した。

(令和元年度決算額 553百万円)

(6) 首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト

文部科学省においては、首都直下地震等への防災力を向上するため、官民連携超高密度地震観測システムの構築、非構造部材を含む構造物の崩壊余裕度に関するセンサー情報の収集により、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータの整備等を推進した。

(令和元年度決算額 456百万円)

(7) 国土強靱化に向けた海底広域変動観測

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観

測システム開発・整備、海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施した。さらに、観測データをもとに、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行った。

(令和元年度決算額 運営費交付金
37,190百万円の内数)

(8) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な地域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明した。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行った。

(令和元年度決算額 運営費交付金
63,130百万円の内数)

(9) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明及び津波規模予測を行った。(後掲 第2章3-1(3))

(令和元年度決算額 運営費交付金
63,130百万円の内数)

(10) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地盤の液状化ポテンシャル等を含む地震動評価や地表変形を評価するため、地下地質情報の3次元モデル構築の研究を行った。また、地下の震源断層モデルや地下の変形メカニズム研究を行った。

(令和元年度決算額 運営費交付金
63,130百万円の内数)

(11) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出 関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、また地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行った。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行った。

(令和元年度決算額 74百万円の内数)

(12) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供した。また、先進レーダ衛星(ALOS-4)への対応を行った。(後掲 第3章5-3(6))

(令和元年度決算額 1,644百万円の内数)

(13) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に緊急地震速報の高度化や巨大地震像の即時的把握等の地震に関する研究を推進した。また、巨大地震の発生が想定される東海地域等における異常な地震活動等の検知能力を向上させるため、監視技術等に関する研究を行った。

(令和元年度決算額 22百万円)

(14) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行った。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。

(令和元年度決算額 2,970百万円の内数)

(15) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における海底基準局を用いた海底地殻変動観測、GNSS及び驗潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行った。

(令和元年度決算額 140百万円)

2-2 震災対策一般の研究

(1) 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究 開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、巨大地震災害に対する我が国におけるレジリエンス向上に貢献する

ため、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等研究基盤を活用した研究開発等を実施した。

（2）漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行った。

（3）農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム等の基幹水利施設の挙動予測・健全性評価手法の開発、ため池やパイプライン等の安全性向上のための評価手法や強化技術の開発、農業水利施設の立地する農村のハード・ソフト対策連携による防災・減災手法の開発に関する研究を行った。

（4）港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、震源近傍強震動の予測手法の開発、沿岸構造物の吸い出し・陥没等安定性評価と対策技術の開発に関する研究を行った。

（5）鉄道施設における防災・減災、老朽化対策に資する技術開発

国土交通省においては、大規模地震に備えるために、耐震構造の開発等の防災・減災対策に資する技術開発を行った。また、戦略的維持管理の観点から、メンテナンス精度の向上やコスト低減による維持管理の効率化に資する技術開発を行った。

（令和元年度決算額 144百万円の内数）

（6）インフラ施設の地震レジリエンス強化のための耐震技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、道路・河川構造物の地震レジリエンス強化のため、巨大地震に対する構造物の被害最小化技術・早期復旧技術の開発、地盤・地中・地上構造物に統一的に適用可能な耐震設計技術の開発、構造物への影響を考慮した地盤の液状化評

価法の開発を行った。

（7）強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

（令和元年度決算額 9百万円）

（8）地震災害時における空港舗装の迅速な点検・復旧方法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震後の空港供用再開を迅速且つ確実に実行することを目的とし、空港管理者が空港舗装の被害を迅速に点検し、復旧方法を選択するための判断基準に関する研究を実施した。

（令和元年度決算額 3百万円）

（9）地震火災時の通行可能性診断技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、火災による通行への影響を考慮した初動対応の充実化、市街地整備等の事前対策等を支援するため、地震火災時における通行可能性の評価技術の検討を実施した。

（令和元年度決算額 10百万円）

（10）避難所における被災者の健康と安全確保のための設備等改修技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、震災などにより開設される避難所について、機能確保に必要な留意事項等について「避難所の健康確保等のための設備計画マニュアル原案」として取りまとめた。

（令和元年度決算額 11百万円）

（11）大規模地震に起因する土砂災害のプレアナリシス手法の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、大規模地震時における迅速かつ効率的な応急対応等に向けた活動に資するため、想定地震における大規模斜面崩壊の発生状況を事前に推定することが可能な手法の検討を実施した。

（令和元年度決算額 12百万円）

(12) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、柱部材の疲労限界性能の把握や熊本地震に伴う建築物の被害情報をもとに、建築物の地震後継続使用性の評価手法と継続使用性確保のための補強設計手法に関する検討等を行った。

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 南海トラフ海底地震観測網の構築

(再掲 第2章2-1(2))

(2) 海底地震・津波観測の運用

(再掲 第2章2-1(3))

(3) 海溝型地震評価の研究

(再掲 第2章2-1(9))

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行った。

(令和元年度決算額 17百万円)

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地海岸やその後背地の低平優良農地の災害を減らすために、津波等のリスク評価手法や既存施設を活用した減災技術の開発に関する研究を行った。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関

する研究を行った。

(3) 海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性を強化するため、植栽基盤盛土の造成技術の研究を行った。

(4) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、津波による構造物周辺の局所洗掘量の推定手法の構築、津波による港湾構造物変形への粒子法の適用に関する研究を行った。

(5) 河川構造物の津波対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川津波に対する河川構造物の設計技術の開発を行った。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風向・風速、水蒸気等を精密・迅速に計測するためのレーダーやライダー等の電磁波を用いた計測技術、また計測値をほぼ実時間で処理・配信する技術の研究開発を行った。

(2) マルチセンシングに基づく水災害予測技術に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地球温暖化による気候変動の影響等に伴う竜巻、短時間強雨、強い台風等の増加による風水害、土砂災害等の気象災害を軽減するため、先端的なマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用した短期間のゲリラ豪雨等の予測技術に関する研究開発を実施した。

(3) 豪雨・地震・強風時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震・強風による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土

石流・森林の強風害の発生機構や流木対策、森林の崩壊防止機能に関する研究を行った。

(4) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行った。

(5) 突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火や局所的豪雨などの突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災に資するための初期対応を、より迅速・効果的に実行するため、土石流・地すべり等の土砂移動の監視、土石流・流木・地すべり等の土砂移動によるリスク評価及び土砂災害防止施設的设计・施工に資する技術の研究を行った。

(6) 風水害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川砂防災害防除技術として、河道侵食防止に関する研究、破堤被害の軽減技術に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を行った。

(7) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進した。

(8) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

国立研究開発法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を行った。

(9) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、日本沿岸におけるうねり性波浪の季節・海域特性とその出現機構の検討、構造物の被災状態に応じた波浪変形・伝播特性の評価に関する研究を行った。

(10) 地震を受けた拠点建築物の健全性迅速判定技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震後に自治体が速やかに災害対応をできるように、建物管理者が地震発生直後に実施する庁舎等の拠点建築物の健全性判定を支援するための技術開発の検討を行った。

（令和元年度決算額 12百万円）

(11) インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、液状化に影響する地盤特性の整理を行い、インフラ施設の液状化ハザードマップ整備を目的とした3次元地盤構造モデル作成ガイドラインの作成を行った。

（令和元年度決算額 632百万円）

(12) 液状化等により被災した管路に関する情報収集及び傾向分析

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地方公共団体の耐震化支援を目的に運用している下水道管路地震被害データベースの更新を行うため、被災した下水道管路施設の管属性、地形条件等の情報収集を行った。

（令和元年度決算額 19百万円）

(13) 地震と洪水の複合災害リスクマップの作成・提供

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震発生時に堤防等が被災した状況下において、堤防の緊急復旧による水害リスク低減量の評価を行い、復旧優先順位等の検討を支援する計算プログラムを開発した。

（令和元年度決算額 145百万円）

(14) 重要インフラの即時被害検知・強震モニタリングシステムの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、重要インフラの地震時の即時被害検知及びインフラ全体の挙動の取得が可能な即時被害検知・強震モニタリングシステムを開発し、実際のインフラで技術検証を行った。

(令和元年度決算額 91百万円)

(15) 地下水位のリアルタイム観測手法に関する検討

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、高潮等に伴う地下水位上昇後の地震発生による海岸堤防の地盤の液状化リスク評価のため、地下水位を長期間観測しなくとも地下水位を推定できる技術の検討を行った。

(令和元年度決算額 20百万円)

(16) 大規模地震時の港湾施設の即時被害推定手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、現地に立ち入らずとも被災状況を予測可能な、大規模地震時の係留施設の即時被害推定手法の確立を目的とし、サイト増幅特性の予測精度の向上等に関する研究を実施した。

(令和元年度決算額 9百万円)

(17) 水防活動支援技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、水防活動による減災効果を高めるため、水防活動の現場実態を調査の上、避難誘導に資する浸水リスク情報提供等の支援技術によるリスク低減効果の評価手法を開発した。

(令和元年度決算額 15百万円)

(18) 避難・水防に即応可能な情報伝達のための決壊覚知・氾濫実況予測に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、逃げ遅れゼロの達成のため、市町村などに向けた情報提供の更なる充実を目的として、決壊を覚知し氾濫発生の実況予測情報を提供するシステムの研究開発を行った。

(令和元年度決算額 15百万円)

(19) 危機管理型波浪うちあげ高観測技術の開発に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、危機管理型水位計を用いた波浪うちあげ高の観測方法及び基準の検討、観測値や算定値との比較による観測精度の確認を行った。

(令和元年度決算額 30百万円)

(20) 高潮と豪雨による複合型浸水発生時の減災対策のための浸水予測システム開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地下街等を有する都市域における高潮切迫時の緊急的な避難行動を支援するため、豪雨に伴う浸水予測情報をリアルタイムに提供する浸水予測システムの機能拡充を行った。

(令和元年度決算額 300百万円)

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年）に基づいた5か年計画（平成31～令和5年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明や火山噴火発生及び噴火推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進した。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行った。

(令和元年度決算額 運営費交付金
63,130百万円の内数)

(2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究の推進及び広範な知識と高度な技術を有する火山研究者の育成を行った。

(令和元年度決算額 650百万円)

(3) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や事前対策技術の開発に関する研究を行った。

(4) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進した。

(令和元年度決算額 70百万円)

(5) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査を行った。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報の整備を引き続き行った。

(令和元年度決算額 1百万円)

6 雪害対策

(1) 雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、ステークホルダーとの協働によりニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指し、集中豪雪、雪崩、吹雪、着雪、道路雪氷等の雪氷災害についてのモニタリング技術及び面的予測モデルに関する研究開発を行った。

(2) 雪崩及び冠雪害に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林の雪崩災害軽減機能の解明のため、雪崩の発生検知観測を継続し、雪崩発生に関わる気象条件や積雪状態及び雪崩の流下と森林の減勢効果に関する研究を行った。また、樹木着雪による倒木被害の発生予測技術に関する研究を行った。

(3) 雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩災害を防止・軽減するため、雪崩対策施設の点検及び維持管理技術、冬期の多量降雪に伴う

雪崩災害の危険度評価技術の開発を行った。

(4) 雪害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における安全で信頼性の高い冬期道路交通サービスの確保の支援を目的として、積雪寒冷環境下における効率的道路管理技術の開発や効果的・効率的な冬期交通事故対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や吹雪対策施設等の性能向上に関する研究を行った。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発

糸魚川市で発生したような大規模火災は、全国の木造密集地域のどこでも発生する危険性がある。日本の市街地を火災から守るためには、住民による出火防止（予防）と消防による延焼拡大防止（防ぎよ）が一体となった取組が必要である。今後発生が懸念されている南海トラフ地震・首都直下地震においても甚大な火災被害が想定されているところであり、市街地火災に対する効果的な予防と消防活動を行うために、火災延焼シミュレーションを中心とした市街地火災対策に関する研究開発を行った。

(令和元年度決算額 65百万円)

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った（後掲 第2章8（1））。

(令和元年度決算額 17百万円)

- ・火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発

有効な火災予防対策が行えるよう火災原因調査能力の向上に関する研究開発を行うとともに、建物からの効果的な避難に関する研究開発を行った。

(令和元年度決算額 25百万円)

(2) 林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行った。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、施設内の火災状況の早急な把握・避難誘導に資する調査、介護・装着型ロボットの技術開発の動向調査並びに建築物における避難への機能拡張の検討等を行った。

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発

石油タンクなど産業施設やエネルギー施設の強靱化と消火技術の効率化のために、① 石油タンクの地震被害に関する高精度予測（石油タンク本体に被害をもたらすおそれの高い短周期地震動の性状の特定、地下構造の違いによるタンク毎の長周期地震動の影響等）、② 石油タンク等の火災規模や油種等に応じた強力な泡消火技術、③ 石油コンビナートで貯蔵・取り扱われる反応性の高い化学物質（禁水性物質、蓄熱発火性物質など）の火災危険性に関するより適切な評価と消火時の安全管理技術についての研究開発を行った。

(令和元年度決算額 56百万円)

- ・地下タンクの健全性診断に係る研究開発

防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否かを適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価を行い、地下タンクの健全性診断手法の研究開発を行った。

(令和元年度決算額 49百万円)

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

(再掲 第2章7(1))

(2) 爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所におい

ては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素あるいは自然冷媒等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行った。また、産業保安では、事故事例データベース等の整備をすすめる共通基盤技術の研究を行った。

(令和元年度決算額 運営費交付金
63,130百万円の内数)

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行った。

(2) 原子力発電所等の耐震・耐津波安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表した。

(令和元年度決算額 1,540百万円)

(3) 原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、アクシデントマネジメント策について国が独自に妥当性を確認するための技術的知見及び解析コード等の整備を行い、研究報告等に取りまとめ、公表した。

(令和元年度決算額 828百万円)

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

内閣府においては、9月1日の「防災の日」に首都直下地震を想定した政府本部運営訓練等を実施し、11月5日の「津波防災の日」の前後において、住民参加による地震・津波防災訓練を実施した。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修を実施した。

(令和元年度決算額 152百万円)

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

内閣府においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担した。

(令和元年度決算額 1,122,374百万円の内数)

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、都道府県警察に対して災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示した。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行った。特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行ったほか、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行った。

(4) 非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

総務省、その他の国、自治体、主要な電気通信事業者、電力会社等、非常通信に関係の深い2,000を超える機関によって構成されている非常通信協議会において、災害時における円滑な通信を確保するため、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練を実施した。

(5) 応急対策職員派遣制度に係る訓練の実施

総務省においては、大規模災害発生時における被災市区町村の行政機能の確保等を目的として、地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み（応急対策職員派遣制度）を円滑に運用するため、関係地方公共団体等と連携して情報伝達・連携訓練を実施した。

(令和元年度決算額 8百万円)

(6) 災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修の実施

総務省においては、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを養成する研修を実施した。

(令和元年度決算額 1百万円)

(7) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行った。

(令和元年度決算額 513百万円)

(8) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行った。

(令和元年度決算額 66百万円)

(9) 防災教育の充実

文部科学省においては、地域や学校の抱える防災を中心とした学校安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法の開発や、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制構築に取り組む地域や学校を支援するとともに、教職員に対する研修を実施した。

(令和元年度決算額 154百万円の内数)

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

(11) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

（令和元年度決算額 7百万円）

(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

（令和元年度決算額 6百万円）

(13) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施した（ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施）。

（令和元年度決算額 2百万円）

(14) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化や治療・診断技術の向上等を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行った。

（令和元年度決算額 8百万円）

(15) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される派遣調整

本部において医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修を実施した。

（令和元年度決算額 21百万円）

(16) 災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（DMAT）に対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンを養成する研修を実施した。

（令和元年度決算額 6百万円）

(17) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員を対象に、「TEC-FORCE [隊長] 研修」、「TEC-FORCE [班長・リエゾン] 研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施した。

(18) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図った。

（令和元年度決算額 122百万円）

(19) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、巡視船艇・航空機等による各種災害対応訓練のほか、関係機関と連携した災害対応訓練を実施した。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、タンカーバースの点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施した。

(20) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めた。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加した。

(令和元年度決算額 83百万円)

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講じたほか、首都直下地震等大規模災害等に備え、老朽化した移動無線通信設備や現地対策本部用情報端末装置の更新を行った。

(令和元年度決算額 1,007百万円)

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星による、災害関連情報の伝送を行う災害危機管理通報サービス及び避難所等で収集された個人の安否情報を災害対策本部などの防災機関で利用できる安否確認サービスの提供を行った。

(令和元年度決算額 39,009百万円の内数)

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用航空機(ヘリコプター)等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進して各部隊・職員の専門性、経験、能力等に応じた実践的な訓練を行った。

(令和元年度決算額 39,105百万円)

(4) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、高度化光ビーコン、信号機電源付加装置、交通管制セン

ター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進した。

(令和元年度決算額 19,797百万円の内数)

(5) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(6) 電気通信網の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進した。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省において、非常災害時における被災地の通信手段確保を目的として、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出をプッシュ型で行った。

(8) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努めた。

(令和元年度決算額 432百万円)

(9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(令和元年度決算額 4,615百万円)

(10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保す

るため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(令和元年度決算額 1,324百万円)

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行った。

(令和元年度決算額 31,188百万円の内数)

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行った。

(令和元年度決算額 605百万円)

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

(令和元年度決算額 62百万円)

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(令和元年度決算額 16,408百万円の内数)

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(令和元年度決算額 5,758百万円の内数)

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(令和元年度決算額 111,997百万円の内数)

(15) 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の医療資機材施設設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機によ

り搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設(SCU)に必要な医療資機材設備の整備について補助した。

(令和元年度決算額 18百万円)

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行った。

(後掲 第3章2-2(14)、3-2(4))

(令和元年度決算額 113,850百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(17) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行った。

(令和元年度決算額 4,454百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金(内閣府計上)の内数)

(18) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を行った。

(令和元年度決算額 91,489百万円の内数)

(19) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動通信システム(K-λ)と衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサットシステムを順次導入した。

(20) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災

害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施した。

(令和元年度決算額 75百万円)

※この他に289,176百万円の内数)

(21) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援した。

(22) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）の整備を進めた。

(令和元年度決算額 15,158百万円)

(23) 航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の海水浸入防止対策及び電源喪失対策に係る整備を行った。

(令和元年度決算額 1,072百万円)

(24) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等及び電子海図システムの整備等を行った。

(令和元年度決算額 141,311百万円)

(25) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処しうる体制を確保した。

(令和元年度決算額 414百万円)

(26) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地域防災計画等に位置付けられた避難施設等に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する補助事業を実施した。

(令和元年度決算額 6,708百万円)

1-3 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、切迫する大規模災害が懸念される中、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進するため、「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化年次計画2019」、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく取組を関係府省庁と連携して進めるとともに、地方公共団体や民間の取組促進を図った。

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」並びに「防災週間」及び「津波防災の日」を中心に各種行事等を行うとともに、防災に関する総合ポータルサイトにおいて各種情報発信を行うなど、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組を行った。

(令和元年度決算額 118百万円)

(3) 災害ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、被災者支援を円滑に・効率的に実施するため、有識者からなる検討会を行い様々な課題の整理や環境整備の方策等について検討を行うとともに、多様な被災者支援主体間の連携を強化・協働のための研修会を行った。また、「防災とボランティアのつどい」を開催し防災ボランティア活動の裾野を広げる取組を行った。

(令和元年度決算額 16百万円)

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による業務継続計画（BCP）の評価等を行った。また、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定

状況に関する実態調査等と、事前対策の効果の把握を可能にする参考指標の作成を行った。

(令和元年度決算額 38百万円)

(5) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、地区防災計画制度の普及啓発に向けた、地域における計画の作成支援を行った。

(6) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、災害に係る住家の被害認定基準運用指針や災害対策復興事例集等を改訂し、地方公共団体に周知した。また、「大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会」の論点整理を踏まえ、各地方公共団体における被災者の住まいの確保に係る実態調査等を実施した。また、災害時の被災者支援に関する申請等手続について、マイナポータルを活用して電子申請が行うことができるよう、自治体において必要となる具体的事務を追加しガイドラインを改訂した。

(令和元年度決算額 65百万円)

(7) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に関する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

(令和元年度決算額 251百万円)

(8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開した。

(令和元年度決算額 17百万円)

(9) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、南海トラフ地震等の大規模災害に関する防災計画の実効性向上を目的として、災害時応援協定の締結の促進等により、各防災関係機関が効果的な災害応急対策を行える体制強化を推進するための調査等を行った。

(令和元年度決算額 9百万円)

(10) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応業務に関する国際標準化に向けた対応を行った。また、「災害対策標準化推進ワーキンググループ」の枠組みにおける災害対策標準化推進の検討を行った。さらに、災害対応現場において情報を集約・地図化する I S U T (Information Support Team) の実際の活動や訓練を通じた課題の調査等を行った。

(令和元年度決算額 33百万円)

(11) 被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、避難行動要支援者名簿の活用や個別計画の策定等に関する取組、イタリアにおける災害支援の体制や避難所の生活環境の確保に向けた取組について、事例調査等を行った。

(令和元年度決算額 15百万円)

(12) 地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地域における女性の職業生活における活躍推進に資する取組と併せて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を支援した。

(令和元年度決算額 278百万円の内数)

(13) 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、地域における災害対応等の担い手としての女性リーダーを育成するため、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」等の活用を図った。

(令和元年度決算額 2百万円の内数)

(14) 地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究

内閣府においては、有識者検討会を設置し、地方自治体が女性の視点からの災害対応を行う

際に参照できる「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（案）」を作成した。

（令和元年度決算額 10百万円）

（15）大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤の整備を推進するとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や通信衛星を利用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害警備対策の強化を図った。

（令和元年度決算額 5,396百万円）

（16）道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進した。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報と民間事業者が保有するプローブ情報を融合して活用・提供するためのプローブ情報処理システムを引き続き運用するなど、災害時の交通情報提供の充実を図った。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進した。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

（令和元年度決算額 88百万円）

（17）無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した。

また、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカバーする移動体通信の基地局や固定通信

の収容局における予備電源の長時間化について、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において検討を実施した。

（18）非常時情報伝達ネットワークの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用した。

（令和元年度決算額 4百万円）

（19）迅速な応急復旧のための体制整備に関する緊急対策事業

総務省においては、迅速な応急復旧のための体制整備のため、被害状況のより迅速な把握・取りまとめ等の機能を有する「災害情報自動集約ネットワークシステム」（DaaS-Net：Disaster information automatic aggregation support network system）の構築に向けた要件定義等を実施した。

また、災害時の初動対応訓練を実施し、その結果を踏まえ、被災自治体等に派遣する総務省リエゾンの業務フロー等を整理した。

（令和元年度決算額 170百万円）

（20）地域防災等のためのG空間情報の利活用推進（Lアラートの高度利用・普及促進等）

総務省においては、地方公共団体が行う避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を支援するシステムの構築を推進する標準仕様の策定及び地方公共団体職員等利用者を対象としたLアラートに関する研修を実施した。また、地域における防災等の課題へのG空間情報の利活用推進に向けた普及啓発・人材育成等を実施した。

（令和元年度決算額 252百万円）

（21）テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効なテレワークについて、関係者と連携し、テレワーク・デイズ等の普及啓発、専門家による無料相談事業の実施等の導入支援等を行った。

（令和元年度決算額

テレワーク普及展開推進事業 194百万円、
地域IoT実装総合支援 484百万円

(22) 防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備促進

総務省においては、発災時に住民等が自治体等からの災害関連情報を確実かつ迅速に入手可能となるよう、防災拠点等に公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行った。

(令和元年度決算額 1,018百万円)

(23) 訪日外国人の被災時のコミュニケーション支援

総務省においては、非常災害時における訪日外国人等に対する多言語での情報提供等にも資するため、多言語音声翻訳システムの翻訳精度の高度化や対応言語の拡大等の研究開発を実施するとともに、公的機関等による同システムの円滑な導入・利用を促進するためのクラウド型多言語翻訳プラットフォームを構築するなど、同システムの社会実装を推進した。

(令和元年度決算額 799百万円)

(24) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJアラートについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行った。

(令和元年度決算額 402百万円)

(25) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行った。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画の見直しを推進した。

(26) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、地域ブロック合同訓練の実施、アクションプラン等の見直し、またヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理を行うとともに、動態情報システムの機能強化を行った。

(令和元年度決算額 231百万円)

(27) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して、必要な車両を整備した。

(令和元年度決算額 2,448百万円)

(28) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、地方公共団体による女性や若者等を対象とした消防団への加入及び活躍を促進するための取組の支援、地域防災力充実強化大会の開催、装備・教育訓練の充実強化等により、消防団の充実強化を図った。

(令和元年度決算額 3,597百万円)

(29) 救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率を向上させるため、救急車の適正利用の推進や、救急業務の円滑な実施と質の向上など、救急業務を取り巻く諸課題への対応策について検討を行った。

(令和元年度決算額 90百万円)

(30) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(令和元年度決算額 16百万円)

(31) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の

連携・協力の取組を促進するため所要の地方財政措置を講じるとともに、「消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業」の実施や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行った。

(令和元年度決算額 15百万円)

(32) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職団員の惨事ストレス対策の充実強化を図るため、緊急時メンタルサポートチーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を実施したほか、消防本部等における惨事ストレス対策の取組について、支援を行った。

(令和元年度決算額 0百万円)

(33) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ確実に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行った。

(令和元年度決算額 4百万円)

(34) 地方公共団体における災害対応力の向上

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村の受援計画及び業務継続計画（BCP）の策定支援や大規模災害時に首長を支援する「災害マネジメント総括支援員」等を対象とする研修、インターネットを活用して防災教育を行うe-カレッジのカリキュラムの新設等を行った。

(令和元年度決算額 49百万円)

(35) 災害対応ドローン運用アドバイザー育成研修等

消防庁においては、ドローンにより災害時の効果・効率的な情報収集体制を強化するため、ドローン運用アドバイザー育成研修（実技訓練及び関係法令、実用事例等の座学を含む）を開催するとともに、ドローンを導入していない消防本部等へ普及啓発を実施した。

(令和元年度決算額 5百万円)

(36) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図った。

(令和元年度決算額 29百万円)

(37) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食糧の更新整備を実施した。

(令和元年度決算額 8,729百万円)

(38) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(令和元年度決算額 17百万円)

文部科学省においては、災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子供たちの安全と健康を守るため、公立学校における空調設備の整備への支援を行った。

[令和元年度決算額 211,910百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)]

(注) [] 書きは、第3章2-2(7)に計上したものと同一である。

(39) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行った。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

(令和元年度決算額 120百万円)

(40) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害時要配慮者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間

事業者、団体等の福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行った。

(令和元年度決算額 63,797百万円の内数)

(41) 災害派遣医療チーム (DMAT) 体制整備

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施した。また、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行った。

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行った。

(令和元年度決算額 346百万円)

(42) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行った。

(43) 山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供する等のソフト対策を推進した。

(令和元年度決算額 10,288百万円の内数)

(44) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理し、リアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備した。

(令和元年度決算額 8,366百万円の内数)

(45) 中小企業に対する事業継続計画等の策定に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、

事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに備えるための計画の策定を支援した。

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業自らが策定した事業継続計画や、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行った。

(46) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄の維持・管理を行った。

(令和元年度決算額 25,720百万円の内数)

(47) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にLPガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部を補助した。

(令和元年度決算額 5,578百万円)

(48) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給を確保するため、自家発電設備を備えた「住民拠点SS」の整備やSSの地下タンクの大規模化に伴う入換、SSの災害対応能力強化のための研修・訓練に係る費用について支援した。

(令和元年度決算額 9,822百万円)

(49) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、今後想定される大規模災害等に備え、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくため、販売事業者等の防災体制の整備や訓練の実施を支援した。

(令和元年度決算額 650百万円の内数)

(50) 石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業

経済産業省においては、大規模災害時にも石油供給能力を維持するため、製油所等における設備の耐震・液状化対策や、被災地域外からの

供給に必要な出入荷設備の増強対策、非常用発電設備の設置・増強等の支援を行った。

(令和元年度決算額 20,443百万円の内数)

(51) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民にわかりやすく提供するためのウェブサイト「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるように一元的な提供を行った。

(52) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制を整備した。

(53) 地籍整備の推進

国土交通省においては、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、土砂災害警戒区域等における地籍調査の実施を重点的に支援した。

(令和元年度決算額 11,180百万円

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(54) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等職員により組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進した。

(55) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせてわかりやすく提供する土地履歴

調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(令和元年度決算額 35百万円)

(56) ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築

国土交通省においては、地方自治体や業界団体等関係者と連携し、複数の地域においてラストマイルを中心とした支援物資輸送の実動訓練を実施するとともに、訓練成果の横展開に取り組んだ。

(令和元年度決算額 11百万円)

(57) 災害発生時の情報収集・共有等のための体制整備

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、本省・地方運輸局等に緊急連絡機器（衛星携帯電話）や、情報収集・共有等のための体制を整備し運用を行った。

(令和元年度決算額 21百万円)

(58) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援した。

(59) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施するとともに、災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、重要物流道路及びその代替・補完路において国が代行できる制度を活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図った。

(60) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、「自転車活用推進計画」（平成30年6月8日に閣議決定）に基づき、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の推進に関する課題や有用性に

について検討した。

(61) 訪日外国人旅行者への初動対応体制の構築

観光庁においては、訪日外国人旅行者向けに開発した災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、対応言語を4か国語から14か国語に拡大する等、アプリの改修を行った。

(62) 電子国土基本図と災害基礎情報による防災対策の推進

国土地理院においては、我が国の国土を表す地図の基本となる電子国土基本図や、火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、高精度火山標高データ、土地の脆弱性に関する脆弱地形分類データ等、防災対策の基礎となる情報の整備・更新を行った。

(令和元年度決算額 656百万円の内数)

(63) 災害基礎情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ脆弱地形分類データ等の災害基礎情報を活用した地域防災力向上のための防災教育支援を行った。

(64) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、適時適切な予報及び警報並びに大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。

(65) J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣

気象庁においては、災害が発生した場合又は発生が予想される場合に、T E C - F O R C Eの一員として活動するJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）を都道府県や市町村の災害対策本部等へ派遣した。

(66) 走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、平成30年9月に走

錨したタンカーが関西国際空港連絡橋へ衝突した事故を受け、同空港など臨海部の施設を選定し、周辺海域において錨泊制限等の対策を実施するとともに、海域監視体制の強化を図った。

(令和元年度決算額 212百万円)

(67) 強靱な災害廃棄物処理システムの構築

環境省においては、災害廃棄物対策推進検討会において災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための必要事項を整理し、個別のワーキンググループにおいて検討事項の具体化を進めた。また、地方公共団体レベルの取組の加速化のための災害廃棄物処理計画策定支援等モデル事業、地域ブロックレベルでの広域連携を促進するための地域ブロック協議会、全国レベルで災害廃棄物対応力を向上させるためのD.Waste-Netの体制強化や各種の検討会等を実施した。

(令和元年度決算額 800百万円)

(68) 浄化槽長寿命化計画策定推進

環境省においては、浄化槽の長寿命化による国土強靱化を実現するため、浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進する長寿命化計画策定のためのガイドラインの検討等を実施した。

(令和元年度決算額 76百万円)

(69) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）という考え方の普及啓発

環境省においては、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の社会実装に向けて必要な事項や優良事例等の情報を整理したパンフレットを用いて、Eco-DRRの考え方の普及啓発を進めた。

(70) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図った。

(令和元年度決算額 237,919百万円)

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と11月（「津波防災の日」周辺）に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及啓発を図るよう都道府県警察を指導した。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施した。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」に際して国土交通省地震防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施した。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力した。さらに、南海トラフ地震臨時情報等に係る業務の訓練を実施した。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応

に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した地震災害対応訓練等を実施した。（後掲 第3章3-1(2)）
（令和元年度決算額 4百万円）

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った。（後掲 第3章3-2(1)）
（令和元年度決算額 293百万円）

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

内閣府においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である官庁施設について、現地対策本部の迅速な立ち上げと円滑な災害対応に資するための改修を行った。（後掲 第3章3-2(2)）
（令和元年度決算額 92百万円）

(3) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設等や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

(4) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。
（令和元年度決算額 3,623百万円）

(5) 庁舎及び合同宿舍等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施した。

(令和元年度決算額 2,262百万円)

(6) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、国立大学等施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策、ブロック塀等の安全対策等への支援を行い、防災機能の強化を推進した。

(令和元年度決算額 102,784百万円の内数)

(7) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について非構造部材を含めた耐震対策、ブロック塀等の安全対策等への支援を行い、防災機能の強化を推進した。

(令和元年度決算額 211,910百万円の内数)

(内閣府で計上している沖縄分を含む)

(8) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備、ブロック塀等の安全対策等を支援した。早期の耐震化完了を目指した。

(令和元年度決算額 13,903百万円の内数)

(9) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行った。

(令和元年度決算額 94,339百万円の内数)

(内閣府で計上している沖縄分を含む)

(10) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院

やIs値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行った。

(令和元年度決算額 1,714百万円)

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

(令和元年度決算額 11百万円)

(11) 水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施する耐震化等を推進した。

(令和元年度決算額 37,583百万円)

(12) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

(13) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した。

(後掲 第3章3-2(3)、4-2(1)、5-2(2)、6-2(3)、第4章2)

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(14) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第3章1-2(16))(後掲 第3章3-2(4))

(令和元年度決算額 113,850百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(15) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した。

(後掲 第3章3-2(5)、4-2(2)、第4章5)

(令和元年度決算額 41,146百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(16) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進した。

(令和元年度決算額 249,261百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(17) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進した。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策、災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等を推進した。

(令和元年度決算額 20,771百万円の内数)

(18) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

(19) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施した。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(令和元年度決算額 28,711百万円の内数)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

(令和元年度決算額 1,878,847百万円の内数)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(令和元年度決算額 1,102百万円の内数)

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地

における都市防災総合推進事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金の内数)

・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施

(令和元年度決算額 9,656百万円の内数)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(令和元年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数)

・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

(令和元年度決算額 96百万円の内数)

・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施

(令和元年度決算額 407百万円の内数)

・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援

(令和元年度決算額 14,728百万円の内数)

(20) 下水道における震災対策

国土交通省においては、大規模な地震時でも、公衆衛生の確保や浸水被害の発生防止といった機能を確保するため、重要な下水道施設の耐震化・耐津波化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進した。

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(21) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(22) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進した。

(23) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの解消を推進するとともに、ロッキング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各種道路事業を実施した。また、道路啓開計画の実効性を高めるため、バイク隊やカメラの活用に加え、UAV（無人航空機）による迅速な状況把握や官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」の情報提供・共有の仕組みの構築を推進した。

(令和元年度決算額 1,878,847百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(24) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(25) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

(令和元年度決算額 97,444百万円の内数)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(26) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(27) 大規模地震・津波に対する港湾の防災・減災対策の推進

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図った。(後掲第3章3-2(7))

(令和元年度決算額 289,176百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(28) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、基礎マップの作成を行い宅地の安全性の「見える化」を図るとともに、宅地耐震化推進事業により防止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進した。

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(29) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する情報通信基盤の整備を推進した。

さらに、東日本大震災等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波対策、停電対策等を推進した。

(30) 民有港湾施設の耐震改修の促進

国土交通省においては、大規模地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修

に対する無利子貸付制度及び税制特例措置により、民間事業者による耐震改修の促進を図った。

(31) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行った。また、南海トラフ地震、首都直下地震等に備えて、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策を一層推進した。

(令和元年度決算額 鉄道施設総合安全対策事業費補助 6,344百万円の内数
都市鉄道整備事業費補助 (地下高速鉄道) 6,042百万円の内数)

(32) 住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

(令和元年度決算額 97,444百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(33) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

(令和元年度決算額 428,797百万円の内数)

(34) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付した。

(令和元年度決算額 75,394百万円)

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応に関する実効性のある仕組みづくりや、日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの津波・地震動の推計に関する検討を行った。(後掲 第3章3-3(1))

(令和元年度決算額 234百万円)

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震応急対策活動に係る具体計画等の検証

内閣府においては、大規模地震(南海トラフ地震、首都直下地震)の応急対策活動の具体計画の実効性を高めるため、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整に係る計画内容の検証を行った。

(令和元年度決算額 19百万円)

(3) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの安定的な運用を行うとともに、他機関が保有する情報システムとの連携強化を図った。(後掲 第3章3-3(2)、5-3(2))

(令和元年度決算額 732百万円)

(4) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都道府県警察と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導した。

(5) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設及び法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施した。

(令和元年度決算額 60,472百万円)

(6) 「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」に基づく巨大地震対策の推進

国土交通省においては、平成31年1月29日に改定した「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」を踏まえて訓練等を実施するとともに、切迫する地震災害に加え、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化も踏まえ、あらゆる自然災害から国民のいのちとくらしを守るため、令和2年1月に「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、総力を挙げて防災・減災対策を進める体制を構築するなど、地震・津波対策を推進した。(後掲 第3章3-3(4))

(7) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

(8) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・提供を実施した。

(令和元年度決算額 209百万円の内数)

(9) 港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾BCPの改訂を図る等、災害対応力強化に取り組んだ。(後掲 第3章3-3(5)、4-3(19))

(10) 南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等には、南海トラフ地震臨時情報等を発表するとともに、防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努めた。

(11) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(令和元年度決算額 2,970百万円の内数)

(12) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、高低測量を実施し、海図水深の基準となる「最低水面」に係る情報を整備した。

(令和元年度決算額 4百万円)

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲第3章2-1(6))

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」及び11月5日の「津波防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した津波災害対応訓練等を実施した。

(令和元年度決算額 4百万円)

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第3章2-2(1))

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

(再掲 第3章2-2(2))

(3) 海岸防災林の整備

(再掲 第3章2-2 (13))

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を確保することに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進めた。(後掲 第3章4-2 (1)、5-2 (2)、6-2 (3)、第4章2)

(令和元年度決算額 93,318百万円の内数
(東日本大震災復興特別会計含む))

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(4) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第3章1-2 (16)、2-2 (14))

(令和元年度決算額 113,850百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(5) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2 (15))

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した。

(後掲 第3章4-2 (2)、第4章5)

(令和元年度決算額 41,146百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(6) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(7) 大規模地震・津波に対する港湾の防災・減災対策の推進

(再掲 第3章2-2 (27))

(8) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(令和元年度決算額 28,711百万円の内数)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備

総合交付金の内数)

・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

(令和元年度決算額 1,878,847百万円の内数)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(令和元年度決算額 1,102百万円の内数)

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

・南海トラフ地震を始めとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金の内数)

・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(令和元年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数)

・南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援

(令和元年度決算額 防災・安全交付金の内数)

(9) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進した。

(令和元年度決算額 20,771百万円の内数)

(10) 港湾における災害時避難機能の確保

国土交通省においては、地方公共団体による港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進した。

(令和元年度決算額 289,176百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

3-3 その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第3章2-3 (1))

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第3章2-3 (3)) (後掲 第3章5-3 (2))

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用した。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導した。

(4) 「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」に基づく巨大地震対策の推進

(再掲 第3章2-3 (6))

(5) 港湾における災害対応力強化

(再掲 第3章2-3 (9)、後掲 第3章4-3 (19))

(6) 旅客及び船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策の推進を図るため、前年度に引き続き、津波避難に必要な主要ポイントを選定したマニュアル様式「津波対応シート」及び「津波対応シート」の外国語版を国土交通省HPに掲載して業界に周知し、活用を促した。

また、作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施等による同マニュアルの改善を促し、事業者等により訓練が実施された。

(7) 津波警報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(令和元年度決算額 2,970百万円の内数)

(8) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用するとともに、海底地形データの提供を行い、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成を支援した。

(令和元年度決算額 0百万円)

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 治山事業の推進

(再掲 第3章2-2 (13)、3-2 (3))

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進した。(後掲 第3章5-2 (2)、6-2 (3)、第4章2)

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2 (15)、3-2 (5))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した。(後掲 第4章5)

(令和元年度決算額 41,146百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(3) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるため、ため

池の豪雨対策等を含めた総合的な整備を推進した。(後掲 第4章3-1(2)、8(1))

(令和元年度決算額 75,192百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(4) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

(5) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象テレメータや、ダム等の放流警報設備、監視カメラ設備、雨量レーダ等の整備を行った。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進した。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施した。

(6) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害警戒区域等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援した。

(7) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの解消を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施した。また、危険箇所等の調査方法の高度化や科学的根拠に基づく通行規制の導入に向けた取組を実施した。

(令和元年度決算額 1,878,847百万円の内数)

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(8) 風水害に対する港湾の防災・減災対策の推進

国土交通省においては、平成30年台風第21号に伴う高潮・高波による浸水被害を踏まえ、コンテナターミナルにおける電気系設備の浸水

対策、コンテナの漂流対策等を推進した。また、令和元年房総半島台風及び東日本台風の被害を踏まえ、最新の手法で設計沖波等を更新し、主要な施設を対象に安定性等の照査を実施した。

(令和元年度決算額 289,176百万円の内数)

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(9) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の下水道の整備を推進した。あわせて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った。(後掲第4章9)

(令和元年度決算額 4,254百万円)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(10) 風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(令和元年度決算額 28,711百万円の内数)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

(令和元年度決算額 1,878,847百万円の内数)

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(令和元年度決算額 1,102百万円の内数)
風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・台風や洪水による風水害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金の内数)

- ・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(令和元年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数)

4-3 その他

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、東京都とともに首都圏における大規模水害からの広域避難の検討を進めるとともに、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、関係機関と連携して地域の災害リスクの把握等による住民避難の実効性を高めるための対策の検討を行った。また、令和元年台風第19号等を踏まえ、中央防災会議の下にワーキンググループを設置し報告書を取りまとめるなど、土砂災害・水害等の災害時における避難対策の検討を行った。

(令和元年度決算額 107百万円)

(2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図った。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発令・伝達、災害危険箇所等に対する措置及び指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難

対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

(令和元年度決算額 161,564百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)を実施した。

(6) 国土交通省の水災害に関する防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の巨大台風等に伴う大規模な災害の頻発化・激甚化を踏まえ、水災害が発生した際に実施すべき対策を具体化して取組を強化するために設置した「国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部」において、水災害対策に取り組むとともに、この取組を更に発展させるべく、令和2年1月に「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、総力を挙げて防災・減災対策を進める体制を構築するなど、水災害対策を推進した。

(7) 要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、要配慮者利用施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を重点的に推進した。

また、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図った。

(8) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、近年、増加する集中豪雨や局所的な大雨による水害や土砂災害等に対して、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役に立てるため、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計や簡易型監視カメラの整備を推進した。

(9) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、河川カメラ画像等の河川情報を一元的に提供する「“気象”×“水害・土砂災害”情報マルチモニタ」の運用を開始した。また、メディア等と連携した「住民の自らの行動に結びつく水災害ハザードマップ・リスク情報共有プロジェクト」を推進するとともに、台風接近前などには地方整備局と地方气象台での合同記者会見やSNS等による防災情報発信など、住民の適切な避難行動等を支援した。

(10) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行った。

(11) 総合治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既存市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進した。

(12) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で策定する流域水害対策計画に沿った総合的な都市型水害対

策を推進した。

(13) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、「水防法」に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の設定を促進し、市町村による洪水・内水・高潮及び土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援した。その他、ハザードマップの作成・公表状況を関係自治体間で共有する等、関係自治体と連携し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。

(14) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図った。

(15) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施した。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行った。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が急迫している地域において、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図った。

(16) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施し、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育の推進、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、避難訓練等を実施した。

(17) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等

とともに各種の行事、活動を実施した。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施した。

(18) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進した。

（令和元年度決算額 鉄道施設総合安全対策事業費補助 6,344百万円の内数
都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）
6,042百万円の内数）

(19) 港湾における災害対応力強化

（再掲 第3章2-3（9）、3-3（5））

(20) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報並びに大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報の発表をするとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

内閣府においては、「活動火山対策特別措置法」の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、

保育所等の降灰除去に要する費用を負担した。
（令和元年度決算額 1,122,374百万円の内数）

(2) 火山地域における治山事業の推進

（再掲 第3章2-2（13）、3-2（3）、4-2（1））

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した。（後掲 第3章6-2（3）、第4章2）

（令和元年度決算額 86,372百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数）

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進した。

(4) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施した。

（令和元年度決算額 1,878,847百万円の内数）

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、平成27年に改正された「活動火山対策特別措置法」等を踏まえ、各火山地域における火山防災対策の推進、監視観測・調査研究体制の整備に関する検討、大規模噴火時の広域降灰対策の検討等を行った。また、全国の火山地域の集客施設等における避難確保計画作成の支援等を行った。

（令和元年度決算額 121百万円）

(2) 総合防災情報システムの整備

（再掲 第3章2-3（3）、3-3（2））

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強

化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(5) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、噴火に伴う土砂災害の観点から火山ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画した。

(6) 測地技術を用いた地殻変動の監視

(再掲 第2章2-1(12))

(7) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努めた。また、火山防災協議会における共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの設定や改善を推進した。

(令和元年度決算額 1,183百万円)

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して雪害対策に必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

内閣府においては、特別豪雪地帯における民

間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担した。

(令和元年度決算額 1,122,374百万円の内数)

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入した。

(令和元年度決算額 6百万円)

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第3章2-2(13)、3-2(3)、4-2(1)、5-2(2))

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を実施した。(後掲 第4章2)

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪、防雪、凍雪害防止の事業を推進した。特に異常な降雪時等において、道路ネットワーク全体としての機能への影響の最小化を図るため、関係機関と連携したタイムラインの策定や出控え等の呼びかけとともに、集中除雪による迅速な交通の確保やチェーン規制等を行った。また、除雪機械の高度化や、AIによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図った。

(令和元年度決算額 1,878,847百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策を推進した。

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進した。

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

(令和元年度決算額 1,537百万円)

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供を行うとともに、都道府県警察に対して、雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示した。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化を図るため、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、避難訓練等を実施した。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員を対象とした事故発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した消防訓練を実施した。

(令和元年度決算額 2百万円)

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道や防火線の整備等を行った。

(令和元年度決算額 82,397百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金の内数)

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行った。

(令和元年度決算額 897百万円)

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成
(令和元年度決算額 2百万円)
- ・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整
(令和元年度決算額 4百万円)
- ・消防用機器等の国際動向への対応
(令和元年度決算額 3百万円)
- ・住宅防火対策の推進
(令和元年度決算額 6百万円)
- ・消防法令に係る違反是正推進
(令和元年度決算額 15百万円)
- ・消防の技術に関する総合的な企画立案
(令和元年度決算額 1百万円)
- ・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築
(令和元年度決算額 14百万円)
- ・日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化
(令和元年度決算額 4百万円)
- ・木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討
(令和元年度決算額 5百万円)

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

8 危険物災害対策**8-1 教育訓練****(1) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施した。

(令和元年度決算額 12百万円)

8-2 その他**(1) 火薬類の安全管理対策**

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示した。

(3) 危険物保安の推進

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討（危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策及び燃料供給インフラの維持に向けた安全対策の検討）
(令和元年度決算額 48百万円)
- ・危険物施設の事故防止対策等
(令和元年度決算額 12百万円)
- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

(令和元年度決算額 6百万円)

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナート災害対応においてAI・IoT等の先進技術を活用するための検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催した。

(令和元年度決算額 9百万円)

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設地区の設置等について審査をするとともに、必要な助言等を行った。

(令和元年度決算額 1百万円)

(5) 産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施した。

(令和元年度決算額 652百万円)

(6) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行った。

(7) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査

経済産業省においては、近年大規模石油精製プラント等において設備の老朽化・従業員の高齢化等を背景に重大事故が随時発生していることを受けて、石油・ガス等に係る事故を未然に防止するとともに産業保安法令の技術基準等の策定や・改正や制度設計を行うための事業を実施した。

(令和元年度決算額 524百万円)

(8) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及

び立入検査を実施した。

(令和元年度決算額 200百万円の内数)

(9) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、ふくそう海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、大型タンカーバースにおける安全な荷役等について指導し、安全防災対策を推進した。また、船舶所有者、施設の設置者等に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導した。

(10) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を実施した。

(令和元年度決算額 1百万円)

(11) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備した。

(令和元年度決算額 8百万円)

(12) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供しうる体制を確保した。

(13) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等による活用の推進及び更新のための情報収集を実施した。

(令和元年度決算額 4百万円)

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備

内閣府においては、原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進した。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究等を実施した。

(令和元年度決算額 321百万円)

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の実施を指示した。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施した。

(令和元年度決算額 1百万円)

(5) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施した。

(令和元年度決算額 235百万円)

(6) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、国が実施する原子力総合防災訓練への参加等、関係機関と連携し

た原子力災害対応訓練等を実施した。

(令和元年度決算額 4百万円)

9-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

(令和元年度決算額 3,806百万円)

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な資機材等の整備支援、地方公共団体での防災訓練の実施等による緊急時対応の高度化・普及等の支援などを行った。

(令和元年度決算額 11,219百万円)

(2) 放射線防護対策等の推進

内閣府においては、無理な避難をすることでかえって健康リスクが高まる要配慮者等が、避難の準備が整うまでの間、一時的に屋内退避を安全に行うために、病院、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の支援等を実施した。

(令和元年度決算額 8,247百万円)

(3) 原子力防災体制等の構築

内閣府においては、広域的視野からより有効な資機材等の調達・活用等を推進するべく、資機材等の備蓄・配送体制の構築のための調査等を実施した。

(令和元年度決算額 49百万円)

(4) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催や、「食品と放射能Q&A」による情報提供等に取り組んだ。

(令和元年度決算額 36百万円の内数)

(5) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、高齢者の消費者被害の深刻化、平成26年改正消費者安全法の施行等を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」等により、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を支援した。

(令和元年度決算額 3,050百万円の内数)

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の地方公共団体への貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催した。

(令和元年度決算額 4,177百万円の内数)

(6) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、消防機関と原子力事業者の自衛消防組織等が緊密に連携して効果的な消防活動を行えるよう、実践的な訓練の助言を行った。

(令和元年度決算額 0百万円)

(7) 海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時の事故や災害発生時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質災害防災訓練の指導等を行った。

(令和元年度決算額 195百万円の内数)

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(令和元年度決算額 61百万円の内数)

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(令和元年度決算額 255百万円の内数)

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行った。

(令和元年度決算額 0百万円)

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。化学プラント等における爆発火災災害の防止、東日本大震災の復旧・復興工事に伴う道路復旧工事における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図った。

(令和元年度決算額 239百万円)

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行った。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行った。

(5) 高圧ガス設備の耐震補強支援事業

経済産業省においては、最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要

度の高い高圧ガス設備について、最新の耐震基準に適合させるべく事業者が実施する耐震補強対策を支援した。

(令和元年度決算額 310百万円)

(6) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（P S C）を的確に実施した。

(令和元年度決算額 84百万円)

第4章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、“防災意識社会”と“水意識社会”へ展開していくことが重要との認識のもと、生産性向上などのストック効果を重視しつつ、防災・減災対策、老朽化対策等への課題に対応した。

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策や、甚大な被害が発生した地域における再度災害防止対策等の取組を推進。特に、平成30年7月豪雨等の近年の災害を受けて実施した重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を重点的に推進した。
- ・公共施設のストック管理・適正化のため、施設の集約化や長寿命化計画策定を通じたトータルコストの縮減を図る等、効率的な事業を推進した。

(令和元年度決算額 1,033,352百万円)

(1) 水害の頻発・激甚化に対応する治水対策

平成30年7月豪雨等で甚大な浸水被害が発生する中、気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化を踏まえて、事前防災対策を計画的に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等において、再度災害防止対策等を集中的に実施した。

また、施設では防ぎきれない大洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築するため、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進した。

(2) 地域を守る総合的な土砂災害対策

平成30年7月豪雨等を踏まえ、土砂・流木災害だけでなく土砂・洪水氾濫による災害への事前防災対策として、砂防堰堤、遊砂地等を重点的に整備するとともに、激甚な災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施した。

また、警戒避難体制整備に向けた土砂災害警戒区域等の指定や防災拠点等の保全を着実に進めるなど、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進した。

(3) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策

切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に備えるため、東日本大震災の教訓を活かした津波防災地域づくりを進めるとともに、各々の地震で想定される具体的な被害特性に合わせ、堤防の耐震対策等を重点的に実施した。

(4) 公共施設のストック管理・適正化

河川管理施設等の所要の機能を確保するため、河川管理施設等の点検・評価結果に基づく補修・更新等を着実に実施した。

また、施設の機能の確保に係るコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく取組等を推進するとともに、生産性向上を図るための新技術の導入等の取組を推進した。

2 治山事業

(再掲 第3章2-2(13)、3-2(3)、4-2(1)、5-2(2)、6-2(3))

農林水産省においては、集中豪雨や地震等による山地災害、流木災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、集落等に近接する山地災害危険地区や重要な水源地域等において、治山施設の設置や長寿命化対策、荒廃森林の整備、海岸防災林の整備等を推進するなど、総合的な治山対策により地域の安全・安心の確保を図る「緑の国土強靱化」を推進した。

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施した。

(令和元年度決算額 28,289百万円の内数)

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

- ・直轄治山事業

新規1地区、継続15地区について、民有林

直轄治山事業を実施した。(後掲 第4章3-1 (1))

- ・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、新規1地区、継続7地区(直轄治山と重複している地区を含む。)において事業を実施した。(後掲第4章3-1 (1))

(令和元年度決算額 46,086百万円の内数)

- ・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山施設長寿命化調査及び流域山地災害等対策調査を実施した。

(令和元年度決算額 170百万円の内数)

(2) 補助事業

荒廃山地の復旧整備や水土保全機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施した。

(令和元年度決算額 40,115百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

- ・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施した。

(令和元年度決算額 195百万円)

- ・直轄地すべり防止事業

(再掲 第4章2-2 (1))

(令和元年度決算額 46,086百万円の内数)

- ・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

(令和元年度決算額 基礎技術調査費
222百万円の内数)

(2) 補助事業

- ・地すべり対策事業

(再掲 第3章4-2 (3))

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施した。(後掲 第4章8 (1))

(令和元年度決算額 75,192百万円の内数)

- ・地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区において実施した。

(令和元年度決算額 40,115百万円の内数)

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援した。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図った。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援した。

5 海岸事業

(再掲 第3章2-2 (15)、3-2 (5)、4-2 (2))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した。

(令和元年度決算額 41,146百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施した。

(1) 直轄事業

- ・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(令和元年度決算額 35,894百万円)

(2) 補助事業

- ・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施した。

(令和元年度決算額 75,510百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施した。

(令和元年度決算額 26,032百万円)

(2) 国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められた場合に、災害復旧事業と合併して新設又は改良事業を実施した。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行ったほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施した。

(令和元年度決算額 46,542百万円)

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

- ・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施した。

(令和元年度決算額 基礎技術調査費
222百万円の内数)

- ・地盤沈下対策事業

(再掲 第3章4-2(3)、第4章3-1(2))

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

(令和元年度決算額 75,192百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築11事業を実施した。

(令和元年度決算額 431百万円)

- ・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(令和元年度決算額 1百万円)

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

- ・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行った。

(令和元年度決算額 6百万円)

- ・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析や水準測量を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行った。

(令和元年度決算額 348百万円の内数)

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行った。これらの結果を活用し、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行った。

(令和元年度決算額 36百万円)

(5) 地盤沈下防止対策事業等

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行った。また、地盤沈下を防止しつつ、再生可能エネルギーとしても需要が高まっている地下水の持続可能な保全と利用を推進するための方策について調査・検討を行った。

(令和元年度決算額 20百万円の内数)

9 下水道における浸水対策

(再掲 第3章4-2(9))

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、454億円の防災対策事業債(自然災害防止事業)を措置した。また、地方公共団体が単独で実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、798億円の一般事業債(河川等事業)を措置した。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(令和元年度決算額 467百万円)

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。

(令和元年度決算額 2,269百万円)

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進した。

(令和元年度決算額 1,315百万円)

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施、それに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進した。

(令和元年度決算額 6,344百万円の内数)

(6) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、平成30年度及び令和元年度に発生した自然災害により被災した地域等において、国や地方公共団体が緊急に実施する再度災害防止対策等の事業40件に予算配分を行った。

(令和元年度決算額 12,710百万円の内数)

(7) 港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、港湾施設の老朽化が進む中、将来にわたりその機能を発揮できるよう予防保全型の維持管理を取り入れ、ハード・ソフト両面から計画的、総合的な港湾施設の老朽化対策を実施した。

(令和元年度決算額 289,176百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(8) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設が老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保した。

(令和元年度決算額 73,391百万円)

(9) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するため、浄化槽整備に関する市町村の事業に対して国庫助成を行った。

(令和元年度決算額 6,820百万円)

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 山形県沖を震源とする地震に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、交通対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(2) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、震度5弱以上を観測した秋田県、山形県及び新潟県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。また、発災と同時に関係する都道府県に対し、緊急消防援助隊の出動準備を依頼した。

(3) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、各都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と二次災害防止等を要請するとともに、被害状況等の把握や必要な支援に努めた。また、「基盤的防災情報流通ネットワーク(以下S I P 4 D)」からの情報を一元的に集約し、「防災科研クライシスレスポンスサイト(以下N I E D - C R S)」を介して災害対応機関等へ情報発信を行った。

(4) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、支援対策を決定した。

(5) 経済産業省における対応

経済産業省においては、山形県及び新潟県か

らの要請を踏まえ、セーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(6) 国土交通省における対応

国土交通省においては、国土交通省災害対策本部を設置するとともに、発災直後より、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプターやドローン等も活用した被災状況調査、土砂災害危険箇所の緊急点検、被災建物の応急危険度判定、災害応急対策へのアドバイスなど、被災した自治体の支援に努めた。

(7) 環境省における対応

環境省においては、6月19日から環境省職員を被災地に派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設置運営等の技術的な支援を実施した。

1-2 令和元年8月の前線に伴う大雨に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、交通対策、避難所における相談対応等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(2) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、全庁を挙げて災害応急対応に当たった。佐賀県知事からの要請に基づき、8月28日から31日までの4日間にわたり、43隊、146人(延べ活動数172隊、583人)の緊急消防援助隊を派遣した。また、被災自治体の災害対応の支援及び緊急消防援助隊の円滑な活動調整等のため、4人の消防庁職員を派遣した。

(3) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害応急対策本部を

設置し、関係都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と二次災害防止等を要請した。また、文部科学省職員を現地に派遣し、学校施設等の被災状況調査等を実施するなど、被害状況等の把握や必要な支援に努めた。国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、面的推定震度分布のマップや建物被害推定、大阪府北部の地震の観測・解析結果等の公開を行った。また、「S I P 4 D」に収集された情報や被災地で収集した情報を一元的に集約し、「N I E D - C R S」を介して災害対応機関等へ情報発信を行った。

(4) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、総合的な支援対策を決定した。

(5) 経済産業省における対応

経済産業省においては、佐賀県に災害救助法が適用されたことを踏まえ、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(6) 国土交通省における対応

国土交通省においては、国土交通省災害対策本部を設置するとともに、発災前より、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプターやドローン等も活用した被災状況調査、土砂災害危険箇所の緊急点検、災害応急対策へのアドバイスなど、被災した自治体の支援に努めた。

(7) 環境省における対応

環境省においては、8月29日から環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）の専門家を被災地に派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設置運営等の技術的な支援を実施した。

(1) 警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、交通対策、被災地における警戒、避難所における相談対応等の活動に当たった。

(2) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都道府県及び指定都市に対して警戒を呼びかけた。また、甚大な被害が発生した千葉県を始め、千葉県内の被災市町及び管轄消防本部に対して、災害対応を支援するとともに関係省庁との連絡調整を緊密に図るため、延べ26人の消防庁職員を派遣した。

(3) 文部科学省における対応

文部科学省においては、非常災害対策本部を設置し、各都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と二次災害防止等を要請した。また、各都道府県等に対し、被災した児童生徒等の就学機会の確保等に関する取組を促す通知の発出、文部科学省職員の現地への派遣や、学校施設等の被災状況調査の実施等を通じ、被害状況等の把握や必要な支援を行った。国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、台風が上陸する前に、類似した経路をもつ過去の台風に伴う災害をウェブページで公表し、注意喚起を図った。また、「S I P 4 D」に収集された情報や被災地で収集した情報を一元的に集約し、「N I E D - C R S」を介して災害対応機関等へ情報発信を行った。

(4) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、総合的な支援対策を決定した。

また、約51万点の食料支援を行った。

(5) 経済産業省における対応

経済産業省においては、千葉県及び東京都に災害救助法が適用されたこと並びに神奈川県から要請を受けたことを踏まえ、千葉県及び東京都には政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付を適用し、神奈川県を含む3県にはセーフティネット保証4号を適用する等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(6) 国土交通省における対応

国土交通省においては、国土交通省災害対策本部を設置するとともに、発災前より、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプターやドローン等も活用した被災状況調査、災害応急対策へのアドバイス、資機材提供、物資支援、散水車による給水活動など、被災した自治体の支援に努めた。

(7) 環境省における対応

環境省においては、9月10日から環境省職員及びD.Waste-Netの専門家からなる現地支援チームを千葉県等に順次派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設置運営等の技術的な支援を実施した。また、関係団体の協力のもと、ごみ収集車や人員を派遣し、災害廃棄物の収集運搬や広域処理等を行った。

1-4 令和元年東日本台風に対してとった措置

(1) 内閣官房における対応

内閣官房内閣情報調査室においては、被災等の状況の早期把握等に資するため、関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行ったほか、当該画像に基づく加工処理画像を内閣官房のウェブサイトで公開した。

(2) 警察庁における対応

警察庁においては、非常災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、捜索、交通対策、被災地における警戒、避難所における相談対応等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察

庁等にリアルタイムで伝送した。また、2管区34都道府県警察の警察災害派遣隊延べ約4,400人が派遣された。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、全庁を挙げて災害応急対応に当たった。宮城県知事、福島県知事及び長野県知事からの要請に基づき、10月13日から18日までの6日間にわたり、276隊、1,038人（延べ活動数809隊、2,978人）の緊急消防援助隊を派遣した。また、被災自治体の災害対応の支援及び緊急消防援助隊の円滑な活動調整等のため、延べ38人の消防庁職員を派遣した。

(4) 令和元年東日本台風に関する復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、「改正総合法律支援法（平成28年法律第53号）」に基づき、大規模災害の被災者に対し災害発生から1年を超えない範囲内で無料法律相談援助を実施する制度を令和元年東日本台風に適用し、令和元年10月18日から、同制度による被災者支援を実施した（同台風発生から1年を超えない範囲内で最長の日である令和2年10月9日まで）。そのほか、以下の施策を実施した。

- ・避難所や公共施設等における巡回相談を実施した。
- ・「被災者専用フリーダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」において、被災者が直面する法的トラブルの解決や生活再建に役立つ法制度等についての情報提供を実施した。
（令和元年度決算額 日本司法支援センター 運営費交付金15,254百万円の内数）

(5) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、各都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と二次災害防止等を要請するとともに、被害状況等の把握や必要な支援に努めた。国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、台風が上陸する前に、類似した経路をもつ過去の台風に伴う災害をウェブページで公表し、注意喚起を図った。また、「SIP4D」に収集された情報や被災地で収集した情報を一元的に集約し、「NIED-CRS」を介して災害対応機関等へ情報発信を行った。

(6) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、総合的な支援対策を決定した。

また、約63万点の食料支援を行うとともに、被災地方公共団体ヘリエゾン延べ871人日、災害復旧の技術指導等延べ1,814人日の職員派遣を行った。

(7) 経済産業省における対応

経済産業省においては、岩手県や宮城県、福島県等に「災害救助法」が適用されたこと踏まえ、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(8) 国土交通省における対応

国土交通省においては、国土交通省非常災害対策本部を設置するとともに、発災前より、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプターやドローン等も活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水等の緊急対応、土砂災害危険箇所の緊急点検、災害応急対策へのアドバイス、散水車による給水活動など、被災した自治体の支援に努めた。

(9) 環境省における対応

環境省においては、10月13日から環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家を被災自治体へ派遣し、災害廃棄物処理に関する助言等の支援を行った。また、近隣自治体や関係団体の協力のもと、災害廃棄物の収集運搬や広域処理に関する支援等が行われた。

また、被災した三陸復興国立公園や日光国立公園等の直轄施設の早期復旧や、地方公共団体が行う国立公園の施設の復旧に対する補助金の交付による支援を行った。

1-5 その他の災害に対してとった措置

(1) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和元年度に発生した災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行った。

(令和元年度決算額 1,173百万円)

(2) 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担した。

(令和元年度決算額 25,617百万円)

(3) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行った。

・災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行った。

(令和元年度決算額 274百万円)

・災害援護資金の原資の貸付

内閣府においては、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行った。

(令和元年度決算額 646百万円)

(4) 緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用について、消防組織法第49条の規定に基づき国庫負担とするための経費を確保した。

(令和元年度決算額 81百万円)

(5) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係

る事業に対して補助を行った。
(令和元年度決算額 28,596百万円)

費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上した。
(令和元年度決算額 479百万円)

(6) 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経

1 令和元年度災害派遣の実績 (防衛省)

区分	件数	のべ現地活動人員	のべ車両 (両)	のべ航空機 (機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・地震等	5	8,889	4,279	67	2
急患輸送	365	1,960		402	
捜索救助	12	1,545	118	30	5
消火活動	46	6,228	554	179	
その他	19	24,663	2,646	29	2
合 計	447	43,285	7,597	707	9
令和元年房総半島台風 (台風第15号)		現地活動人員 約54,000 活動人員 約96,000	約19,000	約20	約20
令和元年東日本台風 (台風第19号)		現地活動人員 約84,000 活動人員 約880,000	約49,400	約1,610	約100

※令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風については、元年度の派遣実績から除く。

※活動人員とは、現地活動人員に加えて整備・通信要員、司令部要員、待機・交代要員などの後方活動人員を含めた人員数

(気象庁)

津波警報・注意報の発表回数 (平成31年4月～令和2年3月)

大津波警報 (発表総数)	津波警報 (発表総数)	津波注意報 (発表総数)
0	0	1

(気象庁)

緊急地震速報 (警報・予報) の発表回数 (平成31年4月～令和2年3月)

緊急地震速報 (警報)		緊急地震速報 (予報)
地震動特別警報 (発表総数)	地震動警報 (発表総数)	地震動予報 (発表総数)
1	8	746

※平成25年8月30日以降、緊急地震速報 (震度6弱以上) が特別警報と位置付けられている。

気象等警報の発表回数

(平成31年4月～令和2年3月) (気象庁)

種 類	特別警報 ※1 (官署発表総数)	警報 (官署発表総数)
暴風	0	254
暴風雪	0	59
大雨	17	804
大雪	0	45
高潮	0	41
波浪	0	297
洪水	—	536
合計 ※2	17	1,752

※1 平成25年8月30日以降、特別警報が運用されている。

※2 同一官署において、同一時刻に2種類以上の警報を発表した場合、合計の発表回数を1回と集計していることから、合計の発表回数は各警報の発表回数の和より少なくなることがある。特別警報についても同様。

噴火警報・予報の発表回数 (平成31年4月～令和2年3月)

噴火警報 (居住地域) (発表総数)	噴火警報 (火口周辺) 噴火警報 (周辺海域) (発表総数)	噴火予報 (発表総数)
0	12	13

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

治山施設について、平成23年災害、平成28年災害、平成29年災害、平成30年災害及び令和元年災害に係る復旧事業を実施した。

(令和元年度決算額 8,530百万円)

・補助事業

治山施設について、平成23年災害、平成28年災害、平成29年災害、平成30年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成23年災害、平成30年災害及び令和元年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成28年及び平成29年災害の復旧を完了し、平成23年災害、平成30年災害及び令和元年災害に係る復旧事業を実施した。

(後掲 第5章2-2)

(令和元年度決算額 73,723百万円)

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設及び港湾施設について、平成23年災害、平成29年災害、平成30年災害及び令和元年災害に係る復旧事業を実施した。また、道路について、平成28年災害及び令和元年災害の復旧事業の円滑な施行を図った。

(令和元年度決算額 94,804百万円)

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成23年災害、平成28年災害、平成29年災害、平成30年災害及び令和元年災害の復旧事業並びに堆積土砂排除事業を実施した。また、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市

町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

(令和元年度決算額 354,659百万円)

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業(治山事業を除く。)に係る林道施設等について、平成23年災害、平成30年災害及び令和元年災害に係る復旧事業を実施した。

(令和元年度決算額 17,970百万円)

・補助事業

(再掲 第5章2-1(1))

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業を実施した。

(令和元年度決算額 75,714百万円)

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(令和元年度決算額 5,854百万円)

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫負担(補助)を行った。

(令和元年度決算額 11,122百万円)

(3) 私立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた私立学校施設の復旧事業に対し、国庫負担(補助)を行った。

(令和元年度決算額 1,420百万円)

(4) 公立社会教育施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立社会教育施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(令和元年度決算額 1,978百万円)

(5) 国立青少年教育施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立青少年教育施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(令和元年度決算額 102百万円)

(6) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(令和元年度決算額 31,188百万円の内数)

2-4 厚生施設災害復旧事業

厚生労働省においては、令和元年災害等に係る災害復旧事業を実施した。各施設の内訳は以下のとおり。

厚生施設災害復旧事業 (令和元年度決算額)

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局について、移転先の仮庁舎での事務処理を継続した。

(令和元年度決算額 66百万円)

(2) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施した。

(令和元年度決算額 1,236百万円)

(3) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための予備送信設備等の整備の支援を実施した。

(令和元年度決算額 221百万円)

厚生施設等災害復旧事業 (令和元年度決算額)

厚生労働省においては、令和元年災害等に係る災害復旧事業を実施した。各施設の内訳は以下のとおり。

(単位：千円)

項目	区分	元年度決算額 (一般会計分)	元年度決算額 (復興特会分)	合計
社会福祉施設		1,508,090	100,625	1,608,715
医療施設		5,142,304	0	5,142,304
うち	公的医療機関施設	4,604,985	0	4,604,985
	政策医療実施機関施設	480,713	0	480,713
	医療関係者養成施設	13,555	0	13,555
	看護師宿舎	9,143	0	9,143
	その他	33,908	0	33,908
保健衛生施設		135,865	0	135,865
水道施設		2,476,309	8,336,525	10,812,834
うち	上水道施設	1,894,310	6,971,720	8,866,030
	簡易水道施設	581,999	1,364,805	1,946,804
合計		9,262,568	8,437,150	17,699,718

(4) 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

総務省においては、大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の支援を実施した。

(令和元年度決算額 39百万円)

(5) 地域ICT強靱化事業(本省・地方)

総務省においては、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、迅速な開設を図り、また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体や放送事業者が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を実施した。

(令和元年度決算額 14百万円)

(6) 工業用水道施設災害復旧事業

経済産業省においては、工業用水道施設に係る災害について所要の復旧事業に対して補助を行った。

(令和元年度決算額 631百万円)

(7) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成29年から令和元年の災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

(令和元年度決算額 978百万円)

(8) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

(令和元年度決算額 2,302百万円)

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、被災した中小・小規模事業者、農林漁業者に対し災害融資を行った。

(令和元年度決算額 364百万円)

(2) 財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

(令和元年度決算額 342,933百万円)

地方長期資金等の貸付

財政融資資金

(単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債発行(予定)額	
通常収支分	342,627,000
東日本大震災復旧・復興事業分	306,200
合 計	342,933,200

(3) 日本私立学校振興・共済事業団の融資

災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講じた。

(4) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講じた。

(5) (株)日本政策金融公庫(国民一般向け業務)

株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) の融資
(令和元年度)

(単位: 件、千円)

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	886	4,849,800
平成28年熊本地震	41	495,770
平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 (福岡県、大分県のみ)	0	0
平成29年台風第21号に係る災害	0	0
平成30年2月4日からの大雪による災害		
平成29年度豪雪	0	0
平成29年台風第18号に係る災害		
平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害	2	34,900
平成30年5月20日から7月10日までの豪雨による災害	222	1,961,250
平成30年8月30日からの大雨による災害	0	0
平成30年北海道胆振東部地震に係る災害	36	319,990
平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	0	0
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	122	824,200
令和元年台風第15号による災害	499	4,074,360
令和元年台風第19号に伴う災害	1,138	12,376,450
合計	2,946	24,936,720

(6) (株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) による融資

株式会社日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(7) 農業信用基金協会等による信用保証

農業信用基金協会等においては、被災農業者等による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入に対して保証を行った。

さらに、甚大な自然災害により被害を受けた農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、農業信用基金協会等の債務保証に係る保証

 (株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資
(令和元年度)

(単位: 件、百万円)

災害名	災害復旧貸付	
	件数	金額
東日本大震災	44	2,378
平成28年熊本地震	32	1,480
平成29年7月5日からの大雨による災害/梅雨前線・台風第3号 (九州北部豪雨)	0	0
平成30年霧島山における火山活動	0	0
平成30年大阪府北部を震源とする地震	0	0
平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	14	741
平成30年8月30日からの大雨による災害	0	0
平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震	0	0
平成30年台風第20号による災害	0	0
平成30年台風第21号による災害	0	0
平成30年大島大橋の損傷	0	0
令和元年山形県沖を震源とする地震による災害	0	0
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	5	100
令和元年台風第15号等による災害	22	414
令和元年台風第19号等による災害	99	6,859
合計	216	11,972

料を保証当初5年間免除する措置を講じた。

(8) (株) 商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(9) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号については、災害救助法が適用された時点で発動を決定するなど、自然災害に迅速かつ柔軟に対応する

(株) 商工組合中央金庫の融資 (令和元年度)
(単位: 件、百万円)

災害名	災害復旧貸付	
	件数	金額
東日本大震災	0	0
平成28年熊本地震	18	850
平成29年7月5日からの大雨による災害/梅雨前線・台風第3号(九州北部豪雨)	0	0
平成30年霧島山における火山活動	0	0
平成30年大阪府北部を震源とする地震	0	0
平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	0	0
平成30年8月30日からの大雨による災害	0	0
平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震	0	0
平成30年台風第20号による災害	0	0
平成30年台風第21号による災害	0	0
平成30年大島大橋の損傷	0	0
令和元年山形県沖を震源とする地震による災害	0	0
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	2	83
令和元年台風第15号等による災害	14	499
令和元年台風第19号等による災害	39	2,177
合計	73	3,609

ことで、被災中小企業者の一層の安全・安心を確保した。

また、激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(10) 災害復旧高度化事業

都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する事業に対して、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

(11) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で罹災した小規模

信用保証協会による信用保証の特例措置 (令和元年度)
(単位: 件、百万円)

災害名	セーフティネット保証4号・災害関係保証等	
	件数	金額
東日本大震災	5,328	104,292
平成28年熊本地震	44	897
平成29年7月5日からの大雨による災害/梅雨前線・台風第3号(九州北部豪雨)	0	0
平成30年霧島山における火山活動	0	0
平成30年大阪府北部を震源とする地震	40	1,123
平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	107	1,522
平成30年8月30日からの大雨による災害	0	0
平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震	11	144
平成30年台風第20号による災害	0	0
平成30年台風第21号による災害	448	13,684
平成30年大島大橋の損傷	1	14
令和元年山形県沖を震源とする地震による災害	18	732
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	9	40
令和元年台風第15号等による災害	653	19,282
令和元年台風第19号等による災害	1,244	22,537
合計	7,903	164,267

企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金のうち、一定の範囲内で融資を行った。

(12) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行った。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和元年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆5,662億円と定めて実施した。

(令和元年度決算額 7,155百万円)

(2) 農業保険

農林水産省においては、「農業保険法」に基づき、農業経営の安定を図るため、農業者が災害その他の不慮の事故によって受ける損失を補填する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施した。

(令和元年度決算額 70,872百万円)

(3) 漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。

(令和元年度決算額 9,850百万円)

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。

(令和元年度決算額 5,648百万円)

(4) 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、「森林保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険業務を実施した。

3-3 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政措置を行った。

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害関連経費	53,740	93,338	147,078

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	56,305	19,399	75,704

c 普通交付税の繰上交付の状況 (単位：百万円) (2) 災害関係地方債の発行(予定)額状況(通常収支分) (単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名	区分	都道府県分	指定都市分	市町村分	市町村分計	合計
令和元.9.4	市町村分	443	1	8月の前線に伴う大雨	現年補助・直轄災害復旧事業	97,189.1	3,188.3	30,001.4	33,189.7	130,378.8
元.9.24	市町村分	110	1	8月の前線に伴う大雨	過年補助・直轄災害復旧事業	41,464.7	7,934.0	14,861.3	22,795.3	64,260.0
元.9.24	市町村分	6,750	25	台風第15号	現年一般単独災害復旧事業	24,118.9	10,498.3	47,919.0	58,417.3	82,536.2
元.10.21	市町村分	30,984	79	台風第19号	過年一般単独災害復旧事業	8,733.8	5,042.0	19,413.5	24,455.5	33,189.3
元.10.28	市町村分	241	1	台風第19号	歳入欠かん等債	1,937.7	0.0	47,598.5	47,598.5	49,536.2
元年度計	県分	0	0		公共土木施設等小災害復旧事業	5,696.0	0.0	2,105.5	2,105.5	7,801.5
	市町村分	38,528	107		農地等小災害復旧事業	21.0	77.3	4,154.4	4,231.7	4,252.7
	合計	38,528	107		地方公営企業等災害復旧事業	529.7	6,073.1	7,203.5	13,276.6	13,806.3
					火災復旧事業	0.0	0.0	606.1	606.1	606.1
					合計	179,690.9	32,813.0	173,863.2	206,676.2	386,367.1

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）の補助を行った。

（令和元年度決算額 14,074百万円）

(2) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じた。

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

(2) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援した。

（令和元年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数）

4-3 平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に関する復興対策

国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、大規模崩壊等によ

り河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい芋川流域において、集中的な土砂災害対策を行った。

4-4 東日本大震災に関する復興対策

(1) 個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年7月15日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

（令和元年度決算額 0百万円）

(2) 復興庁における対応

- ・復興庁においては、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、被災者支援、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生等に関し、東日本大震災からの復興対策に係る経費を一括して計上した。
- ・復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、福島復興・再生の加速化のための帰還支援や区域の荒廃抑制・保全など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への支援の継続に係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

（令和元年度決算額 28,111百万円）

(3) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況にあわせて決定・配分した。

（令和元年度 地方財政計画額 404,899百万円）

(4) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、以下の施策を実施した。

- ・被災地に設置された出張所において、弁護

士・司法書士による無料法律相談や各種専門家による「よろず相談」を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施した。

- ・「被災者専用フリーダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。
- ・「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力の状況にかかわらず、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施した。

（令和元年度決算額 607百万円）

（5）登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行った。

- ・被災者のための登記相談業務の委託
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化

（令和元年度決算額 76百万円）

（6）人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及びその支局並びに人権擁護委員）が、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施した。

（令和元年度決算額 12百万円）

（7）農林水産省の対策

農林水産省においては、引き続き、東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ①災害復旧等事業
（令和元年度決算額 86,540百万円）
- ②農山漁村整備
（令和元年度決算額 22,059百万円）

- ③森林整備事業
（令和元年度決算額 6,182百万円）
- ④災害関連融資
（令和元年度決算額 2,403百万円）
- ⑤東日本大震災農業生産対策交付金
（令和元年度決算額 2,357百万円）
- ⑥福島県農林水産業再生総合事業
（令和元年度決算額 4,833百万円）
- ⑦放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業
（令和元年度決算額 2,702百万円）
- ⑧復興水産加工業等販路回復促進事業
（令和元年度決算額 1,080百万円）
- ⑨食料生産地域再生のための先端技術展開事業
（令和元年度決算額 807百万円）
- ⑩福島イノベーション・コースト構想関連事業
（令和元年度決算額 127百万円）
- ⑪安全な木材製品等流通影響調査・検証事業
（令和元年度決算額 102百万円）

（8）中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

経済産業省においては、東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う費用の補助を行った。

（令和元年度決算額 8,385百万円）

4-5

平成23年台風第12号による災害に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による渓間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

（令和元年度決算額 86,372百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数）

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊が多数発生し、現在も顕著な土砂流出が継続している紀伊山系において土砂災害対策を行った。

4-6

平成26年(2014年)広島土砂災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、広島県において、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、広島県広島市で土砂災害等が多数発生したため、被災地において土砂災害対策を集中的に行った。

4-7

平成26年(2014年)御嶽山噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、御嶽山において治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、関係機関への観測情報の提供など警戒避難体制の整備を支援した。

4-8

平成28年(2016年)熊本地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成28年(2016年)熊本地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

①災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

(令和元年度決算額 95,041百万円の内数)

②果樹農業好循環形成総合対策事業

(令和元年度決算額 5,300百万円の内数)

③林業施設整備等利子助成事業

(令和元年度決算額 335百万円の内数)

④被災農業者向け農の雇用事業及び農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

(令和元年度決算額 4,472百万円の内数)

⑤治山事業

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

⑥漁業経営基盤強化金融支援事業

災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化した。

(令和元年度決算額 52百万円の内数)

(2) 経済産業省の対策

・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

経済産業省においては、熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域(熊本県、大分県)を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う費用の補助を行った。

(令和元年度決算額 7,606百万円)

(3) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・道路事業

大規模な斜面崩壊が発生した阿蘇大橋地区においては、国道57号を北側復旧ルートにて引き続き復旧を推進するとともに、道路法及び大規模災害復興法による直轄権限代行で、国道325号阿蘇大橋、県道熊本高森線、村道栃の木～立野線の復旧工事を引き続き実施した。

(令和元年度決算額 94,804百万円の内数)

・土砂災害対策の推進

大規模な斜面崩壊が発生した阿蘇大橋地区等において、土砂災害対策を集中的に行った。

・宅地耐震化の推進

被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

・被災市街地の早期復興のための復興まちづくりの推進

熊本地震により甚大な被害を受けた熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまち

の復興を支援した。

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)

4-9 平成29年(2017年)7月九州北部豪 雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成29年(2017年)7月九州北部豪雨を含む平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月7日からの大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

①災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

(令和元年度決算額 95,834百万円の内数)

②果樹農業好循環形成総合対策事業

(令和元年度決算額 5,300百万円の内数)

③茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

(令和元年度決算額 1,408百万円の内数)

④農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

(令和元年度決算額 4,472百万円の内数)

⑤林業施設整備等利子助成事業

(令和元年度決算額 335百万円の内数)

⑥治山事業

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

⑦森林整備事業

(令和元年度決算額 143,362百万円の内数)

⑧漁業経営基盤強化金融支援事業

災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化した。

(令和元年度決算額 52百万円の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた流域において、再度災害の防止を目的に河川整備や砂防堰堤等の整備を行った。

・宅地耐震化の推進

福岡県朝倉市において、大規模な土砂災害により宅地の被害が発生したため、現地再建及び再度災害防止のため、堆積土砂を活用した宅地の嵩上げを支援した。

4-10 その他の災害に関してとった措置

(1) 自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日策定)に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

(令和元年度決算額 26百万円)

(2) 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

・農林水産省においては、治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進した。

(3) 三宅島噴火災害に関する対策

・農林水産省においては、治山事業を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進した。

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

・国土交通省においては、泥石流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を支援した。

(4) 霧島山(新燃岳)災害による復興対策

国土交通省においては、土石流の発生に備え、砂防設備の整備を推進した。

(5) 新潟県糸魚川市大規模火災に関する対策

国土交通省においては、糸魚川市の復興まちづくり計画の実現に向け、復興事業について支援した。

(令和元年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(6) 大阪府北部を震源とする地震に関する復興対策

・経済産業省においては、平成30年度に大阪府の13市町村に「災害救助法」が適用されたことを踏まえ、令和元年度においても引き続き、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(7) 平成30年7月豪雨に関する復興対策

・農林水産省においては、平成30年(2018年)7月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

①災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

(令和元年度決算額 99,063百万円の内数)

②果樹農業好循環形成総合対策事業

(令和元年度決算額 5,300百万円の内数)

③茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

(令和元年度決算額 1,408百万円の内数)

④被災農業者向け農の雇用事業及び農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

(令和元年度決算額 4,472百万円の内数)

⑤林業施設整備等利子助成事業

(令和元年度決算額 335百万円の内数)

⑥治山事業

(令和元年度決算額 86,372百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

⑦森林整備事業

(令和元年度決算額 143,362百万円の内数)

⑧漁業経営基盤強化金融支援事業

災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化した。

(令和元年度決算額 52百万円の内数)

⑨浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)

(令和元年度決算額 15百万円の内数)

・経済産業省においては、岡山県や広島県、愛媛県等の110市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

・環境省においては、7月9日から環境省職員及びD.Waste-Netの専門家からなる現地支援チームを岡山県、広島県、愛媛県等に順次派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設置運営等の技術的な支援を実施した。また、全国各地の多数の自治体や関係団体の協力のもと、ごみ収集車や人員を派遣し、災害廃棄物の収集運搬や広域処理、被災家屋の公費解体に関する支援等を行った。

(8) 平成30年(2018年)台風第21号に関する復興対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)台風第21号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

①災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

(令和元年度決算額 99,063百万円の内数)

②果樹農業好循環形成総合対策事業

(令和元年度決算額 5,300百万円の内数)

③茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

(令和元年度決算額 1,408百万円の内数)

④農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タ

イブ)
(令和元年度決算額 4,472百万円の内数)

⑤林業施設整備等利子助成事業
(令和元年度決算額 335百万円の内数)

⑥治山事業
(令和元年度決算額 86,372百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

⑦森林整備事業
(令和元年度決算額 143,362百万円の内数)

⑧漁業経営基盤強化金融支援事業
災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化した。
(令和元年度決算額 52百万円の内数)

(9) 平成30年(2018年)北海道胆振東部地震に関する復興対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)北海道胆振東部地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

①災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和元年度決算額 99,063百万円の内数)

②果樹農業好循環形成総合対策事業
(令和元年度決算額 5,300百万円の内数)

③林業施設整備等利子助成事業
(令和元年度決算額 335百万円の内数)

④農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和元年度決算額 4,472百万円の内数)

⑤治山事業
(令和元年度決算額 86,372百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

⑥森林整備事業
(令和元年度決算額 143,362百万円の内数)

⑦漁業経営基盤強化金融支援事業

災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化した。
(令和元年度決算額 52百万円の内数)

・経済産業省においては、次の措置を行った。
令和元年度においても引き続き、セーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

平成30年度に北海道内の179市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、令和元年度においても引き続き、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

・国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

(10) 平成30年(2018年)台風第24号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)台風第24号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

①災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和元年度決算額 99,063百万円の内数)

②果樹農業好循環形成総合対策事業
(令和元年度決算額 5,300百万円の内数)

③茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
(令和元年度決算額 1,408百万円の内数)

④農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和元年度決算額 4,472百万円の内数)

⑤林業施設整備等利子助成事業
(令和元年度決算額 335百万円の内数)

⑥治山事業
(令和元年度決算額 86,372百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

⑦森林整備事業

(令和元年度決算額 143,362百万円の内数)

⑧漁業経営基盤強化金融支援事業

災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化した。

(令和元年度決算額 52百万円の内数)

第6章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域における多国間防災協力、日中韓の三国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進した。

(令和元年度決算額 256百万円)

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」が国内外において定着し、着実に実施されるため、我が国の取組を共有するとともに、各国の防災実務者の能力強化を図り、「仙台防災枠組2015-2030」の定着に資する国際防災協力を実施した。

(令和元年度決算額 31百万円)

(3) 原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

内閣府においては、原子力防災に係る取組の継続的な充実・改善のため、国際原子力機関（IAEA）の国際基準等や諸外国の制度・運用の調査・研究等を実施した。

(令和元年度決算額 12百万円)

(4) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、我が国の経験やノウハウをもとに培った防災ICTシステムの国際展開を推進するため、ASEAN地域や中南米地域等自然災害多発国に対し、実証実験や技術支援、セミナーへの参加を通じて民間企業と連携した働きかけを行った。

(令和元年度決算額 周波数の国際協調利用促進事業 104百万円)

(5) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、全ての国際消防救助隊登

録消防本部を対象にした連携訓練やセミナーを開催した。

(令和元年度決算額 16百万円)

(6) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、その中核となる国連防災機関（UNDRR）事務局への拠出を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（OCHA）の活動等を支援した。

(令和元年度決算額 1,094百万円
(UNDRR：485百万円、
OCHA：609百万円))

(7) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な取組を通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献した。

(8) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連における防災と水に関する国際会議等の活動の支援を通して、水防災に係る国際目標の達成等に向けた活動を推進した。

(令和元年度決算額 65百万円)

(9) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

(10) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太

平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供した。

(11) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」への参画や、各国関係機関との合同油防除訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進した。

（令和元年度決算額 6百万円）

(12) 災害廃棄物対策に係る国際支援

環境省においては、日本の過去の災害による経験・知見を活かした国際支援の一環として、アジア・太平洋地域において災害廃棄物が適正かつ迅速に処理が行われるよう、「アジア・太平洋地域における災害廃棄物管理ガイドライン」の普及を進めた。

（令和元年度決算額 11百万円）

2 二国間協力

(1) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムをタイ王国で開催し、同国の消防防災能力の向上を図った。

（令和元年度決算額 3百万円）

(2) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、東南アジア地域において近年著しく経済発展を遂げた国の一つであるタイ王国において、日本企業による消防用機器等の紹介、展示の場を設け、我が国の企業関係者と同国消防防災関係者との関係構築を図った。

（令和元年度決算額 2百万円）

(3) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行った。

(4) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するSATREPSにより、研究分野の一つとして防災分野における協力を行った。

（令和元年度決算額 JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金の内数）

(5) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、両国の産学官が一体となり、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する「防災協働対話」の取組を引き続きインドネシアやベトナム、ミャンマー、トルコで実施した。さらに、ダム再生案件等の有望分野について、本邦技術の優位性を実感させるワークショップを発注者となる相手国の技術者に対して行った。加えて平成26年6月に設立した産学官の協力体制を構築する組織である「日本防災プラットフォーム」を活用した。

（令和元年度決算額 32百万円）

第3部

令和3年度の 防災に関する計画

第1章 科学技術の研究

第2章 災害予防

第3章 国土保全

第4章 災害復旧等

第5章 国際防災協力





概要

1 科学技術の研究

防災・減災に係る研究開発、日本海溝海底地震及び東海・東南海・南海地震などの地震や津波に係る調査研究を進めるとともに、風水害、火山、雪害及び火災等に関する各種災害に係る調査研究等を推進する。

2 災害予防

公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備、学校施設等の建築物の耐震化を推進する。また、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策等の各施策を推進する。

4 災害復旧等

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧・復興については、被災者生活再建支援金の支給、公共土木施設等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行う。

注) 第3部に記載の予算額はすべて当初予算である。

第1章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星（光学衛星、レーダ衛星、データ中継衛星）を運用し、災害発生時に関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行うほか、大規模災害等事態が発生した場合において必要と認められるときは、情報収集衛星により得られた画像情報（光学）に基づく加工処理画像を公開して、被災等の状況の早期把握等に貢献する。

令和3年度予算額	62,532百万円の内数
令和2年度予算額	62,532百万円の内数

(2) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第6期科学技術・イノベーション基本計画及び統合イノベーション戦略等に基づき、我が国及び国民の安全・安心の確保に向けた取組の一環として防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

①戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

平成30年度に開始した「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」第2期の「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」において、引き続き、衛星、AI、ビッグデータ等の最新の科学技術を最大限活用し、国民一人ひとりの確実な避難や広域経済活動の早期復旧等を実現するため、国や地方自治体の災害対応に関する意思決定を支援するための情報システム等の研究開発及び社会実装の取組を推進する。

令和3年度予算額	科学技術イノベーション創造推進費	55,500百万円の内数
令和2年度予算額	科学技術イノベーション創造推進費	55,500百万円の内数

②官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）

「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）」の「革新的建設・インフラ維持管理技術／革新的防災・減災技術領域」において、国、自治体に加え、民間の災害対応主体による事前の防災・減災対策や、発災後の応急対応等の充実に寄与する各省による技術開発や社会実装の取組を推進する。

令和3年度予算額	科学技術イノベーション創造推進費	55,500百万円の内数
令和2年度予算額	科学技術イノベーション創造推進費	55,500百万円の内数

(3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進める。

(4) 災害情報通信システムの研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の雨、風向・風速、水蒸気等を精密に計測し、ネットワーク上で短時間に処理・配信するシステムの研究開発を行う。

(5) 耐災害ICTに関する研究成果の展開等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、大規模災害や障害等の様々な事象によって引き起こされる非連続な変化に対応が可能な、ネットワークの障害検知及び予測と適応制御技術、IoTの柔軟な情報収集と総合的な可視化・解析の基盤技術等、持続性に優れたレジリエントICT基盤技術の研究開発を推進するとともに、耐災害ICT等に係る研究開発成果の普及や社会実装について、継続的に取り組む。

(6) グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行う。

(7) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防機関等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を推進する。

令和3年度予算額	135百万円
令和2年度予算額	135

(8) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守るため、要救助者を迅速かつ安全に救助するための現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発及び自力避難困難者の円滑かつ安全な避難に関する研究開発を行う。

令和3年度予算額	60百万円
令和2年度予算額	47

(9) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。

(10) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、内陸部を震源とする地震、海溝型巨大地震及び津波、火山噴火による被害の軽減に向けた陸海の基盤的地震観測網等を活用した研究開発、地震・火山・津波防災に関する各観測システムの安定的運用継続を実施している。具体的には、陸海の基盤的地震観測網のデータ等を活用した地震動・津波即時予測研究等、火山観測網やリモートセンシング技術等を活用した火山活動や噴火現象の把握及び火山災害のリスクコミュニケーションの在り方等の研究を実施する。

(11) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害のハザード・リスク、現在のレジリエンスの状態を評価するとともに、各種災害情報を各セクター間で共有・活用することで連携・協働し、予防力・対応力・回復力を総合的に強化する災害対策・技術について研究開発を行い、社会全体への浸透を目指す。特に、ゲリラ豪雨等の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を行い、ステークホルダーと協働し成果の社会実装を図る。

(12) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・高温耐性品種の育成や、作物の気象災害の防止技術に関する研究、農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行う。

(13) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災・減災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行う。

(14) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減と復旧に関する研究開発課題に取り組む。

(15) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止技術の開発のために、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行う。

(16) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カ

メラに加えて、航空機SAR等による地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行う。

令和3年度予算額	139百万円
令和2年度予算額	146

(17) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性向上に関する研究を行う。

(18) 災害後における居住継続のための自立型エネルギーシステムの設計目標に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、災害後に停電が続く中で自宅での居住継続を可能とするため、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立型エネルギーシステムに対する住宅設計上の設計目標の開発を行う。

令和3年度予算額	11百万円
令和2年度予算額	11

(19) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行う。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行う。

令和3年度予算額	901百万円
令和2年度予算額	970

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、地震調査研究の総合的かつ基本的な施策を取りまとめた「地震調査研究の推進について」等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進する。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行う。

令和3年度予算額	945百万円
----------	--------

令和2年度予算額	852
----------	-----

(2) 南海トラフ海底地震観測網の構築

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域のうち、まだ観測網を設置していない西側の海域（高知県沖から日向灘）に新たに南海トラフ海底地震津波観測網を構築する。（後掲 第1章3-1（1））

令和3年度予算額	56百万円
令和2年度予算額	5,943（うち、臨時・特別の措置5,943百万円）

(3) 海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（DONET）及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を運用する。（後掲 第1章3-1（2））

令和3年度予算額	1,017百万円
令和2年度予算額	1,017

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年）に基づいた5か年計画（平成31～令和5年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明や地震活動の予測及び津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進する。

(5) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、多様な地震活動の推移を科学的に評価する手法や被害が見込まれる地域の住民・企業などの防災対策の在り方を研究し、地震被害の軽減を図るため、「防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト」を実施する。また、新たに「情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト（令和3年度より開始）」として、これまで蓄積されてきた

莫大な地震計データ等をもとに、IoT、AI、ビッグデータといった情報科学分野の科学技術を活用した調査研究等を行い、従来の地震調査研究に新たな視点を展開することを目指す。

令和3年度予算額	536百万円
令和2年度予算額	682

(6) 首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト

文部科学省においては、首都直下地震等への防災力を向上するため、官民連携超高密度地震観測システムの構築、非構造部材を含む構造物の崩壊余裕度に関するセンサー情報の収集により、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備する。

令和3年度予算額	391百万円
令和2年度予算額	456

(7) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観測システム開発・整備、海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施する。さらに、観測データをもとに、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行う。また、海域火山の活動を把握するために海域火山活動観測システムを開発する。(後掲 第1章5(4))

(8) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な地域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行う。

(9) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の海溝型巨大地震・巨大津波の解明及び津波規模予測を行う。(後掲 第

1章3-1(3))

(10) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地盤の液状化ポテンシャル等を含む地震動評価や地表変形を評価するため、都市の立地する平野部において地下地質情報の3次元モデル構築の研究を行う。また、地下の震源断層モデルや断層破壊メカニズムを解明する。

(11) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、また地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行う。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行う。

令和3年度予算額	64百万円の内数
令和2年度予算額	79百万円の内数

(12) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供する。(後掲 第2章5-3(4))

令和3年度予算額	1,206百万円の内数
令和2年度予算額	2,293百万円
(うち、臨時・特別の措置1,006百万円)の内数	

(13) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震の監視・予測技術の開発・改良に関する研究を推進する。また、南海トラフで発生する地震の規模、破壊領域やゆっくりすべりの即時把握に関する研究等を行う。(後掲 第1章3-1(4))

令和3年度予算額	60百万円の内数
令和2年度予算額	37百万円の内数

(14) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行う。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進

本部地震調査委員会に提供する。(後掲 第2章2-3(10)、3-3(6))

令和3年度予算額	2,694百万円
令和2年度予算額	1,992(うち、臨時・特別の措置297百万円)

(15) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における海底基準局を用いた海底地殻変動観測、GNSS及び驗潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行う。

令和3年度予算額	51百万円
令和2年度予算額	52

2-2 震災対策一般の研究

(1) 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震災害に対する我が国におけるレジリエンス向上に貢献するため、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)等研究基盤を活用して実証・評価実験による地震減災技術の高度化と社会基盤の強靱化に資する研究及びシミュレーション技術を活用した耐震性評価に関する研究を行うとともに、実験施設の保守・管理、実験施設貸与の推進と実験支援を継続的に実施する。

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行う。

(3) 農業用基幹施設の防災及び減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム等の基幹水利施設の挙動予測・健全性評価手法の開発、ため池やパイプライン等の安全性向上のための評価手法や強化技術の開発、農業水利施設が点在する農村のハード・ソフト対策連携による防災・減

災手法の開発に関する研究を行う。

(4) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、引き続き、巨大地震等に対する建築物の倒壊防止に関する検討・評価技術に関する研究開発及び建築物の地震後継続使用のための耐震性評価手法に関する研究開発を行う。

(5) インフラ施設の地震レジリエンス強化のための耐震技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、道路・河川構造物の地震レジリエンス強化のため、巨大地震に対する構造物の被害最小化技術・早期復旧技術の開発、地盤・地中・地上構造物に統一的に適用可能な耐震設計技術の開発、構造物への影響を考慮した地盤の液状化評価法の開発を行う。

(6) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、震源近傍強震動の予測手法開発、液状化による沈下・流動の新たな予測手法の開発に関する研究を行う。

(7) 鉄道施設における防災・減災、戦略的維持管理に資する調査研究

国土交通省においては、大規模地震に備えるために、耐震構造の開発等の防災・減災対策に資する技術開発を行う。また、戦略的維持管理の観点から、メンテナンス精度の向上やコスト低減による維持管理の効率化に資する技術開発を行う。

令和3年度予算額	121百万円の内数
令和2年度予算額	137百万円の内数

(8) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続する。

令和3年度予算額	11百万円
令和2年度予算額	11

(9) 地震を受けた拠点建築物の健全性迅速判定技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震後に自治体が速やかに災害対応をできるように、建物管理者が地震発生直後に実施する庁舎等の拠点建築物の健全性判定を支援するための技術開発の検討を行う。

令和3年度予算額	10百万円
令和2年度予算額	10

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 南海トラフ海底地震観測網の構築 (再掲 第1章2-1(2))

(2) 海底地震・津波観測網の運用 (再掲 第1章2-1(3))

(3) 海溝型地震評価の研究 (再掲 第1章2-1(9))

(4) 津波に関する調査研究 (再掲 第1章2-1(13))

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行う。

令和3年度予算額	60百万円の内数
令和2年度予算額	37百万円の内数

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地海岸やその後背地の低平優良農地の災害を減らすために、既存施設を活用した減災技術の開発に関する研究を行う。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関する研究を行う。

(3) 海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性を強化するための研究を実施する。

(4) 河川構造物の津波対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川津波に対する河川構造物の設計技術の開発を行う。

(5) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、三次元漂流物シミュレーションモデルの開発と平面二次元モデルへの提供手法の検討に関する研究を行う。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風向・風速、水蒸気等を精密・迅速に計測するためのレーダーやライダー等の電磁波を用いた計測技術、また計測値をほぼ実時間で処理・配信する技術の研究開発を行う。

(2) マルチセンシングに基づく水災害予測技術に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地球温暖化による気候変動の影響等に伴う竜巻、短時間強雨、強い台風等の増加による風水害、土砂災害等の気象災害を軽減するため、先端的なマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用した短時間のゲリラ豪雨等の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を実施する。

(3) 豪雨・地震・強風時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震・強風による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流・森林の強風害の発生機構や流木対策、森林の崩壊防止機能に関する研究を行う。

(4) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行う。

(5) 突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火や局所的豪雨などの突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災に資するための初期対応を、より迅速・効果的に実行するため、土石流・地すべり等の土砂移動の監視、土石流・流木・地すべり等の土砂移動によるリスク評価及び防災施設の設計・施工に資する技術の研究を行う。

(6) 風水害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川砂防災害防除技術として、河道侵食防止に関する研究、破堤被害の軽減技術に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を実施する。

(7) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

(8) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

国立研究開発法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・渇水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺

堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施する。

(9) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、海象観測データの集中処理・解析に基づく海象特性の解明、日本沿岸域を対象とした波浪推算手法の課題整理と高度化、岸壁の越波・排水を考慮したふ頭の浸水シミュレーション手法の開発に関する研究を行う。

(10) 氾濫シナリオ別ハザード情報図に基づく減災対策検討手法の研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、全国の洪水減災対策を推進するため、具体的な減災対策の検討に必要なハザード情報図の作成手法や、各対策の内容・優先順位・効果等を検討する手法の開発を行う。

令和3年度予算額	15百万円
令和2年度予算額	0

(11) 土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土砂・洪水氾濫による被害範囲を高精度に予測するため、幅広い粒径の土砂が長距離移動し保全対象エリアで堆積する現象を再現できるモデルを開発するための研究を行う。

令和3年度予算額	15百万円
令和2年度予算額	0

(12) 既存建築物における屋根ふき材の耐風診断・補強技術評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、屋根の改修促進による既存建築物ストック全体の耐風性能の向上に資するため、既存の屋根ふき材の耐風診断法の開発と改修時の耐風補強技術の評価法の提案を行う。

令和3年度予算額	12百万円
令和2年度予算額	0

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年）に基づいた5か年計画（平成31～令和5年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明や火山噴火発生及び噴火推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進する。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。

(2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究の推進及び広範な知識と高度な技術を有する火山研究者の育成を目指す。

令和3年度予算額	640百万円
令和2年度予算額	664

(3) 火山機動観測実証研究事業

文部科学省においては、噴火発生や前兆現象発現などの緊急時等に、人員や観測機器を当該火山に集中させた迅速かつ効率的な機動観測を実現するために必要な体制構築を実施する。

令和3年度予算額	62百万円
----------	-------

(4) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

（再掲 第1章2-1（7））

(5) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や事前対策技術の開発に関する研究を行う。

(6) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

令和3年度予算額	59百万円
令和2年度予算額	50

(7) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面における海域火山の活動海域の温度分布や火山性変色水の分布等の調査を行う。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報の整備を引き続き行う。

令和3年度予算額	1百万円
令和2年度予算額	1

6 雪害対策

(1) 雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、ステークホルダーと協働によりニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指し、集中豪雪、雪崩、吹雪、着雪、道路雪氷等の雪氷災害についてのモニタリング技術及び面的予測モデルに関する研究開発を行う。

(2) 雪崩及び冠雪害に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林の雪崩災害軽減機能の解明のため、雪崩発生に関わる気象条件や積雪状態、雪崩の流下や森林の倒壊状況の調査研究を行う。また、樹木着雪による倒木被害の発生予測技術に関する研究を行う。

(3) 雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩災害を防止・軽減するため、高精度空間情報を用いた雪崩の三次元計測に関する開発を行う。

(4) 雪害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における安全で信頼性の高い冬期道路交通サービスの確保の支援を目的として、積雪

寒冷環境下における効率的道路管理技術の開発や効果的・効率的な冬期交通事故対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や吹雪対策施設等の性能向上に関する研究を行う。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・市街地火災による被害を抑制するための研究開発

首都直下地震のような地震直後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災件数と死傷者数や焼損棟数などの予測・可視化ツール、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法、飛び火の防御方法、火災旋風の発生予測方法の研究開発を行う。

令和3年度予算額 60百万円

- ・消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

大規模倉庫等の火災など消火活動が極めて困難な火災を消火するために、大規模倉庫等の建物構造や可燃物の集積状況の調査、最適な消火手法及び延焼阻止手法（消火剤、投入方法、投入量等）の検証・開発、建物外壁から離れ、消火剤が届きにくい区画に効果的に消火剤を投入する手法の研究開発を行う。

令和3年度予算額 38百万円

- ・火災・危険物流出等事故原因に関する調査

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う。（後掲 第1章8（1））

令和3年度予算額 19百万円

令和2年度予算額 50

- ・火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発

科学的な火災原因調査に基づいた出火防止対策の実施や増加する高層建物からの避難安全対策のため、火災現場残渣物の同定及び液体衝突帯電とミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化と、高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究・開発を行う

令和3年度予算額 40百万円

(2) 林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行う。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、引き続き、建築の高度な火災安全性の確保に向けた技術に関する研究開発を行う。

(4) 非住宅建築物の防火性能の高度化に資する新しい性能指標及び評価プログラムの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、非住宅建築物の防火性能の向上のため、火災後の継続使用性能を総合的に評価する新しい性能指標（等級）及びその評価プログラムの開発を行う。

令和3年度予算額 10百万円

令和2年度予算額 10

8 危険物災害対策

(1) 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究

危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するために、石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究と化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法に関する研究を行う。

令和3年度予算額 42百万円

- ・地下タンクの健全性診断に係る研究開発

防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否かを適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発する。

令和3年度予算額 40百万円

令和2年度予算額 44

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査
(再掲 第1章7(1))

(2) 爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行う。また、産業保安では、事故事例データベース等を整備し共通基盤技術の研究を行う。

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行う。

(2) 原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規制基準を踏まえた原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表する。

令和3年度予算額	1,358百万円
令和2年度予算額	1,362

(3) 原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、アクシデントマネジメント策について国が独自に妥当性を確認するための技術的知見及び解析コード等の整備を行い、研究報告等に取りまとめ、公表する。

令和3年度予算額	694百万円
令和2年度予算額	955

第2章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

内閣府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練等を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」の前後において、住民参加の地震・津波防災訓練を実施する。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修等を実施する。

令和3年度予算額	193百万円
令和2年度予算額	210

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

内閣府においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担する。

令和3年度予算額	1,393,168百万円の内数
令和2年度予算額	1,337,862百万円の内数

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行うほか、都道府県警察に対して、災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示する。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行うこととし、特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行うとともに、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行う。

(4) 非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

総務省、その他の国、自治体、主要な電気通信事業者、電力会社等、非常通信に関係の深い2,000を超える機関によって構成されている非常通信協議会において、災害時における円滑な通信を確保するため、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練を実施する。

(5) 応急対策職員派遣制度に係る訓練の実施

総務省においては、大規模災害発生時における被災市区町村の行政機能の確保等を目的として、地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み（応急対策職員派遣制度）を円滑に運用するため、関係地方公共団体等と連携して情報伝達・連携訓練を実施する。

令和3年度予算額	22百万円
令和2年度予算額	22

(6) 災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修の実施

総務省においては、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを養成する研修を実施する。

令和3年度予算額	7百万円の内数
令和2年度予算額	7百万円の内数

(7) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や実践的な指揮訓練・図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行う。

令和3年度予算額	469百万円
令和2年度予算額	437

(8) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話等で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行う。

令和3年度予算額	30百万円
令和2年度予算額	32

(9) 防災教育の充実

文部科学省においては、セーフティプロモーション等の考え方に基づく防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体

制の構築、教職員に対する研修の実施に対して支援する。

令和3年度予算額	244百万円の内数
令和2年度予算額	244百万円の内数

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

(11) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

令和3年度予算額	7百万円
令和2年度予算額	7

(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

令和3年度予算額	7百万円
令和2年度予算額	7

(13) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する。

令和3年度予算額	2百万円
令和2年度予算額	2

(14) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化や治療・診断技術の向上等を図ること

を目的としたPTSD対策専門研修に対する補助を行う。

令和3年度予算額	20百万円の内数
令和2年度予算額	14百万円の内数

(15) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部等において、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修を実施する。

令和3年度予算額	36百万円
令和2年度予算額	36

(16) 災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターやDMATに対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンを養成する研修を実施する。

令和3年度予算額	6百万円
令和2年度予算額	6

(17) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)養成研修の実施

厚生労働省においては、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を実施する。

令和3年度予算額	23百万円の内数
令和2年度予算額	24百万円の内数

(18) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員を対象に、「TEC-FORCE [隊長] 研修」、「TEC-FORCE [班長・リエゾン] 研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

(19) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図る。

令和3年度予算額	127百万円
令和2年度予算額	136

(20) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した災害対応訓練を実施する。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、タンカーバースの点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施する。

(21) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加する。

令和3年度予算額	97百万円
令和2年度予算額	92

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。令和3年度も引き続き、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講ずる。

令和3年度予算額	722百万円
令和2年度予算額	780

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星による災害関連情報の伝送機能を有する災害危機管理通報サービス及び避難所等で収集した個人の安否情報を災害対策本部などの防災機関で利用できる安否確認サービスの全国展開に向け普及を推進するとともに、確実な機能確保に向けて準天頂衛星5、6、7号機の開発を進める。

令和3年度予算額	17,069百万円の内数
令和2年度予算額	26,735百万円（うち、臨時・特別の措置10,010百万円）の内数

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用航空機（ヘリコプター）等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進する。

令和3年度予算額	24,004百万円
令和2年度予算額	24,426

(4) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、高度化光ビーコン、信号機電源付加装置、交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進する。

令和3年度予算額	18,339百万円の内数
令和2年度予算額	21,504百万円の内数

(5) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

(6) 電気通信網の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進する。

(7) 災害時における重要通信確保のための総合通信局への移動電源車の配備

総務省においては、災害により電気通信設備等への電源供給が途絶し、事業者等の非常用蓄電池等では対応できない場合に備え、総合通信局に移動電源車を配備し、重要通信の確保に必要となる電源確保を迅速に行う体制を強化する。

(8) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省において、非常災害時における被災地の通信手段確保を目的として、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出をプッシュ型で行う。

(9) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

令和3年度予算額	470百万円
令和2年度予算額	470

(10) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行う。

令和3年度予算額	4,986百万円
令和2年度予算額	4,986

(11) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

令和3年度予算額	1,372百万円
令和2年度予算額	1,353

(12) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備

や、設計図や写真等の防火対策を行うとともに、文化財を護るための防犯、耐震対策等に対して補助を行う。

令和3年度予算額	3,947百万円
令和2年度予算額	3,907

(13) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

令和3年度予算額	2,507百万円の内数
令和2年度予算額	3,242百万円の内数

(14) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備等を行う。

令和3年度予算額	115百万円
令和2年度予算額	90

(15) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

令和3年度予算額	4,812百万円の内数
令和2年度予算額	17,440百万円の内数

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

令和3年度予算額	1,167百万円の内数
令和2年度予算額	4,961百万円の内数

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

令和3年度予算案	56,007百万円の内数
令和2年度予算額	84,088百万円の内数

(16) 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の医療資機材施設設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機によ

り搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設（SCU）に必要な医療資機材設備の整備について補助する。

令和3年度予算額	23,949百万円の内数
令和2年度予算額	23,162百万円の内数

(17) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行う。

（後掲 第2章2-2（12）、3-2（3））

令和3年度予算額	77,794百万円の内数
----------	--------------

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額	87,262百万円
----------	-----------

（うち、臨時・特別の措置7,600百万円）の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(18) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行う。

令和3年度予算額	6,001百万円の内数
----------	-------------

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金（内閣府計上）の内数

令和2年度予算額	4,362百万円の内数
----------	-------------

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金（内閣府計上）の内数

(19) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枡、給水栓等の施設整備を行う。

令和3年度予算額	80,725百万円の内数
----------	--------------

令和2年度予算額	98,475百万円
----------	-----------

（うち、臨時・特別の措置4,200百万円）の内数

(20) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を

引き続き実施するとともに、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動通信システム（K-λ）と衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサットシステムを順次導入していく。

(21) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

(22) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施する。

令和3年度予算額	77百万円
----------	-------

令和2年度予算額	74
----------	----

(23) 「道の駅」の防災機能の強化

国土交通省においては、災害時に地域の避難所等となる「道の駅」や広域的な復旧・復興活動拠点となる「道の駅」の防災機能強化を図る。

(24) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）や地域気象観測システム（アメダス）の整備等を行う。

令和3年度予算額	12,170百万円
----------	-----------

令和2年度予算額	17,602（うち、臨時・特別の措置3,374百万円）
----------	-----------------------------

(25) 航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の海水浸入防止対策、電源喪失対策等の国土強靱化への取組に係る整備を推進する。

令和3年度予算額	0百万円
----------	------

令和2年度予算額	278
----------	-----

(26) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機

等、電子海図システム及び航路標識の整備等を行う。

令和3年度予算額	101,024百万円
令和2年度予算額	104,988

(27) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処しうる体制を確保する。

令和3年度予算額	78百万円
令和2年度予算額	79

(28) 海上保安施設等の耐災害性強化対策

海上保安庁においては、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設（庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設）等について、非常用電源設備の設置や燃料供給体制の確保等を実施し、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止する。

令和3年度予算額	429百万円
令和2年度予算額	0

(29) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入支援

環境省においては、地域防災計画等により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能とする再生可能エネルギー設備等を導入する事業への支援を行う。

令和3年度予算額	5,000百万円
令和2年度予算額	0

1-3 災害危険地住宅移転等

防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、自然災害の発生した地域又は災害のおそれのある区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援する。

令和3年度予算額	45百万円
令和2年度予算額	45

1-4 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、「国土強靱化基本計画」、「国土強靱化年次計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、政府横断的な国土強靱化への取組を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実施を推進する。

令和3年度予算額	169百万円
令和2年度予算額	168

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。

令和3年度予算額	111百万円
令和2年度予算額	131

(3) 防災ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、近い将来発生が危惧されている巨大災害等に備え、発災時にボランティア活動がより円滑かつ効果的に行われるよう、行政とボランティアの相互理解など、広く防災ボランティア活動に関する環境整備を図る。あわせて、ボランティアの連携を図るための相互交流・意見交換の場づくりや、行政及びボランティア関係者間の連携訓練などを実施する。

令和3年度予算額	26百万円
令和2年度予算額	29

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による業務継続計画（BCP）の評価や、評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行う。また、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、自然災害に

対する事前対策の効果を把握する参考指標の作成を行う。

令和3年度予算額	23百万円
令和2年度予算額	33

(5) 物資調達・輸送調整等支援システムの整備

内閣府においては、国と地方公共団体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援に資する「物資調達・輸送調整等支援システム」の安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保する。

令和3年度予算額	20百万円
令和2年度予算額	23

(6) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、地区防災計画制度の普及啓発に努める。

(7) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。

令和3年度予算額	53百万円
令和2年度予算額	64

(8) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

令和3年度予算額	251百万円
令和2年度予算額	251

(9) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、防災に関する正確

な知識・情報を提供するためのホームページを運営管理し、さらに、防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

令和2年度予算額	15百万円
令和2年度予算額	17

(10) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に関する基本計画の実効性の向上を図るため、関係機関・地方公共団体の計画や災害時応援協定に基づく取組事例、課題の収集整理・分析、課題解決のための方策の検討等を行う。

令和3年度予算額	9百万円
令和2年度予算額	10

(11) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、先進技術を有する事業者と技術活用のニーズを有する地方公共団体等のマッチング支援等を行う「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を設置する。

大規模災害時に現地で災害情報を集約・地図化して提供する I S U T (Information Support Team) の体制を強化するとともに、I S U Tの活用手法等に関する研修プログラムを作成し地方公共団体等への研修を実施する。また現地写真等の被災情報をより迅速に災害対応機関に提供する情報集約・共有ツールの開発を行う。

災害対応の標準化を推進し、災害対応機関間の連携の円滑化を図るため、災害対応業務ごとの標準的な手法をまとめた「日本版 I C S (インシデント・コマンド・システム)」等の策定に向けた調査を行う。

令和3年度予算額	43百万円
令和2年度予算額	29

(12) 被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府において、自ら避難することが困難な高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者ごとの避難計画である個別避難計画の作成の促進に資する効果的・効率的な手法を構築するため、モデル事業や専門家派遣を実施し、現場における当該計画作成作業等の分析を通じて、策定ノウハウの確立を図る。さらに、その成果を

踏まえ、フォーラム等を実施し、個別避難計画の全国的な作成の推進を図る。

また、被災者支援システムの導入促進を図るため、罹災証明書の電子申請やコンビニ交付の機能も含め、各市町村での共同利用が可能なクラウドを活用した被災者支援システムを、各市町村とも連携して実証実験を行いつつ、検討・開発する。

令和3年度予算額	216百万円
令和2年度予算額	31

(13) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保する。

令和3年度予算額	293百万円
令和2年度予算額	314

(14) 地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地域における女性の職業生活における活躍推進に資する取組と併せて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための地方公共団体の取組等を支援する。

令和3年度予算額	150百万円の内数
令和2年度予算額	150百万円の内数

(15) 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、地域における災害対応等の担い手としての女性リーダーを育成するため、男女共同参画の視点からの防災研修に関するプログラム等の、更なる活用を図る。

令和3年度予算額	2百万円の内数
令和2年度予算額	2百万円の内数

(16) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応における男女共同参画センター相互支援促進事業

内閣府においては、自然災害による被害が激甚化・頻発化する事態への喫緊な対応が求められている中で、避難所運営などの防災・復興の取組に女性の視点を反映するため、男女共同参画センター相互の連携強化、災害時の人材派遣

等の支援を行う。

(17) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や通信衛星を利用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害警備対策の強化を図る。

令和3年度予算額	785百万円
令和2年度予算額	12,017

(18) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進する。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報と民間事業者が保有するプローブ情報を融合して活用・提供するためのプローブ情報処理システムを引き続き運用するなど、災害時の交通情報提供の充実を図る。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実 に資する取組を推進する。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

令和3年度予算額	253百万円
令和2年度予算額	342

(19) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

なお、総務省では、電気通信事業者に対し、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカバーする移動体通信の基地局や固定通信の収容

局における予備電源の長時間化について、少なくとも24時間停電対策等を求めている。

(20) 災害情報自動集約ネットワークの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の迅速かつ効率的な情報共有を可能とするための災害情報自動集約ネットワークを構築・運用する。

令和3年度予算額	9百万円
令和2年度予算額	5

(21) 地域防災等のためのG空間情報の利活用推進（Lアラートの高度利用・普及促進等）

総務省においては、Lアラート（災害情報共有システム）について、平成31年4月1日に全都道府県による運用が実現したことを踏まえ、Lアラートの更なる活用に向けた普及啓発等を実施する。また、地域における防災等の課題へのG空間情報の利活用推進に向けた普及啓発・人材育成等を実施する。

令和3年度予算額	55百万円
令和2年度予算額	55

(22) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効なテレワークについて、関係者と連携し、テレワーク・デイズ等の普及啓発、専門家による無料相談事業の実施等を通じた企業等への導入支援、サテライトオフィス整備のための費用補助等を行う。

令和3年度予算額	
テレワーク普及展開推進事業	258百万円
デジタル活用環境構築推進事業（地域サテライトオフィス整備推進事業）	71百万円
令和2年度予算額	
テレワーク普及展開推進事業	248

(23) 防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備促進

総務省においては、発災時に住民等が自治体

等からの災害関連情報を確実かつ迅速に入手可能となるよう、防災拠点等に公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行う。

令和3年度予算額	900百万円
令和2年度予算額	861

(24) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施する。

令和3年度予算額	300百万円
令和2年度予算額	197

(25) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

令和3年度予算額	233百万円
令和2年度予算額	380

(26) 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

総務省においては、大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用を支援する。

令和3年度予算額	45百万円
令和2年度予算額	161

(27) 地域ICT強靱化事業（本省・地方）

総務省においては、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時においては地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うと

ともに、地方公共団体や放送事業者が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を行う。

令和3年度予算額	15百万円
令和2年度予算額	14

(28) 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

総務省においては、災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を支援する。

令和3年度予算額	1,100百万円
令和2年度予算額	1,000

(29) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJアラートについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行う。

令和3年度予算額	409百万円
令和2年度予算額	409

(30) 全国瞬時警報システム（Jアラート）更改に伴う設計・開発

消防庁においては、平成27年のJアラートの更改から6年が経過し、ソフトウェア及びハードウェアの保守に関するサポート期限を迎えることから、これを機に機能強化、自治体ニーズへの対応や開発・運用コストの低減を目的とした次期Jアラートの設計・開発を行う。

令和3年度予算額	0百万円
令和2年度予算額	46

(31) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを支援し、防災体制の充実を推進する。

(32) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、全国合同訓練、地域ブロック合同訓練の実施、アクションプラン等の見直し、またヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理を行うとともに、動態情報システムのバックアップシステムを確保するための環境構築を行う。

令和3年度予算額	261百万円
令和2年度予算額	284

(33) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用して、必要な車両を整備する。

令和3年度予算額	0百万円
令和2年度予算額	1,386

(34) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、地方公共団体による女性や若者等の入団を促進するために地域の企業や大学等と連携して消防団員を確保する取組の支援、地域防災力充実強化大会の開催、装備・教育訓練の充実強化等により、消防団等の充実強化を図る。

令和3年度予算額	731百万円
令和2年度予算額	2,355

(35) 救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率を向上させるため、救急車の適正利用の推進や、救急業務の円滑な実施と質の向上など、救急業務を取り巻く諸課題への対応策について検討を行う。

令和3年度予算額	113百万円
令和2年度予算額	64

(36) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、

全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

令和3年度予算額	16百万円
令和2年度予算額	16

(37) 市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の連携・協力の取組を促進するため所要の地方財政措置を講じるとともに、「消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業」の実施や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行う。

令和3年度予算額	17百万円
令和2年度予算額	18

(38) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職団員の惨事ストレス対策の充実強化を図るため、緊急時メンタルサポートチーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を行うほか、消防本部等における惨事ストレス対策の取組について、支援を行う。

令和3年度予算額	2百万円
令和2年度予算額	3

(39) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ確実に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

令和3年度予算額	5百万円
令和2年度予算額	4

(40) 地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村の受援計画及び業務継続計画（BCP）の策定支援や大規模災害時に首長を支援する「災害マネジメント総括支援員」等を対象とする研修、市町村長の災害危機管理対応力の向上を図ることを目的とした研修、インターネットを活用して防災教育を行うe-カレッジのカリキュラムの新設等を行う。

令和3年度予算額	41百万円
----------	-------

令和2年度予算額 71

(41) 災害対応無人航空機運用推進事業

消防庁においては、災害時にドローンを活用した効果的な情報収集及び部隊運用体制を強化するため、消防職員を対象としたドローン運用アドバイザー研修と、アドバイザーによるドローン未導入消防本部等への普及啓発を推進する。

令和3年度予算額	5百万円
令和2年度予算額	5

(42) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

令和3年度予算額	6百万円
令和2年度予算額	50

(43) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食糧の更新整備及び特別機動警備隊の野営活動訓練等を実施する。

令和3年度予算額	601百万円
令和2年度予算額	2,493

(44) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

令和3年度予算額	7百万円
令和2年度予算額	26

(45) 災害拠点病院等の活動支援

- 厚生労働省においては、以下の補助を行う。
- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
 - ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

令和3年度予算額	12百万円
令和2年度予算額	12

(46) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

厚生労働省においては、災害時において災害時要配慮者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行う。

令和3年度予算額	38,328百万円の内数
令和2年度予算額	46,213百万円の内数

(47) 災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備

厚生労働省においては、以下の事業を実施する。

- ・医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修の実施
- ・DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営
- ・災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るヘリコプター運営

令和3年度予算額	608百万円
令和2年度予算額	408

(48) 予防接種法に基づく定期接種の実施

厚生労働省においては、災害時における感染症の発生及びまん延防止のため、平時から市町村において「予防接種法」に基づく定期接種が着実に実施されるように取り組む。

(49) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）事務局体制整備

厚生労働省においては、DPATの活動能力保持のため、都道府県等及びDPAT構成員に対する研修や技術的支援等を行うDPAT事務局の運営について委託する。

令和3年度予算額	57百万円
令和2年度予算額	57

(50) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備

厚生労働省においては、DPATを整備する

ための構成員に対する専門的対応技術等の研修の実施について補助する。

令和3年度予算額	28百万円
令和2年度予算額	28

(51) 在宅酸素療法患者の支援体制の整備

厚生労働省においては、災害時における在宅酸素療法患者の支援体制を整備するため、在宅酸素供給装置の保守点検事業者のための緊急災害対応体制の整備に関する手引書の改訂を行う。

令和3年度予算額	7百万円
令和2年度予算額	0

(52) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行う。

省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進める。

(53) 山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供する等のソフト対策を推進する。

令和3年度予算額	12,313百万円の内数
令和2年度予算額	12,868百万円の内数

(54) 防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設や農業用ため池の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データや災害時の緊急点検状況、被害状況をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備、保守運用を行う。

令和3年度予算額	974百万円
令和2年度予算額	20,043百万円

（うち、臨時・特別の措置19,088百万円）の内数

(55) 中小企業に対する事業継続計画等の策定や実行に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに

備えるための計画の策定を支援する。

令和3年度予算額 17,729百万円の内数

令和2年度予算額 17,752百万円の内数

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が自ら策定した事業継続計画や、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき、防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行う。

(56) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を効率的に維持・管理する。

令和3年度予算額 25,977百万円の内数

令和2年度予算額 25,977百万円の内数

(57) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にLPガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部等を補助する。

令和3年度予算額 4,200百万円

令和2年度予算額 4,848

(58) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、SSの地下タンクの大型化に伴う入換、災害時専用臨時設置給油設備の導入、災害時の円滑な対応のためのSSの災害訓練等について支援する。

令和3年度予算額 1,083百万円

令和2年度予算額 3,030

(59) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、災害時におけるLPガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充や、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくための訓練に係る取組を支援する。

令和3年度予算額 777百万円の内数

令和2年度予算額 750百万円の内数

(60) 石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業

経済産業省においては、特別警報級の大雨・高潮等を想定した製油所の排水設備の増強等や、大規模地震等を想定した油槽所等の耐震・液状化対策など、製油所等のレジリエンス強化を図るための企業の取組を支援する。

令和3年度予算額 12,230百万円の内数

令和2年度予算額 27,500百万円の内数

(61) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金

経済産業省においては、災害時に避難所や老人福祉施設等に電力の供給が可能な電気自動車や燃料電池自動車等の電動車の導入やインフラ整備を促進する。

令和3年度予算額 15,500百万円の内数

令和2年度予算額 13,000百万円の内数

(62) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民にわかりやすく提供するためのウェブサイト「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるように一元的な提供を行う。

(63) 地籍整備の推進

国土交通省においては、引き続き、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、土砂災害特別警戒区域等における地籍調査の実施を重点的に支援する。

令和3年度予算額 6,052百万円

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 6,813

(うち、臨時・特別の措置1,000百万円)

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(64) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等職員により組織する

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進する。

(65) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせてわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

令和3年度予算額	34百万円
令和2年度予算額	67

(66) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施する。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路の災害復旧等を国が代行できる制度を活用し道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。

(67) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、災害時におけるサプライチェーンの確実な維持に向けた、貨物利用運送事業者を始めとする物流関係者間の連携体制の在り方等について、主要空港が機能不全に陥った場合を想定し、空港BCPとの整合性を確保しつつ、具体的な被災想定のもと災害時における物流関係者間の連携について計画策定を行い、策定した計画に沿って机上訓練等を実施する。

さらに、大規模災害時等において、国民生活や企業活動に必要なエネルギーであるガソリンの幹線輸送が途絶してしまう事態に備え、関係事業者等と連絡ルートの確認や代替輸送シミュレーション等の訓練を実施する。

令和3年度予算額	31百万円の内数
令和2年度予算額	11

(68) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援する。

(69) 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、本省・地方運輸局等における緊急連絡機器（衛星携帯電話）の維持管理やプッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図る。

令和3年度予算額	30百万円
令和2年度予算額	22

(70) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）により定められる「自転車活用推進計画」に基づき、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の推進に関する課題や有用性について検討する。

(71) 国土交通省の抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

切迫する地震災害に加え、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化も踏まえ、あらゆる自然災害から国民のいのちとくらしを守るため、「国土交通省防災・減災対策本部」において令和2年7月に取りまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちとくらしをまもる防災減災～」に基づいて総力を挙げて防災・減災対策を推進するとともに、関係省庁との連携強化等を図りながら、プロジェクトの更なる充実を図る。

(72) 海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理における港湾での円滑な対応

国土交通省においては、海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理において、港湾での取扱いに当たって生じる課題を整理し、それら課題の対応策及びその実効性を向上させるために必要となる関係者の体制及び役割分担等につい

て、関係省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進める。

(73) 災害時における被災地域の道路交通機能の確保

国土交通省においては、昨今の災害時交通マネジメントの事例も踏まえ、地域防災計画へ位置付けることで、災害発生時に速やかに実施体制に移行できるよう、全国各地で行政、学識経験者、交通事業者、経済団体等からなる体制の事前構築を推進する。

(74) 港湾における災害情報収集等に関する対策の推進

国土交通省においては、衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築する。

(75) 空港BCP（「A2-BCP」）の実効性の強化

国土交通省においては、自然災害発生後、救急・救命活動や緊急物資輸送の拠点となる空港の機能をできるだけ速やかに確保するため、空港全体としての機能保持や早期復旧に向けた関係機関の役割分担等を明記した空港の事業継続計画（「A2-BCP」）に基づいて対応する。また、訓練や定期監査などを実施し、必要に応じて「A2-BCP」の見直しを行うなど、実効性の強化を図る。

(76) 電子国土基本図と防災地理情報による防災対策の推進

国土地理院においては、防災対策や災害時の応急活動の支援のため、平時から国土の変化に応じた電子国土基本図の更新や火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、土地の成り立ちや自然災害リスクの把握に役立つ地形分類データ等の防災地理情報の整備・更新を行う。

令和3年度予算額	1,273百万円の内数
令和2年度予算額	1,312百万円の内数

(77) 防災地理情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ地形分類データ等の防災地理情報を活用した地域防災力向上のための防災

教育支援を行う。

令和3年度予算額	45百万円の内数
令和2年度予算額	46百万円の内数

(78) 災害発生時における浸水推定図等の作成

国土地理院においては、災害発生時における孤立者救助や洪水時の排水作業等の応急活動の迅速・効率化に資するため、被災状況に応じて、浸水推定図等の災害状況を表した図の作成を行う。

(79) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、訪日外国人旅行者向けに開発した災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、発信する災害情報を他のアプリでも提供できるよう連携を推進する。

(80) J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣

気象庁においては、市町村等の防災対応の支援を強化すべく、災害が発生した場合又は発生が予想される場合に、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の一員として活動するJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）を都道府県や市町村の災害対策本部等へ派遣し、現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえ、防災気象情報の「読み解き」の支援や市町村長が避難指示等を行う際の助言など、地方公共団体や各関係機関（自衛隊、警察、消防等）の防災対応を支援する。

(81) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、適時適切な予報、警報及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行う。

(82) 走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、平成30年9月に走錨したタンカーが関西国際空港連絡橋へ衝突し

た事故を受け、臨海部の海上空港等の施設周辺海域における錨泊制限や円滑な湾外避難の実施等に取り組むとともに海域監視体制の強化を図るなど走錨事故防止対策を着実に推進する。

令和3年度予算額 0百万円
令和2年度予算額 2,072

国土交通省においては、台風等の自然災害発生時における船舶の走錨リスクについて、錨泊前の事前予測や錨泊中のモニタリングにより、走錨リスクを船長等に通知するシステムの開発・普及を進める。

(83) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

環境省においては、平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、新たに必要な連携方策の検討等を進める。

令和3年度予算額 296百万円
令和2年度予算額 1,000（うち、臨時・特別の措置1,000百万円）

(84) 災害を想定したペットの適正飼養及び支援体制等強化推進

環境省においては、災害への対応について市町村等の基礎自治体と一般の家庭動物の飼い主に普及しつつ、市町村におけるペットとの同行避難の受入準備体制を構築するため、これまでに作成したガイドライン等を活用し、都道府県と市町村を中心に関係する民間組織や団体が一堂に会した災害対応訓練を数か所で実施する。

令和3年度予算額 5百万円
令和2年度予算額 5

(85) 浄化槽リノベーション推進事業費

環境省においては、浄化槽の長寿命化計画策定による計画的・効率的な更新、修繕等を実施するとともに、浄化槽台帳システムの普及による管理の高度化の検討を実施することで、国土強靱化及び災害対応力の強化を図る。

令和3年度予算額 15百万円
令和2年度予算額 15

(86) 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

環境省においては、気候変動影響により気象災害の更なる激甚化が予測されている事から、気候変動を踏まえた将来の気象災害の影響評価を行うとともに、気候変動を考慮した感染症・気象災害に対する強靱性強化に関するマニュアル整備等を実施する

令和3年度予算額 110百万円
令和2年度予算額 73

(87) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進

環境省においては、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進のため、かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化に向けた「生態系機能ポテンシャルマップ」の作成を進める。

令和3年度予算額 80百万円
令和2年度予算額 80

(88) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図る。

令和3年度予算額 213,456百万円
令和2年度予算額 249,201

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかける。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及啓発を図るよう指導する。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施する。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」に際して国土交通省地震防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練等を実施する。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。さらに、南海トラフ地震臨時情報等に係る業務の訓練を実施する。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した地震・津波災害対応訓練等を実施する。（後掲 第2章3-1(2)）

令和3年度予算額	4百万円
令和2年度予算額	4

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理及び政府のプッシュ型物資支援に必要な備蓄倉庫棟の新築設計を行う。（後掲 第2章3-2(1)）

令和3年度予算額	123百万円
令和2年度予算額	110

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設等や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施する。

令和3年度予算額	5,591百万円
令和2年度予算額	4,841

(4) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、国立大学等施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策等への支援を行い、防災機能の強化を推進する。

令和3年度予算額	36,320百万円の内数
令和2年度予算額	79,109百万円（うち、臨時・特別の措置43,000百万円）の内数

(5) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、安全・安心かつ快適な環境を確保するため、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行う。

令和3年度予算額	76,834百万円の内数（内閣府で計上している沖縄分を含む）
令和2年度予算額	124,476百万円（うち、臨時・特別の措置50,700百万円）の内数

(内閣府で計上している沖縄分を含む)

(6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援する。

令和3年度予算額 4,776百万円
令和2年度予算額 4,729（臨時・特別の措置4,250百万円を除く。）

(7) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行う。

令和3年度予算案額 31,689百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)
令和2年度予算額 80,048百万円（うち、臨時・特別の措置50,700百万円）の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)

(8) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

令和3年度予算額 13百万円
令和2年度予算額 13

(9) 水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施する耐震化等を推進する。

令和3年度予算額 22,704百万円
令和2年度予算額 41,766

(10) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図る。

(11) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施する。

(後掲 第2章3-2(2)、4-2(1)、5-2(2)、6-2(3)、第3章2)

令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和2年度予算額 81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(12) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第2章1-2(17))
(後掲 第2章3-2(3))

(13) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する。

(後掲 第2章3-2(4)、4-2(2)、第3章5)

令和3年度予算額 33,400百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
令和2年度予算額 36,688百万円
(うち、臨時・特別の措置6,321百万円)の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(14) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進する。

令和3年度予算額 224,828百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和2年度予算額 197,309百万円
(うち、臨時・特別の措置51,074百万円)の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(15) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の

確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進する。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策、災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等を推進する。

令和3年度予算額 17,532百万円の内数
令和2年度予算額 18,747百万円
(うち、臨時・特別の措置1,050百万円)の内数

(16) 建設機械の整備

国土交通省においては、土砂災害等の応急復旧作業等に必要な機械を整備する。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数
令和2年度予算額 826,591百万円の内数

(17) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備

令和3年度予算額 29,045百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額 29,045百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

令和3年度予算額 2,065,453百万円
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額 2,191,967百万円
(うち、臨時・特別の措置144,814百万円)の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

令和3年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付

金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

令和3年度予算額 1,426百万円の内数
令和2年度予算額 1,178百万円の内数
また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

令和3年度予算額
防災・安全交付金の内数
令和2年度予算額
防災・安全交付金の内数

- ・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

令和3年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開事業等の実施

令和3年度予算額 9,794百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額 10,192百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施

令和3年度予算額 70,000百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額 70,000百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数

- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施
令和3年度予算額 350百万円
令和2年度予算額 450
(うち、臨時・特別の措置100百万円)

- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援
令和3年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援する。
令和3年度予算額 12,820百万円の内数
令和2年度予算額 12,754百万円の内数
※この他に58百万円

(18) 下水道における震災対策

国土交通省においては、大規模な地震時でも、公衆衛生の確保や浸水被害の発生防止といった機能を確保するため、重要な下水道施設の耐震化・耐津波化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

- 令和3年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
- 令和2年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(19) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図る。

- 令和3年度予算額 836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数
- 令和2年度予算額 1,019,289百万円

(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

(20) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進する。

- 令和3年度予算額 836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数
- 令和2年度予算額 1,019,289百万円
(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数
※この他に防災・安全交付金の内数

(21) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、ロッキング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各種道路事業を実施する。また、バイクや自転車、カメラの活用に加え、UAV（無人航空機）による迅速な状況把握や官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」の情報提供・共有の仕組みの構築を推進するとともに、道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策を推進する。

- 令和3年度予算額 2,065,453百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
- 令和2年度予算額 2,191,967百万円(うち、臨時・特別の措置144,814百万円)の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(22) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地

区改良事業等について補助を行う。

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(23) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

令和3年度予算額 117,407百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額 113,703百万円の内数

(うち、臨時・特別の措置700百万円)の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(24) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付する。

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(25) 港湾における地震対策の推進

国土交通省においては、最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進する。

令和3年度予算額 241,181百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 241,081百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(26) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、宅地耐震化推進事業により、防止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進する。

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金の内数

(27) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する情報通信基盤の整備を推進する。

さらに、東日本大震災等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波対策、停電対策等を推進する。

(28) 民有港湾施設の耐震改修の促進

国土交通省においては、大規模地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度並びに延長・拡充した固定資産税及び法人税の特例措置により、民間事業者による耐震改修を支援する。

令和3年度予算額 241,181百万円の内数

令和2年度予算額 241,081百万円の内数

(29) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保及び社会・経済的影響の軽減等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進する。

令和3年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,308百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)

4,905百万円の内数

令和2年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,631百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）
6,607百万円の内数

(30) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

令和3年度予算額 117,407百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額 113,703百万円の内数
(うち、臨時・特別の措置700百万円)の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(31) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、滑走路等の耐震化を実施する。

令和3年度予算額 391,855百万円の内数
令和2年度予算額 662,331百万円の内数

(32) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付する。

令和3年度予算額 31,936百万円の内数
令和2年度予算額 37,347(うち、臨時・特別の措置4,000百万円)の内数

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震動・津波に対する防災対策の検討や、南海トラフ地震・首都直

下地震における防災対策など、大規模地震対策に関する検討を行う。(後掲 第2章3-3(1))

令和3年度予算額 223百万円
令和2年度予算額 230

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震応急対策活動に係る具体計画等の検証

内閣府においては、大規模地震(南海トラフ地震、首都直下地震)の応急対策活動の具体計画の実効性を高めるため、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整に係る計画内容の検証及び令和2年度の病院船の活用に関する検討等を踏まえた訓練の実施等を行う。

令和3年度予算額 83百万円
令和2年度予算額 83

(3) 都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新の促進

内閣府及び国土交通省においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新を促進し、都市の安全の確保を図る。

(4) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都道府県警察と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導する。

(5) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設及び法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

令和3年度予算額 20,293百万円
令和2年度予算額 48,959

(6) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

(7) 港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾BCPの改訂を図る等、災害対応力強化に取り組む。(後掲 第2章3-3(3)、4-3(19))

(8) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・更新を行う。

令和3年度予算額	45百万円の内数
令和2年度予算額	46百万円の内数

(9) 南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁においては、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するか調査を開始した場合又は南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等には、南海トラフ地震臨時情報等を発表するとともに防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

(10) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1(14))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関等に伝達して、災害の防止・軽減に努める。(後掲 第2章3-3(6))

令和3年度予算額	2,694百万円
令和2年度予算額	1,992(うち、臨時・特別の措置297百万円)

(11) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、高低測量を実

施し、海図水深の基準となる「最低水面」に係る情報を整備する。

令和3年度予算額	1百万円
令和2年度予算額	3

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲 第2章2-1(6))

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第2章2-2(1))

(2) 海岸防災林の整備

(再掲 第2章2-2(11))

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を確保することに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。

(後掲 第2章4-2(1)、5-2(2)、6-2(3)、第3章2)

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(3) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第2章1-2(17)、2-2(12))

(4) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(13))

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する。
(後掲 第2章4-2(2)、第3章5)

(5) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図る。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 1,019,289百万円

(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

(6) 港湾における津波対策の推進

国土交通省においては、設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進する。

令和3年度予算額 241,181百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 241,081百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(7) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

令和3年度予算額 29,045百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額 29,045百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

令和3年度予算額 2,065,453百万円

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額 2,191,967百万円

(うち、臨時・特別の措置144,814百万円)の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

令和3年度予算額 1,426百万円の内数

令和2年度予算額 1,178百万円の内数

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・南海トラフ地震を始めとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・土地の嵩上げや避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市構造再編集集中支援事業等を活用した災害弱者施設(病院、老人デイサービスセンター等)の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施

令和3年度予算額 70,000百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額 70,000百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

- ・南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する。

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金の内数

(8) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

令和3年度予算額 17,532百万円の内数

令和2年度予算額 18,747百万円

(うち、臨時・特別の措置1,050百万円)の内数

(9) 港湾における災害時避難機能の確保

国土交通省においては、地方公共団体による港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進するとともに、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。

令和3年度予算額 241,181百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 241,081百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

3-3 その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第2章2-3(1))

(2) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導する。

(3) 港湾における災害対応力強化

(再掲 第2章2-3(7) 後掲 第2章4-3(19))

(4) 海・船の視点から見た港湾強靱化

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震や千島海溝等での巨大地震等の発生に備え、迅速な沖合退避や係留強化に資する海・船の視点から見た港湾強靱化に取り組む。

(5) 船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策推進を図るために、前年度に引き続き船舶運航事業者に対し津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を行うとともに、作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施等による同マニュアルの改善を促していく。

(6) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1(14)、第2章2-3(10))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

令和3年度予算額 2,694百万円

令和2年度予算額 1,992(うち、臨時・特別の措置297百万円)

(7) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用するとともに、海底地形データの提供を行い、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成を支援する。

令和3年度予算額 0百万円

令和2年度予算額 0

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての

教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(11)、3-2(2))

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進する。

(後掲 第2章5-2(2)、6-2(3)、第3章2)

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 81,530百万円

(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(13)、3-2(4))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進する。(後掲 第3章5)

(3) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるため、ため池の豪雨対策等を含めた総合的な整備を推進する。

令和3年度予算額 44,909百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 63,842百万円

(うち、臨時・特別の措置20,000百万円)の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(4) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数

令和2年度予算額 826,591百万円の内数

(5) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP(マルチパラメータ)レーダ等の整備を行う。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施する。

(6) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害警戒区域等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援する。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 1,019,289百万円

(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

(7) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、災害時の交通機能を最大限活用するためのインフラ整備や道路構造令等の見直し等を推進する。また、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策や法面・盛土の土砂災害防止対策を推進する。また、危険箇所等の調査方法の高度化に向けた取組を実施する。

令和3年度予算額 2,065,453百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 2,191,967百万円(うち、臨時・特別の措置144,814百万円)の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(8) 港湾における高潮・高波対策の推進

国土交通省においては、頻発化・激甚化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進する。

令和3年度予算額 241,181百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 241,081百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(9) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の下水道の整備を推進する。併せて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせた総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る。(後掲 第3章9)

令和3年度予算額 38,448百万円

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額 24,447百万円

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(10) 風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

令和3年度予算額 29,045百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額 29,045百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

令和3年度予算額 2,065,453百万円

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額 2,191,967百万円

(うち、臨時・特別の措置144,814百万円)の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

令和3年度予算額 1,426百万円の内数

令和2年度予算額 1,178百万円の内数

風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・台風や洪水による風水害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・土地の嵩上げや避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市構造再編集集中支援事業等を活用した災害弱者施設(病院、老人デイサービスセンター

等)の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施

令和3年度予算額 70,000百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

令和2年度予算額 70,000百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

(11) 空港における浸水対策

国土交通省においては、空港における高潮・高波・豪雨等による大規模災害に備えるため、護岸の嵩上げや排水機能の強化など、空港の防災・減災対策を推進する。

令和3年度予算額 391,855百万円の内数

令和2年度予算額 662,331百万円の内数

(12) 港湾における走錨対策の推進

国土交通省においては、令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進する。

令和3年度予算額 241,181百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(13) 港湾等の埋塞対策の推進

国土交通省においては、令和2年7月豪雨において、漂流物により航路が埋塞したことも踏まえ、豪雨による大規模出水時等に船舶が安全に港湾に到達できるよう、浚渫を行うとともに漂流物の回収体制の強化を推進する。

令和3年度予算額 241,181百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 241,081百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

4-3 その他

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、首都圏における大規模水害からの広域避難の検討を進めるとともに、近年の豪雨を踏まえ、住民の主体的かつ早期の避難行動を推進する上での課題や必要な方策の検

討等を行う。

令和3年度予算額 66百万円

令和2年度予算額 66

(2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図る。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発令・伝達、指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」(平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達)等を受け、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

令和3年度予算額 106,857百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 145,372百万円

(うち、臨時・特別の措置40,827百万円)の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)を実施する。

(6) 要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、要配慮者利用施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を推進する。

また、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図る。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 1,019,289百万円

(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役立てるため、高分解能・高頻度に集中豪雨や局地的な大雨を的確に把握できるXRAIN（国土交通省高性能レーダ雨量計ネットワーク）の配信エリアの拡大を図るとともに、防災情報の迅速かつ適確な把握・提供のため、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計や簡易型河川監視カメラの整備を推進する。

(8) 河川情報・洪水情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、「“気象”×“水害・土砂災害”情報マルチモニタ」によりリアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、河川カメラ画像等の河川情報を提供する。また、洪水氾濫の危険性を、スマートフォン等を活用して住民に提供する洪水情報のプッシュ型配信を行うとともに、メディア等と連携した「住民の自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザードマップ・リスク情報共有プロジェクト」を通じて、住民の適切な避難行動等を支援する。

(9) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するた

め、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行う。

(10) 総合治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進する。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進する。

(11) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で策定する流域水害対策計画に沿った総合的な都市型水害対策を推進する。

(12) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、「水防法」に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の設定をし、市町村による洪水・内水・高潮・土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援する。その他、ハザードマップの作成・公表状況を関係自治体間で共有する等、関係自治体と連携し、引き続き住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

(13) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図る。

(14) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施する。ソフト対策

としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行う。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が急迫している地域において、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図る。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 1,019,289百万円

(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

(15) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、6月を「土砂災害防止月間」、6月の第一週を「がけ崩れ防災週間」と定め、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育を推進するとともに、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、関係行政機関が連携した実践的な訓練、住民等が主体となって地域の実情に応じた避難訓練等を実施する。

(16) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに実施する各種の行事・活動、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を引き続き実施する。

(17) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等(出入口及びトンネル等)について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。

令和3年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,308百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)

4,905百万円の内数

令和2年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,631百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)

6,607百万円の内数

(18) 鉄道施設の豪雨対策

国土交通省においては、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を推進する。

令和3年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,308百万円の内数

令和2年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,631百万円の内数

(19) 港湾における災害対応力強化

(再掲 第2章2-3(7)、3-3(3))

(20) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報並びに大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

内閣府においては、「活動火山対策特別措置法」の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受

けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担する。

令和3年度予算額	1,393,168百万円の内数
令和2年度予算額	1,337,862百万円の内数

(2) 火山地域における治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(11)、3-2(2)、4-2(1))

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進する。(後掲 第2章6-2(3)、第3章2)

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進する。

令和3年度予算額	836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数	
令和2年度予算額	1,019,289百万円
(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数	
※この他に防災・安全交付金の内数	

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、平成27年に改正された「活動火山対策特別措置法」等を踏まえ、各火山地域における火山防災対策の推進、監視観測・調査研究体制の整備に関する検討、大規模噴火時の広域降灰対策の検討等を行う。また、全国の火山地域の集客施設等における避難確保計画作成の支援を行う。

令和3年度予算額	172百万円
令和2年度予算額	172

(2) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、火山噴火に係る住民等避難への対応の支援や、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

令和3年度予算額	0百万円
令和2年度予算額	1

(3) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行う。

(4) 測地技術を用いた地殻変動の監視

(再掲 第1章2-1(12))

(5) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、噴火に伴う土砂災害の観点から火山ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

(6) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山監視観測を行い、噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼びかけることで、災害の防止・軽減に努める。また、火山防災協議会での共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの設定・改善を推進する。

令和3年度予算額	866百万円
令和2年度予算額	1,299(うち、臨時・特別の措置330百万円)

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生等の災害応急対策等についての教

育訓練を行う。また、都道府県警察に対して雪害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

内閣府においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担する。

令和3年度予算額 1,393,168百万円の内数
令和2年度予算額 1,337,862百万円の内数

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入している。

令和3年度予算額 6百万円
令和2年度予算額 6

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(11)、3-2(2)、4-2(1)、5-2(2))

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図る。(後掲 第3章2)

令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和2年度予算額 81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪、防雪、凍雪害防止の事業を推進する。特に異常な降雪時等において、道路ネットワーク全体としての機能への影響の最小化を図るため、関係機関と連携したタイムラインを策定しつつ、前広な出控えや広域迂回等の呼びかけ、通行止め予測の公表を行うとともに、広範囲で

の予防的・計画的な通行止めや集中除雪等を行う。また、除雪機械の自動化や、AIによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図る。

令和3年度予算額 2,065,453百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
令和2年度予算額 2,191,967百万円(うち、臨時・特別の措置144,814百万円)の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

令和3年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進する。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数
令和2年度予算額 1,019,289百万円
(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数
※この他に防災・安全交付金の内数

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

令和3年度予算額 260百万円
令和2年度予算額 721

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示する。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、12月の第一週を「雪崩防災週間」と定め、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、避難訓練等を実施する。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報及び解析積雪深・解析降雪量等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従

事する職員を対象とした事故発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した消防訓練を実施する。

令和3年度予算額	2百万円
令和2年度予算額	2

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道や防火線の整備等を行う。

令和3年度予算額	70,503百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金の内数	
令和2年度予算額	81,119百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金の内数	

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行う。

令和3年度予算額	1,410百万円
令和2年度予算額	1,648

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

令和3年度予算額	3百万円
令和2年度予算額	3

- ・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡

調整

令和3年度予算額 12百万円

令和2年度予算額 15

・住宅防火対策の推進

令和3年度予算額 9百万円

令和2年度予算額 8

・消防法令に係る違反是正推進

令和3年度予算額 16百万円

令和2年度予算額 17

・消防の技術に関する総合的な企画立案

令和3年度予算額 3百万円

令和2年度予算額 3

・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築

令和3年度予算額 15百万円

令和2年度予算額 16

・消防用整備等の性能規定化の推進

令和3年度予算額 10百万円

令和2年度予算額 0

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行う。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

8 危険物災害対策**8-1 教育訓練****(1) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓

練を行う。

(2) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等 環境防災

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施する。

令和3年度予算額 13百万円

令和2年度予算額 11

8-2 その他**(1) 火薬類の安全管理対策**

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示する。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示する。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討（危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策及び燃料供給インフラの維持に向けた安全対策の検討）

令和3年度予算額 69百万円

令和2年度予算額 50

- ・危険物施設の事故防止対策等

令和3年度予算額 12百万円

令和2年度予算額 12

- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

令和3年度予算額 11百万円

令和2年度予算額 11

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナート災害対応においてAI・IoT等の先進技術を活用するための検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催する。

令和3年度予算額	20百万円
令和2年度予算額	10

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に加え、事業所内の施設地区の設置等について審査するとともに、必要な助言等を行う。

令和3年度予算額	2百万円
令和2年度予算額	2

(5) 産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い、産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施する。

令和3年度予算額	600百万円の内数
令和2年度予算額	600百万円の内数

(6) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行う。

(7) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査

経済産業省においては、近年大規模石油精製プラント等において設備の老朽化・従業員の高齢化等を背景に重大事故が随時発生していることを受けて、石油・ガス等に係る事故を未然に防止するとともに産業保安法令の技術基準等の策定・改正や制度設計を行うための事業を実施する。

令和3年度予算額	557百万円
令和2年度予算額	557

(8) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物

の特性に応じた安全対策を講じる。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及び立入検査を実施する。

令和3年度予算額	237百万円の内数
令和2年度予算額	248百万円の内数

(9) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、ふくそう海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、大型タンカーバースにおける適切な荷役等について指導し、安全防災対策を推進する。

(10) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

令和3年度予算額	1百万円
令和2年度予算額	1

(11) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備する。

令和3年度予算額	8百万円
令和2年度予算額	8

(12) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供可能な体制を確保する。

(13) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等による活用の推進及び更新のための

情報収集を実施する。

令和3年度予算額	4百万円
令和2年度予算額	4

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備

内閣府においては、原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進する。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究を実施する。

令和3年度予算額	431百万円
令和2年度予算額	368

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の実施を指示する。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施する。

令和3年度予算額	0百万円
令和2年度予算額	0

(5) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施する。

令和3年度予算額	227百万円
令和2年度予算額	242

(6) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等 環境防災

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した原子力災害対応訓練等を実施する。

令和3年度予算額	2百万円
令和2年度予算額	4

9-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

令和3年度予算額	3,671百万円
令和2年度予算額	3,752

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業）

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行う。また、緊急時避難円滑化事業等により避難の円滑化を着実に推進する。

令和3年度予算額	8792百万円
令和2年度予算額	11,673

(2) 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業

内閣府においては、避難経路の狭隘部におけるバス等による住民避難の迅速性の向上等のため、効果的・効率的な避難方法の改善についてモデルとなる経路を数例選定し、避難円滑化計画を作成した上で、この計画に基づく改善モデルの実証とその成果の普及について支援する。

令和3年度予算額	1,000百万円
令和2年度予算額	1,500

(3) 原子力防災体制等の構築

内閣府においては、広域的視野からより有効な資機材等の調達・活用等を推進するべく、資機材等の備蓄・配送体制の構築及び運用の最適

化を進める。

令和3年度予算額	22百万円
令和2年度予算額	84

(4) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催や「食品と放射能Q&A」による情報提供等に取り組む。

令和3年度予算額	42百万円の内数
令和2年度予算額	28百万円の内数

(5) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、風評被害の払拭のため、「地方消費者行政強化交付金」により、地方公共団体の取組を支援する。

被災県（福島県）に対しては、別途「地方消費者行政推進交付金」（復興特別会計）により、消費サイドの放射性物質検査体制の整備等を支援する。

令和3年度予算額	2,148百万円の内数
令和2年度予算額	2,374百万円の内数

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催する。

令和3年度予算額	3,026百万円の内数
令和2年度予算額	3,120百万円の内数

(6) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を行う。

令和3年度予算額	5百万円
令和2年度予算額	1

(7) 海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時の事故や災害発生時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質災害防災訓練の指導等を行う。

令和3年度予算額	237百万円の内数
----------	-----------

令和2年度予算額 242百万円の内数

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

令和3年度予算額	62百万円の内数
令和2年度予算額	66百万円の内数

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

令和3年度予算額	289百万円の内数
令和2年度予算額	298百万円の内数

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行う。

令和3年度予算額	1百万円
令和2年度予算額	1

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。化学プラント等における爆発火災災害の防止、東日本大震災等の復旧・復興工事に伴う道路復旧工事における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図る。

令和3年度予算額	242百万円の内数
令和2年度予算額	272百万円の内数

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行う。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行う。

(5) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を的確に実施する。

令和3年度予算額	95百万円
令和2年度予算額	97

第3章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる全員で水災害対策を推進する。

- ・ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進
 - ・近年の自然災害からの復旧・復興
 - ・防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全（老朽化対策）
- 令和3年度予算額 836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数
- 令和2年度予算額 1,019,289百万円の内数
(うち、臨時・特別の措置192,698百万円の内数)
※この他に防災・安全交付金の内数

(1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進

令和2年7月豪雨による甚大な被害の発生など、気候変動により頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対する安全度の向上を図るため、これまでの河川管理者等による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者の協働による、ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」を推進する。

(2) 令和2年7月豪雨等の自然災害に対する改良復旧による再度災害防止

激甚な水害・土砂災害の発生や床上浸水が頻発し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施する。

(3) 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全（老朽化対策）

「予防保全型」の維持管理へ転換を図るため、要緊急対策施設等の修繕・更新を早期に実施するとともに、無動力化や遠隔監視・操作化など将来の維持管理コスト低減に資する取組を推進

する。

2 治山事業

(再掲 第2章2-2(11)、3-2(2)、4-2(1)、5-2(2)、6-2(3))

農林水産省においては、集中豪雨や地震等による山地災害、流木災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、集落等に近接する山地災害危険地区や重要な水源地域等において、治山施設の設置や長寿命化対策、荒廃森林の整備、海岸防災林の整備等を推進するなど、総合的な治山対策により地域の安全・安心の確保を図る「緑の国土強靱化」を推進する。

令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施する。

令和3年度予算額 20,851百万円の内数
令和2年度予算額 27,984百万円
(うち、臨時・特別の措置7,148百万円)の内数

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

・直轄治山事業

継続15地区及び新規1地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続8地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施する。(後掲 第3章3-1(1))

令和3年度予算額 12,816百万円の内数
令和2年度予算額 17,200百万円
(うち、臨時・特別の措置4,394百万円)の内数

- ・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山施設長寿命化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

令和3年度予算額	176百万円
令和2年度予算額	176

(2) 補助事業

- ・治山事業

荒廃山地の復旧整備や水土保全機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施する。(後掲 第3章3-1(2))

令和3年度予算額	25,733百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	33,838百万円
(うち、臨時・特別の措置9,285百万円)の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

- ・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

令和3年度予算額	340百万円
令和2年度予算額	170

- ・直轄地すべり防止事業

(再掲 第3章2-2(1))

- ・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

令和3年度予算額	
基礎技術調査費	219百万円の内数
令和2年度予算額	

基礎技術調査費

222百万円の内数

(2) 補助事業

- ・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

令和3年度予算額	44,909百万円の内数
令和2年度予算額	63,842百万円
(うち、臨時・特別の措置20,000百万円)の内数	

- ・地すべり防止事業

(再掲 第3章2-2(2))

林野の保全に係る地すべりについて、集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

令和3年度予算額	25,733百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	33,838百万円
(うち、臨時・特別の措置9,285百万円)の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援する。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図る。

令和3年度予算額	836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数	
令和2年度予算額	1,019,289百万円
(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数	

※この他に防災・安全交付金の内数

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援する。

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額

防災・安全交付金の内数

5 海岸事業

(再掲 第2章2-2 (13)、3-2 (4)、4-2 (2))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進する。

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

(1) 直轄事業

- ・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

令和3年度予算額 25,160百万円

令和2年度予算額 23,405

(うち、臨時・特別の措置826百万円)

(2) 補助事業

- ・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施する。

令和3年度予算額 45,209百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 64,142百万円

(うち、臨時・特別の措置20,000百万円)の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施する。

令和3年度予算額 5,322百万円

令和2年度予算額 5,303

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、災害復旧事業と合併して新設又は改良事業を実施する。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行うほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施する。

令和3年度予算額 16,322百万円

令和2年度予算額 13,366

(3) 環境省所管事業

環境省においては、国立公園内における緊急退避所となる利用拠点施設の整備や利用者の安全確保を目的とした皇居外苑の石垣の修復等を実施する。

令和3年度予算額 8,332百万円の内数

令和2年度予算額 10,394

(うち、臨時・特別の措置2,000百万円)の内数

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

- ・地下水調査(保全調査)

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施する。

令和3年度予算額

基礎技術調査費 219百万円の内数

令和2年度予算額

基礎技術調査費 222百万円の内数

- ・地盤沈下対策事業

農林水産省においては、地盤の沈下により低

下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施する。

令和3年度予算額	44,909百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	63,842百万円
(うち、臨時・特別の措置20,000百万円)の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施する。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築5事業を実施する。

令和3年度予算額	405百万円
令和2年度予算額	554

・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

令和3年度予算額	2百万円
令和2年度予算額	2

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行うほか、地盤沈下を防止しつつ、再生可能エネルギーとしても需要が高まっている地下水の持続可能な保全と利用を推進するための方策について調査・検討を行う。

令和3年度予算額	31百万円の内数
令和2年度予算額	31百万円の内数

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行う。

令和3年度予算額	6百万円
令和2年度予算額	6

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析や水準測量を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行う。

令和3年度予算額	239百万円の内数
令和2年度予算額	245百万円の内数

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行う。また、広域的な地下水マネジメントが必要となる地盤沈下防止等対策要綱地域等を対象に、関係者が収集・整理する地下水データを相互に活用するための環境整備を行う。

令和3年度予算額	28百万円
令和2年度予算額	32

9 下水道における浸水対策

(再掲 第2章4-2(9))

10 その他の事業

(1) 緊急自然災害防止対策事業債等

総務省においては、地方公共団体が自然災害を未然に防止するために行う地方単独事業を防災対策事業債(自然災害防止事業)の対象とするとともに、河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等の地方単独事業を一般事業債(河川等事業)の対象とする。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤整備や流域治水対策に関する地方単独事業について緊急自然災害防止対策事業債の対象とする。さらに、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施する河川や防災重点農業用ため池等の浚渫について緊急浚渫推進事業債の対象とする。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基

づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

令和3年度予算額	476百万円
令和2年度予算額	484

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

令和3年度予算額	2,002百万円
令和2年度予算額	2,842

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進する。

令和3年度予算額	923百万円
令和2年度予算額	936

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施、それに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進する。

令和3年度予算額	4,308百万円の内数
令和2年度予算額	4,631百万円の内数

(6) 防災・減災対策等強化学業推進費

国土交通省においては、年度当初に予算に計上されていない事業について、事業推進に向けた課題が解決されたこと、災害が発生するおそれが高まっていること又は災害により被害が生じていることなど、年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に事業を実施し、再度災害防止や安全な避難経路の確保等を含む防災・減災対策を強化するこ

とを目的として、予算の配分を行う。

令和3年度予算額	28,401百万円
令和2年度予算額	31,001

(7) 港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、港湾施設の老朽化が進む中、将来にわたりその機能を発揮できるよう予防保全型の維持管理を取り入れ、ハード・ソフト両面から計画的、総合的な港湾施設の老朽化対策を推進する。

令和3年度予算額	241,181百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
令和2年度予算額	241,081百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

(8) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設が老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保する。

令和3年度予算額	30,836百万円
令和2年度予算額	34,783 (うち、臨時・特別の措置4,000百万円)

(9) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修等に対して国庫助成を行う。

令和3年度予算額	10,907百万円
令和2年度予算額	11,996 (うち、臨時・特別の措置1,000百万円)

第4章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上している。

令和3年度予算額	859百万円
令和2年度予算額	825

1-2 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和3年度に発生する災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行う。

令和3年度予算額	77百万円
令和2年度予算額	77

1-3 緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、「消防組織法」第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用について、「消防組織法」第49条の規定に基づき国庫負担とするための経費を確保する。

令和3年度予算額	10百万円
令和2年度予算額	10

1-4 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

令和3年度予算額	3,239百万円
令和2年度予算額	4,279

1-5 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に

関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行う。

令和3年度予算額	140百万円
令和2年度予算額	140

(2) 災害援護資金の原資の貸付

内閣府においては、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行う。

令和3年度予算額	150百万円
令和2年度予算額	150

1-6 その他の災害応急対策

(1) 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施

厚生労働省においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒や害虫駆除等について、都道府県等に対し補助を行う。

令和2年度予算額	1,300百万円の内数
令和元年度予算額	1,200百万円の内数

(2) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

令和3年度予算額	200百万円
令和2年度予算額	200

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

- ・直轄事業

治山施設について、令和3年災害に係る復旧

事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、令和3年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港施設について、令和3年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

令和3年度予算額	893百万円
令和2年度予算額	893

・補助事業

治山施設について、令和元年災害の復旧を完了し、令和2年災害及び令和3年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、令和元年災害の復旧を完了し、令和2年災害及び令和3年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、令和元年災害の復旧を完了し、令和2年災害及び令和3年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

令和3年度予算額	10,666百万円の内数 (2-2農林水産業施設災害復旧事業分を含む)
令和2年度予算額	11,011百万円の内数 (2-2農林水産業施設災害復旧事業分を含む)

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

令和3年度予算額	38,636百万円
令和2年度予算額	40,795

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設及び港湾施設について、平成29年災害、令和元年災害、令和2年災害及び令和3年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。また、道路について、令和元年災害及び令和3年災害の復旧事業の円滑な施行を図る。

令和3年度予算額	22,834百万円
令和2年度予算額	24,825

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、令和元年災害、令和2年災害及び令和3年災害に

係る復旧事業並びに堆積土砂排除事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

令和3年度予算額	15,802百万円
令和2年度予算額	15,970

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業(治山事業を除く。)に係る林道施設等について、令和元年災害、令和2年災害及び令和3年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

令和3年度予算額	2,986百万円
令和2年度予算額	2,422

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

令和3年度予算額	10,666百万円の内数 (2-1公共土木施設等災害復旧事業分を含む)
令和2年度予算額	11,011百万円の内数 (2-1公共土木施設等災害復旧事業分を含む)

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

令和3年度予算額	36,320百万円の内数
令和2年度予算額	79,109百万円(うち、臨時・特別の措置43,000百万円)の内数

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受

けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫負担(補助)を行う。

令和3年度予算額	511百万円
令和2年度予算額	523

(3) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

令和3年度予算額	28,150百万円の内数
令和2年度予算額	28,656百万円の内数

2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

令和3年度予算額	356百万円
令和2年度予算額	356

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた既設公営住宅等の復旧事業に対し、補助を行う。

令和3年度予算額	101百万円
令和2年度予算額	101

(2) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して「鉄道軌道整備法」に基づく補助を行うとともに、熊本地震を踏まえ、特に、大規模な災害により甚大な被害を受けた鉄道の復旧事業に対しては、より強力に支援する。

令和3年度予算額	941百万円
令和2年度予算額	910

(3) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

令和3年度予算額	30百万円
令和2年度予算額	30

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(2) 日本私立学校振興・共済事業団の融資(私立学校施設)

災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講ずる。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(4) 被災農林漁業者に向けた災害関連資金の融通

J A等金融機関においては、被災した農林漁業者等に対して災害関連資金を融通する。さらに、甚大な自然災害については、災害関連資金の金利負担を貸付当初5年間軽減する措置を講ずる。また、農業信用基金協会等においては、被災農林漁業者等の資金の借入れに対して保証を行う。さらに、甚大な自然災害については、保証料を保証当初5年間免除する措置を講ずる。

(5) (株)日本政策金融公庫(国民一般向け業務)の融資

株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)においては、被災中小企業者に対し、運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援

する。

(6) (株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資

株式会社日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) においては、被災中小企業者に対し、運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(7) (株) 商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者に対し、プロパー融資により運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害であって特に中小企業への影響が大きい場合については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(8) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入れに対して保証を行う。具体的には災害救助法が適用された自治体等において、当該災害の影響により売上高等が減少している被災中小企業者に対しては、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業の再建に向けた資金繰りを支援する。

(9) 災害復旧高度化事業

都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する事業に対して、必要な資金の一部の貸付を行う。

(10) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構において

は、「災害救助法」適用地域で罹災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金の範囲内で融資を行う。

(11) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和3年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆7,751億円と定めて実施する。

令和3年度予算額	107,341百万円
令和2年度予算額	123,809

(2) 農業保険

農林水産省においては、「農業保険法」に基づき、農業経営の安定を図るため、農業者が災害その他の不慮の事故によって受ける損失を補填する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施する。

令和3年度予算額	93,799百万円
令和2年度予算額	96,804

(3) 漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

令和3年度予算額	10,728百万円
令和2年度予算額	10,654

・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施する。

令和3年度予算額	7,432百万円
令和2年度予算額	7,608

(4) 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、「森林保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険業務を実施する。

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について令和3年度地方債計画（通常収支分）において1,141億円を計上している。

令和3年度地方債計画額	〔114,100〕	百万円
令和2年度地方債計画額	〔114,800〕	

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）を補助する。

令和3年度予算額	600	百万円
令和2年度予算額	600	

(2) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

(2) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

令和3年度予算額	社会資本整備総合交付金の内数
令和2年度予算額	社会資本整備総合交付金の内数

4-3 東日本大震災に関する復興対策

(1) 被災者支援

復興庁等関係省庁においては、避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいつくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施する。

令和3年度予算額	36,218	百万円
令和2年度予算額	48,834	

(主な事業)

- ①被災者支援総合交付金

令和3年度予算額	12,519	百万円
令和2年度予算額	15,480	
- ②被災した児童生徒等への就学等支援

令和3年度予算額	3,393	百万円
令和2年度予算額	5,188	
- ③緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額	1,749	百万円
令和2年度予算額	2,219	
- ④仮設住宅等

令和3年度予算額	2,188	百万円
令和2年度予算額	5,388	
- ⑤被災者生活再建支援金補助金

令和3年度予算額	4,552	百万円
令和2年度予算額	10,113	
- ⑥地域医療再生基金

令和3年度予算額	5,450	百万円
----------	-------	-----

令和2年度予算額 0

⑦東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を活用した被災地復興に向けた情報発信等

令和3年度予算額 136百万円

令和2年度予算額 132

(2) 住宅再建・復興まちづくり

復興庁等関係省庁においては、住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続する。

令和3年度予算額 54,040百万円

令和2年度予算額 547,197

(主な事業)

①家賃低廉化・特別家賃低減事業

令和3年度予算額 22,353百万円

令和2年度予算額 0

②社会資本整備総合交付金

令和3年度予算額 7,650百万円

令和2年度予算額 119,782

③森林整備事業

令和3年度予算額 4,657百万円

令和2年度予算額 6,637

④災害復旧事業

令和3年度予算額 16,053百万円

令和2年度予算額 155,523

⑤ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業

令和3年度予算額 95百万円

令和2年度予算額 42

(3) 産業・生業（なりわい）の再生

復興庁等関係省庁においては、水産加工業等へのソフト支援や、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新増設支援等の取組を引き続き実施する。

令和3年度予算額 45,931百万円

令和2年度予算額 44,697

(主な事業)

①災害関連融資

令和3年度予算額 2,809百万円

令和2年度予算額 7,243

②復興特区支援利子補給金

令和3年度予算額 804百万円

令和2年度予算額 1,031

③中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

令和3年度予算額 6,428百万円

令和2年度予算額 14,036

④復興水産加工業等販路回復促進事業

令和3年度予算額 1,115百万円

令和2年度予算額 1,182

⑤福島県農林水産業再生総合事業

令和3年度予算額 4,700百万円

令和2年度予算額 4,660

⑥原子力災害による被災事業者の自立等支援事業

令和3年度予算額 4,393百万円

令和2年度予算額 1,580

⑦自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和3年度予算額 21,510百万円

令和2年度予算額 0

⑧独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金

令和3年度予算額 988百万円

令和2年度予算額 1,524

⑨原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化

令和3年度予算額 123百万円

令和2年度予算額 0

(4) 原子力災害からの復興・再生

復興庁等関係省庁においては、避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進する。

また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化する。

令和3年度予算額	467,345百万円
令和2年度予算額	748,538

(主な事業)

- ①特定復興再生拠点整備事業
- | | |
|----------|-----------|
| 令和3年度予算額 | 63,705百万円 |
| 令和2年度予算額 | 67,278 |
- ②福島再生加速化交付金
- | | |
|----------|-----------|
| 令和3年度予算額 | 72,070百万円 |
| 令和2年度予算額 | 79,115 |
- ③福島生活環境整備・帰還再生加速事業
- | | |
|----------|----------|
| 令和3年度予算額 | 9,060百万円 |
| 令和2年度予算額 | 9,359 |
- ④帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等
- | | |
|----------|----------|
| 令和3年度予算額 | 5,207百万円 |
| 令和2年度予算額 | 5,094 |
- ⑤福島県浜通り地域等の教育再生
- | | |
|----------|--------|
| 令和3年度予算額 | 618百万円 |
| 令和2年度予算額 | 826 |
- ⑥帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業
- | | |
|----------|--------|
| 令和3年度予算額 | 414百万円 |
| 令和2年度予算額 | 418 |
- ⑦中間貯蔵施設の整備等
- | | |
|----------|------------|
| 令和3年度予算額 | 187,241百万円 |
| 令和2年度予算額 | 402,490 |
- ⑧放射性物質汚染廃棄物処理事業等
- | | |
|----------|-----------|
| 令和3年度予算額 | 76,797百万円 |
| 令和2年度予算額 | 105,924 |
- ⑨除去土壌等の適正管理・搬出等の実施
- | | |
|----------|-----------|
| 令和3年度予算額 | 25,264百万円 |
| 令和2年度予算額 | 56,614 |
- ⑩風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策
- | | |
|----------|----------|
| 令和3年度予算額 | 2,035百万円 |
|----------|----------|

令和2年度予算額	469
----------	-----

- ⑪放射線副読本の普及
- | | |
|----------|-------|
| 令和3年度予算額 | 51百万円 |
| 令和2年度予算額 | 66 |

- ⑫地域の魅力等発信基盤整備事業
- | | |
|----------|--------|
| 令和3年度予算額 | 234百万円 |
| 令和2年度予算額 | 234 |

- ⑬福島県における観光関連復興事業
- | | |
|----------|--------|
| 令和3年度予算額 | 300百万円 |
| 令和2年度予算額 | 300 |

- ⑭福島医薬品関連産業支援拠点化事業
- | | |
|----------|----------|
| 令和3年度予算額 | 2,998百万円 |
| 令和2年度予算額 | 0 |

(5) 創造的復興

復興庁等関係省庁においては、単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島イノベーション・コースト構想の推進、国際教育研究拠点の構築、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施する。

令和3年度予算額	13,153百万円
令和2年度予算額	7,451

(主な事業)

- ①福島イノベーション・コースト構想関連事業
- | | |
|----------|----------|
| 令和3年度予算額 | 7,476百万円 |
| 令和2年度予算額 | 6,857 |
- ②国際教育研究拠点基本構想策定等事業
- | | |
|----------|--------|
| 令和3年度予算額 | 200百万円 |
| 令和2年度予算額 | 0 |
- ③福島県高付加価値産地展開支援事業
- | | |
|----------|----------|
| 令和3年度予算額 | 5,180百万円 |
| 令和2年度予算額 | 0 |
- ④「新しい東北」普及展開等推進事業
- | | |
|----------|--------|
| 令和3年度予算額 | 298百万円 |
| 令和2年度予算額 | 595 |

(6) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況にあわせて決定・配分する。

令和3年度	
地方財政計画額	132,627百万円
令和2年度	
地方財政計画額	374,249

(7) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）にて、被災者への法的支援として、「総合法律支援法」に基づく情報提供、民事法律扶助の各業務を実施する。

(8) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

- ・被災者のための登記相談業務の委託
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化

(9) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及びその支局並びに人権擁護委員）が、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施する。

令和3年度予算額	7百万円
令和2年度予算額	12

4-4

平成23年台風第12号による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による渓間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	81,530百万円

（うち、臨時・特別の措置20,827百万円）の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊が多数発生し、現在も顕著な土砂流出が継続している紀伊山系において土砂災害対策を行う。

令和3年度予算額	836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数	
令和2年度予算額	1,019,289百万円の内数

4-5

平成26年（2014年）広島土砂災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、広島県において治山事業による渓間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	81,530百万円
（うち、臨時・特別の措置20,827百万円）の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、広島県広島市で土砂災害等が多数発生したため、被災地において土砂災害対策を集中的に行う。

令和3年度予算額	836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数	
令和2年度予算額	1,019,289百万円
（うち、臨時・特別の措置192,698百万円）の内数	
※この他に防災・安全交付金の内数	

4-6

平成26年（2014年）御嶽山噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、御嶽山において治山事業による渓間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

令和2年度予算額 81,530百万円
 (うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、関係機関への観測情報の提供など、警戒避難体制の整備を支援する。

令和3年度予算額
 防災・安全交付金の内数
 令和2年度予算額
 防災・安全交付金の内数

4-7

平成28年(2016年)熊本地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成28年(2016年)熊本地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・農業施設災害復旧事業
 被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
 令和3年度予算額 8,078百万円の内数
 令和2年度予算額 7,897百万円の内数
- ・果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策等)
 令和3年度予算額 5,142百万円の内数
 令和2年度予算額 5,687百万円の内数
 (ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)
- ・林業施設整備等利子助成事業
 令和3年度予算額 389百万円の内数
 令和2年度予算額 315百万円の内数
- ・被災農業者向け農の雇用事業及び農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
 令和3年度予算額 4,398百万円の内数
 令和2年度予算額 4,627百万円の内数
- ・治山事業
 令和3年度予算額 61,948百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
 令和2年度予算額 81,530百万円
 (うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進
 国土交通省においては、地震により地盤の緩んだ阿蘇地域において土砂災害対策を行う。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数
 ※この他に防災・安全交付金の内数
 令和2年度予算額 1,019,289百万円
 (うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数
 ※この他に防災・安全交付金の内数
 ※この他に防災・安全交付金の内数

・宅地耐震化の推進
 国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。

令和3年度予算額
 防災・安全交付金の内数
 令和2年度予算額
 防災・安全交付金の内数

・被災市街地の早期復興のための復興まちづくりの推進
 熊本地震により甚大な被害を受けた熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援する。

令和3年度予算額
 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
 令和2年度予算額
 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

4-8

平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成29年(2017年)7月九州北部豪雨を含む平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月7日からの大雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業
 被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

4-9

平成30年（2018年）7月豪雨に関する復興対策

令和3年度予算額 9,223百万円の内数
令和2年度予算額 14,326百万円の内数

・果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

令和3年度予算額 5,142百万円の内数
令和2年度予算額 5,687百万円の内数

（ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置）

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和3年度予算額 1,367百万円の内数
令和2年度予算額 1,370百万円の内数

・農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

令和3年度予算額 4,398百万円の内数
令和2年度予算額 4,627百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和3年度予算額 389百万円の内数
令和2年度予算額 315百万円の内数

・治山事業

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 81,530百万円

（うち、臨時・特別の措置20,827百万円）の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

令和3年度予算額 124,803百万円の内数
令和2年度予算額 138,195百万円

（うち、臨時・特別の措置15,934百万円）の内数

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、甚大な被害を受けた河川において、再度災害の防止を目的に河川整備や砂防堰堤等の整備を行う。

令和3年度予算額 836,684百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

令和2年度予算額 1,019,289百万円

（うち、臨時・特別の措置192,698百万円）の内数

※この他に防災・安全交付金の内数

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年（2018年）7月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和3年度予算額 9,223百万円の内数

令和2年度予算額 14,326百万円の内数

・果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

令和3年度予算額 5,142百万円の内数

令和2年度予算額 5,687百万円の内数

（ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置）

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和3年度予算額 1,367百万円の内数

令和2年度予算額 1,370百万円の内数

・被災農業者向け農の雇用事業及び農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

令和3年度予算額 4,398百万円の内数

令和2年度予算額 4,627百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和3年度予算額 389百万円の内数

令和2年度予算額 315百万円の内数

・治山事業

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 81,530百万円

（うち、臨時・特別の措置20,827百万円）の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

令和3年度予算額 124,803百万円の内数

令和2年度予算額 138,195百万円

（うち、臨時・特別の措置15,934百万円）の内数

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和3年度予算額 307百万円の内数
令和2年度予算額 82百万円の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた岡山県等において治水対策を行うとともに、広島県等において土砂災害対策を集中的に行う。

- 令和3年度予算額 836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数
- 令和2年度予算額 1,019,289百万円
(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数
※この他に防災・安全交付金の内数

4-10 平成30年(2018年)台風第21号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)台風第21号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和3年度予算額 9,223百万円の内数
令和2年度予算額 14,326百万円の内数
- ・果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策等)
令和3年度予算額 5,142百万円の内数
令和2年度予算額 5,687百万円の内数
(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
令和3年度予算額 1,367百万円の内数
令和2年度予算額 1,370百万円の内数
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
令和3年度予算額 4,398百万円の内数
令和2年度予算額 4,627百万円の内数

- ・林業施設整備等利子助成事業
令和3年度予算額 389百万円の内数
令和2年度予算額 315百万円の内数

- ・治山事業
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和2年度予算額 81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・森林整備事業
令和3年度予算額 124,803百万円の内数
令和2年度予算額 138,195百万円
(うち、臨時・特別の措置15,934百万円)の内数

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和3年度予算額 307百万円の内数
令和2年度予算額 82百万円の内数

4-11 平成30年(2018年)北海道胆振東部地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、引き続き、平成30年(2018年)北海道胆振東部地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和3年度予算額 9,223百万円の内数
令和2年度予算額 14,326百万円の内数
- ・果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策等)
令和3年度予算額 5,142百万円の内数
令和2年度予算額 5,687百万円の内数
(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)
- ・林業施設整備等利子助成事業
令和3年度予算額 389百万円の内数
令和2年度予算額 315百万円の内数
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

令和3年度予算額	4,398百万円の内数
令和2年度予算額	4,627百万円の内数
・ 治山事業	
令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
・ 森林整備事業	
令和3年度予算額	124,803百万円の内数
令和2年度予算額	138,195百万円
(うち、臨時・特別の措置15,934百万円)の内数	
・ 漁業経営基盤強化金融支援事業	
令和3年度予算額	307百万円の内数
令和2年度予算額	82百万円の内数

(2) 国土交通省の対策

・ 土砂災害対策の推進
国土交通省においては、甚大な被害を受けた北海道勇払郡厚真町等において、土砂災害対策を集中的に行う。

令和3年度予算額	836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数	
令和2年度予算額	1,019,289百万円
(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数	
※この他に防災・安全交付金の内数	

・ 宅地耐震化の推進
国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。

令和3年度予算額	
防災・安全交付金の内数	
令和2年度予算額	
防災・安全交付金の内数	

・ 災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和3年度予算額	9,223百万円の内数
令和2年度予算額	14,326百万円の内数

・ 果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

令和3年度予算額	5,142百万円の内数
令和2年度予算額	5,687百万円の内数
(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)	

・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和3年度予算額	1,367百万円の内数
令和2年度予算額	1,370百万円の内数

・ 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

令和3年度予算額	4,398百万円の内数
令和2年度予算額	4,627百万円の内数

・ 林業施設整備等利子助成事業

令和3年度予算額	389百万円の内数
令和2年度予算額	315百万円の内数

・ 治山事業

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

・ 森林整備事業

令和3年度予算額	124,803百万円の内数
令和2年度予算額	138,195百万円
(うち、臨時・特別の措置15,934百万円)の内数	

・ 漁業経営基盤強化金融支援事業

令和3年度予算額	307百万円の内数
令和2年度予算額	82百万円の内数

4-12 平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年（2018年）台風第24号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

4-13

令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和3年度予算額	14,545百万円の内数
令和2年度予算額	14,326百万円の内数

・果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

令和3年度予算額	5,142百万円の内数
令和2年度予算額	5,687百万円の内数

（ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置）

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和3年度予算額	1,367百万円の内数
令和2年度予算額	1,370百万円の内数

・農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

令和3年度予算額	4,398百万円の内数
令和2年度予算額	4,627百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和3年度予算額	389百万円の内数
令和2年度予算額	315百万円の内数

・治山事業

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
----------	--------------

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額	81,530百万円
----------	-----------

（うち、臨時・特別の措置20,827百万円）の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

令和3年度予算額	124,803百万円の内数
----------	---------------

令和2年度予算額 138,195百万円

（うち、臨時・特別の措置15,934百万円）の内数

・漁業経営基盤強化金融支援事業

令和3年度予算額	307百万円の内数
令和2年度予算額	82百万円の内数

4-14 令和元年房総半島台風に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年（2019年）台風第15号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和3年度予算額	14,545百万円の内数
令和2年度予算額	14,326百万円の内数

・果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

令和3年度予算額	5,142百万円の内数
令和2年度予算額	5,687百万円の内数

（ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置）

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和3年度予算額	1,367百万円の内数
令和2年度予算額	1,370百万円の内数

・農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

令和3年度予算額	4,398百万円の内数
令和2年度予算額	4,627百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和3年度予算額	389百万円の内数
令和2年度予算額	315百万円の内数

・治山事業

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
----------	--------------

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

- ・森林整備事業
令和3年度予算額 124,803百万円の内数
令和2年度予算額 138,195百万円
(うち、臨時・特別の措置15,934百万円)の内数
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和3年度予算額 307百万円の内数
令和2年度予算額 82百万円の内数

4-15 令和元年東日本台風に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年(2019年)台風第19号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、台風第19号等による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和3年度予算額 14,545百万円の内数
令和2年度予算額 14,326百万円の内数
- ・果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策等)
令和3年度予算額 5,142百万円の内数
令和2年度予算額 5,687百万円の内数
(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
令和3年度予算額 1,367百万円の内数
令和2年度予算額 1,370百万円の内数
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
令和3年度予算額 4,398百万円の内数
令和2年度予算額 4,627百万円の内数
- ・林業施設整備等利子助成事業

令和3年度予算額 389百万円の内数
令和2年度予算額 315百万円の内数

- ・治山事業
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和2年度予算額 81,530百万円
(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・森林整備事業
令和3年度予算額 124,803百万円の内数
令和2年度予算額 138,195百万円
(うち、臨時・特別の措置15,934百万円)の内数
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和3年度予算額 307百万円の内数
令和2年度予算額 82百万円の内数

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進
国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた長野県等において治水対策を行うとともに、宮城県等において土砂災害対策を集中的に行う。
令和3年度予算額 836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数
令和2年度予算額 1,019,289百万円
(うち、臨時・特別の措置192,698百万円)の内数
※この他に防災・安全交付金の内数
- ・道路事業
国土交通省においては、広範囲で浸水による道路損傷が発生した国道349号において、大規模災害復興法に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。
令和3年度予算額 22,834百万円の内数
- ・被災鉄道の復旧支援
国土交通省においては、令和元年台風第19号により被災した鉄道の早期復旧を図るため、経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う災害復旧事業について支援を行う。

4-16 令和2年7月豪雨に関する復興対策

(1) 令和2年7月豪雨に関する復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、被災者への法的支援として、「改正総合法律支援法」に基づく被災者法律相談援助（被災者の資力を問わない無料法律相談）の業務を実施する。

(2) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年7月豪雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和3年度予算額	14,545百万円の内数
令和2年度予算額	14,326百万円の内数

・果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

令和3年度予算額	5,142百万円の内数
令和2年度予算額	5,687百万円の内数

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和3年度予算額	1,367百万円の内数
令和2年度予算額	1,370百万円の内数

・農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

令和3年度予算額	4,398百万円の内数
令和2年度予算額	4,627百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和3年度予算額	389百万円の内数
令和2年度予算額	315百万円の内数

・治山事業

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	81,530百万円
（うち、臨時・特別の措置20,827百万円）の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

・森林整備事業

令和3年度予算額	124,803百万円の内数
令和2年度予算額	138,195百万円
（うち、臨時・特別の措置15,934百万円）の内数	

・漁業経営基盤強化金融支援事業

令和3年度予算額	307百万円の内数
令和2年度予算額	82百万円の内数

(3) 国土交通省の対策

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた熊本県等において治水対策及び土砂災害対策を行う。

令和3年度予算額	836,684百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数	

・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、令和2年7月豪雨により被災した鉄道の早期復旧を図るため、経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う災害復旧事業について支援を行う。

4-17 その他の災害に関する復興対策

(1) 自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行う。

令和3年度予算額	24百万円
令和2年度予算額	24

(2) 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和2年度予算額	81,530百万円
（うち、臨時・特別の措置20,827百万円）の内数	
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(3) 三宅島噴火災害に関する対策

- ・農林水産省においては、治山事業を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和2年度予算額 81,530百万円

(うち、臨時・特別の措置20,827百万円)の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

第5章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進する。

令和3年度予算額	236百万円
令和2年度予算額	236

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」が国内外において定着し、着実に実施されるため、我が国の取組を共有するとともに、各国の防災実務者の能力強化を図り、「仙台防災枠組2015-2030」の定着に資する国際防災協力を検討する。

令和3年度予算額	12百万円
令和2年度予算額	12

(3) 原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

内閣府においては、諸外国の事例を参考にした原子力防災に係る取組の継続的な充実・改善のため、国際原子力機関（IAEA）の国際基準等や諸外国の制度・運用の調査・研究等を実施する。

令和3年度予算額	431百万円の内数
令和2年度予算額	368百万円の内数

(4) 消防用機器等の国際動向への対応

消防庁においては、消防用機器等をめぐる国際動向を踏まえ、各種の規格・基準の整備等を含む必要な対応について調査・検討を行う。

令和3年度予算額	5百万円
令和2年度予算額	6

(5) 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

消防庁においては、東南アジア諸国等における消防制度の整備状況や消防用機器等の導入実態の把握や、国内の製造事業者、認証機関等との海外展開に向けた制度的課題の検討等を通じて、日本規格適合品の海外展開を促進するとともに、東南アジア諸国等において消防技術に係る国際協力や日本の規格・認証制度の普及を図る。

令和3年度予算額	19百万円
令和2年度予算額	21

(6) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、国際消防救助隊の連携訓練やセミナーの開催など、教育訓練の一層の充実を図る。

令和3年度予算額	18百万円
令和2年度予算額	16

(7) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、国連防災機関（UNDRR）への拠出等を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（OCHA）の活動等を支援する。

令和3年度予算額	728百万円 (UNDRR：485百万円、OCHA：101百万円、その他142百万円)
令和2年度予算額	769 (UNDRR：494、OCHA：130、その他145)

(8) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な取組を通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献する。

(9) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連における防災と水に関する国際会議等の活動の支援を通して、水防災に係る国際目標の達成等に向けた活動を推進する。

令和3年度予算額	65百万円
令和2年度予算額	65

(10) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

(11) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。

(12) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」への参画や、各国関係機関との合同油防除訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進する。

令和3年度予算額	1百万円
令和2年度予算額	2

2 二国間協力**(1) 消防の国際協力及び国際貢献の推進**

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを、主にアジア圏内の国を対象に開催し、相手国の消防防災能力の向上を図る。また、日韓両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を行う日韓消防行政セミナーを開催し、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図る。

令和3年度予算額	5百万円
令和2年度予算額	5

(2) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等において、日本企業による消防用機器等の紹介、展示の場を設け、我が国企業と相手国消防防災関係者との関係構築を図る。

令和3年度予算額	35百万円
令和2年度予算額	35

(3) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行う。

令和3年度予算額	JICA運営費交付金及び無償資金協力等の内数
令和2年度予算額	JICA運営費交付金及び無償資金協力等の内数

(4) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するSATREPSにより、研究分野の一つとして防災分野における協力を行う。

令和3年度予算額	JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金の内数
令和2年度予算額	JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金の内数

(5) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、防災面での課題を抱えた新興国等を対象に、両国の産学官が参画

し、平常時から防災分野の二国間協力関係を強化するとともに本邦防災技術の海外展開を図る「防災協働対話」の取組を引き続きインドネシアやベトナム、トルコ等で実施する。さらに、ダム再生案件等の海外の関心が高い分野について、本邦技術の優位性を実感させるワークショップを発注者となる相手国の技術者に対して行う。また、加えて産学官の協力体制を構築する組織である「日本防災プラットフォーム」と協力し、引き続き海外展開を推進する。

令和3年度予算額 40百万円

令和2年度予算額 40

第3部

令和3年度の防災に関する計画

附 属 资 料

附属資料 目次

1. 我が国の国土の状況

- 附属資料 1 世界のマグニチュード6以上の震源分布と
プレート境界 ……………附- 1
- 附属資料 2 世界の火山の分布状況 ……………附- 1
- 附属資料 3 我が国の海溝型地震の発生領域と主要活断層の分布 ……附- 2
- 附属資料 4 我が国の活火山の分布 ……………附- 4

2. 災害の状況

- 附属資料 5 我が国の主な地震被害（明治以降） ……………附- 5
- 附属資料 6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況 ……附- 6
- 附属資料 7 自然災害における死者・行方不明者数 ……………附- 7
- 附属資料 8 自然災害による死者・行方不明者内訳 ……………附- 8
- 附属資料 9 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降） ……附- 9
- 附属資料 10 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況 ……附-16
- 附属資料 11 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降） ……附-17
- 附属資料 12 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降） ……附-20
- 附属資料 13 過去5年の激甚災害の適用実績 ……………附-25
- 附属資料 14 令和2年以降に発生した主な災害における
各府省の対応 ……………附-26
- 附属資料 15 施設関係等被害額及び同被害額の国内総生産に対する
比率の推移 ……………附-31
- 附属資料 16 令和元年発生災害による災害別施設関係等被害額 ……附-31
- 附属資料 17 阪神・淡路大震災、東日本大震災、
スマトラ島沖大地震の比較 ……………附-32
- 附属資料 18 東日本大震災における被害額の推計 ……………附-33
- 附属資料 19 我が国の主な火山噴火及び噴火災害 ……………附-34
- 附属資料 20 土砂災害の発生状況の推移 ……………附-35
- 附属資料 21 短時間強雨の増加傾向 ……………附-35
- 附属資料 22 竜巻等の発生確認回数 ……………附-36
- 附属資料 23 1900年以降の世界の主な自然災害の状況 ……………附-37
- 附属資料 24 1900年以降に発生した地震の規模の
大きなもの上位10位 ……………附-40
- 附属資料 25 令和2年以降に発生した世界の主な自然災害 ……附-40

3. 法制度

- 附属資料 26 戦後の防災法制度・体制の歩み …………… 附-44
- 附属資料 27 主な災害対策関係法律の類型別整理表 …………… 附-45
- 附属資料 28 防災基本計画の構成と体系 …………… 附-46
- 附属資料 29 防災基本計画の主な修正経緯 …………… 附-47

4. 体制

- 附属資料 30 中央防災会議の組織について …………… 附-49
- 附属資料 31 近年の中央防災会議の開催状況（平成23年度以降） …… 附-50
- 附属資料 32 中央防災会議専門調査会の設置状況 …………… 附-51

5. 予算

- 附属資料 33 年度別防災関係予算額 …………… 附-52
- 附属資料 34 地震対策緊急整備事業計画について …………… 附-54
- 附属資料 35 地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等 …………… 附-55

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

- 附属資料 36 日赤病院・救急救命センター・災害拠点病院数 …………… 附-56
- 附属資料 37 公共インフラ等の耐震化の状況 …………… 附-57
- 附属資料 38 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移 …………… 附-57
- 附属資料 39 公立小中学校施設の耐震化の状況 …………… 附-58

7. 防災業務に従事する人員の状況

- 附属資料 40 消防団員数の推移 …………… 附-59
- 附属資料 41 消防団員の年齢構成比率の推移 …………… 附-59
- 附属資料 42 水防団員の推移 …………… 附-60
- 附属資料 43 自主防災組織の推移 …………… 附-60
- 附属資料 44 地方防災会議の委員に占める女性委員の割合
（都道府県別、令和2年） …………… 附-61

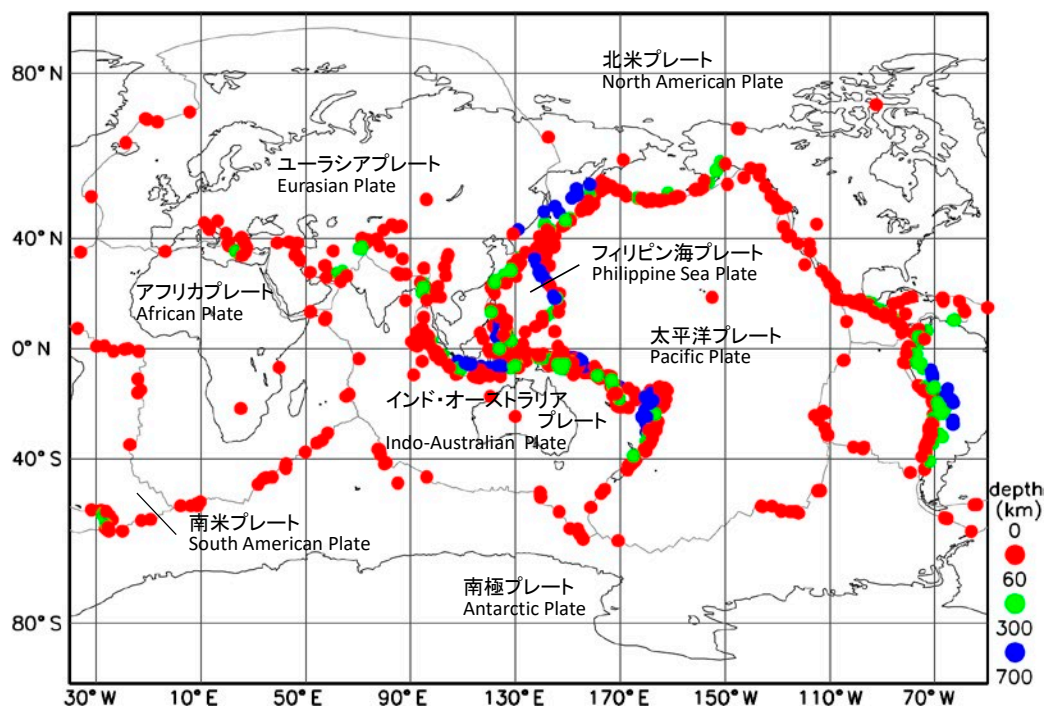
8. 各種施策の状況

- 附属資料 45 ハザードマップの整備状況 …………… 附-62
- 附属資料 46 災害が想定される市区町村における
避難勧告等の発令基準の策定状況 …………… 附-62
- 附属資料 47 市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段 …… 附-63
- 附属資料 48 都道府県間の応援協定に基づく応援回数と
民間機関等との応援協定の締結状況 …………… 附-64
- 附属資料 49 市区町村の応援協定の締結状況 …………… 附-65
- 附属資料 50 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況 …… 附-66

附属資料51	防災訓練の実施状況	附-67
附属資料52	震災訓練の実施状況	附-68
附属資料53	津波対策の実施状況	附-69
9. 我が国の国際協力の状況		
附属資料54	各府省庁における国際協力に関する事業一覧	附-70
附属資料55	技術協力プロジェクト事業における 防災関係の事例（令和2年度）	附-72
10. その他		
附属資料56	地震保険の契約件数等の推移	附-74
附属資料57	自助、共助、公助の対策に関する意識	附-74
附属資料58	気象庁震度階級関連解説表	附-75
附属資料59	特別警報発表基準	附-79
附属資料60	5段階の警戒レベルを用いた避難情報 (水害・土砂災害)	附-80
附属資料61	学習指導要領等における主な防災教育関連記述	附-81

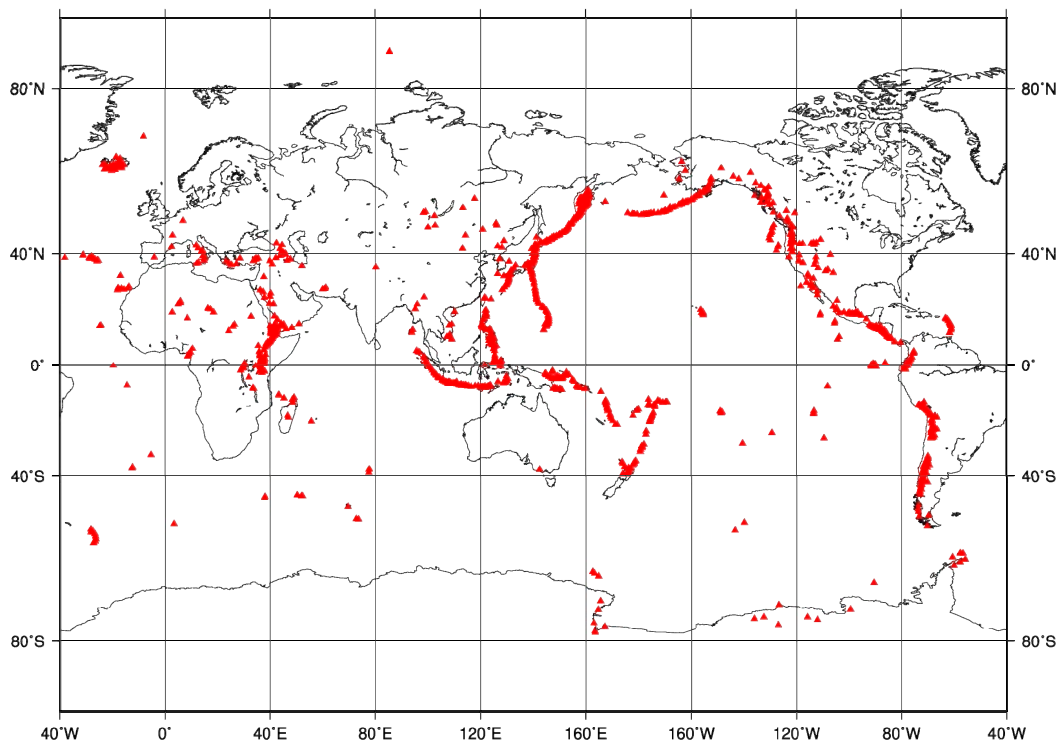
1. 我が国の国土の状況

附属資料1 世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界



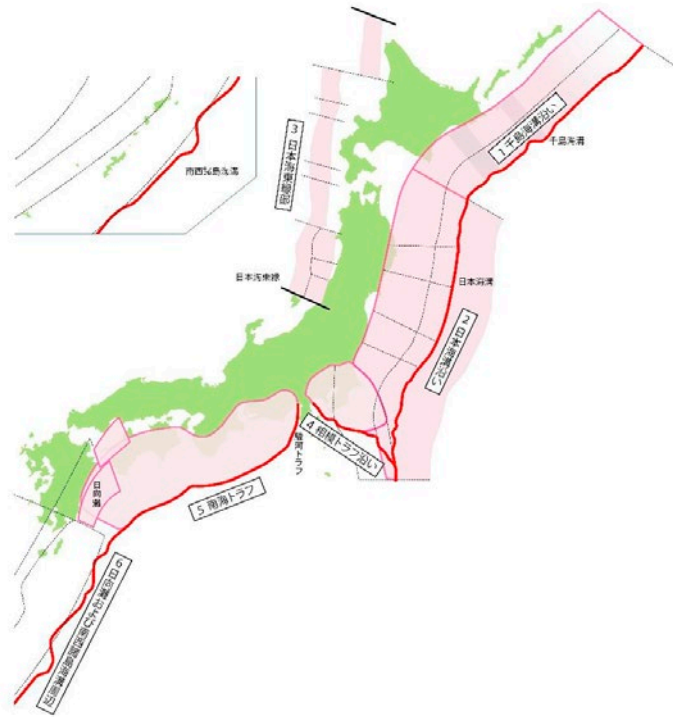
注) 2011年～2020年
 出典：アメリカ地質調査所の震源データより気象庁作成

附属資料2 世界の火山の分布状況

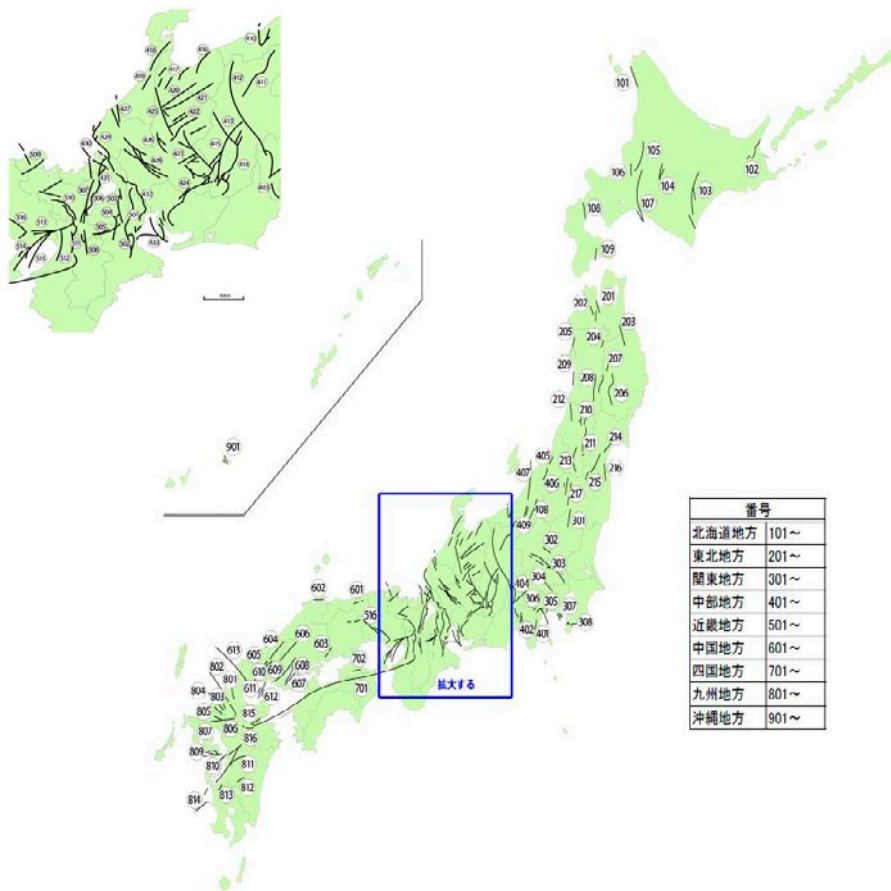


注) 火山は過去概ね1万年間に活動のあったもの。
 出典：(スミソニアン自然史博物館 (アメリカ) の Global Volcanism Program による火山データをもとに、気象庁において作成。

海溝型地震の発生領域



主要活断層帯の分布



出典：文部科学省資料

番号	断層の名称	番号	断層の名称
101	サロベツ断層帯	424	屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯
102	標津断層帯	425	庄川断層帯
103	十勝平野断層帯	426	長良川上流断層帯
104	富良野断層帯	427	福井平野東縁断層帯
105	増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯	428	濃尾断層帯
106	当別断層	429	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯
107	石狩低地東縁断層帯	430	野坂・集福寺断層帯
108	黒松内低地断層帯	431	湖北山地断層帯
109	函館平野西縁断層帯	432	養老－桑名－四日市断層帯
201	青森湾西岸断層帯	433	伊勢湾断層帯
202	津軽山地西縁断層帯	501	鈴鹿東縁断層帯
203	折爪断層	502	布引山地東縁断層帯
204	花輪東断層帯	503	鈴鹿西縁断層帯
205	能代断層帯	504	頓宮断層
206	北上低地西縁断層帯	505	木津川断層帯
207	雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯	506	琵琶湖西岸断層帯
208	横手盆地東縁断層帯	507	三方・花折断層帯
209	北由利断層	508	京都盆地－奈良盆地断層帯南部(奈良盆地東縁断層帯)
210	新庄盆地断層帯	509	山田断層帯
211	山形盆地断層帯	510	三峠・京都西山断層帯
212	庄内平野東縁断層帯	511	生駒断層帯
213	長井盆地西縁断層帯	512	上町断層帯
214	長町－利府線断層帯	513	有馬－高槻断層帯
215	福島盆地西縁断層帯	514	六甲・淡路島断層帯
216	双葉断層	515	大阪湾断層帯
217	会津盆地西縁・東縁断層帯	516	山崎断層帯
301	関谷断層	601	鹿野－吉岡断層
302	大久保断層	602	穴道(鹿島)断層
303	深谷断層帯・綾瀬川断層(関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯)	603	長者ヶ原－芳井断層
304	立川断層帯	604	弥栄断層
305	伊勢原断層	605	地福断層
306	塩沢断層帯・平山－松田北断層帯・国府津－松田断層帯(神縄・国府津－松田断層帯)	606	筒賀断層
307	三浦半島断層群	607	広島湾－岩国沖断層帯
308	鴨川低地断層帯	608	安芸灘断層帯
401	北伊豆断層帯	609	岩国－五日市断層帯
402	富士川河口断層帯	610	大原湖断層
403	身延断層	611	小郡断層
404	曾根丘陵断層帯	612	周防灘断層帯
405	櫛形山脈断層帯	613	菊川断層帯
406	月岡断層帯	701	中央構造線断層帯(金剛山地東縁－由布院)
407	長岡平野西縁断層帯	702	長尾断層帯
408	六日町断層帯	801	福智山断層帯
409	十日町断層帯	802	西山断層帯
410	高田平野断層帯	803	宇美断層
411	長野盆地西縁断層帯(信濃川断層帯)	804	警固断層帯
412	糸魚川－静岡構造線断層帯	805	日向峠－小笠木峠断層帯
413	境峠・神谷断層帯	806	水縄断層帯
414	伊那谷断層帯	807	佐賀平野北縁断層帯
415	木曾山脈西縁断層帯	809	雲仙断層群
416	魚津断層帯	810	布田川断層帯・日奈久断層帯
417	砺波平野断層帯・呉羽山断層帯	811	緑川断層帯
418	邑知瀧断層帯	812	人吉盆地南縁断層
419	森本・富樫断層帯	813	出水断層帯
420	牛首断層帯	814	甑断層帯
421	跡津川断層帯	815	日出生断層帯
422	高山・大原断層帯	816	万年山・崩平山断層帯
423	阿寺断層帯	901	宮古島断層帯

出典：文部科学省資料

2. 災害の状況

附属資料5 我が国の主な地震被害（明治以降）

災害名		年月日	死者・行方不明者数
濃尾地震	(M8.0)	1891年(明治24年)10月28日	7,273人
明治三陸地震津波	(M8.1 ₄)	1896年(明治29年)6月15日	約2万2,000人
関東大地震	(M7.9)	1923年(大正12年)9月1日	約10万5,000人
北丹後地震	(M7.3)	1927年(昭和2年)3月7日	2,925人
昭和三陸地震津波	(M8.1)	1933年(昭和8年)3月3日	3,064人
鳥取地震	(M7.2)	1943年(昭和18年)9月10日	1,083人
東南海地震	(M7.9)	1944年(昭和19年)12月7日	1,251人
三河地震	(M6.8)	1945年(昭和20年)1月13日	2,306人
南海地震	(M8.0)	1946年(昭和21年)12月21日	1,443人
福井地震	(M7.1)	1948年(昭和23年)6月28日	3,769人
十勝沖地震	(M8.2)	1952年(昭和27年)3月4日	33人
1960年チリ地震津波	(Mw9.5)	1960年(昭和35年)5月23日	142人
新潟地震	(M7.5)	1964年(昭和39年)6月16日	26人
1968年十勝沖地震	(M7.9)	1968年(昭和43年)5月16日	52人
1974年伊豆半島沖地震	(M6.9)	1974年(昭和49年)5月9日	30人
1978年伊豆大島近海の地震	(M7.0)	1978年(昭和53年)1月14日	25人
1978年宮城県沖地震	(M7.4)	1978年(昭和53年)6月12日	28人
昭和58年(1983年)日本海中部地震	(M7.7)	1983年(昭和58年)5月26日	104人
昭和59年(1984年)長野県西部地震	(M6.8)	1984年(昭和59年)9月14日	29人
平成5年(1993年)北海道南西沖地震	(M7.8)	1993年(平成5年)7月12日	230人
平成7年(1995年)兵庫県南部地震	(M7.3)	1995年(平成7年)1月17日	6,437人
平成16年(2004年)新潟県中越地震	(M6.8)	2004年(平成16年)10月23日	68人
平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	(M7.2)	2008年(平成20年)6月14日	23人
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	(Mw9.0)	2011年(平成23年)3月11日	2万2,303人
平成28年(2016年)熊本地震	(M6.5)	2016年(平成28年)4月14日	273人
	(M7.3)	4月16日	
平成30年北海道胆振東部地震	(M6.7)	2018年(平成30年)9月6日	43人

※Mw: モーメントマグニチュード

注)

1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える地震被害、戦後については死者・行方不明者が20人を超える地震被害を掲載した。
2. 関東大地震の死者・行方不明者数は、理科年表(2006年版)の改訂に基づき、約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
3. 平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の死者・行方不明者については平成18年5月19日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
4. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の死者(震災関連死含む)・行方不明者数については令和3年3月1日現在。
5. 平成28年(2016年)熊本地震については平成31年4月12日現在(震災関連死含む)。

出典：理科年表、消防庁資料、警察庁資料、日本被害地震総覧、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料

附属資料6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17 ~ 18	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21.12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14 ~ 15	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15 ~ 17	アイオン台風	四国から東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2 ~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26.10. 13 ~ 15	ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部、東北北部	33人
28. 6. 25 ~ 29	大雨 (前線)	九州、四国、中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16 ~ 24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8 ~ 12	風害 (低気圧)	北日本、近畿	670人
9. 25 ~ 27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道、四国)	1,761人
32. 7. 25 ~ 28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26 ~ 28	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26 ~ 27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く、特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸、三陸海岸、志摩海岸	142人
38. 1	昭和38年1月豪雪	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟、秋田、山形	26人
40. 9. 10 ~ 18	台風第23、24、25号	全国 (特に徳島、兵庫、福井)	181人
41. 9. 23 ~ 25	台風第24、26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317人
42. 7 ~ 8	7、8月豪雨	中部以西、東北部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3 ~ 15	台風第6、7、9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州、島根、広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8 ~ 14	台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川、岡山)	171人
52. 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101人
52. 8. 7 ~ 53. 10	有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海の地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54.10. 17 ~ 20	台風第20号	全国 (特に東海、関東、東北)	115人
55.12 ~ 56. 3	雪害	東北、北陸	152人
57. 7 ~ 8	7、8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎、熊本、三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田、青森	104人
7. 20 ~ 29	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に島根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12 ~ 59. 3	雪害	東北、北陸 (特に新潟、富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61.11. 15 ~ 12. 18	伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2.11. 17 ~ 7. 6. 3	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31 ~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31 ~ 13. 6. 28	有珠山噴火	北海道	-
6. 25 ~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 (M6.5)	東京都	1人
16.10. 20 ~ 21	台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12 ~ 18. 3	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年 (2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城、岩手)	23人
22. 12 ~ 23. 3	雪害	北日本から西日本にかけての日本海側	131人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城、岩手、福島)	22,303人
23. 8. 30 ~ 23. 9. 5	平成23年台風第12号	近畿、四国	98人
23. 11 ~ 24. 3	平成23年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	133人
24. 11 ~ 25. 3	平成24年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	104人
25. 11 ~ 26. 3	平成25年の大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	95人
26. 8. 20	平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	77人
26. 9. 27	平成26年 (2014年) 御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
28. 4. 14 及び 4. 16	平成28年 (2016年) 熊本地震 (M7.3)	九州地方	273人
30. 6. 28 ~ 7. 8	平成30年 (2018年) 7月豪雨	全国 (特に広島、岡山、愛媛)	271人
30. 9. 6	平成30年北海道胆振東部地震 (M6.7)	北海道	43人
令和 1.10. 10 ~ 1.10. 13	令和元年東日本台風	関東、東北地方	108人
2. 7. 3 ~ 2. 7. 31	令和2年 (2020年) 7月豪雨	全国 (特に九州地方)	86人

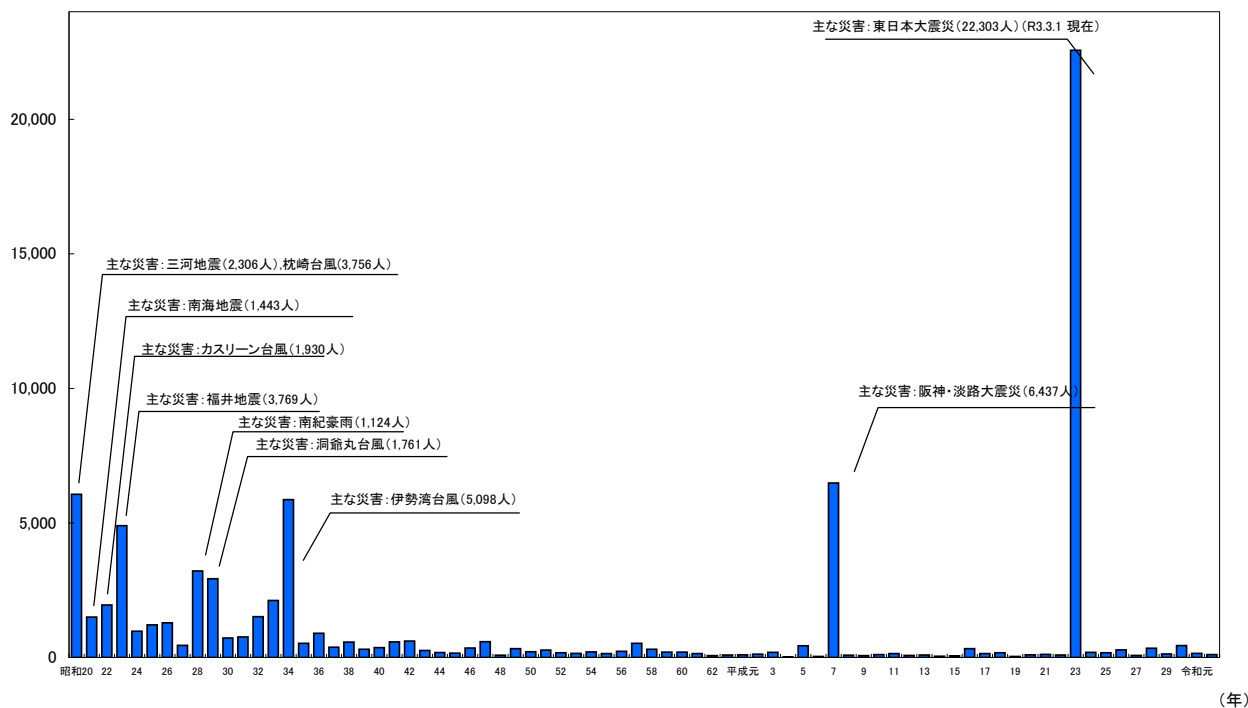
注)

1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のもののみか、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成18年5月19日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
4. 東日本大震災の死者 (災害 (震災) 関連死含む) ・行方不明者数については令和2年3月1日現在の数値。
5. 令和元年東日本台風の被害は令和2年10月13日時点のもの。
6. 令和2年7月豪雨の被害は令和3年2月26日時点のもの。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、兵庫県資料をもとに内閣府作成

附属資料7 自然災害における死者・行方不明者数

(人)



年	人	年	人	年	人	年	人	年	人
昭和20	6,062	37	381	54	208	8	84	25	173
21	1,504	38	575	55	148	9	71	26	283
22	1,950	39	307	56	232	10	109	27	77
23	4,897	40	367	57	524	11	141	28	344
24	975	41	578	58	301	12	78	29	129
25	1,210	42	607	59	199	13	90	30	444
26	1,291	43	259	60	199	14	48	令和元	155
27	449	44	183	61	148	15	62	2	107
28	3,212	45	163	62	69	16	327		
29	2,926	46	350	63	93	17	148		
30	727	47	587	平成元	96	18	177		
31	765	48	85	2	123	19	39		
32	1,515	49	324	3	190	20	101		
33	2,120	50	213	4	19	21	115		
34	5,868	51	273	5	438	22	89		
35	528	52	174	6	39	23	22,566		
36	902	53	153	7	6,482	24	190		

(注) 平成7年死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死919人を含む(兵庫県資料)
 令和2年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 出典: 昭和20年は主な災害による死者・行方不明者(理科年表による)。昭和21~27年は日本気象災害年報、昭和28年~37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

附属資料8 自然災害による死者・行方不明者内訳

年	風水害	地震・津波	火山	雪害	その他	合計
平成5年	183	234	1	9	11	438
6	8	3	0	21	7	39
7	19	6,437	4	14	8	6,482
8	21	0	0	28	35	84
9	51	0	0	16	4	71
10	80	0	0	28	1	109
11	109	0	0	29	3	141
12	19	1	0	52	6	78
13	27	2	0	59	2	90
14	20	0	0	26	2	48
15	48	2	0	12	0	62
16	240	68	0	16	3	327
17	43	1	0	98	6	148
18	87	0	0	88	2	177
19	14	16	0	5	4	39
20	22	24	0	48	7	101
21	76	1	0	35	3	115
22	31	0	0	57	1	89
23	136	22,303	0	125	2	22,566
24	52	0	0	138	0	190
25	75	0	0	92	6	173
26	112	0	63	108	0	283
27	28	0	0	49	0	77
28	45	267	0	32	0	344
29	60	0	0	68	1	129
30	285	49	1	103	6	444
令和元年	123	0	0	32	0	155
令和2年	92	0	0	15	0	107

注) 本表は、対象年の1月1日から12月31日の死者・行方不明者数を表す。

令和2年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

平成23年に起きた災害のうち「地震・津波」欄のうち、東日本大震災分は、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（令和3年3月9日）」により、死者（震災関連死を含む）・行方不明者22,303人となっている。

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料9 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降）

（計数：令和3年3月29日現在）

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
阪神・淡路大震災 （平成7年1月17日）	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害。国・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。	6,437	43,792	104,906	144,274	—	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対策本部設置（※1） 非常災害対策本部設置 総理大臣視察 政府調査団派遣 災害救助法適用 特定非常災害法適用 激甚災害指定
東日本大震災 （平成23年3月11日）	最大震度7 津波により、岩手県、宮城県及び福島県を始めとする東日本沿岸を中心に、甚大な被害が発生。	22,303	6,242	122,005	283,156	1,489	<ul style="list-style-type: none"> 緊急災害対策本部設置 緊急災害現地対策本部設置 総理大臣視察 政府調査団派遣 防災担当大臣視察 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 特定非常災害法適用 激甚災害指定
平成12年有珠山噴火 （平成12年3月31日～平成13年6月28日）	気象庁が緊急火山情報を発表し、住民が噴火前に事前避難したために、人的被害なし。	—	—	119	355	—	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 非常災害現地対策本部設置 総理大臣視察 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成12年三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 （平成12年6月25日～平成17年3月31日）	山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成。火山ガスの大量放出が続き、三宅村の全住民に対し避難指示が出されたため、全住民が島外での避難生活を余儀なくされた。	1	15	15	20	—	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 総理大臣視察 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成16年台風第23号 （平成16年10月18日～21日）	近畿、四国地方を中心とする全国で河川の増水や土砂災害、波浪等によって、極めて多くの人的被害が発生、円山川水系円山川、出石川等で堤防の破堤・溢水。	98	555	909	7,776	14,323	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成16年（2004年）新潟県中越地震 （平成16年10月23日）	最大震度7 家屋の倒壊、土砂崩れ等により多くの人的被害、孤立地域、避難者が発生したほか、住宅、ライフライン、交通機関、農地等に多大な被害発生。	68	4,805	3,175	13,810	—	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 総理大臣視察 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定 特定非常災害法適用
福岡県西方沖を震源とする地震 （平成17年3月20日）	最大震度6弱 玄界島等における家屋の倒壊、福岡市内におけるビル窓ガラスの落下が発生。	1	1,204	144	353	—	<ul style="list-style-type: none"> 総理大臣視察 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 離島振興法適用
平成17年台風第14号 （平成17年9月4日～8日）	九州地方を中心とする記録的な大雨、土砂災害によって、多くの人的被害が発生。	29	177	1,217	3,896	3,551	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成18年豪雪 （平成17年12月～平成18年3月）	昭和38年に次いで、昭和56年と並び戦後2番目となる死者・行方不明者数。	152	2,145	18	28	12	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法適用
平成18年梅雨前線による豪雨 （平成18年6月10日～7月29日）	長野県、鹿児島県等で土砂災害による死者が多数発生。	33	64	313	1,457	1,971	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成18年台風第13号 （平成18年9月15日～20日）	沖縄地方から九州地方にかけて暴風となり、宮崎県延岡市で竜巻による被害が発生。	10	446	121	518	251	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
北海道佐呂間町における竜巻 （平成18年11月7日）	竜巻による被害としては観測史上最も多い死者。	9	31	7	7	—	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用
平成19年（2007年）能登半島地震 （平成19年3月25日）	最大震度6強 高齢化率が高く過疎化が進む中山間地域が被災。	1	356	686	1,740	—	<ul style="list-style-type: none"> 総理大臣視察 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成19年台風第4号及び梅雨前線による大雨 （平成19年7月5日～31日）	7月に上陸した台風としては最強の勢力。各地で記録的な大雨。	7	75	33	33	434	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用 激甚災害指定
平成19年（2007年）新潟県中越沖地震 （平成19年7月16日）	最大震度6強 家屋の倒壊等により多くの人的被害が発生。住宅、ライフライン、交通機関のほか原子力発電所にも被害発生。	15	2,346	1,331	5,710	—	<ul style="list-style-type: none"> 総理大臣視察 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震 （平成20年6月14日）	最大震度6強 がけ崩れ等の土砂災害により多くの人的被害が発生。山間部の河川において多くの河道閉塞（天然ダム）が発生。	23	426	30	146	—	<ul style="list-style-type: none"> 総理大臣視察 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
岩手県沿岸北部を震源とする地震 (平成20年7月24日)	最大震度6弱 プレート内で発生した震源が深い型の地震。岩手・宮城内陸地震の被災地においても震度5弱以上を観測。	1	210	1	0	—	・政府調査団派遣
7月28日からの大雨 (平成20年7月28日～29日)	北陸地方や近畿地方などで局地的な大雨。 神戸市の都賀川で人的被害が発生。	6	13	6	16	585	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成20年8月末豪雨 (平成20年8月26日～31日)	各地で記録的な大雨となり、特に愛知県で多数の浸水被害が発生。	2	7	6	7	3,106	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成21年7月 中国・九州北部豪雨 (平成21年7月19日～26日)	梅雨前線により、山口県及び福岡県等で記録的な大雨。 山口県等で土砂災害により多数の死者が発生。	36	59	52	102	2,139	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成21年台風第9号 (平成21年8月8日～11日)	台風の影響で、中国、四国地方から東北地方にかけて大雨。 兵庫県で浸水等による人的・住家被害が発生。	27	23	183	1,130	974	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
駿河湾を震源とする地震 (平成21年8月11日)	最大震度6弱 のり面の崩壊により東名高速道路が通行止め。	1	319	0	6	—	
平成21年台風第18号 (平成21年10月6日～8日)	台風の影響で、沖縄地方から北海道の広い範囲で暴風・大雨。 愛知県で風雨による多数の住家一部破損や浸水被害が発生。	5	139	9	86	571	・激甚災害指定
チリ中部沿岸を震源とする地震による津波 (平成22年2月27日～28日)	27日正午過ぎ、チリ中部沿岸で地震が発生。翌28日に日本に津波が到達することから、28日9:33に大津波警報・津波警報が発表された。 養殖施設等、多数の水産被害が発生。	0	0	0	0	6	・激甚災害指定
平成22年梅雨前線による大雨 (平成22年6月11日～7月19日)	6月中旬から梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、断続的な活動が活発。九州南部では平年の2倍を超える雨量となった。 鹿児島県で大規模な土砂崩れ、広島県や岐阜県を中心に死者・行方不明者が生じた。	22	21	43	91	1,844	・総理大臣視察 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
鹿児島県奄美地方における大雨 (平成22年10月18日～25日)	前線が奄美地方に停滞し、この前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。 奄美地方では1時間に120ミリ以上の猛烈な雨となり、降り始めからの降水量が800ミリを超えた。	3	2	10	443	116	・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成22年の大雪等 (平成22年11月～平成23年3月)	年末年始にかけて、西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。鳥取県や島根県では、漁船が転覆、沈没する等の被害が発生した。	131	1,537	9	14	6	・関係閣僚会議 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用
霧島山（新燃岳）の噴火 (平成23年1月26日～9月7日)	新燃岳では、1月19日に小規模噴火したのち26日に小規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルを3（入山規制）に引き上げた。その後も9月上旬まで噴火を繰り返し、空振や噴石による窓ガラス破損等の被害が発生したほか噴火に伴う降灰が、鹿児島県霧島市、宮崎県都城市など山の南東側を中心に広い範囲で観測された。	0	52	0	0	—	・関係閣僚会議（2回） ・防災担当大臣視察 ・避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域指定 ・災害救助法適用
平成23年台風第6号 (平成23年7月12日～24日)	7月20日00時30分頃に徳島県南部に上陸。上陸時の最大風速は40m/sで、大型で強い勢力を保っていた。 西日本では記録的な大雨となり、四国地方では降り始めからの降水量が1000ミリを超えたところがある。	3	54	0	1	28	・激甚災害指定
平成23年7月 新潟・福島豪雨 (平成23年7月27日～30日)	新潟県、福島県会津では、27日昼ごろから雨が降り始め、28日から断続的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が降った。 新潟県と福島県では「平成16年7月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となった。	6	13	74	1,000	1,082	・政府調査団派遣（2回） ・防災担当大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年台風第12号 (平成23年8月30日～9月5日)	西日本から北日本にかけて、広い範囲で記録的な大雨となった。 特に紀伊半島では、降り始めの8月30日17時からの総降水量が多いところで1800ミリを超え、多数の河道閉塞が発生した。	98	113	380	3,159	5,500	・非常災害対策本部設置 ・総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・防災担当大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年台風第15号 (平成23年9月15日～22日)	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨となった。 9月15日0時から22日9時までの総降水量は、九州や四国の一部で1000ミリを超え、多くの地点で9月の降水量平年値の2倍を超えた。	20	425	34	1,524	2,270	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年の大雪等 (平成23年11月～24年3月)	日本海側を中心に記録的な大雪となり、累積降雪量が過去5年間の平均を28%上回るとともに、積雪の深さも過去30年間の平均の2倍以上となっている地域もある。	133	1,990	13	12	3	・関係閣僚会議（2回） ・防災担当大臣現地視察（2回） ・災害救助法適用
平成24年5月に発生した突風等 (平成24年5月6日)	東海地方から東北地方にかけて、落雷や突風、降ひょうが発生。茨城県常総市からつくば市においては、国内最大級の強さ（F3）と推定される竜巻が発生。栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては、統計史上2番目の長さとなる約32kmに及び被害をもたらした竜巻が発生するなど、複数の竜巻が発生した。	3	61	103	234	—	・政府調査団派遣 ・防災担当大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成24年台風第4号 (平成24年6月18日～20日)	台風と梅雨前線により、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で大雨となったほか、台風の進路に沿って、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で暴風、高波、高潮となった。	1	85	1	3	49	・激甚災害指定
平成24年6月21日から7月7日までの大雨 (平成24年6月21日～7月7日)	6月21日から7月7日にかけて、梅雨前線及び梅雨前線上に発生した黄海の低気圧の影響により、西日本から東日本及び北日本で雨が降り、九州など一部では大雨となった。	2	7	36 （※2）	180 （※2）	1,131 （※2）	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成24年7月九州北部豪雨 (平成24年7月11日～14日)	7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方では断続的に雷を伴って非常に激しい雨が降った。	33	34	276 （※3）	2,306 （※3）	2,574 （※3）	・総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成24年11月からの大雪等 (平成24年11月～25年3月)	北日本では、寒気の影響により低温となった日が続き、日本海側を中心に降雪量が多くなった。このため、青森県の酸ヶ湯で積雪の深さが566cmとなるなど、北日本日本海側を中心に記録的な積雪となった。	104	1,517	5	7	2	・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用
淡路島付近を震源とする地震 (平成25年4月13日)	最大震度6弱	0	34	8	97	—	・激甚災害指定
平成25年梅雨期における大雨等 (平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)	・6月8日から8月9日にかけて、梅雨前線が九州から本州付近に停滞し断続的に活動が活発となるとともに、高気圧の縁を回る暖かく非常に湿った空気の流入が梅雨明け後も継続した。また、この間、台風第4号及び7号が日本に接近した。このため、各地で大雨となった。	17	50	73	222	1,845	・総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（7回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年8月23日からの大雨等 (平成25年8月23日～28日)	前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、東日本の日本海側と西日本を中心に大雨となった。特に8月24日には島根県で、7月28日の豪雨に匹敵する記録的な大雨となった。また、北海道で大雨となったところがあった。	2	4	9	53	243	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年9月2日及び4日の竜巻等 (平成25年9月2日、4日、7日)	・9月2日、埼玉県さいたま市、越谷市、松伏町、千葉県野田市及び茨城県坂東市でF2の竜巻 ・9月4日、高知県宿毛市でF0、高知県安芸市でF0、栃木県鹿沼市から宇都宮市、塩谷郡塩谷町から矢板市でそれぞれF1、三重県伊勢市から小俣町でF0の竜巻 ・9月7日、北海道苫小牧市でF0の突風	0	67	13	38	0	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成25年台風第18号の大雨等 (平成25年9月15日～16日)	9月15日は東日本や北日本で局地的に激しい雨が降った。16日は、四国から北海道にかけての広い範囲で大雨となった。特に福井県、滋賀県、京都府では、記録的な大雨となった。また、F0～F1の竜巻が計10件発生した。	6	136	40	967	2,453	・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年台風第26号及び第27号 (平成25年10月14日～16日) (平成25年10月24日～26日)	東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に東京都大島町では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り、24時間雨量が824ミリに達するなど、記録的な大雨となった。	45	140	65	63	2,011	・総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年からの大雪等 (平成25年11月～26年3月)	・北日本から関東甲信越にかけて、広い範囲で記録的な大雪となった。 ・特に、2月14日から16日にかけては、甲府（山梨県）で114cm、秩父（埼玉県）で98cm、前橋（群馬県）で73cmになるなど、関東甲信越地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。	95	1,770	28	40	3	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用
平成26年台風第8号 (平成26年7月6日～7月11日)	・沖縄本島地方では記録的な大雨となった。 ・また、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨の降った所があった。	3	70	14	12	409	・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定 ・防災担当大臣から国民への呼びかけ
平成26年8月豪雨							
平成26年台風第12号及び第11号 (平成26年7月30日～8月11日)	<台風第12号> ・5日夜から中国地方や東北地方で大雨となり、特に山口県では、局地的に1時間に100ミリを超える猛烈な雨の降った所があった。 <台風第11号> 西日本から北日本の広い範囲で大雨となった。特に、高知県では7日から11日までの総降水量が多いところで1,000ミリを超えるなど、四国地方から東海地方にかけて総降水量が600ミリを超える大雨となった。また、大気の状態が非常に不安定となり、栃木県等で、竜巻などの激しい突風が吹いた。	5	93	22	374	1,529	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年8月15日からの大雨 (8月15日～8月26日) ※8月20日広島土砂災害を除く	・局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、16日と17日の2日間に降った雨の量が、京都府福知山市や岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となった。	8	7	38	332	2,240	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年8月20日広島土砂災害（平成26年8月19日からの大雨による広島県における被害）	・前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。 ・20日3時30分には、広島県で1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測したほか、24時間雨量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。	77	68	179	217	1,086	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年御嶽山噴火 (平成26年9月27日)	・9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生。 ・南側斜面を噴煙が流れ下り、3キロメートルを超えるのを観測したため、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げ。 ・火口4キロメートル以内の立入を規制。 ・この噴火により、登山者に多数の被害が生じた。	63	69	0	0	0	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用
長野県北部を震源とする地震 (平成26年11月22日)	最大震度6弱	0	46	81	133	—	・総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年の大雪等 (平成26年11月～27年3月)	強い冬型の気圧配置や低気圧と寒気の影響により、北日本から東日本の日本海側山沿いを中心に大雪に見舞われた。	83	1,029	9	12	5	・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・防災担当大臣から国民への呼びかけ（4回）

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
口永良部島噴火 【噴火警戒レベル5】 (平成27年5月29日)	<ul style="list-style-type: none"> 5月29日9時59分に新岳で爆発的噴火が発生。この噴火により黒灰色の噴煙が火口縁上9,000mまで上がり、火砕流が北西側（向江浜地区）海岸まで到達。 10時07分、気象庁は噴火警戒レベルを3から5（避難）へ引き上げ。 町営フェリー「太陽」等により噴火時島滞在者全員が屋久島へ避難（全員の無事を確認） 	0	1	確認中			<ul style="list-style-type: none"> 政府現地連絡調整室設置（鹿児島県屋久島町） 総理大臣現地視察 政府調査団派遣 災害救助法適用
箱根山噴火 【噴火警戒レベル3】 (平成27年6月30日)	<ul style="list-style-type: none"> 火口内でごく少量の火山灰の噴出を確認し、ごく小規模な噴火が発生したものとみられたことから、6月30日12時30分、気象庁は噴火警戒レベルを2から3（入山規制）へ引き上げ 同時刻、箱根町が火口から約1km以内の入山規制を行うとともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲郷別荘地の一部に避難指示を発令し、住民等が規制区域外へ避難 	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府情報先遣チーム派遣
平成27年台風第11号 (平成27年7月16日～7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風や台風に向かって暖かく湿った空気が入った影響で、西日本と東日本を中心に雨量が多くなった。特に、近畿地方では、24時間の積算雨量がこれまでの観測記録を更新し、平年の7月1ヶ月間に降る雨量を上回る大雨となった。 この影響で西日本を中心に、河川の氾濫、公共土木施設等の損壊、交通機関の運休等の被害が生じた。 	2	57	5	10	85	<ul style="list-style-type: none"> 防災担当大臣から国民への呼びかけ
桜島の火山活動 【噴火警戒レベル4】 (平成27年8月15日)	<ul style="list-style-type: none"> 8月15日07時頃から、島内を震源とする火山性地震が多発。また、山体膨張を示す急激な地殻変動を観測。 同10時15分、気象庁は噴火警戒レベルを3から4（避難準備）へ引き上げ（昭和火口及び南岳山頂火口から3km以内の有村町及び古里町で警戒が必要）。 同16時50分、鹿児島市は、有村町有村地区、古里町古里地区（火口から3km圏内）、黒神町塩屋ヶ元地区の住民に対し避難勧告を発令。 同18時10分、避難対象地区内全住民（51世帯77名）の避難が完了。 	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 政務官現地視察 内閣府リエゾン派遣
平成27年台風第15号 (平成27年8月22日～8月26日)	<ul style="list-style-type: none"> 25日6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸した台風は、強い勢力を保ったまま九州北部を北上し、25日中、日本海に達した。 沖縄県の石垣島で23日21時16分に71.0メートルの最大瞬間風速を観測したほか、台風や南から流れ込む暖かく湿った空気の影響で、三重県で25日一日の雨量が500ミリを超える等、南西諸島や西日本、東海地方で大雨となった。 	1	147	12	138	53	<ul style="list-style-type: none"> 激甚災害指定
平成27年9月関東・東北豪雨 【台風第18号を含む】 (平成27年9月9日～9月11日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第18号が9月9日9時半頃に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本海に進み、同日15時に温帯低気圧に変わった。 台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、栃木県、茨城県、宮城県に大雨特別警報が発表された。 	20	82	81	7,090	2,523	<ul style="list-style-type: none"> 防災担当大臣より関係省庁への要請事項の発出 内閣府情報先遣チーム派遣 政府調査団派遣 関係閣僚会議（2回） 総理大臣現地視察（2回） 防災担当大臣現地視察（2回） 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
阿蘇山噴火 【噴火警戒レベル3】 (平成27年9月14日)	<ul style="list-style-type: none"> 9月14日09時43分、中岳第一火口で噴火が発生し、同09時50分、気象庁は噴火速報を発表（平成27年8月の運用開始以降で初） 10時10分、気象庁は噴火警戒レベル2から3（入山規制）へ引き上げ（火口から概ね2kmの範囲で警戒が必要）。 同11時00分、地元自治体において、入山規制区域（火口から2km）の観光客等が全て避難を完了したことを確認。 	—	—	—	—	—	
平成27年台風第21号 (平成27年9月27日～28日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第21号は、28日の日中に猛烈な勢力で石垣島地方、与那国島地方に接近した。 与那国島では、28日15時41分に最大瞬間風速81.1メートルを観測し、統計開始以来の1位を更新。八重山地方を中心に猛烈な風が吹き、先島諸島では、うねりを伴い猛烈なしけとなったほか、沖縄本島地方で大しけとなった。 	0	0	5	23	0	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用
平成27年11月からの大雪等 (平成27年11月～28年3月)	平成28年1月は、急速に発達する低気圧の影響により広い範囲での大雪となり、関東地方の平野部でも積雪となった。また、強い冬型の気圧配置により、例年に比べ降雪のペースが早く、鹿児島県奄美大島で明治34年2月12日以来115年ぶり初雪を観測するなど普段降雪の少ない地域でも普段降雪の少ない地域降雪による被害をもたらした。	27	631	—	3	—	
平成28年（2016年）熊本地震 (平成28年4月14日、16日)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月14日21時26分 最大震度7 平成28年4月16日1時25分 最大震度7 	273	2,809	8,667	34,719	—	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 非常災害現地対策本部設置 総理大臣現地視察（3回） 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 特定非常災害法適用 大規模災害復興法一部適用 激甚災害指定
平成28年6月20日からの梅雨前線に伴う大雨 (平成28年6月20日～6月25日)	<ul style="list-style-type: none"> 西日本から東日本にかけて停滞する梅雨前線と前線上にある低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。 19日0時からの雨量が、九州の広い範囲及び中国地方・四国地方・伊豆諸島の一部で300ミリを超え、熊本県・大分県・宮崎県では500ミリを超えた所があった。 	7	12	37	165	520	<ul style="list-style-type: none"> 激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成28年台風第7号 (平成28年8月16日～8月18日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第7号は、関東地方及び東北地方の太平洋沿岸を北上し、8月17日17時半ごろ襟裳岬付近に上陸して北海道を縦断し、18日3時にサハリン付近で温帯低気圧となった。 台風第7号から変わった温帯低気圧の寒冷前線の通過に伴い、栃木県宇都宮市で18日3時14分までの1時間に83ミリの雨を観測するなど、関東地方では、局地的に猛烈な雨が降った。 8月16日0時から18日6時までの雨量は関東地方、東北地方、北海道地方の広い範囲で100ミリを超える大雨となった。 	0	5	0	9	67	・激甚災害指定
平成28年台風第11号及び第9号 (平成28年8月20日～8月23日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第11号は、8月20日9時に日本の東海上で発生し、東北地方に接近、21日23時過ぎに北海道釧路市付近に上陸して北海道を縦断し、22日3時にオホーツク海で温帯低気圧となった。 台風第9号は、8月22日12時半頃千葉県館山市付近に上陸し、関東地方、東北地方を縦断、23日6時には北海道日高地方中部に再び上陸して北海道を縦断したのち、23日12時にオホーツク海で温帯低気圧となった。 これらの台風や前線の影響で、東日本と北日本では大雨となり、8月20日0時から23日24時までの降水量は、静岡県伊豆市天城山で448.5ミリ、東京都青梅市青梅で297.5ミリ、北海道標津町糸檜柳で296.0ミリに達するなど、とりわけ北海道では、平年の8月の降水量の2倍近い大雨となった。 	2	76	6	19	665	・政府調査団派遣 ・激甚災害指定
平成28年台風第10号 (平成28年8月26日～8月31日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第10号は、8月30日朝に関東地方に接近、30日17時半頃に暴風域を伴ったまま岩手県大船渡市付近に上陸し、速度を上げながら東北地方を通過して日本海に抜ける特異な進路をたどり、31日に温帯低気圧となった。 台風が東北太平洋側に上陸したのは、気象庁が1951年に統計を開始して以来初めてであった。 	29	14	518	2,281	279	<ul style="list-style-type: none"> 政府現地連絡調整室設置 防災担当大臣から国民への呼びかけ 総理大臣現地視察（2回） 政府調査団派遣（2回） 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成28年台風12号 (平成28年9月1日～9月5日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第12号は、9月5日1時過ぎに長崎県長崎市付近に上陸したのち勢力を弱め、5日9時には対馬近海で熱帯低気圧となった。 	—	1	—	—	—	
平成28年台風13号 (平成28年9月6日～9月8日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第13号は、日本の南を北東に進んだ後、8日に東海道沖で温帯低気圧に変わった。 	1	2	15	42	112	
平成28年台風第16号 (平成28年9月16日～9月20日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第16号は、9月20日0時過ぎに強い勢力で鹿児島県大隅半島に上陸した後、四国沖を北東進し、同日13時半頃に和歌山県田辺市付近に再上陸し、更に同日17時過ぎに愛知県常陸市付近に再上陸した後、同日21時に東海道沖で温帯低気圧となった。 	1	47	8	65	509	・激甚災害指定
平成28年台風18号 (平成28年9月30日～10月5日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第18号は、10月3日に猛烈な勢力で久米島に接近し、その後、東シナ海を北上した後、日本海を東北東に進み5日21時に佐渡沖で温帯低気圧となった。 ※10月3日19時02分沖縄本島地方に特別警報（暴風、波浪、大雨、高潮）を発表、10月4日5時42分に全て解除 	—	14	—	1	—	・防災担当大臣から国民への呼びかけ（1回）
平成28年鳥取県中部を震源とする地震 (平成28年10月21日)	最大震度6弱	0	32	18	312	—	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
茨城県北部を震源とする地震 (平成28年12月28日)	最大震度6弱	0	2	0	1	—	—
平成29年3月27日 栃木県那須町の雪崩 (平成29年3月27日)	那須温泉ファミリースキー場で雪崩が発生し、登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれた。	8	40	—	—	—	—
平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び平成29年台風第3号（九州北部豪雨を含む） (平成29年6月30日～7月10日)	梅雨前線や台風第3号の影響により、九州北部地方を中心に局地的に猛烈な雨が降り、大雨となった。特に、7月5日から6日にかけては、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方で記録的な大雨となった。	44	39	338	1,101	223	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚会議（3回） 総理大臣現地視察 内閣府情報先遣チーム派遣 政府調査団派遣（2回） 現地連絡調整室設置 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定 防災担当大臣から国民への呼びかけ
平成29年7月22日から梅雨前線に伴う大雨 (平成29年7月22日～26日)	東北地方及び北陸地方付近に停滞する前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、前線の活動が活発となり22日から東北地方や北陸地方を中心に大雨となった。	0	0	3	44	618	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成29年台風第5号 (平成29年8月4日～8月9日)	7月21日に南鳥島近海で発生した台風第5号は、奄美地方に接近した後、和歌山県北部に上陸し、近畿地方を縦断、その後日本海を北東方向へ進み、8月9日3時に山形県沖で温帯低気圧に変わった。台風の動きが遅かったこともあり、奄美地方や西日本、東日本の各地で大雨となったほか、突風が確認されるなど、広い範囲に被害をもたらした。	2	51	5	6	47	・激甚災害指定
平成29年台風第18号 (平成29年9月13日～18日)	台風第18号は、9月13日に宮古島付近を北上した後、17日11時半頃に鹿児島県南九州市付近に上陸した。台風はその後、暴風域を伴ったまま日本列島に沿って北上し、18日21時にサハリンで温帯低気圧となった。台風や活発な前線の影響で、西日本から北日本にかけて猛烈な雨となった。	5	73	5	615	1,553	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成29年台風第21号 (平成29年10月21日～23日)	台風第21号は、10月21日から22日にかけて日本の南を北上し、23日3時頃、超大型・強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。台風はその後、広い暴風域を伴ったまま北東に進み、23日15時に北海道の東の海上で温帯低気圧となった。台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨となった。	8	245	13	485	2,794	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成29年からの大雪等 (平成29年11月～30年3月)	冬型の気圧配置がしばしば強まり、日本海側では大雪となったところがあり、2月上・中旬は発達した雪雲が日本海から盛んに流れ込み、福井（福井県）で日最深積雪が37年ぶりに140cmを超えるなど、多い所で平年の6倍を超える記録的な積雪を観測した北陸地方を中心に大雪に見舞われた。	116	1,539	9	18	13	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用
草津白根山の噴火 (平成30年1月23日)	・1月23日10時02分、噴火が発生。本白根山の鏡池付近から1キロメートル以上飛散する噴石を確認。 ・11時05分、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制）に引き上げ。 ・11時50分、噴火警戒レベルを2から3（入山規制）に引き上げ（鏡池付近からおおむね2kmの範囲では警戒が必要）。	1	11	0	0	0	—
島根県西部を震源とする地震 (平成30年4月9日)	最大震度5強	0	9	16	58	0	・被災者生活再建支援法適用
大分県中津市の土砂災害 (平成30年4月14日)	中津市耶馬溪町で土砂崩落	6	0	4	0	0	—
大阪府北部を震源とする地震 (平成30年6月18日)	最大震度6弱	6	462	21	483	0	・内閣府情報先遣チーム派遣 ・関係閣僚会議 ・総理大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成30年7月豪雨 (平成30年6月28日～7月8日)	前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となり、また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の連休等の交通障害が発生した。	271	449	6,783	11,342	6,982	・非常災害対策本部設置 ・関係閣僚会議 ・内閣府情報先遣チーム派遣 ・政府調査団派遣 ・内閣総理大臣現地視察（4回） ・防災担当大臣現地視察（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害指定 ・激甚災害指定
口永良部島の火山活動 【噴火警戒レベル4】 (平成30年8月15日)	8月8日頃から、火山性地震や火山ガスの放出量が多い状態で経過。8月15日0時頃からこれまでより深い場所で火山性地震が増加し、同日未明に最大でマグニチュード1.9（速報値）を観測。同日10時30分、噴火警戒レベルを4（避難準備）へ引上げ。	—	—	—	—	—	—
平成30年台風第21号 (平成30年9月4日～9月5日)	9月4日12時頃に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸し、その後14時頃には兵庫県神戸市に再び上陸し速度を上げながら近畿地方を縦断した。5日9時には間宮海峡で温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に、四国や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、これまでの観測記録を更新する記録的な高潮となったところがあった。	14	980	68	833	244	・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・激甚災害指定
平成30年北海道胆振東部地震 (平成30年9月6日)	最大震度7 道内全域で大規模停電が発生した。	43	782	469	1,660	—	・内閣府情報先遣チーム派遣 ・関係閣僚会議（9回） ・政府現地連絡調整室設置 ・政府調査団派遣 ・総理大臣現地視察 ・防災担当大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成30年台風第24号 (平成30年9月29日～10月1日)	9月29日から30日明け方にかけて、非常に強い勢力で沖縄地方に接近し、勢力を保ったまま、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸。その後、急速に加速しながら東日本から北日本を縦断し、10月1日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。	4	231	62	404	326	・激甚災害指定 ・被災者生活再建支援法適用
熊本県熊本地方を震源とする地震 (平成31年1月3日)	最大震度6弱	1	3	0	0	—	—
北海道胆振地方中東部を震源とする地震 (平成31年2月21日)	最大震度6弱	0	6	0	0	—	—
山形県沖を震源とする地震 (令和元年6月18日)	最大震度6強	0	43	0	28	—	・関係閣僚会議（2回） ・政府調査団派遣
6月下旬からの大雨 (令和元年6月28日～7月5日)	6月下旬から梅雨前線が西日本から東日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため前線の活動が活発となった。 6月28日から7月5日までの総降水量は、宮崎県えびの市えびので1,089.5ミリに達し、鹿児島県や宮崎県、熊本県では500ミリを超えたところがあり、記録的な大雨となった。	2	5	11	9	92	・関係閣僚会議（3回） ・内閣府情報先遣チーム派遣 ・激甚災害指定
梅雨前線に伴う大雨及び令和元年台風第5号 (令和元年7月17日～22日)	台風第5号周辺や太平洋高気圧の縁をまわって流れ込んだ暖かく湿った空気の影響で西日本では20日から21日にかけて局地的に猛烈な雨が降った。特に、長崎県の五島と対馬では19日夜から20日昼過ぎにかけて、数十年に一度の記録的な雨となり、20日10時5分に大雨特別警報を発表（同日16時10分までにすべて解除）。また、21日未明から朝にかけて佐賀県から福岡県にかけて発達した雨雲が停滞し、24時間で7月の平年の降水量を超える記録的な大雨となったところがあった。 台風第5号は21日21時に温帯低気圧に変わった。	1	6	0	1	216	・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
令和元年台風第8号 (令和元年8月5日～7日?)	台風第8号は、6日5時頃に宮崎市付近に上陸、その後北西に進み、7日9時に日本海で熱帯低気圧となった。宮崎県延岡市や大分県佐伯市等では1時間に約110～120ミリの猛烈な雨となり、5日から7日24時までの総降水量が徳島県那賀町の木頭で467ミリとなったほか、九州や四国の太平洋側で300ミリ前後の大雨となった。	1	5	1	0	1	
令和元年台風第10号 (令和元年8月12日～16日)	台風第10号は、15日15時頃に広島県呉市付近に上陸、西日本と東日本の太平洋側を中心に、広い範囲で強風を伴った非常に激しい雨が降り、総雨量が800ミリを超えた所があった。 16日21時に北海道の西で温帯低気圧に変わったが、勢力を維持したまま北海道へ接近し、北海道を中心に17日明け方にかけて、強い風を伴った非常に激しい雨が降った。	2	58	1	0	2	・関係閣僚会議（2回） ・激甚災害指定
令和元年8月の前線に伴う大雨 (令和元年8月26日～29日)	前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に8月26日からの総降水量が600ミリを超えたところがあるなど記録的な大雨となった。 特に、8月28日明け方には1時間100ミリ以上の記録的な大雨が相次いで観測されるなど、重大な災害の起こるおそれが高く高まったことから、28日5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県に大雨特別警報を発表した。	4	4	95	890	918	・関係閣僚会議（3回） ・内閣府情報先遣チーム派遣 ・政府調査団派遣 ・防災担当大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
令和元年房総半島台風 (令和元年9月7日～9日)	7日から8日にかけて小笠原近海から伊豆諸島付近を北上、9日3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に強い勢力で千葉市付近に上陸した。 台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となった。特に、千葉市で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルを観測するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となった。	9	160	457	4,806	125	・内閣府情報先遣チーム派遣 ・防災担当大臣現地視察（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
令和元年東日本台風 (令和元年10月10日～13日)	12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸。関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。 台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。	108	375	3,229	28,107	7,524	・非常災害対策本部設置 ・関係閣僚会議（2回） ・内閣府調査チーム派遣 ・政府調査団派遣 ・総理大臣現地視察（2回） ・防災担当大臣現地視察（6回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害指定 ・激甚災害指定 ・非常災害指定
令和2年7月豪雨 (令和2年7月3日～31日)	7月3日から14日までの総降水量が、年降水量（平年値）の半分以上を超える地点が発生するなど、九州地方を中心に、西日本から東日本の広範囲にわたる長期間の大雨になった。 特に九州北部地方では、48時間降水量がこれまでの観測記録の1.4倍以上の値を記録するなど、複数の地点で観測記録を更新した。 この記録的な大雨により、4日4時50分に熊本県、鹿児島県の2県に、6日16時30分に福岡県、佐賀県、長崎県の3県に、8日6時30分に岐阜県に、同日6時43分に長野県において、大雨特別警報が発表された。	86	80	1,620	4,509	1,652	・非常災害対策本部設置 ・関係閣僚会議 ・内閣府調査チーム派遣 ・総理大臣現地視察 ・防災担当大臣現地視察（6回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害指定 ・激甚災害指定 ・非常災害指定
令和2年台風第10号 (令和2年9月5日～7日)	9月5日から7日にかけて大型で非常に強い勢力で南西諸島と九州に接近した後、朝鮮半島に上陸し、8日3時に温帯低気圧に変わった。 長崎県野母崎で最大風速44.2メートル、最大瞬間風速59.4メートルとなり、南西諸島や九州を中心に猛烈な風又は非常に強い風を観測し、観測史上1位の値を超えるなど、記録的な暴風となった。	6	110	7	40	31	・関係閣僚会議（2回） ・防災担当大臣から国民への呼びかけ（2回）
令和2年台風第14号 (令和2年10月7日～12日)	台風第14号は、前線や台風の影響で伊豆諸島南部では総雨量が多い所で700ミリを超える記録的な大雨となり、東京都三宅村、御蔵島村において10日17時に大雨特別警報が発表された。	0	3	0	0	0	・関係閣僚会議 ・災害救助法適用
12月16日からの大雪 (令和2年12月16日～18日)	強い冬の気圧配置により、北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に雪が降り、関東地方や北陸地方、東北地方の山地を中心に大雪となった。特に群馬県利根郡みなかみ町藤原では、48・72時間降雪量の期間最大値が歴代全国1位（アメダス観測値による統計）を更新する記録的な大雪となった。	6 (※5)	63 (※4)	0	0	0	・関係閣僚会議 ・災害救助法適用
1月7日からの大雪等 (令和3年1月7日～11日)	1月7日から8日朝にかけて、低気圧が急速に発達しながら日本海から北日本を通過して千島近海へ進んだ。その後、日本の上空に強い寒気が流れ込んで11日にかけて強い冬の気圧配置が続いた。これらの影響で、北日本から西日本にかけて広範囲で大雪・暴風となった。特に、新潟県上越市高田では9日に24時間降雪量103センチを観測し、観測史上1位の記録を更新するなど、多くの地点で記録的な大雪・暴風となった。	35 (※5)	382 (※4)	1	2	1	・関係閣僚会議 ・内閣府調査チーム派遣 ・災害救助法適用
福島県沖を震源とする地震 (令和3年2月13日)	最大震度6強	1	186	96	1,372	0	・関係閣僚会議（2回） ・内閣府調査チーム派遣 ・防災担当大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用

※1 閣議決定により設置されたもので、災害対策基本法に基づくものではない。

※2 住家被害数は、平成24年7月九州北部豪雨と一部重複がある。

※3 住家被害数は、平成24年6月21日から7月7日までの大雨と一部重複がある。

※4 車両の立ち往生によるもの、除雪中の事故等によるものの合計値。

※5 除雪中の事故等によるもの。

出典：内閣府資料、消防庁資料、非常災害対策本部資料

附属資料10 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況

令和3年3月1日現在

本 部 の 名 称		設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	S38.1.29～5.31	国務大臣
2	新潟地震非常災害対策本部	S39.6.16～10.31	国務大臣
3	昭和40年台風第23号、第24号及び第25号非常災害対策本部	S40.9.17～12.17	国務大臣
4	昭和41年台風第24号及び第26号非常災害対策本部	S41.9.26～12.27	国務大臣
5	昭和42年7月豪雨及び8月豪雨非常災害対策本部	S42.7.9～12.26	国務大臣
6	1968年十勝沖地震非常災害対策本部	S43.5.16～S44.5.2	国務大臣
7	昭和47年7月豪雨非常災害対策本部	S47.7.8～12.19	国務大臣
8	昭和51年台風第17号非常災害対策本部	S51.9.13～12.10	国土庁長官
9	昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部	S52.8.11～S54.12.4	国土庁長官
10	1978年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	S53.1.16～8.4	国土庁長官
11	1978年宮城県沖地震非常災害対策本部	S53.6.13～11.28	国土庁長官
12	昭和54年台風第20号非常災害対策本部	S54.10.20～12.4	国土庁長官
13	昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部	S57.7.24～12.24	国土庁長官
14	昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部	S58.5.26～12.23	国土庁長官
15	昭和58年7月豪雨非常災害対策本部	S58.7.23～12.23	国土庁長官
16	昭和58年（1983年）三宅島噴火非常災害対策本部	S58.10.4～S59.6.5	国土庁長官
17	昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部	S59.9.16～S60.2.19	国土庁長官
18	平成3年（1991年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	H3.6.4～H8.6.4	国土庁長官
19	平成5年（1993年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	H5.7.13～H8.3.31	国土庁長官
20	平成5年（1993年）8月豪雨非常災害対策本部	H5.8.9～H6.3.15	国土庁長官
21	平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	H7.1.17～H14.4.21	国土庁長官 ↓ 兵庫県南部地震対策担当大臣 ↓ 国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	兵庫県南部地震緊急対策本部※1		H7.1.19～H7.4.28
22	平成9年（1997年）ダイヤモンドグレース号油流出事故非常災害対策本部	H9.7.2～H9.7.11	運輸大臣
23	平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部	H12.3.31～H13.6.28 ※2	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
24	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部		H12.8.29～H14.5.15
	平成12年（2000年）三宅島噴火非常災害対策本部※3	H14.5.16～H17.3.31	防災担当大臣
25	平成16年（2004年）台風第23号非常災害対策本部	H16.10.21～H19.3.31	防災担当大臣
26	平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部	H16.10.24～H20.3.31	防災担当大臣
27	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部	H23.3.11～	内閣総理大臣
28	平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部	H23.9.4～H26.12.26	防災担当大臣
29	平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部	H26.2.18～H26.5.30	防災担当大臣
30	平成26年（2014年）8月豪雨非常災害対策本部	H26.8.22～H27.1.9	防災担当大臣
31	平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部	H26.9.28～H27.11.9	防災担当大臣
32	平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部	H28.4.14～H30.11.30	防災担当大臣
33	平成30年（2018年）7月豪雨非常災害対策本部	H30.7.8～H30.11.30	防災担当大臣
34	令和元年（2019年）台風第19号非常災害対策本部	R1.10.13～R2.3.31	防災担当大臣
35	令和2年（2020年）7月豪雨非常災害対策本部	R2.7.5～R2.12.25	防災担当大臣

(注) 上記は「災害対策基本法」(昭和36年223号)に基づく緊急災害対策本部及び非常災害対策本部。
 ※1 閣議決定に基づき内閣に設置されたもので、「災害対策基本法」に基づくものではない。
 ※2 噴火が鎮静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。
 ※3 新島及び神津島については、応急対策が終了したことから名称変更。

出典：内閣府資料

附属資料 11 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）

令和3年3月1日現在

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17～18	兵庫県	国土庁長官
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.11～12	鹿児島県、熊本県	国土庁長官
平成10	平成10年8月末豪雨	8.28	栃木県、福島県	国土政務次官
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.30～7.1	広島県	国土庁長官
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.25	熊本県	国土庁長官
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.31～4.1	北海道	国土庁長官
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.7	鳥取県	国土庁長官
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.29	広島県、愛媛県	内閣府大臣政務官
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.22	熊本県、鹿児島県	防災担当大臣
	宮城県北部を震源とする地震	7.27	宮城県	防災担当大臣
	平成15年（2003年）十勝沖地震	9.26～27	北海道	内閣府副大臣
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.14	新潟県	防災担当大臣
		7.15	福島県	内閣府副大臣
	平成16年7月福井豪雨	7.20	福井県	内閣府副大臣
	平成16年台風第21号	10.1	三重県	防災担当大臣
	平成16年台風第22号	10.14	静岡県	内閣府副大臣
	平成16年台風第23号	10.22	兵庫県、京都府	防災担当大臣
		10.22	香川県、岡山県	内閣府副大臣
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.24	新潟県	防災担当大臣	
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20～21	福岡県	内閣府副大臣
	宮城県沖を震源とする地震	8.16～17	宮城県	内閣府大臣政務官
	平成17年台風第14号	9.9	宮崎県	防災担当大臣
平成18	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.21	長野県	防災担当大臣
		7.25	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成18年台風第13号	9.19	宮崎県	防災担当大臣
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7～8	北海道	防災担当大臣
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25～26	石川県	防災担当大臣
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.13	熊本県	内閣府副大臣
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	防災担当大臣
平成20	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14～6.15	岩手県、宮城県	防災担当大臣
	岩手県沿岸北部を震源とする地震	7.24	岩手県、青森県	防災担当大臣
	平成20年8月末豪雨	8.29	愛知県	防災担当大臣
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.22	山口県	防災担当大臣
		7.27	福岡県	防災担当大臣
	平成21年台風第9号	8.11	兵庫県、岡山県	防災担当大臣
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	宮城県	内閣府副大臣
		3.12	岩手県	内閣府副大臣
		3.12	福島県	財務大臣政務官
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.31	新潟県、福島県	防災担当大臣
		8.2	福島県	内閣府副大臣
	平成23年台風第12号	9.4～9.7	和歌山県、奈良県、三重県	内閣府大臣政務官
平成24	平成24年5月に発生した突風等	9.6	奈良県	国土交通大臣
		5.7	茨城県、栃木県	内閣府副大臣
	平成24年7月九州北部豪雨	7.13～7.14	熊本県、大分県	防災担当大臣
		7.21～7.22	福岡県、大分県、鹿児島県	防災担当大臣

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成 25	平成 24 年の大雪等	3.4～3.5	北海道	内閣府大臣政務官、 内閣総理大臣補佐官
	梅雨期における大雨等	7.29～7.30	島根県、山口県	内閣府副大臣
		8.3	山形県、福島県	内閣府大臣政務官
		8.3	新潟県	農林水産大臣政務官
		8.3	岩手県、宮城県	国土交通大臣政務官
		8.9	島根県、山口県	防災担当大臣
		8.13	秋田県	内閣府副大臣
		8.13	岩手県、秋田県	内閣府大臣政務官
	9月2日及び4日の竜巻等	9.3	埼玉県	内閣府大臣政務官
		9.4	千葉県	内閣府大臣政務官
	台風第18号による大雨等	9.17	埼玉県	内閣府大臣政務官
		9.18	京都府	防災担当大臣事務代理
		9.18	滋賀県、福井県	内閣府副大臣
		9.19	三重県	内閣府大臣政務官
9.19～9.20		青森県、岩手県、秋田県	内閣総理大臣補佐官	
台風第26号	10.19	東京都大島町	防災担当大臣	
平成 26	平成 25 年の大雪等	2.6	秋田県	内閣府副大臣
		2.17	山梨県	内閣府大臣政務官
		3.7	東京都、山梨県	内閣府副大臣、 環境省副大臣
		3.10	埼玉県	内閣府副大臣
		3.15	長野県、群馬県	内閣府副大臣
	台風第8号及び梅雨前線	7.11	長野県	内閣府大臣政務官
		7.12	山形県	内閣府大臣政務官
	台風第12号及び第11号	7.14～7.15	沖縄県	内閣府大臣政務官
		8.11～8.13	徳島県、高知県	内閣府副大臣
	8月15日から的大雨	8.11	栃木県	内閣府大臣政務官
		8.18～8.19	兵庫県、京都府	内閣府副大臣
	8月19日から広島県の大雨	8.19	岐阜県	内閣府大臣政務官
		8.20～8.21	広島県	防災担当大臣
		9.6	広島県	防災担当大臣
	御嶽山噴火	9.17	広島県	内閣府大臣政務官
		9.28	長野県	内閣府副大臣
	長野県北部を震源とする地震	10.11	長野県	防災担当大臣
11.23		長野県	内閣府大臣政務官	
平成 26 年の大雪等	12.2	長野県	防災担当大臣	
	12.9	徳島県	防災担当大臣	
平成 27	□永良部島噴火	5.29～5.30	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨	9.11	茨城県、栃木県	内閣府副大臣
	台風第 21 号	9.30～10.1	沖縄県	内閣府大臣政務官
平成 28	平成 28 年（2016 年）熊本地震	4.15	熊本県	内閣府副大臣
	平成 28 年 台風 第 11 号 及び 第 9 号	8.28～8.29	北海道	内閣府大臣政務官
		8.31～9.1	岩手県	内閣府大臣政務官
	平成 28 年 台風 第 10 号	9.5	北海道	防災担当大臣
平成 28 年 鳥取県 中部 を 震源 と する 地震	10.29	鳥取県	内閣府副大臣	
平成 29	平成 29 年 6 月 30 日 から の 梅 雨 前 線 に 伴 う 大 雨 及 び 平 成 29 年 台 風 第 3 号	7.7	福岡県	内閣府副大臣
		7.9	大分県、福岡県	防災担当大臣
	平成 29 年 台 風 第 21 号	10.27	大阪府、和歌山県	防災担当大臣
平成 30	平成 29 年の大雪等	2.24	福井県	防災担当大臣
	平成 30 年 7 月 豪 雨	7.9	岡山県、広島県	防災担当大臣
	平成 30 年 台 風 第 21 号	9.11	兵庫県、大阪府	防災担当大臣
	平成 30 年 北 海 道 胆 振 東 部 地 震	9.19	北海道	防災担当大臣

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
令和元	山形県沖を震源とする地震	7.1	新潟県、山形県	防災担当大臣
	梅雨前線に伴う大雨及び令和元年台風第5号	7.24~7.25	長崎県、鹿児島県	防災担当大臣
	令和元年8月の前線に伴う大雨	8.31	佐賀県	防災担当大臣
	令和元年東日本台風	10.14	福島県	防災担当大臣

出典：内閣府資料

附属資料12 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）

令和3年3月4日現在

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数		
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17	兵庫県	20		
			大阪府	5		
	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1		
	7月3日からの大雨	7.5	愛媛県	1		
	平成7年7月梅雨前線豪雨	7.11	新潟県	2		
		7.11、12	長野県	2		
平成8	台風第17号	8.10	新潟県	1		
		9.22	埼玉県	1		
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.10	千葉県	2		
	平成9年台風第19号	9.16	鹿児島県	1		
			大分県	1		
宮崎県			4			
平成10	平成10年8月上旬豪雨	8.4	鹿児島県	1		
			新潟県	3		
			福島県	3		
			茨城県	1		
			8.27	8.27、30	栃木県	4
			8.28		埼玉県	1
	平成10年8月末豪雨	8.27、30	静岡県	1		
			8.28	埼玉県	1	
			8.30	静岡県	1	
	平成10年台風第5号	9.16	埼玉県	1		
	平成10年台風第7号	9.22	福井県	1		
兵庫県			1			
奈良県			1			
平成10年9月23日～25日の大雨	9.25	高知県	6			
平成10年台風第10号	10.17	岡山県	4			
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.29	広島県	2		
			福岡県	1		
	平成11年8月27日～28日対馬地方豪雨	8.27	長崎県	1		
			山口県	9		
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.24	福岡県	1		
			熊本県	9		
東海村臨界事故	9.30	茨城県	2			
平成11年10月27日からの大雨	10.28	青森県	1			
		岩手県	1			
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.29	北海道	3		
	平成12年（2000年）三宅島噴火	6.26	東京都	1		
	平成12年（2000年）新島・神津島近海地震	7.1、15	東京都	2		
	平成12年台風第3号	7.8	埼玉県	1		
	平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨	9.11	愛知県	21		
			岐阜県	1		
平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.6	鳥取県	6			
		島根県	2			
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.24	広島県	13		
			愛媛県	1		
	平成13年9月6日の大雨	9.6	高知県	2		
平成13年台風第16号	9.8、11	沖縄県	2			
平成14	平成14年台風第6号	7.11	岩手県	1		
		7.10	岐阜県	1		
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.19	福岡県	5		
		7.20	熊本県	1		
	宮城県北部を震源とする地震	7.26	宮城県	5		
	平成15年台風第10号	8.9	北海道	3		
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.13	新潟県	7		
	平成16年7月福井豪雨	7.18	福井県	5		

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成16	平成16年台風第10号、台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2
	平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	愛媛県	1
	平成16年台風第16号	8.30	高知県	1
			岡山県	9
			香川県	13
			愛媛県	1
			宮崎県	2
	平成16年台風第18号	9.7	広島県	2
	平成16年台風第21号	9.29	三重県	5
			愛媛県	4
	平成16年台風第22号	10.9	兵庫県	2
			静岡県	1
	平成16年台風第23号	10.20	宮崎県	1
徳島県			4	
香川県			9	
兵庫県			18	
岐阜県			1	
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.23	京都府	7	
新潟県	54			
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20	福岡県	1
	平成17年台風第14号	9.4	東京都	2
		9.6	山口県	2
			高知県	1
		9.4	宮崎県	13
鹿児島県	1			
平成18	平成18年豪雪	1.6、8、11、13	新潟県	11
	平成18年6月長雨土砂災害	1.7、12	長野県	8
		6.15	沖縄県	2
	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.19	長野県	3
		7.22	鹿児島県	6
	宮崎県	1		
平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1	
北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1	
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25	石川県	7
	7月6日からの梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	10
	平成19年台風第5号	8.2	宮崎県	1
平成19年台風第11号及び前線による大雨	9.17	秋田県	2	
平成20	2月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1
	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5
			宮城県	2
	7月28日からの大雨	7.28	富山県	1
			石川県	1
平成20年8月末豪雨	8.28	愛知県	2	
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.21	山口県	2
		7.24	福岡県	1
	平成21年台風第9号	8.9	兵庫県	3
岡山県	1			
平成22	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	広島県	2
		7.15	山口県	1
		7.16	広島県	1
	鹿児島県奄美地方における大雨	10.20	鹿児島県	3
平成23	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4
		1.30	新潟県	2
		1.31	新潟県	3
		1.30	宮崎県	1
	霧島山（新燃岳）の噴火	2.10	宮崎県	1

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	青森県	2
			岩手県	34
			宮城県	35
			福島県	59
			茨城県	37
			栃木県	15
			千葉県	8
	東京都	47		
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15
			福島県	9
	平成23年台風第12号	9.2	三重県	3
			奈良県	10
		和歌山県	5	
平成23年台風第15号	9.3	岡山県	1	
		鳥取県	2	
	9.21	青森県	1	
		福島県	1	
平成24	今冬期の大雪等	1.14	新潟県	2
		1.28	新潟県	4
		1.31	新潟県	1
		2.1	青森県	2
			長野県	5
		2.3	新潟県	4
		2.4	新潟県	1
	平成24年5月に発生した突風等	5.6	茨城県	4
			栃木県	3
	7月3日からの大雨	7.3	福岡県	1
			大分県	2
	7月11日からの梅雨前線による大雨	7.12	熊本県	5
			大分県	1
	8月13日からの大雨	7.13	福岡県	7
8.14			京都府	1
平成24年台風第16号	9.15	鹿児島県	1	
11月27日の暴風雪	11.27	北海道	7	
平成25	今冬期の大雪等	2.22	新潟県	8
		2.25	新潟県	1
		2.26	山形県	1
		2.28	山形県	1
	融雪等に伴う地すべり	5.1	山形県	1
	7月22日からの大雨	7.22	山形県	4
	7月28日からの大雨	7.28	山口県	3
			島根県	1
	8月9日からの大雨	8.9	秋田県	3
	8月23日からの大雨	8.23	岩手県	1
			島根県	1
	9月2日に発生した突風	9.2	埼玉県	2
	平成25年台風第18号	9.16	埼玉県	1
			京都府	2
平成25年台風第24号	10.7	鹿児島県	1	
平成25年台風第26号	10.16	東京都	1	
		千葉県	1	
平成26	今冬期の大雪等	2.15	長野県	4
			群馬県	1
			山梨県	16
		2.17	群馬県	7
			埼玉県	7

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成26	今冬期の大雪等	2.18	群馬県	1
			山梨県	3
		2.21	山梨県	2
	平成26年度台風第8号接近に伴う大雨	7.9	長野県	1
			山形県	1
	平成26年台風第12号	8.3	高知県	1
	平成26年台風第11号	8.9	高知県	3
			徳島県	1
	平成26年8月15日からの大雨	8.17	京都府	1
			兵庫県	1
	平成26年8月19日からの大雨	8.20	広島県	1
御嶽山噴火に係る被害	9.27	長野県	2	
長野県神城断層地震	11.22	長野県	3	
12月5日からの大雪	12.8	徳島県	3	
平成27	口永良部島噴火	5.29	鹿児島県	1
	平成27年9月関東・東北豪雨	9.9	茨城県	10
			栃木県	8
	平成27年台風第21号	9.10	宮城県	8
	9.28	沖縄県	1	
平成28	平成28年熊本地震	4.14	熊本県	45
	平成28年台風第10号	8.30	北海道	20
		8.30	岩手県	12
	平成28年鳥取県中部を震源とする地震	10.21	鳥取県	4
	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	12.22	新潟県	1
平成29	平成29年7月九州北部豪雨	7.5	福岡県	3
		7.5	大分県	2
	平成29年7月22日からの大雨	7.22	秋田県	1
	平成29年台風第18号	9.17	大分県	2
		10.22	三重県	2
	平成29年台風第21号	10.22	京都府	1
		10.21	和歌山県	1
平成30	平成30年2月4日からの大雪	2.6	福井県	8
		2.13	福井県	1
	平成29年度豪雪	2.14	新潟県	5
	平成30年大阪府北部を震源とする地震	6.18	大阪府	13
	平成30年7月豪雨	7.5	京都府	9
			兵庫県	6
			岡山県	19
			広島県	15
			愛媛県	7
			福岡県	2
		7.6	岐阜県	17
			兵庫県	5
			鳥取県	10
			島根県	2
			岡山県	2
			山口県	1
7.7		高知県	3	
		兵庫県	4	
7.8	高知県	1		
	岐阜県	4		
	高知県	3		
平成30年8月30日からの大雨	8.31	山形県	7	
平成30年北海道胆振東部地震	9.6	北海道	179	
令和元	令和元年8月の前線に伴う大雨	8.28	佐賀県	20
	令和元年台風第15号に伴う災害	9.8	東京都	1
	令和元年台風第15号の影響による停電	9.9	千葉県	41

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
令和元	令和元年台風第19号に伴う災害	10.12	岩手県	14
			宮城県	34
			仙台市	1
			福島県	55
			茨城県	30
			栃木県	21
			群馬県	30
			埼玉県	48
			東京都	28
			神奈川県	17
			川崎市	1
			相模原市	1
			新潟県	3
			山梨県	20
		長野県	43	
静岡県	2			
	—	(東京都)	再掲 (1)	
		(千葉県)	再掲 (41)	
令和2	令和2年7月豪雨	7.4	熊本県	16
			鹿児島県	11
		7.6	福岡県	4
			佐賀県	1
			熊本県	10
			大分県	4
		7.8	長野県	14
			岐阜県	6
		7.13	島根県	1
		7.28	山形県	31
	令和2年台風第14号に伴う災害	10.10	東京都	2
	令和2年12月16日からの大雪に伴う災害	12.17	新潟県	2
令和3	令和3年1月7日からの大雪に伴う災害	1.7	秋田県	7
			富山県	4
		1.9	福井県	3
			新潟県	6
			福井県	2
	2.13	令和3年福島県沖を震源とする地震に伴う災害	福島県	17
	2.23	令和3年栃木県足利市における大規模火災	栃木県	1
3.4	令和3年新潟県糸魚川市における地滑り	新潟県	1	

出典：内閣府資料

附属資料13 過去5年の激甚災害の適用実績

政令名	災害名	主な被災地	主な適用措置											その他の適用措置	
			3、4条	5条	6条	7条	12条	16条	17条	19条	24条				
平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成28年熊本地震	熊本県等	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	熊本県・宮崎県	●	○									○※1		
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第7号・9号・10号・11号等	北海道・岩手県	○	○	○	○※2	●	○	○	○	○	○	○	○	
平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第16号	宮崎県・鹿児島県	●	○	○								○※1		
平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成28年等局激	—	●	●									●	○	
平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線(九州北部豪雨等)、台風第3号	福岡県・大分県	●	○	○		●						○※1		
平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	京都府・愛媛県・大分県	●	○									○※1		
平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第21号	新潟県・三重県・近畿地方	●	○	○								○※1	○	
平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成29年等局激	—	●	●									●		
平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線(平成30年7月豪雨等)、台風第5号・第6号・第7号・第8号	岡山県・広島県・愛媛県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡栗島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第19号・第20号・第21号等	和歌山県・奈良県・大阪府・長野県・新潟県	●	●	●								●	●	
平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成30年北海道胆振東部地震	北海道	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	
平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第24号	鳥取県・宮崎県・鹿児島県	●	○	○								○※1		
平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成30年等局激	—	●	●	●								●	●	
令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第3号・第5号	鹿児島県・熊本県		○									○	●	
令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	前線による豪雨・台風第10号・第13号・第15号・第17号	佐賀県・千葉県	●	○	○		●						○※1	○	
令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第19号・第20号・第21号	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和元年等局激	—	●	●									●	●	
令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線(令和2年7月豪雨等)	山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和2年等局激	—	●	●									●		

※1 公共土木施設等に係るものについては局激 ※2 第3号に係る部分に限る

【凡例】

- ・「○」は本激（地域を指定せず、災害そのものを指定）、「●」は局激（市町村単位で災害を指定）
- ・適用措置は、それぞれ「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

【主な適用措置】

- 3、4条：公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条：農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条：農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号：水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 12条：中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 16条：公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条：私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19条：市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条：小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

【その他の適用措置】

- 8条：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 9条：森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条：土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条：共同利用小型漁船の建造費の補助
- 11条の2：森林災害復旧事業に対する補助
- 14条：事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条：母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条：罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例
- 25条：雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

出典：内閣府

14-1 令和2年7月豪雨

① 災害の状況

7月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通過して東日本にのびてほとんど停滞した。前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日は記録的な大雨となった。また、岐阜県周辺では6日から激しい雨が断続的に降り、7日から8日にかけて記録的な大雨となった。気象庁は、熊本県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県の7県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

その後も前線は本州付近に停滞し、西日本から東北地方の広い範囲で雨の降る日が多くなった。特に13日から14日にかけては中国地方を中心に、26日から29日にかけては東北地方を中心に大雨となった。

7月3日から7月31日までの総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリを超えたところがあり、九州南部地方、九州北部地方、東海地方及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。

この豪雨により、球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった大河川での氾濫が相次ぎ、土砂災害や低地の浸水等が発生した。令和3年2月26日時点で、死者・行方不明者86名、重軽傷者80名のほか、家屋の全壊1,620棟、半壊4,509棟、一部破損3,594棟、床上浸水1,652棟等となっている。また、九州地方を中心に停電や断水が相次ぎ、熊本県では停電が約8,800戸（最大）、断水が約2.7万戸（最大）発生するなど、ライフラインにも大きな被害が生じた。

② 各府省庁等の対応

政府としては、発災直後の7月4日から安倍総理より、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適宜的確に行うとともに、地方自治体とも緊密に連携し、浸水が予定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと等の指示があった。その後、関係閣僚会議を開催し、安倍総理から、地元自治体と緊密に連携しつつ、政府一体となって、応急対策に全力で取り組んでいく旨の発言があった。同日には被害状況の直接確認等を行うため、武田防災担当大臣による熊本県現地視察（※）が行われたほか、内閣府調査チームを熊本県及び鹿児島県へ派遣した。5日には「令和2年7月豪雨非常災害対策本部」を設置するとともに（非常災害対策本部会議は計12回開催）、各府省の事務次官級職員を構成員とする「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置し、被災者の生活や生業の再建を迅速に支援した。13日には安倍総理及び武田防災担当大臣による熊本県現地視察が行われ、14日には令和2年7月豪雨を特定非常災害に指定し、被災者の権利を守るための特別な措置を講じる等、政府の総力を挙げて災害応急対策を推進した。

※このほか、武田防災担当大臣は、7月5日：熊本県、7日：福岡県、8日：熊本県、9日：鹿児島県、23日：岐阜県を、武田防災担当大臣及び今井内閣府大臣政務官は、15日：福岡県、16日福岡県及び大分県を、小此木防災大臣は、9月26日：熊本県を、それぞれ現地視察。

警察、消防、自衛隊、国土交通省においては、発災直後から全国の部隊を被災地に派遣し、救助救出活動や二次災害防止活動、生活支援等を実施した。これらの実働部隊による活動規模は、警察災害派遣隊延べ約2,900人、緊急消防援助隊延べ約400人、自衛隊延べ約35万人、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）延べ約1万人等となっている。

また、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災市町村の首長への助言等を通じた災害マネジメントの総括的な支援や、被災市町村が行う災害対応業務の支援（対口支援）が行われた（総括支援チームとして、被災8市町村に対し、10県市から延べ約460名が、対口支援として被災8市町村に対し、11県市から延べ約5,900名が派遣。）。

7月13日に開催された第7回非常災害対策本部会議において、安倍総理から、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめるよう指示があり、これを受けて政府では、被災者のニーズに応じた住宅再建等や、中小事業者や農林漁業者等への支援、災害復旧や災害廃棄物の円滑な処理等の施策を取りまとめるとともに、被災自治体が財源に不安なく取り組んでいただけるよう、7月14日に約22.1億円、7月31日には約1,017億円の予備費の使用を閣議決定した。7月31日には、令和2年7月豪雨を「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく非常災害として指定することを閣議決定し、当該災害によって被害を受けた都道府県や市町村等が、災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請した場合、国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できるようになった。

この豪雨による災害に伴い、9県98市町村に災害救助法が、6県54市町村に被災者生活再建支援法が適用された。

〔災害救助法の適用〕

【山形県】 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町（適用日：7月28日）

【長野県】 松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町（適用日：7月8日）

【岐阜県】 高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市（適用日：7月8日）

【島根県】 江津市（適用日：7月13日）

【福岡県】 大牟田市、八女市、みやま市、久留米市（適用日：7月6日）

【佐賀県】 鹿島市（適用日：7月6日）

【熊本県】 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町（適用日：7月4日）
荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町（適用日：7月6日）

【大分県】 日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町（適用日：7月6日）

【鹿児島県】 阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町（適用日：7月4日）

〔被災者生活再建支援法の適用〕

【熊本県】 県内全域（発生日7月4日）

【福岡県】 大牟田市（発生日7月6日）

【大分県】 九重町、日田市、由布市、玖珠郡玖珠町（発生日7月6日）

【島根県】 江津市（発生日7月13日）

【岐阜県】 下呂市（発生日7月8日）

【鹿児島県】 鹿屋市、垂水市（発生日7月4日）

本災害に対する激甚災害指定の状況は以下のとおりである。

令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害

指定見込公表 7月10日、13日、17日 閣議決定 8月25日 公布・施行 8月28日

対象地域	適用措置
全国	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

14-2 令和2年台風第10号

① 災害の状況

9月1日夜に小笠原近海で発生した令和2年台風第10号は、海水温が高い地域を通過し、4日3時には非常に強い勢力に発達した。5日から7日にかけて大型で非常に強い勢力で南西諸島と九州に接近した後、朝鮮半島に上陸し、8日3時に中国東北区で温帯低気圧に変わった。長崎県野母崎で最大風速44.2メートル、最大瞬間風速59.4メートルとなり、南西諸島や九州を中心に猛烈な風又は非常に強い風を観測し、観測史上1位の値を超えるなど、記録的な暴風となった。また、宮崎県日向沖で11.4メートル、鹿児島県屋久島で10.4メートルの高波が観測されるなど、南西諸島や九州で猛烈なしけとなるとともに、宮崎県東臼杵郡美郷町神門で4日から7日までの総降水量が599ミリとなり、宮崎県の4地点で24時間降水量が400ミリを超えたほか、台風の中心から離れた西日本や東日本の太平洋側で24時間降水量が200ミリを超える大雨となった。

この台風により、宮崎県椎葉村で発生した土砂災害において死者・行方不明者4名が発生したほか、佐賀県、鹿児島県でそれぞれ死者1名が発生。九州地方を中心に負傷者が110名発生した。また、住家被害は鹿児島県を始めとする九州地方を中心に全壊7棟、半壊40棟、一部破損1,637棟、床上浸水31棟、床下浸水236棟が発生した（※数値は令和3年2月26日時点。）。

② 各府省庁等の対応

大雨や台風が接近する前の9月3日に武田防災担当大臣のもと関係省庁災害警戒会議を開催し、大雨等への警戒態勢を確保するとともに、9月4日15時30分には関係閣僚会議（第1回）を開催し、関係省庁に対して安倍内閣総理大臣から、①防災担当大臣を始め各大臣にあっては、国民の皆様への迅速かつ、分かりやすい情報発信を徹底すること、②自治体や関係機関と緊密に連携しながら、先手先手の対策を講じること、③各地に十分な数の避難所の確保を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策も十分考慮の上、必要な態勢を整備することについて指示があった。また、国民に対し、①記録的な大雨・暴風・高波・高潮のおそれがあることから、備蓄品や避難経路の確認など事前の備えを進めること、②不要不急の外出を控えるとともに、自治体の避難情報に基づき早め早めの避難を心掛けることなど、油断することなく、命を守る行動をとるようお願いがあった。さらになお、特別警報級の台風の接近が予測されていたことから、同日16時15分より、武田防災担当大臣から国民に対して早期避難等を求める呼びかけを行った。

また、5日には、関係都道府県に、内閣府（防災担当）、総務省消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁の連名による「台風第10号に係る早急な避難について」を発出するとともに、武田大臣から関係知事、副知事等に市町村長へ早期避難の働きかけ等を依頼した。さらに、6日には武田防災担当大臣から2回目の国民への呼びかけにより早期避難等を再度求めた。なお、同日、関係閣僚会議（第2回）

が実施され、翌7日には関係省庁災害対策会議を実施し、警戒態勢や現地の被害情報の確認を行った。

14-3 1月7日からの大雪等

① 災害の状況

1月7日から8日朝にかけて、低気圧が急速に発達しながら日本海から北日本を通過して千島近海へ進んだ。その後、日本の上空に強い寒気が流れ込んで11日にかけて強い冬型の気圧配置が続いた。これらの影響で、北日本から西日本にかけて広範囲で大雪・暴風となった。

7日から11日にかけて、北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪の少ない九州などでも積雪となったところがあった。7日から11日にかけての期間降雪量は、新潟県上越市高田で213センチ、岐阜県大野郡白川村白川で192センチ、福井県大野市大野で158センチとなった。北陸地方を中心に7日から9日にかけて発達した雪雲が流れ込み続けたため、3時間に20センチを超える顕著な降雪量を観測し、新潟県上越市高田では9日に24時間降雪量103センチを観測し、観測史上1位の記録を更新した。

また、7日から8日にかけて北日本と東日本の日本海側を中心に広い範囲で非常に強い風が吹き、秋田県山本郡八峰町八森では7日に最大風速28.1メートル、最大瞬間風速42.4メートルを観測し、ともに観測史上1位の記録を更新した。

12月中旬及び年末年始の大雪で、北日本から東日本の日本海側を中心に積雪が多く残る中、1月7日からの大雪により更に積雪が多くなったことで、福井県や新潟県における多数の車両の立ち往生や、北日本から西日本にかけて道路の通行止め、鉄道の運休、航空機・船舶の欠航等の交通障害が発生した。また、除雪作業中の事故等による死者35名、重傷者375名や、車両の立ち往生による軽傷者7名の人的被害があったほか、住家被害は全壊1棟、半壊2棟、一部破損297棟等となっている（※数値は令和3年2月26日時点）。

② 各府省庁等の対応

1月6日に小此木防災担当大臣出席のもと関係省庁災害警戒会議を開催し政府としての警戒体制を確保した。8日には関係閣僚会議を開催し、10日には内閣府調査チームを福井県へ派遣した。北陸道及び東海北陸道において発生した車両の立ち往生については、警察、自衛隊、国土交通省、NEXCO中日本等が連携して除雪作業や車両の誘導、食料等の配布を行ったほか、滞留車両の運転手等のうち希望者のホテルへの移送も行われた。また、自衛隊では、秋田県、新潟県の各知事の要請を受け、高齢者施設等の除排雪作業を行った。14日には小此木防災担当大臣による新潟県及び富山県現地視察が行われ、翌15日には関係省庁災害対策会議（第1回）を開催し、現地視察結果の共有等を行った。18日には消防庁と内閣府（防災担当）が連名で、複数人での雪下ろし作業の実施など、事故防止に向けた注意喚起のための事務連絡を発出した。22日には関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、自治体の除排雪事業等への支援、農林漁業者・中小事業者に対する雪害への支援等について盛り込んだ「令和2年12月～令和3年1月の大雪被害に関する対応策」を取りまとめた。

また、この大雪等による災害に伴い、4県22市町村に災害救助法が適用された。

〔災害救助法の適用〕

【秋田県】横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
（適用日：1月7日）

【新潟県】長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市（適用日：1月10日）

【富山県】砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市（適用日：1月9日）

【福井県】福井市、あわら市、坂井市（適用日：1月9日）
大野市、勝山市（適用日：1月10日）

14-4 福島県沖を震源とする地震[震度6強]

① 災害の状況

令和3年2月13日23時7分頃、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、宮城県蔵王町、福島県相馬市、国見町、新地町で震度6強を観測したほか、宮城県、福島県を中心に広範囲で震度6弱～1を観測した。この地震による被害は、死者1名、重傷者16名、軽傷者170名のほか、住家の全壊32棟、半壊259棟、一部破損8,846棟となっている（※数値は令和3年3月12日時点）。また、停電、断水等のライフライン被害のほか、道路の通行止め、鉄道の運休等、交通インフラにも被害が発生した。

② 各府省庁等の対応

政府としては、2月13日の地震発生後、直ちに総理大臣官邸の危機管理センターに緊急参集チームを招集し、菅総理大臣の指示の下、被害情報の収集に当たるとともに、自衛隊ヘリにより内閣府調査チームを福島県へ派遣した。14日朝には関係閣僚会議（第1回）を開催し、被害状況の把握や政府としての対応の共有、確認を行った。また自衛隊では、福島県知事の要請を受け、県内2町村で給水支援活動を行った。16日には、小此木防災担当大臣による福島県現地視察が行われた。

19日の閣僚懇談会において、菅総理大臣より、小此木防災担当大臣が中心となって、関係閣僚が連携し、早急に被害状況を把握するとともに、支援策を速やかに取りまとめるよう指示があった。これを踏まえ、26日に関係閣僚会議（第2回）を開催し、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くすべく、「令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策のとりまとめ」を行った。

この地震に伴い、福島県17市町に災害救助法が、福島県3市町に被災者生活再建支援法が適用された。

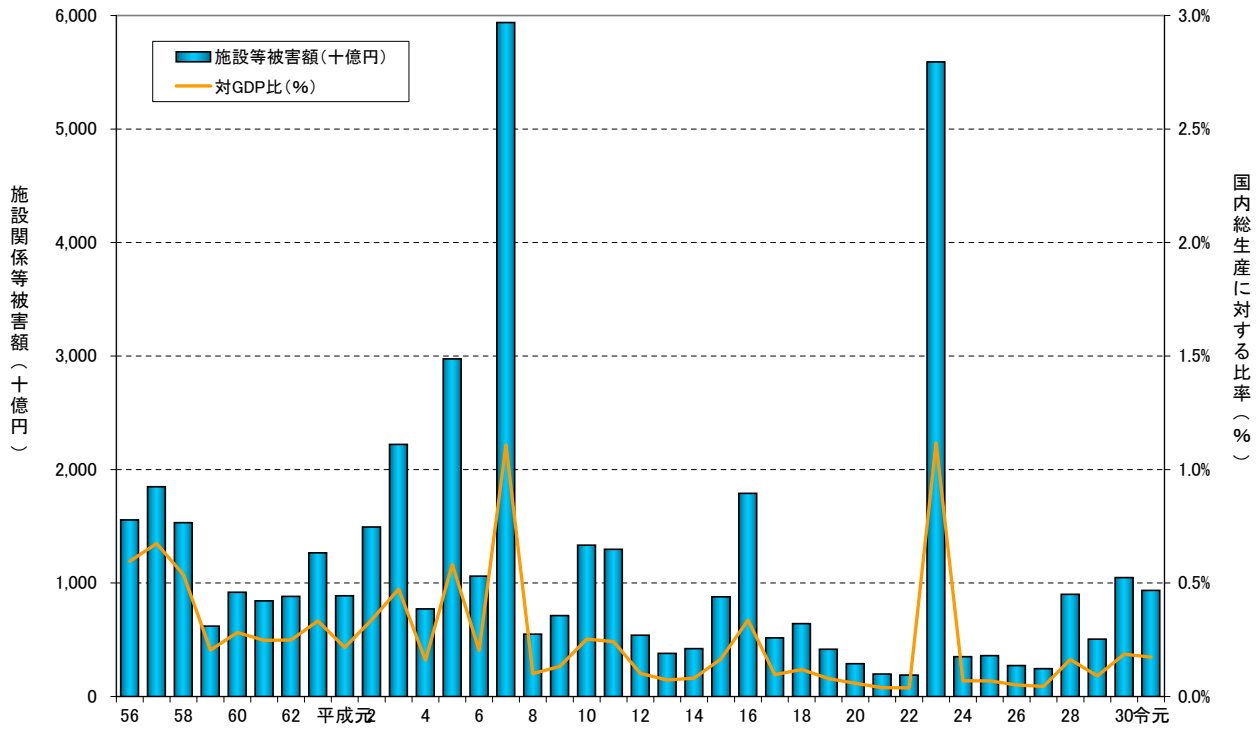
〔災害救助法の適用〕

【福島県】福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町（適用日：2月13日）

〔被災者生活再建支援法の適用〕

【福島県】福島市、桑折町、新地町（発生日2月13日）

附属資料15 施設関係等被害額及び同被害額の国内総生産に対する比率の推移




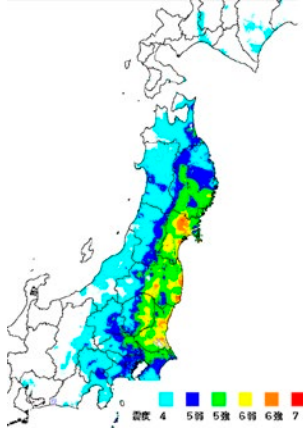
注) 国内総生産 (GDP) は平成5年までは平成12年基準 (1993SNA)、平成6年以降は平成23年基準 (2008SNA)
出典: 各省庁資料より内閣府作成

附属資料16 令和元年発生災害による災害別施設関係等被害額

区分	台風 (百万)	豪雨 (百万)	地震 (百万)	豪雪 (百万)	その他 (百万)	合計 (百万)	備考
公共土木施設関係	413,222	39,052	449	0	11,788	464,510	河川、治山施設、港湾等
農林水産業関係	304,951	36,679	177	0	3,373	345,180	農地、農業用施設、林道、漁業用施設、農林水産物等
文教施設等関係	11,188	2,825	431	13	138	14,595	学校施設、文化財等
厚生施設関係	76,780	1,611	39	0	46	78,476	社会福祉施設、水道施設等
その他の施設関係	30,746	1,346	0	0	1	32,093	自然公園、電信電話、都市施設等
合計	836,887	81,515	1,095	13	15,345	934,855	

注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。
出典: 各省庁資料より内閣府作成

附属資料17 阪神・淡路大震災、東日本大震災、スマトラ島沖大地震の比較

	阪神・淡路大震災 (日本)	東日本大震災 (日本)	スマトラ島沖大地震 (インドネシア)
発生日時	平成7年1月17日 5:46	平成23年3月11日 14:46	平成16年12月26日 9:58
マグニチュード	M7.3	Mw9.0	Mw9.1
地震型	内陸(型)	海溝型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心	
震度6弱以上県数	1県(兵庫)	8県(宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉)	
津波	数十cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)	インドネシアの他、インド洋沿岸各国でも大津波を観測
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅。	大津波により、インド洋沿岸各国で被害が発生、特にインドネシアでは甚大な被害が発生
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,747名 行方不明者2,556名 (令和3年3月1日時点)	死者126,732名 行方不明者93,662名 (平成17年3月30日時点)
住家被害 (全壊)	104,906	122,005 (令和3年3月1日時点)	※不明
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む	
震度分布図 (震度4以上を表示)			

※Mw：モーメントマグニチュード

注) 震度分布図において、平成8年に震度階級が改定され、5弱、5強、6弱及び6強が新たに加わった。

出典：内閣府資料、消防庁資料、UNOCHA資料をもとに内閣府作成

附属資料 18 東日本大震災における被害額の推計

平成23年6月24日

項目	被害額
建築物等（住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等）	約10兆4千億円
ライフライン施設（水道、ガス、電気、通信・放送施設）	約1兆3千億円
社会基盤施設（河川、道路、港湾、下水道、空港等）	約2兆2千億円
農林水産関係（農地・農業用施設、林野、水産関係施設等）	約1兆9千億円
その他（文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、その他公共施設等）	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

注）各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき、内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動があり得る。

出典：内閣府資料

附属資料19 我が国の主な火山噴火及び噴火災害

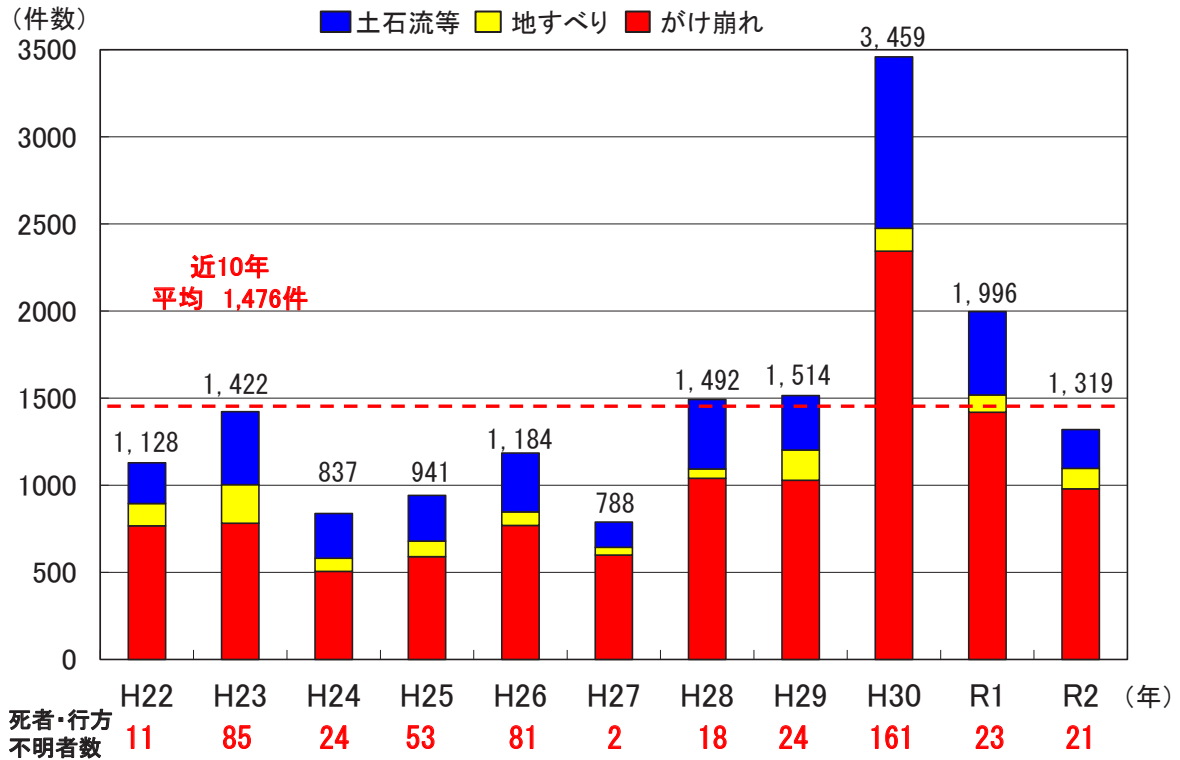
噴火年	火山名	犠牲者数	噴火及び被害の特徴
1640年(寛永17年)	北海道駒ヶ岳※	700余	山体崩壊、岩屑なだれ、津波、多量の降灰、火砕流
1663年(寛文3年)	有珠山※	5	近辺の家屋は消失又は埋没
1663年(寛文3年)	雲仙岳	30余	溶岩流、火口よりの出水が氾濫
1667年(寛文7年)	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1694年(元禄7年)	北海道駒ヶ岳		地震・火山雷を伴う噴火、軽石降下、火砕流発生
1707年(宝永4年)	富士山※		「宝永噴火」、多量の降灰、終息後の土砂災害
1721年(享保6年)	浅間山	15	噴石
1739年(元文4年)	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1741年(寛保元年)	渡島大島	1467	山体崩壊、岩屑なだれによる大津波発生
1769年(明和5年)	有珠山		大量の降灰・軽石、火砕流
1777年(安永6年)	伊豆大島		「安永の大噴火」、溶岩流、スコリア降下
1779年(安永8年)	桜島※	150余	「安永の大噴火」、噴石、溶岩流
1781年(天明元年)	桜島	15	高免沖の島で噴火、津波
1783年(天明3年)	浅間山	1151	「天明大噴火」、火砕流、溶岩流、土石なだれ、吾妻川、利根川の洪水
1785年(天明5年)	青ヶ島	130~140	噴石、泥土、島民の1/3以上が犠牲。以後50年余無人島
1792年(寛政4年)	雲仙岳	15,000	「島原大變肥後迷惑」、眉山の崩壊による対岸の津波
1822年(文政5年)	有珠山	50~103	火砕流、旧アブタ集落全滅
1853年(嘉永6年)	有珠山		多量の火山灰・軽石、溶岩ドーム形成、火砕流
1856年(安政3年)	北海道駒ヶ岳	21~29	降下軽石、火砕流
1888年(明治21年)	磐梯山※	461~477	岩屑なだれによる5村11部落が埋没、土石流(火山泥流)
1900年(明治33年)	安達太良山	72	噴石、火口の硫黄採掘所全壊
1902年(明治35年)	伊豆鳥島	125	全島民が犠牲
1914年(大正3年)	桜島※	58	「大正大噴火」、火山雷、溶岩流、地震、空振、村落埋没、多量の降灰
1926年(大正15年)	十勝岳	144	大規模火山泥流、上富良野、美瑛埋没
1929年(昭和4年)	北海道駒ヶ岳	2	多量の降灰・軽石、火砕流、火山ガス被害
1940年(昭和15年)	三宅島	11	多量の火山灰・火山弾、溶岩流
1943~45年(昭和18~20年)	有珠山	1	多量の火山灰、噴石、昭和火山形成
1952年(昭和27年)	ベヨネース列岩(明神礁)	31	火砕サージ
1958年(昭和33年)	阿蘇山	12	噴石
1991年(平成3年)	雲仙岳	43	火砕流、土石流
2014年(平成26年)	御嶽山	63	噴石

※は、見かけ体積1km³以上の噴出物があった噴火

注)「死者行方不明者10名以上の噴火災害」又は「見かけ体積0.1km³以上の噴出物があったとされる大規模噴火」について掲載
 出典：日本活火山総覧(第4版)(気象庁編 平成25年)等をもとに内閣府作成

附属資料20 土砂災害の発生状況の推移

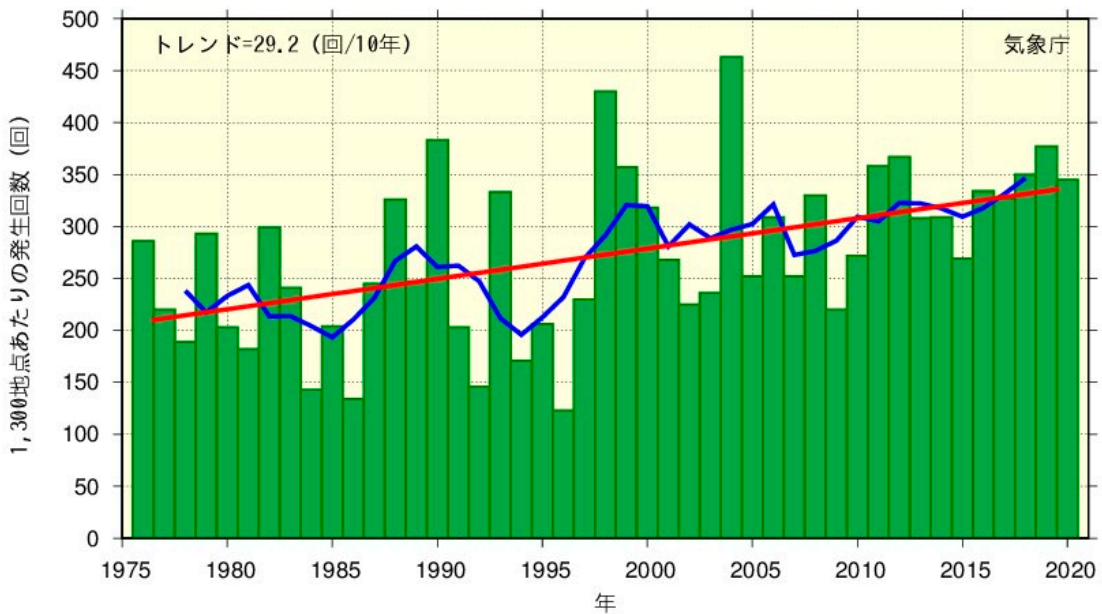
令和2年12月31日現在



出典：国土交通省資料

附属資料21 短時間強雨の増加傾向

全国【アメダス】1時間降水量50mm以上の年間発生回数



出典：気象庁資料



出典：気象庁資料

附属資料23 1900年以降の世界の主な自然災害の状況

年	災害の種類	GLIDE	国名(地域名)	死者・行方不明者数(概数)
1900	ハリケーン・ガルベストン		米国、テキサス	6,000
1902	火山噴火		マルティニク(西インド、プレー山)	29,000
1902	火山噴火		グアテマラ、サンタマリア火山	6,000
1905	地震		インド、北部	20,000
1906	地震(嘉義地震)		台湾	6,000
1906	地震/火災		米国、サンフランシスコ	1,500
1906	地震		チリ	20,000
1906	台風		香港	10,000
1907	地震		中国、天山	12,000
1907	地震		ウズベキスタン(旧ソ連)	12,000
1908	地震(メッシーナ地震)		イタリア、シシリー	75,000
1911	洪水		中国	100,000
1911	火山噴火		フィリピン、タール火山	1,300
1912	台風		中国、温州	50,000
1915	地震		イタリア、中部	30,000
1916	地すべり		イタリア、オーストリア	10,000
1917	地震		インドネシア、バリ島	15,000
1918	地震		中国、広東省	10,000
1919	火山噴火		インドネシア、クルー火山	5,200
1920	地震/地すべり(海原地震)		中国、甘粛省	180,000
1922	台風		中国、汕頭	100,000
1923	地震/火災(関東大震災)		日本、関東南東部	143,000
1927	地震(北丹後地震)		日本、京都府北部	2,930
1927	地震		中国、南昌	200,000
1928	ハリケーン/洪水		米国、フロリダ	2,000
1930	火山噴火		インドネシア、メラピ火山	1,400
1931	洪水		中国、長江等沿岸	3,700,000
1932	地震(甘粛地震)		中国、甘粛省	70,000
1933	洪水		中国、河南省他	18,000
1933	津波(昭和三陸津波)		日本、三陸	3,000
1933	地震		中国	10,000
1935	洪水		中国	142,000
1935	地震(クエッタ地震)		パキスタン、バルチスタン地方	60,000
1939	地震/津波		チリ	30,000
1939	洪水		中国、湖南省	500,000
1939	地震		トルコ、東部	32,962
1942	サイクロン		バングラデシュ	61,000
1942	サイクロン		インド、オリッサ	40,000
1943	地震		日本、鳥取	1,083
1944	地震(昭和東南海地震)		日本、東南海	1,200
1944	地震		アルゼンチン、中西部	10,000
1945	地震(三河地震)		日本、愛知	2,300
1945	台風(枕崎台風)		日本、西日本	3,700
1946	地震/津波(昭和南海地震)		日本、南海	1,400
1947	台風(カスリーン台風)		日本、東北以北	1,900
1948	地震(福井地震)		日本、福井	3,900
1948	地震(アシガバート地震)		トルクメニスタン(旧ソ連)	110,000
1949	地震/地すべり		タジキスタン(旧ソ連)	12,000
1949	洪水		中国	57,000
1949	グアテマラ		洪水	40,000
1951	火山噴火		パプアニューギニア、ラミントン山	2,900
1953	洪水		北海沿岸	1,800
1953	洪水		日本、九州	1,000
1953	洪水		日本、本州	1,100
1954	洪水		中国	40,000
1954	台風(洞爺丸台風)		日本	1,700
1959	洪水		中国	2,000,000
1959	台風(伊勢湾台風)		日本	5,100
1960	洪水		バングラデシュ	10,000
1960	地震		モロッコ、南西部	12,000
1960	地震/津波		チリ	6,000
1961	サイクロン		バングラデシュ	11,000

年	災害の種類	GLIDE	国名(地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1962	地震		イラン、北西部	12,000
1963	サイクロン		バングラデシュ	22,000
1965	サイクロン		バングラデシュ	36,000
1965	サイクロン		パキスタン、南部	10,000
1968	地震		イラン、北西部	12,000
1970	地震		中国、雲南省	10,000
1970	地震/地すべり		ペルー、北部	70,000
1970	サイクロン・ポーラ		バングラデシュ	300,000
1971	サイクロン		インド・オリッサ	10,000
1972	地震(マナグア地震)		ニカラグア	10,000
1974	地震		中国、雲南省・四川省	20,000
1974	洪水		バングラデシュ	28,700
1975	地震		中国、遼寧省	10,000
1976	地震(グアテマラ地震)		グアテマラ	24,000
1976	地震(唐山地震)		中国、天津	242,000
1977	サイクロン		インド、アンドラ・プラデシュ州	20,000
1978	地震		イラン、北東部	25,000
1982	火山噴火		メキシコ、エルチヨン火山	17,000
1985	サイクロン		バングラデシュ	10,000
1985	地震		メキシコ、メキシコ市	10,000
1985	火山噴火		コロンビア、ネバド・デル・ルイス火山	22,000
1986	有毒ガス		カメルーン西部、ニオス湖	1,700
1986	地震		エルサルバドル、サンサルバドル市	1,000
1987	地震		エクアドル北西部	5,000
1987	洪水		バングラデシュ	1,000
1988	地震		インド、ネパール	1,000
1988	洪水		バングラデシュ	2,000
1988	地震(スピタク地震)		アルメニア(旧ソ連)	25,000
1988	地震		中国、雲南省	1,000
1989	洪水		インド	1,000
1989	洪水/地すべり		中国、四川省他	2,000
1990	地震(マンジール地震)		イラン、北部	41,000
1990	地震		フィリピン	2,000
1991	サイクロン/高潮		バングラデシュ、チッタゴン等	137,000
1991	洪水		中国、江蘇省他	1,900
1991	台風・アイク		フィリピン	6,000
1992	洪水		パキスタン	1,300
1992	地震/津波		インドネシア	2,100
1993	洪水		ネパール	1,800
1993	地震(マハラシュトラ地震)		インド	9,800
1993	洪水		インド	1,200
1994	豪雨・洪水		インド	2,000
1994	台風・洪水		中国南部6省	1,000
1994	熱帯性暴風		ハイチ	1,100
1995	地震(阪神・淡路大震災)		日本	6,300
1995	地震		ロシア	1,800
1995	洪水		中国	1,200
1996	洪水/台風		中国南部7省、北部及び北西部5省	2,800
1996	熱帯性暴風雨/洪水		ベトナム	1,000
1997	地震	EQ-1997-000095-IRN	イラン、東部	1,600
1997	洪水	FL-1997-000260-IND	インド	1,400
1997	洪水	FL-1997-000265-SOM	ソマリア、南部	2,000
1997	台風・リンダ	TC-1997-000007-VNM	ベトナム、南部	3,700
1998	地震	EQ-1998-000026-AFG	アフガニスタン、北部	2,300
1998	地震	EQ-1998-000152-AFG	アフガニスタン、北部	4,700
1998	洪水/地すべり	FL-1998-000392-IND	インド、アッサム州等	3,000
1998	サイクロン		インド	2,900
1998	洪水	FL-1998-000203-BGD	バングラデシュ	1,000
1998	洪水	FL-1998-000165-CHN	中国、長江等沿岸	3,700
1998	津波(アイタペ津波)	TS-1998-000220-PNG	パプアニューギニア	2,600
1998	ハリケーン・ミッチ	TC-1998-000012-HND	ホンジュラス ニカラグア	17,000
1999	地震(キンディオ地震)	EQ-1999-000007-COL	コロンビア、中西部	1,200
1999	地震(イズミット地震)	EQ-1999-000008-TUR	トルコ、西部	15,500
1999	地震(集集地震)	EQ-1999-000321-TWN	台湾	2,300

年	災害の種類	GLIDE	国名 (地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1999	サイクロン	ST-1999-000425-IND	インド	9,500
2000	洪水		ベネズエラ	30,000
2001	地震 (インド西部地震)	EQ-2001-000033-IND	インド	20,000
2001	地震	EQ-2001-000013-SLV	エルサルバドル	1,200
2003	地震	EQ-2003-000074-DZA	アルジェリア、北部	2,300
2003	地震 (バム地震)	EQ-2003-000630-IRN	イラン	26,800
2004	洪水	FL-2004-000028-HTI	ハイチ	2,700
2004	ハリケーン	TC-2004-000089-JAM	米国 ジャマイカ プエルトリコ ハイチ	3,000
2004	地震・津波 (2004年スマトラ沖地震・津波)	TS-2004-000147-LKA TS-2004-000147-IDN TS-2004-000147-MDV TS-2004-000147-IND TS-2004-000147-THA TS-2004-000147-MYS TS-2004-000147-MMR TS-2004-000147-SOM TS-2004-000147-BGD	スリランカ インドネシア モルディブ インド タイ マレーシア ミャンマー セيشェル ソマリア タンザニア バングラデシュ ケニア	226,000以上
2005	洪水/地すべり	FL-2005-000125-IND	インド	1,200
2005	ハリケーン・カトリーナ	TC-2005-000144-USA	米国	1,800
2005	暴風雨	ST-2005-000162-IND ST-2005-000162-BGD	インド バングラデシュ	1,300
2005	ハリケーン・スタン/洪水	TC-2005-000171-GTM FL-2005-000171-SLV	グアテマラ エルサルバドル メキシコ	1,500
2005	地震 (パキスタン地震)	EQ-2005-000174-PAK EQ-2005-000174-IND	パキスタン インド、北部	75,000
2006	地すべり	LS-2006-000024-PHL	フィリピン	1,100
2006	地震/火山噴火	VO-2006-000048-IDN	インドネシア、ムラピ火山	5,800
2006	台風・シャンセン	TC-2006-000144-PHL	フィリピン、ルソン等	1,400
2007	大雨、洪水	FL-2007-000096-IND	インド	1,100
2007	サイクロン・シドル	TC-2007-000208-BGD	バングラデシュ	4,200
2008	地震 (四川大地震)	EQ-2008-000062-CHN	中国	87,500
2008	サイクロン・ナルギス	TC-2008-000057-MMR	ミャンマー	138,400
2008	洪水	FL-2008-000089-IND	インド、北東部	1,100
2009	地震 (2009年スマトラ沖地震)	EQ-2009-000273-IDN	インドネシア	1,200
2009	洪水	FL-2009-000217-IND	インド、南部	1,200
2010	地震 (ハイチ地震)	EQ-2010-000009-HTI	ハイチ	222,600
2010	地震 (青海地震)	EQ-2010-000073-CHN	中国、青海省	3,000
2010	洪水	FL-2010-000141-PA	パキスタン、北西部	2,000
2010	豪雨・土石流	LS-2010-000156-CHN	中国、長江流域	1,800
2011	地震・津波 (東日本大震災)	EQ-2011-000028-JPN	日本、東北・関東地方等	19,000
2011	台風・ワシ	TC-2011-000189-PH	フィリピン、ミンダナオ等	1,400
2012	台風・ポーファ	TC-2012-000197-PHL	フィリピン、ミンダナオ等	1,900
2013	洪水	FL-2013-000070-IND	インド、北部	1,500
2013	台風・ハイヤン	TC-2013-000139-PHL	フィリピン、レイテ等	6,200
2015	地震 (ネパール地震)	EQ-2015-000048-NPL	ネパール	9,000
2018	地震・津波	EQ-2018-000156-IDN	インドネシア、スラウェシ島	3,400
2019	洪水	FL-2019-000084-IND	インド	1,900
2020	洪水	FL-2020-000164-IND	インド	1,922

出典：EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium)、理科年表等の資料をもとに内閣府作成。

注) GLIDE 番号 (GLocal unique disaster IDentifier number、世界災害共通番号) は、世界で発生した様々な災害に共通かつ単一の災害番号を付することにより、異なる災害データベース間での災害情報の共有を促進するために、2001年にアジア防災センターが提案し、国連人道問題調整事務所 (OCHA・ReliefWeb) などとともに運用しており、多数の防災関係機関に利用されている。関係機関が必要と判断した災害について各々の基準により番号を発出しているため、網羅的なものではない。今後、より多くの防災関係機関がGLIDEを活用するようになることにより、より多くの災害に関する情報の共有が促進されることが期待される。

附属資料24 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

(令和3年3月9日現在)

順位	日時 (日本時間)	発生場所	マグニチュード (Mw)
1	1960年5月23日	チリ	9.5
2	1964年3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年3月11日	日本、三陸沖 [平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震]	9.0
	1952年11月5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年2月27日	チリ、マウリ沖	8.8
	1906年2月1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年2月4日	アラスカ、アリューシャン列島	8.7
9	1950年8月16日	チベット、アッサム	8.6
	2012年4月11日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005年3月29日	インドネシア、スマトラ島北部	8.6
	1957年3月10日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6
	1946年4月1日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6

※Mw：モーメントマグニチュード

※平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震のマグニチュード(Mw)は気象庁による

出典：米国地質調査所資料

附属資料25 令和2年以降に発生した世界の主な自然災害

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2020年01月-2020年12月	マダガスカル	干ばつ	0	725,620	0
2020年01月-2020年12月	ブラジル	干ばつ	0	0	3,000,000
2020年01月-2020年12月	米国	干ばつ	45	0	4,500,000
2020年01月01日-2020年01月24日	マダガスカル	洪水	40	106,846	0
2020年01月04日-2020年01月24日	イスラエル	洪水	7	0	580,000
2020年01月07日-2020年01月07日	ペルトリコ	地震	4	5,078	800,000
2020年01月09日-2020年01月22日	イラン	洪水	4	196,152	808,000
2020年01月10日-2020年01月12日	米国	暴風雨	10	0	1,200,000
2020年01月11日-2020年01月13日	パキスタン	暴風雨	107	1,000,104	0
2020年01月12日-2020年01月22日	フィリピン	火山活動	1	736,802	66,000
2020年01月17日-2020年01月27日	ブラジル	洪水	61	11,012	300,000
2020年01月19日-2020年01月21日	オーストラリア	暴風雨	0	0	1,500,000
2020年01月19日-2020年01月21日	スペイン	暴風雨	17	2,000	315,000
2020年02月04日-2020年02月11日	オーストラリア	洪水	1	0	1,200,000
2020年02月10日-2020年02月17日	米国	洪水	0	3,000	175,000
2020年02月13日-2020年02月26日	インドネシア	洪水	6	115,000	10,000
2020年02月24日-2020年04月30日	イラン	洪水	21	22	1,500,000
2020年02月26日-2020年02月28日	インドネシア	洪水	10	112,000	0
2020年03月02日-2020年03月05日	米国	暴風雨	25	12,300	2,500,000
2020年03月18日-2020年03月21日	イラク	洪水	8	1,500	100,000
2020年03月20日-2020年03月26日	ザンビア	洪水	0	700,000	0
2020年03月22日-2020年03月22日	クロアチア	地震	1	78,942	6,800,000
2020年03月27日-2020年03月28日	米国	暴風雨	0	0	2,900,000
2020年04月06日-2020年04月09日	トンガ	熱帯低気圧	0	1,289	111,000
2020年04月06日-2020年04月09日	米国	暴風雨	0	0	2,900,000
2020年04月08日-2020年04月09日	フィジー	熱帯低気圧	1	180,000	13,000
2020年04月10日-2020年04月14日	米国	暴風雨	38	200	3,500,000
2020年04月15日-2020年04月30日	イエメン	洪水	10	150,030	10,000
2020年04月18日-2020年06月01日	ケニア	洪水	285	810,655	10,000

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2020年04月20日-2020年04月26日	ジブチ	洪水	8	110,000	0
2020年04月20日-2020年05月08日	エチオピア	洪水	12	219,000	0
2020年04月20日-2020年04月28日	ソマリア	洪水	26	1,000,020	0
2020年04月21日-2020年04月24日	米国	暴風雨	3	31	1,400,000
2020年04月26日-2020年04月30日	カナダ	洪水	1	12,936	1,300,000
2020年04月30日-2020年05月05日	インドネシア	洪水	2	110,000	0
2020年05月01日-2020年05月31日	中国	暴風雨	20	600,000	1,100,000
2020年05月02日-2020年05月02日	プエルトリコ	地震	0	150	150,000
2020年05月02日-2020年05月03日	米国	暴風雨	2	0	850,000
2020年05月08日-2020年05月08日	ウガンダ	洪水	3	100,000	0
2020年05月15日-2020年05月17日	フィリピン	熱帯低気圧	5	578,740	31,100
2020年05月17日-2020年05月20日	米国	洪水	1	10,000	2,100,000
2020年05月20日-2020年05月20日	バングラデシュ	熱帯低気圧	26	2,600,000	1,500,000
2020年05月20日-2020年05月20日	インド	熱帯低気圧	90	18,000,000	13,500,000
2020年05月20日-2020年05月23日	米国	暴風雨	2	0	1,600,000
2020年05月21日-2020年07月30日	中国	洪水	280	4,200,000	17,000,000
2020年05月27日-2020年06月02日	インド	地すべり	21	155,850	0
2020年05月27日-2020年05月27日	米国	暴風雨	0	0	1,400,000
2020年05月30日-2020年05月31日	グアテマラ	熱帯低気圧	2	306,886	0
2020年05月31日-2020年05月31日	エルサルバドル	熱帯低気圧	32	149,840	220,000
2020年06月03日-2020年06月03日	インド	熱帯低気圧	6	7,500	820,000
2020年06月07日-2020年06月07日	米国	熱帯低気圧	1	0	325,000
2020年06月13日-2020年06月14日	カナダ	暴風雨	0	60,000	1,200,000
2020年06月15日-2020年09月30日	バングラデシュ	洪水	257	5,448,271	500,000
2020年06月15日-2020年07月20日	ソマリア	洪水	6	191,000	0
2020年06月24日-2020年10月31日	ナイジェリア	洪水	155	193,425	100,000
2020年06月29日-2020年07月10日	日本	洪水	82	250,114	5,800,000
2020年06月30日-2020年07月01日	ブラジル	暴風雨	12	1,119	100,000
2020年06月30日-2020年07月05日	中国	洪水	22	10,000,000	0
2020年06月01日-2020年08月16日	インド	洪水	1922	1,300,000	7,500,000
2020年06月01日-2020年09月01日	ネパール	洪水	448	117,677	100,000
2020年06月01日-2020年09月09日	スーダン	洪水	155	875,013	250,000
2020年06月01日-2020年08月01日	英国	熱波	2556	0	0
2020年07月01日-2020年07月02日	ミャンマー	地すべり	172	1,142	0
2020年07月01日-2020年09月10日	ニジェール	洪水	73	632,608	10,000
2020年07月03日-2020年07月31日	インドネシア	洪水	105	14,534	10,000
2020年07月06日-2020年07月06日	ウクライナ	森林火災	5	300	162,000
2020年07月25日-2020年07月26日	メキシコ	熱帯低気圧	5	0	135,000
2020年07月25日-2020年07月25日	米国	熱帯低気圧	0	0	1,100,000
2020年07月30日-2020年08月16日	フランス	熱波	1924	0	0
2020年07月31日-2020年08月02日	ドミニカ共和国	熱帯低気圧	2	5,500	165,000
2020年07月31日-2020年08月02日	米国	熱帯低気圧	16	0	4,800,000
2020年07月01日-2020年12月01日	南スーダン	洪水	0	1,042,000	0
2020年08月01日-2020年08月12日	韓国	洪水	42	6,000	420,000
2020年08月01日-2020年09月01日	パキスタン	洪水	410	1,550,170	1,500,000
2020年08月05日-2020年08月08日	ベルギー	熱波	1460	0	0
2020年08月05日-2020年08月16日	オランダ	熱波	400	0	0
2020年08月08日-2020年08月12日	米国	暴風雨	4	0	6,800,000
2020年08月10日-2020年08月11日	中国	熱帯低気圧	0	12,235	161,000
2020年08月16日-2020年10月01日	米国	森林火災	32	0	11,000,000
2020年08月22日-2020年08月23日	トルコ	洪水	16	0	250,000
2020年08月25日-2020年08月04日	アフガニスタン	洪水	212	20,445	0
2020年08月27日-2020年08月28日	米国	熱帯低気圧	33	6,500	13,000,000
2020年08月01日-2020年08月01日	中国	洪水	92	0	4,800,000
2020年09月01日-2020年10月15日	シリア	森林火災	3	140,079	0
2020年09月06日-2020年09月08日	韓国	熱帯低気圧	2	0	1,200,000
2020年09月11日-2020年09月18日	米国	熱帯低気圧	8	0	6,300,000
2020年09月18日-2020年09月21日	ベトナム	熱帯低気圧	6	125,000	33,000
2020年09月01日-2020年11月01日	レソト	干ばつ	0	766,000	0
2020年10月01日-2020年10月24日	カンボジア	熱帯低気圧	38	759,360	100,000

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2020年10月01日-2020年10月26日	インド	洪水	152	150,000	4,000,000
2020年10月01日-2020年10月31日	モザンビーク	洪水	22	145,000	0
2020年10月02日-2020年10月04日	フランス	暴風雨	26	600	1,000,000
2020年10月02日-2020年10月06日	メキシコ	熱帯低気圧	6	3,500	100,000
2020年10月06日-2020年11月03日	ベトナム	熱帯低気圧	243	1,500,000	850,000
2020年10月07日-2020年10月11日	メキシコ	熱帯低気圧	0	0	100,000
2020年10月07日-2020年10月11日	米国	熱帯低気圧	4	9,400	2,900,000
2020年10月09日-2020年10月31日	タイ	熱帯低気圧	6	274,923	0
2020年10月24日-2020年10月30日	米国	熱帯低気圧	6	0	3,500,000
2020年10月28日-2020年10月28日	フィリピン	熱帯低気圧	31	888,415	87,100
2020年10月29日-2020年10月29日	ベトナム	熱帯低気圧	41	450,000	540,000
2020年10月30日-2020年10月30日	トルコ	地震	115	6,034	450,000
2020年10月31日-2020年11月01日	フィリピン	熱帯低気圧	31	3,356,394	503,294
2020年10月31日-2020年10月31日	オーストラリア	暴風雨	0	0	1,200,000
2020年10月01日-2020年12月01日	モザンビーク	干ばつ	0	2,700,000	0
2020年11月03日-2020年11月04日	グアテマラ	熱帯低気圧	160	2,415,888	386,000
2020年11月03日-2020年11月04日	ニカラグア	熱帯低気圧	2	30,000	178,000
2020年11月03日-2020年11月04日	ホンジュラス	熱帯低気圧	110	4,566,584	5,000,000
2020年11月08日-2020年11月12日	米国	熱帯低気圧	12	0	1,500,000
2020年11月10日-2020年11月10日	米国	暴風雨	11	0	350,000
2020年11月11日-2020年11月12日	フィリピン	熱帯低気圧	111	4,945,461	421,000
2020年11月14日-2020年11月17日	コロンビア	熱帯低気圧	23	228,000	100,000
2020年11月17日-2020年11月17日	グアテマラ	熱帯低気圧	2	131,298	0
2020年11月17日-2020年11月18日	ホンジュラス	熱帯低気圧	14	578,000	0
2020年11月17日-2020年11月18日	ニカラグア	熱帯低気圧	18	900,000	741,000
2020年11月22日-2020年11月13日	ソマリア	熱帯低気圧	9	120,000	0
2020年11月25日-2020年11月26日	インド	熱帯低気圧	14	0	600,000
2020年11月25日-2020年12月14日	タイ	洪水	29	691,659	50,000
2020年12月02日-2020年12月10日	インドネシア	洪水	5	110,000	0
2020年12月02日-2020年12月05日	スリランカ	洪水	3	111,665	0
2020年12月16日-2020年12月21日	タイ	洪水	1	139,000	0
2020年12月16日-2020年12月18日	日本	暴風雪	0	0	200,000
2020年12月29日-2020年12月29日	クロアチア	地震	8	140,036	1,200,000
2020年12月30日-2020年12月30日	ノルウェー	地すべり	10	1,010	130,000
2020年-2020年06月01日	ブルキナファソ	干ばつ	0	2,900,000	0
2020年-2020年12月01日	マリ	干ばつ	0	6,800,000	0
2020年-2020年12月23日	ニジェール	干ばつ	0	3,700,000	0

出典：EM-DAT (The International Disasters Database) ルーベンカトリック大学災害疫学研究所センター (CRED) の資料より内閣府作成

① トルコ 地震 (EQ-2020-000215-TUR)

トルコでは、日本と同様に地震国であり、2020年においても度々中規模程度の地震が発生した。10月30日午後2時51分（現地時間）、トルコとギリシャの間にあるエーゲ海海域を震源としてマグニチュード6.6（米国地質調査所：USGSの発表ではマグニチュード7.0）の地震が発生した。それにより、トルコ西部に位置するイズミール県を中心に、被害が確認された。

トルコ首相府災害緊急事態対策庁（AFAD）の11月6日付の発表によると、本地震により、114名が死亡し、1035名が負傷した。EM-DATによると、この地震により経済被害は4億5千万米ドルに上った。

<https://reliefweb.int/report/turkey/afad-press-bulletin-izmir-turkey-earthquake-report-6-november-2020>

② ベトナム 暴風雨・洪水 (FL-2020-000211-VNM、TC-2020-000234-VNM、TC-2020-000235-VNM)

ベトナムでは、10月上旬から11月にかけて度重なる熱帯低気圧や台風（リンファ、モラヴェ、

ヴァムコー等)の通過に伴い、豪雨が長期にわたり発生し、ベトナム中部の川沿い中心に深刻な洪水、山岳地域においては地すべり被害が発生した。

EM-DATによると、10月6日から11月3日の被害は、死者数243名、被災者150万人、経済被害額8億5千万米ドルに上った。

10月15日、日本政府は、ベトナムにおける台風被害に対し、同国政府からの要請を受け、国際協力機構(JICA)を通じ、緊急援助物資(プラスチックシート、浄水器)を供与することを決定した。

<https://www.jica.go.jp/information/jdrt/2020/201015.html>

③ 中米諸国 ハリケーン・イータ及びイオタ

10月31日にカリブ海で発生した熱帯低気圧(ハリケーン・イータ)は、猛烈な勢いで発達し、11月3日にはハリケーンの勢力の5段階で2番目に強いカテゴリー4の勢力となり、中米諸国に上陸した。ホンジュラス(TC-2020-000220-HND)、ニカラグア(TC-2020-000218-NIC)、グアテマラ(TC-2020-000222-GTM)等で豪雨による大規模な洪水、地すべりが発生し、深刻な被害をもたらした。またその約2週間後には、一時カテゴリー5にまで発達したハリケーン・イオタが同諸国を襲い、新型コロナウイルス感染拡大の最中、多くの人が避難を余儀なくされた。

国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)によると、両サイクロンにより、ホンジュラスでは99名が死亡、11名が行方不明、避難者100万人以上(12月3日現在)、グアテマラでは、60名が死亡、100人が行方不明、避難者は31万人以上(12月6日時点)、ニカラグアでは21人が死亡、避難者は16万人以上(12月7日現在)に上った。

日本政府は、JICAを通じた緊急援助物資供与のみならず、12月18日、中米3か国(グアテマラ・ホンジュラス・ニカラグア)において、ハリケーン・イータ及びイオタの被害を受けた人々に対する支援として、880万ドル(9億6,800万円)の緊急無償資金協力を実施することを決定した。

今回の協力では、国連世界食糧計画(WFP)、国連児童基金(UNICEF)、国際移住機関(IOM)及び国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)を通じ、食料や住居修繕資材、非食料援助物資の提供、水・衛生分野や避難所内の調整・管理への支援等を実施した。

<https://go.ifrc.org/emergencies/4889#current-situation>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press24_000073.html

3. 法制度

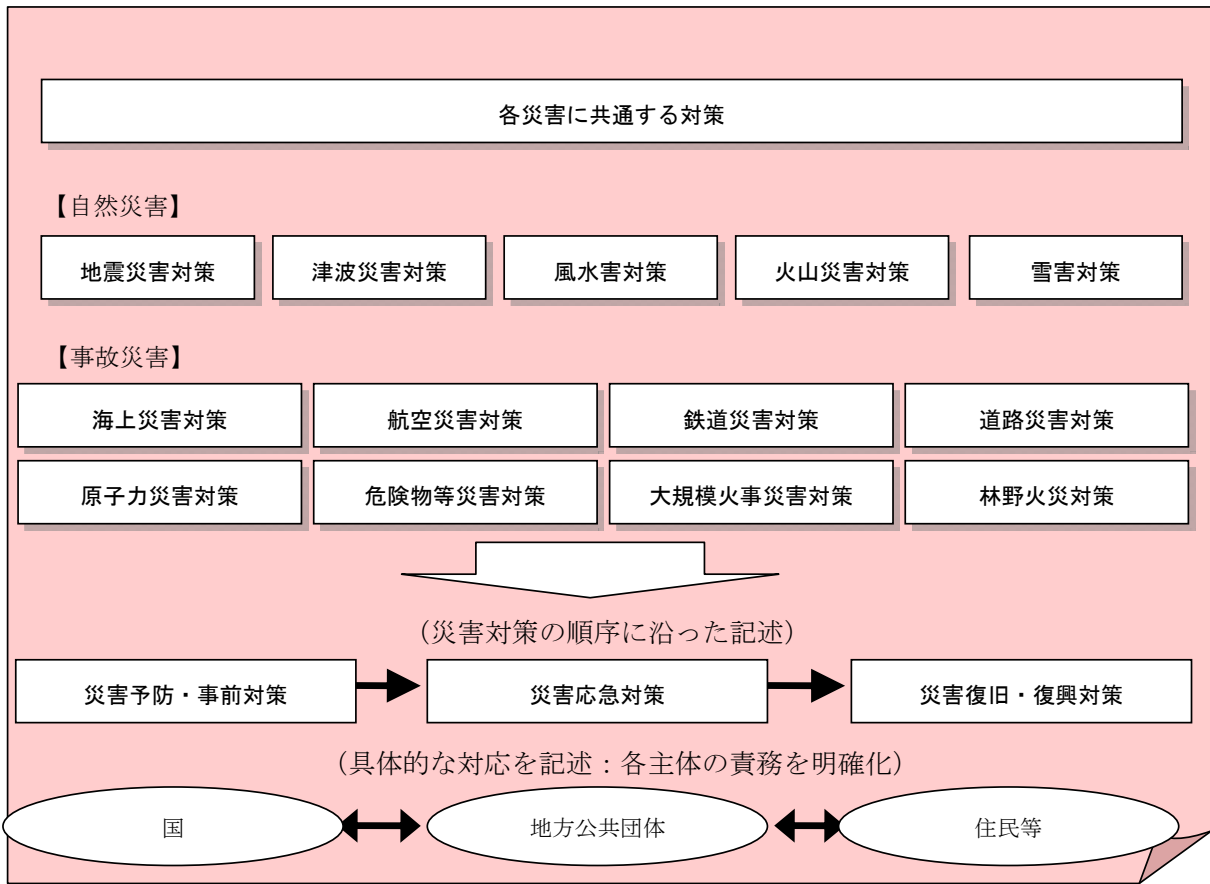
附属資料 26 戦後の防災法制度・体制の歩み

1940年代	災害対策に係る主な法制度	法制度の説明
1945 (昭和20年) 枕崎台風	47 「災害救助法」 49 「水防法」	
1946 (昭和21年) 南海地震		
1947 (昭和22年) カスリーン台風		
1948 (昭和23年) 福井地震		
1959 (昭和34年) 伊勢湾台風	50 「建築基準法」	
1961 (昭和36年) 豪雪	60 「治山治水緊急措置法」 61 「災害対策基本法」 62 中央防災会議設置 63 防災基本計画 62 「豪雪災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」 「豪雪地帯対策特別措置法」	我が国の災害対策の最も基本となる法律 ・防災行政の責任の明確化 ・総合的かつ計画的な防災行政の推進等
1964 (昭和39年) 新潟地震	66 「地震保険に関する法律」	
1967 (昭和42年) 羽後豪雨		
1973 (昭和48年) 桜島噴火 活間山噴火	73 「災害弔慰金の支給等に関する法律」 「活動火山周辺地域における避難施設等の整備に関する法律」(一昭和53年、「活動火山対策特別措置法」)	
1976 (昭和51年) 東海地震発生可能性の研究発表 (地震学会)		
1978 (昭和53年) 宮城県沖地震	78 「大規模地震対策特別措置法」	
1980年代	80 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 81 「建築基準法施行令」一部改正	新耐震設計基準 (現行の基準) の導入等
1995 (平成7年) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	95 「地震防災対策特別措置法」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 「災害対策基本法」一部改正 96 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」 97 「密集市街地における防災地域の整備の促進に関する法律」 98 「被災者生活再建支援法」	ポランティアや自主防災組織による防災活動の環境整備、内閣総理大臣が本部長となる「緊急災害対策本部」の設置要件緩和、自衛隊の災害派遣要請の法定化等
1999 (平成11年) JCO臨界事故	99 「原子力災害対策特別措置法」	
2000 (平成12年) 東海豪雨	100 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	・洪水予報河川の拡充、浸水想定区域の公表等
2004 (平成16年) 新潟・福島豪雨等 新潟中越地震	101 「水防法」一部改正 102 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 103 「特定都市河川浸水被害対策法」 104 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法」 105 「水防法」一部改正 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部改正 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 106 「宅地造成等規制法」一部改正	・浸水想定区域の指定対象河川の拡大等 ・土砂災害ハザードマップ等による周知徹底等 ・基本方針の策定 (国) 及び耐震改修促進計画の策定 (地方公共団体) し、計画的な耐震化の促進等
2008 (平成20年) 岩手・宮城内陸地震		
2011 (平成23年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	11 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」一部改正 11 「津波対策の推進に関する法律」 12 「津波防災地域づくりに関する法律」 12 「災害対策基本法」一部改正 「原子力規制委員会設置法」 13 「災害対策基本法」一部改正 「大規模災害からの復興に関する法律」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 「水防法」・「河川法」・「海岸法」一部改正 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」	・大規模な土砂災害が発生している場合における緊急調査の実施 ・被害の想定される区域・時期の情報を (土砂災害緊急情報) を市町村へ通知、一般へ周知 【第1弾改正 (2012年)】 ・大規模災害の広域対応 ・教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上等 【第2弾改正 (2013年)】 ・被災者支援の充実 ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ・大規模広域な災害に対する対応力の強化 ・平素からの防災対策の強化等 ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の義務付け及び結果公表等 ・水防活動への河川管理者等の多様な主体の参画、河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保、等
2014 (平成26年) 豪雪 広島土砂災害	14 「災害対策基本法」一部改正 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」一部改正	・南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、基本計画の作成等による南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進 ・首都圏下地震緊急対策区域の指定、基本計画の作成等による首都圏下地震に係る地震防災対策の推進
御嶽山噴火	15 「活動火山対策特別措置法」一部改正 「災害対策基本法」一部改正	・大規模地震や大雪等の災害時における緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策等 (実施主体は、道路管理者) ・土砂災害の危険性のある区域の明示 (基礎調査の結果の公表)、円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供等
2016 (平成28年) 熊本地震 台風10号	16 「災害対策基本法」一部改正 17 「水防法等の一部を改正する法律」	・国による基本指針の策定、火山災害警戒地域の指定、指定地域における火山防災協議会設置、避難確保計画作成義務化等
2018 (平成30年) 房総半島台風 (令和元年)	18 「災害救助法」一部改正 「災害対策基本法」一部改正	・特定の大規模災害による産業物処理について、環境大臣による災害廃棄物処理に関する指針の策定、産業物処理の代行等
2019 (令和元年) 東日本台風		・大規模地震や大雪等の災害時における緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 (実施主体に港湾管理者及び漁港管理者を追加) ・要配慮者利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を施設管理者等へ義務付け
2020 (令和2年) 7月豪雨	20 「都市再生特別措置法等」一部改正 「被災者生活再建支援法」一部改正	・教訓実施市が自ら事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設 ・被災者避難所等からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化
2021 (令和3年)	21 「災害対策基本法」一部改正 「特定都市河川浸水被害対策法」一部改正	・開発、高度化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。 ・避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画の作成の努力義務化、広域避難に係る居住者等の参入に関する規定の措置、おそれ程度での国の災害対策本部設置及び災害救助法の適用等 ・流域治水の計画・体制の強化、流域における雨水貯留対策の強化、水防に対応したまちづくりとの連携・住まい方の工夫、洪水等に対応したハザードマップの作成の中小河川までの拡大等

出典：内閣府資料

類型	予防	応急	復旧・復興	
地震 津波	災害対策基本法			
	・大規模地震対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 	<p><全般的な救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <p><被災者への救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <p><災害廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p><災害復旧事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <p><保険共済制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険に関する法律 ・農業保険法 ・森林保険法 <p><災害税制関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 	
	・津波対策の推進に関する法律			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 			
	・海岸法			
火山	・活動火山対策特別措置法			
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・海岸法 	・水防法		
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 			
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 			
原子力	・原子力災害対策特別措置法		・大規模災害からの復興に関する法律	

出典：内閣府資料



出典：内閣府資料

附属資料 29 防災基本計画の主な修正経緯

修正年月	修正等の概要	背景
昭和38年6月	・災害対策基本法の制定を受け、防災基本計画を作成 ・災害の未然防止、被害の軽減、災害復旧のための諸施策について記載	・S34.9.26 伊勢湾台風 ・S36.11.15 災害対策基本法制定
46年5月	一部修正 ・地震対策の充実（地震予知等の施設、消防用ヘリの整備） ・危険物対策、石油コンビナート対策、林野火災対策を新たに位置付け	S42.9.6 災害防止対策に関する行監勧告（最近の経済社会に対応した見直しを勧告）
平成7年7月	全面修正 ・災害の種類別に編を構成するとともに、予防、応急、復旧・復興の順に記載 ・国、公共機関、地方公共団体、事業者等の主体の明確化及び対策の具体化 ・高齢化社会等の社会構造の変化を踏まえるべき旨を記載	H7.1.17 阪神・淡路大震災
9年6月	一部修正 ・事故災害対策編の追加（非常対策本部の設置等の体制整備） ・雪害対策編の追加	H9.1.2 ナホトカ号油流出事故
12年5月	一部修正 ・原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力災害対策編を修正	H11.9.30 茨城県東海村ウラン加工施設臨界事故
12年12月	一部修正 ・中央省庁等改革に伴う修正	中央省庁等改革
14年4月	一部修正 ・洪水対策、土砂災害対策、高潮対策について、住民等へ情報伝達、避難対策に関する記述を充実 ・原子力艦の原子力災害について新たに位置付け	・H11.6.29 広島県豪雨災害 ・H11.9.24 熊本県高潮災害
16年3月	一部修正 ・東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成等を踏まえた修正（公共建築物の耐震強化等） ・緊急地震速報の提供体制の整備など施策の進展を踏まえた修正	H16.3.31 東南海・南海地震防災対策推進基本計画作成
17年7月	一部修正 ・災害への備えを実践する国民運動の展開や企業防災の促進、地震防災戦略の作成・実施、津波避難ビルの整備など津波防災対策、集中豪雨時等の情報伝達及び高齢者等の避難支援など、施策の進展を踏まえた修正	・H16.7.28 地震防災戦略作成 ・H16.12.26 インド洋津波災害（スマトラ沖地震）
19年3月	一部修正 ・防衛庁の防衛省への移行に伴う修正	防衛庁の防衛省への移行
20年2月	一部修正 ・防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施、国民運動の戦略的な展開、企業防災の促進のための条件整備、緊急地震速報の本格導入、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等	H19.7.16 新潟県中越沖地震
23年12月	一部修正 ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化等（津波災害対策編の追加）	H23.3.11 東日本大震災
24年9月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第1弾改正）、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	H23.3.11 東日本大震災 H24.6.27 災害対策基本法の一部改正 H24.9.19 原子力規制委員会の発足
26年1月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第2弾改正）、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	H23.3.11 東日本大震災 H25.6.21 災害対策基本法の一部改正、大規模災害からの復興に関する法律の制定
26年11月	一部修正 ・災害対策基本法の改正に伴う放置車両及び立ち往生車両対策の強化 ・大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化など平成26年2月豪雪の教訓を踏まえた記述の追加	H26.2 平成26年2月豪雪 H26.11.21 災害対策基本法の一部改正
27年3月	一部修正 ・地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に係る国の支援などの原子力防災体制の充実・強化（原子力災害対策編）	H27.3.5 内閣官房3年以内の見直し検討チーム「原子力防災体制の充実・強化について（第二次報告）」
27年7月	一部修正 ・広島土砂災害や御嶽山噴火災害により得た教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H27.1.18 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正 H27.3.26 火山防災対策推進ワーキンググループ報告 H27.6.4 総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ報告

修正年月	修正等の概要	背景
28年2月	一部修正 ・活動火山対策特別措置法、水防法・下水道法、廃棄物処理法・災害対策基本法の改正等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H27.12.10 活動火山対策特別措置法の一部改正
28年5月	一部修正 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害により得られた教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H28.3.31 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ報告
29年4月	一部修正 ・平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害により得られた教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H28.12.20 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告 H28.12.26 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会報告
30年6月	一部修正 ・災害救助法、道路法、水防法等の改正等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編） ・平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年1月～2月の大雪対応により得られた教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H29.12.8 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会報告 H30.5.16 大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ H30.6.15 災害救助法の一部改正
令和元年5月	一部修正 ・平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正（各編）	H30.12.26 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告） H31.3.29 避難勧告等に関するガイドラインの改定
令和2年5月	一部修正 ・令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風に係る検証、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	R2.3.31 令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）

出典：内閣府資料

4. 体制

附属資料30 中央防災会議の組織について

中央防災会議（災害対策基本法第2章第1節）		
会長	内閣総理大臣	
委員	防災担当大臣	指定公共機関の代表者・学識経験者 (総理任命)
	その他の国務大臣 (全国務大臣を総理任命)	
	内閣危機管理監 (総理任命)	
	日本銀行総裁	黒田 東彦
	日本赤十字社社長	大塚 義治
	NHK会長	前田 晃伸
	NTT執行役員	岡 敦子
		国立研究開発法人土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター 主任研究員 大原 美保
		東京国際大学副学長 兼 言語コミュニケーション学部長 小室 広佐子
		全国知事会危機管理・防災 特別委員会委員長(神奈川県知事) 黒岩 祐治
		日本消防協会評議員 植田 和生
		被災者健康支援連絡協議会会長 (日本医師会会長) 中川 俊男
専門調査会		
●防災対策実行会議(H25. 3. 26～)		
幹事会		
会長:内閣府大臣政務官 顧問:内閣危機管理監 副会長:内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長 幹事:各府省庁局長クラス		

内閣総理大臣、
防災担当大臣

諸問
 答申
 意見具申

【役割】

- 防災基本計画、地震防災計画等の作成及びその実施の推進
- 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じての防災に関する重要事項の審議
(防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等) 等
- 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

出典：内閣府資料

附属資料31 近年の中央防災会議の開催状況（平成23年度以降）

平成23年度	
H23.4.27	○ 「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」 ○ これまでの地震・津波対策について 等
H23.10.11	○ 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告 ○ 今後の防災対策に関する各府省庁の取組状況について ○ 防災対策推進検討会議の設置について
H23.12.27	○ 防災基本計画の修正について ○ 中央防災会議運営要領の改正について ○ 災害教訓の継承に関する専門調査会報告について ○ 防災対策推進検討会議の検討状況について 等
H24.3.29	○ 防災対策推進検討会議 中間報告について ○ 防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針について ○ 平成24年度総合防災訓練大綱について 等
平成24年度	
H24.9.6	○ 防災基本計画の修正について ○ 首都圏大規模水害対策大綱について ○ 新たな地震調査研究の推進について ○ 防災対策推進検討会議 最終報告について ○ 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告について ○ 災害時の避難に関する専門調査会報告について ○ 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について 等
H25.3.26	○ 災対法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の検討状況について ○ 防災対策実行会議の設置について ○ 平成25年度総合防災訓練大綱について 等
平成25年度	
H26.1.17	○ 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について ○ 首都直下地震緊急対策区域の指定について ○ 防災基本計画の修正について ○ 首都直下地震対策検討WG最終報告及び政府業務継続計画案について 等
H26.3.28	○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 ○ 首都直下地震対策特別措置法関係 ○ 大規模地震防災・減災対策大綱について ○ 平成26年度総合防災訓練大綱について 等
平成26年度	
H26.11.28	○ 防災基本計画の修正について
H27.3.31	○ 防災基本計画の修正について ○ 平成27年度総合防災訓練大綱について ○ 首都直下地震の地震防災戦略について
平成27年度	
H27.7.7	○ 防災基本計画の修正について 等
H28.2.16	○ 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針について ○ 火山災害警戒地域の指定について ○ 防災基本計画の修正について 等
平成28年度	
H28.5.31	○ 平成28年度総合防災訓練大綱について ○ 防災基本計画の修正について
平成29年度	
H29.4.11	○ 防災基本計画の修正について ○ 平成29年度総合防災訓練大綱について
平成30年度	
H30.5.29	○ 平成30年度総合防災訓練大綱について
H30.6.29	○ 防災基本計画の修正について ○ 災害救助法の一部改正等について 等
令和元年度	
R元.5.31	○ 防災基本計画の修正について ○ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更について ○ 令和元年度総合防災訓練大綱について ○ 地震調査研究の推進について（第3期）等
令和2年度	
R2.5.29	○ 防災基本計画の修正について ○ 令和2年度総合防災訓練大綱について

出典：内閣府資料

附属資料32 中央防災会議専門調査会の設置状況

専門調査会名称	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東海地震に関する専門調査会 (全1回)	H13.114	H13.021																		
今後の有震対策のあり方に関する専門調査会 (全2回)		H13.017	H14.26																	
震源域、断層帯等に関する専門調査会 (全5回)		H13.03	H14.03	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
防犯基本計画専門調査会 (全4回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
東海地震対策専門調査会 (全4回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
防災に関する人材の育成・活用専門調査会 (全2回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
防災情報の共有化に関する専門調査会 (全1回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
災害直下の態勢に関する専門調査会 (全15回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
避難に関する専門調査会 (全2回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
避難経路の確保に関する専門調査会 (全1回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
日本海海・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会 (全1回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
気象庁が実施する地震活動の調査に関する専門調査会 (全4回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
大規模水害対策に関する専門調査会 (全2回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
気象庁の運用に関する専門調査会 (全10回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
東海地方を震源とする大規模地震に関する専門調査会 (全2回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11
防災対策推進検討会議 (全1回)		H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11	H14.28	H13.10.11

出典：内閣府資料

5. 予算

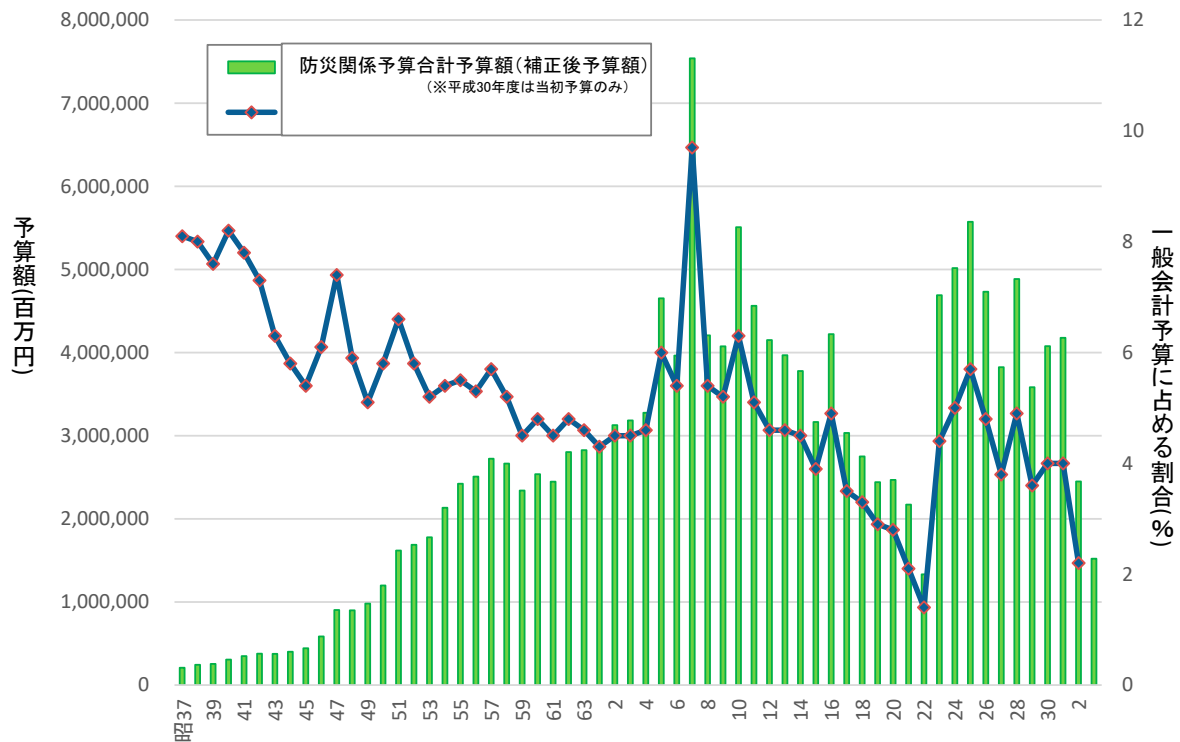
附属資料33 年度別防災関係予算額

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計(百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭37	751	0.4	8,864	4.3	97,929	47.1	100,642	48.3	208,006
38	1,021	0.4	8,906	3.7	116,131	47.7	117,473	48.2	243,522
39	1,776	0.7	13,724	5.4	122,409	48.3	115,393	45.6	253,302
40	1,605	0.5	17,143	5.6	147,858	48.3	139,424	45.6	306,030
41	1,773	0.5	20,436	5.9	170,650	49.0	155,715	44.7	348,574
42	2,115	0.6	23,152	6.1	197,833	52.3	154,855	41.0	377,955
43	2,730	0.7	25,514	6.8	207,600	55.4	138,815	37.1	374,659
44	2,747	0.7	30,177	7.5	236,209	59.0	131,270	32.8	400,403
45	2,756	0.6	36,027	8.2	269,159	60.9	133,998	30.3	441,940
46	3,078	0.5	50,464	8.6	352,686	60.3	178,209	30.5	584,437
47	3,700	0.4	93,425	10.3	488,818	54.1	316,895	35.1	902,838
48	6,287	0.7	111,321	12.4	493,580	54.9	287,082	32.0	898,270
49	14,569	1.5	118,596	12.1	505,208	51.5	342,556	34.9	980,929
50	17,795	1.5	159,595	13.3	615,457	51.3	405,771	33.9	1,198,618
51	21,143	1.3	186,297	11.5	711,159	43.9	700,688	43.3	1,619,287
52	22,836	1.4	234,409	13.9	904,302	53.6	525,886	31.2	1,687,433
53	29,642	1.7	307,170	17.3	1,093,847	61.6	345,603	19.5	1,776,262
54	35,145	1.6	435,963	20.4	1,229,401	57.6	432,759	20.3	2,133,268
55	29,929	1.2	456,575	18.9	1,229,615	50.8	705,168	29.1	2,421,287
56	29,621	1.2	474,926	18.9	1,240,788	49.5	761,950	30.4	2,507,285
57	28,945	1.1	469,443	17.2	1,261,326	46.3	963,984	35.4	2,723,698
58	29,825	1.1	489,918	18.4	1,268,712	47.6	875,851	32.9	2,664,306
59	28,215	1.2	485,219	20.7	1,350,592	57.7	475,878	20.3	2,339,904
60	27,680	1.1	512,837	20.2	1,355,917	53.5	640,225	25.2	2,536,659
61	28,646	1.2	482,889	19.7	1,354,397	55.3	581,462	23.8	2,447,394
62	38,296	1.4	612,505	21.9	1,603,599	57.2	548,337	19.6	2,802,737
63	31,051	1.1	587,073	20.8	1,550,132	54.9	657,681	23.3	2,825,937
平元	34,542	1.2	588,354	20.7	1,638,104	57.5	587,819	20.6	2,848,819
2	35,382	1.1	625,239	20.0	1,669,336	53.4	796,231	25.5	3,126,188
3	35,791	1.1	628,596	19.8	1,729,332	54.3	788,603	24.8	3,182,322
4	36,302	1.1	745,405	22.8	2,017,898	61.6	475,411	14.5	3,275,015
5	43,152	0.9	866,170	18.6	2,462,800	52.9	1,280,569	27.5	4,652,691
6	40,460	1.0	747,223	18.9	1,945,295	49.1	1,230,072	31.0	3,963,050
7	105,845	1.4	1,208,134	16.0	2,529,386	33.5	3,696,010	49.0	7,539,375
8	52,385	1.2	1,029,658	24.5	2,156,714	51.3	968,182	23.0	4,206,938
9	49,128	1.2	1,147,102	28.2	2,014,695	49.4	864,370	21.2	4,075,295
10	62,435	1.1	1,228,539	22.3	2,905,921	52.8	1,310,515	23.8	5,507,411
11	78,134	1.7	1,142,199	25.0	2,400,534	52.6	941,886	20.6	4,562,752
12	73,502	1.8	1,011,535	24.4	2,376,083	57.3	689,225	16.6	4,150,346
13	49,310	1.2	1,060,445	26.7	2,238,816	56.4	618,427	15.6	3,966,998
14	48,164	1.3	1,202,984	31.9	1,981,686	52.5	543,949	14.4	3,776,783
15	35,133	1.1	814,101	25.7	1,625,670	51.4	689,255	21.8	3,164,159
16	30,478	0.7	815,059	19.3	1,753,418	41.5	1,622,112	38.4	4,221,067
17	11,097	0.4	866,290	28.6	1,426,745	47.0	728,606	24.0	3,032,738
18	11,627	0.4	689,505	25.1	1,439,129	52.3	610,302	22.2	2,750,563

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計(百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
19	9,687	0.4	706,853	29.0	1,332,222	54.6	391,637	16.0	2,440,399
20	8,921	0.4	819,359	33.2	1,275,135	51.7	363,471	14.7	2,466,886
21	8,761	0.4	498,397	23.0	1,383,254	63.7	279,789	12.9	2,170,201
22	7,695	0.6	224,841	16.9	813,359	61.1	285,038	21.4	1,330,933
23	28,072	0.6	383,384	8.2	743,936	15.9	3,534,830	75.4	4,690,222
24	53,496	1.1	1,010,535	20.1	951,561	19.0	2,854,537	56.9	5,016,359
25	15,339	0.3	786,046	14.1	879,932	15.8	3,881,875	69.6	5,573,470
26	16,688	0.4	771,210	16.3	841,367	17.8	3,102,691	65.6	4,731,956
27	14,961	0.4	701,843	18.4	155,239	4.1	2,951,923	77.2	3,823,966
28	14,023	0.3	696,399	14.3	318,320	6.5	3,855,516	78.9	4,884,258
29	10,123	0.3	790,361	22.1	267,629	7.5	2,515,384	70.2	3,583,497
30	22,781	0.6	737,429	18.1	482,711	7.5	2,834,284	69.5	4,077,205
令元	14,390	0.3	814,471	19.5	512,324	7.5	2,835,790	67.9	4,176,975
2	15,726	0.4	1,037,401	27.2	437,134	7.5	2,320,286	60.9	3,810,547
3	7,368	0.5	506,281	33.3	121,306	7.5	885,747	58.2	1,520,702

- 注) 1. 補正後予算額(国費)である。ただし、令和3年度は速報値であり、当初予算である。
2. 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。
3. 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。
4. 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。

出典：各省庁資料より内閣府作成



出典：各省庁資料より内閣府作成

附属資料34 地震対策緊急整備事業計画について

(令和元年度末現在、単位：百万円)

区 分	昭和55～令和元年度		
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b) / (a)
1 避難地	177,539	176,549	99.4%
2 避難路	93,983	88,246	93.9%
3 消防用施設	141,238	131,794	93.3%
4 緊急輸送路	951,600	940,067	98.8%
4-1 緊急輸送道路	840,671	832,787	99.1%
4-2 緊急輸送港湾	59,631	58,299	97.8%
4-3 緊急輸送漁港	51,298	48,981	95.5%
5 通信施設	17,514	16,545	94.5%
6 公的医療機関	54,012	54,012	100.0%
7 社会福祉施設	55,586	55,586	100.0%
8 公立小・中学校	440,770	428,721	97.3%
9 津波対策	272,080	229,010	84.2%
9-1 河川管理施設	104,233	72,776	69.8%
9-2 海岸保全施設	167,847	156,234	93.1%
10 山崩れ対策	541,392	534,770	98.8%
10-1 砂防設備	103,265	102,391	99.2%
10-2 保安施設	171,243	168,409	98.3%
10-3 地すべり施設	84,622	83,971	99.2%
10-4 急傾斜地施設	160,632	160,272	99.8%
10-5 ため池	21,630	19,727	91.2%
合 計	2,745,714	2,655,300	96.7%

- 注) 1. 地震対策緊急整備事業計画（昭和55年度～令和元年度）の内容は、令和元年度末現在のものである。
 2. 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業全体の事業費を計上しているものもあり、もっぱら防災対策のみの事業費を計上したものではない。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行された。この法律により、都道府県知事は、著しい地震災害が生じるおそれがある地区について、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができることとなり、同計画に基づく事業の一部については、国庫補助率の高上げ措置を受けられることになる。

これまで、5次にわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。

同計画は、地震防災上緊急に整備すべき29施設等に関して作成される5か年間の計画であり、作成しようとするときは関係市町村の意見を聴いた上で、内閣総理大臣の同意を受けることとされている。

5次にわたる計画における事業量等の概算は、以下の表のとおり。

(全都道府県・令和元年度末現在、単位：百万円)

区分	第1次五箇年計画(平成8～12年度)				第2次五箇年計画(平成13～17年度)				第3次五箇年計画(平成18～22年度)				第4次五箇年計画(平成23～27年度)				第5次五箇年計画(平成28～令和2年度)			
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b)/(a)		計画額 (c)	実績額 (d)	進捗率 (e)/(d)		計画額 (g)	実績額 (h)	進捗率 (i)/(g)		計画額 (j)	実績額 (k)	進捗率 (l)/(j)		計画額 (n)	実績額 (o)	進捗率 (p)/(o)	
1号 避難地	1,462,542	959,276	65.6%		3,168 ha	931,413	543,233	58.3%	2,515 ha	488,257	400,283	82.0%	1,456 ha	305,490	257,218	84.2%	1,058 ha	280,021	185,466	66.2%
2号 避難路	1,481,509	1,105,639	74.6%		2,601 km	1,188,051	900,446	75.8%	1,405 km	952,865	625,957	65.7%	897 km	1,336,465	781,628	58.5%	604 km	832,795	547,838	65.8%
3号 消防用施設	917,213	697,067	76.0%		28,153箇所	540,784	297,301	55.0%	21,039箇所	448,460	246,745	55.0%	20,032箇所	677,209	472,644	69.8%	18,436箇所	433,337	262,919	60.7%
4号 消防活動用道路	168,387	128,163	76.1%		161 km	119,329	92,958	77.9%	102 km	46,719	49,136	105.2%	56 km	23,506	19,998	85.1%	29 km	24,545	16,182	65.9%
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%		3,920 km	4,998,577	4,067,023	81.4%	2,552 km	3,813,169	3,291,461	86.3%	2,191 km	2,584,039	2,279,595	88.2%	2,188 km	2,622,498	2,190,037	79.9%
5号-1 緊急輸送道路	23,900	21,017	87.9%		3,448基	16,855	8,473	50.3%	2,439基	9,242	6,844	74.0%	4,837箇所	15,464	12,214	79.0%	6,458箇所	21,847	11,825	54.1%
5号-2 緊急輸送交通管施設	23,900	21,017	87.9%		1箇所	550	387	70.4%	0箇所	0	0	-	2箇所	117	78	66.7%	0箇所	0	0	-
5号-3 緊急輸送ヘルポート	3,597	2,094	58.2%		113箇所	181,503	119,869	66.0%	100箇所	198,676	136,895	68.9%	77箇所	153,101	133,801	87.4%	46箇所	75,612	45,943	60.8%
5号-4 緊急輸送埠頭施設	359,671	237,940	66.2%		73箇所	70,423	46,387	65.9%	43箇所	47,594	41,558	87.3%	26箇所	20,843	17,652	84.7%	24箇所	20,012	15,940	79.7%
5号-5 緊急輸送遊歩道施設	121,734	103,481	85.0%		844 km	394,948	257,890	65.3%	591 km	259,420	175,571	67.7%	471 km	255,017	208,175	81.6%	485 km	271,956	207,490	76.3%
6号 共同溝等	261,385	275,928	105.6%		115施設	391,016	277,721	71.0%	521施設	239,424	150,877	63.0%	219施設	689,917	506,681	73.4%	73施設	245,659	204,786	83.4%
7号 医療機関	784,899	526,548	67.1%		857施設	280,028	176,408	63.0%	995施設	114,756	56,400	49.1%	681施設	126,275	98,772	78.2%	253施設	44,143	27,183	61.6%
8号 社会福祉施設	482,317	219,490	45.5%		-	-	-	-	1,159施設	35,198	7,074	20.1%	1,159施設	54,480	27,203	49.3%	266施設	24,566	9,986	40.6%
9号 公立中学校等	1,359,672	765,344	56.3%		5,840施設	1,078,849	594,777	55.1%	16,256施設	3,077,544	1,399,624	45.5%	13,612施設	2,322,751	1,631,920	70.3%	1,189施設	378,048	249,247	65.9%
10号 公立特別支援学校等	84,577	29,685	35.1%		114施設	32,094	12,070	37.6%	264施設	56,834	23,262	40.9%	199施設	43,173	29,955	69.4%	5施設	7,363	5,426	73.7%
11号 公称遊歩道	24,169	5,267	21.8%		29施設	2,662	1,199	45.0%	670施設	62,975	24,429	38.8%	1,737施設	369,417	209,134	56.6%	741施設	263,694	174,160	66.0%
12号 海岸・河川施設	235,686	187,310	79.5%		334箇所	272,744	225,598	82.7%	491箇所	237,787	182,911	76.9%	687箇所	345,184	302,195	87.5%	804箇所	644,901	459,082	71.2%
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%		215箇所	196,496	146,699	74.7%	423箇所	187,407	146,044	77.9%	525箇所	229,583	184,601	80.4%	573箇所	351,926	259,604	73.8%
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%		119箇所	76,248	78,899	103.5%	68箇所	50,380	36,867	73.2%	162箇所	115,601	117,594	101.7%	231箇所	292,975	199,478	68.1%
13号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%		14,332箇所	1,622,048	1,339,438	82.6%	10,504箇所	1,069,686	976,742	91.3%	9,327箇所	845,288	786,324	93.0%	9,119箇所	932,724	755,899	81.0%
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%		2,278箇所	436,635	409,636	93.8%	2,033箇所	354,972	325,910	91.8%	2,063箇所	303,286	257,665	85.0%	1,854箇所	286,099	238,776	83.5%
13号-2 保安施設	409,216	469,126	114.6%		5,583箇所	330,719	263,907	79.8%	3,673箇所	210,861	202,299	95.9%	2,683箇所	146,012	173,261	118.7%	2,758箇所	173,770	141,442	81.4%
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%		1,651箇所	275,558	219,200	79.5%	1,151箇所	158,479	160,883	101.5%	849箇所	119,025	109,130	91.7%	717箇所	96,257	78,740	81.8%
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設	522,261	497,690	95.3%		3,568箇所	446,098	356,530	79.9%	2,500箇所	244,461	220,779	90.3%	2,629箇所	193,935	185,729	95.8%	1,915箇所	198,357	181,151	91.3%
13号-5 ため池	170,513	131,645	77.2%		1,252箇所	133,038	90,165	67.8%	1,147箇所	100,913	66,870	66.3%	1,103箇所	83,029	60,539	72.9%	1,875箇所	178,241	118,252	66.3%
14号 地防防災施設	162,319	102,857	63.4%		121箇所	81,642	40,342	49.4%	78箇所	60,905	34,277	56.3%	161箇所	90,683	68,591	75.6%	124箇所	104,798	69,988	66.8%
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%		1,702箇所	126,944	38,693	30.5%	5,844箇所	239,525	78,112	32.6%	8,777箇所	190,612	105,334	55.3%	9,078箇所	171,079	92,551	54.1%
16号 船舶水施設・電源施設等	221,622	126,320	57.0%		444箇所	89,822	55,599	61.9%	405箇所	142,958	72,142	50.5%	517箇所	121,728	93,437	76.8%	453箇所	123,459	85,628	69.4%
17号 橋樑倉庫	17,763	8,028	45.2%		437箇所	10,338	5,292	51.2%	296箇所	4,081	838	20.5%	650箇所	7,053	3,968	56.3%	454箇所	11,037	6,212	56.3%
18号 広域放送設備	3,595	659	18.3%		610箇所	1,133	687	60.6%	515箇所	314	262	83.4%	304箇所	891	161	18.0%	29組	150	40	26.7%
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,431,714	50.9%		6,960 ha	1,725,532	916,981	53.1%	7,839 ha	846,197	563,811	66.6%	12,156 ha	501,836	340,080	67.8%	12,685 ha	438,272	200,769	45.8%
	18,503,368	14,117,470	76.3%			14,157,285	10,018,773	70.8%		12,197,074	8,359,916	68.5%		11,080,537	8,386,758	75.7%		7,972,515	5,750,889	72.1%

注) 1. 第5次五箇年計画(平成28～令和2年度)の内容は、令和元年度末現在のものである。
 2. 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体の事業費を計上している。
 3. 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は養護学校である。
 出典：内閣府資料

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

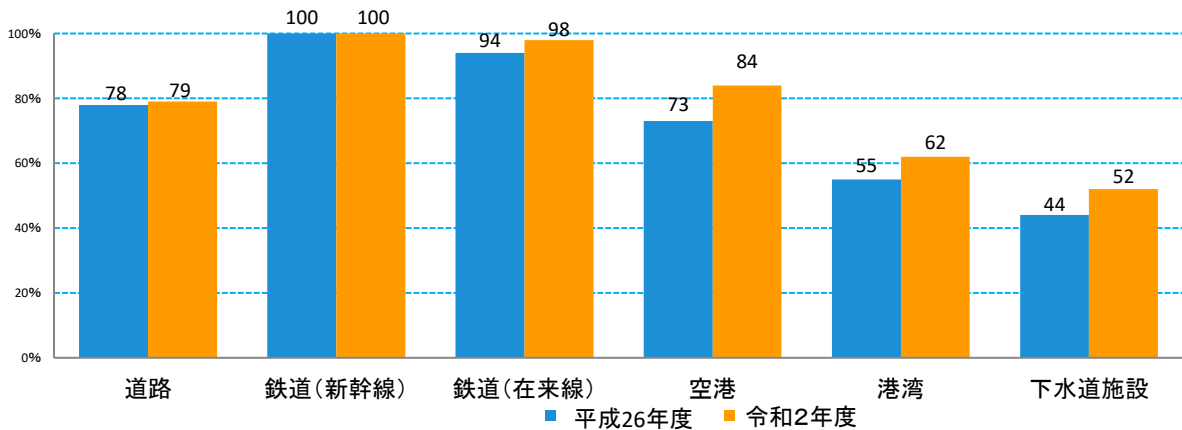
附属資料36 日赤病院・救急救命センター・災害拠点病院数

都道府県	赤十字病院	救命救急センター	災害拠点病院	都道府県	赤十字病院	救命救急センター	災害拠点病院
北海道	10	12	34	滋賀県	3	4	10
青森県	1	3	10	京都府	3	6	13
岩手県	1	3	11	大阪府	2	16	20
宮城県	2	6	16	兵庫県	3	10	18
秋田県	2	1	14	奈良県	0	3	7
山形県	0	3	7	和歌山県	1	3	10
福島県	1	4	8	鳥取県	1	2	4
茨城県	2	6	14	島根県	2	4	10
栃木県	3	5	11	岡山県	2	5	11
群馬県	2	4	18	広島県	3	7	19
埼玉県	3	9	22	山口県	2	5	13
千葉県	1	14	26	徳島県	1	3	11
東京都	4	26	86	香川県	1	3	10
神奈川県	6	21	33	愛媛県	1	3	8
新潟県	1	6	14	高知県	1	3	12
富山県	1	2	8	福岡県	3	10	31
石川県	1	2	10	佐賀県	1	4	8
福井県	1	2	9	長崎県	2	3	13
山梨県	1	1	9	熊本県	2	3	15
長野県	6	7	13	大分県	1	4	14
岐阜県	2	6	12	宮崎県	0	3	12
静岡県	5	11	23	鹿児島県	1	3	14
愛知県	2	23	35	沖縄県	1	3	13
三重県	1	4	17	合計	96	291	756

出典：赤十字病院は、日本赤十字社ホームページを参考に内閣府作成（令和3年3月現在）

救命救急センター、災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システムをもとに内閣府作成（令和3年3月現在）

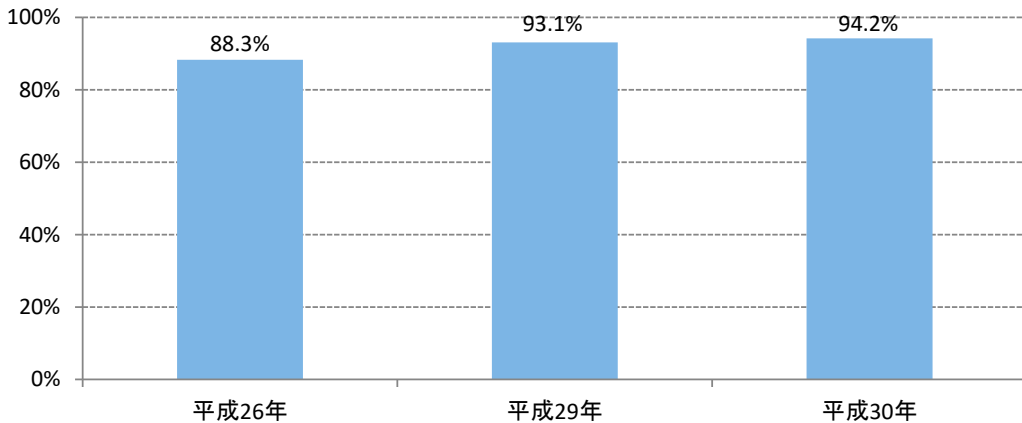
附属資料37 公共インフラ等の耐震化の状況



注) 道路：緊急輸送道路（災害直後から、避難・救助を始め、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路）上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合（令和元年度末時点）
 鉄道（新幹線）：高架橋等（左：平成25年度末時点、右：令和元年度末時点）
 鉄道（在来線）：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の高架橋等（左：平成25年度末時点、右：令和元年度末時点）
 空港：緊急輸送に活用できる空港から100km圏域の人口の割合
 港湾：耐震強化岸壁（緊急物資輸送を目的とする耐震強化岸壁の計画に対する整備済みの割合（重要港湾以上））（左：平成25年度末時点、右：令和元年度末時点）
 下水道施設：重要な幹線等（流域幹線、防災拠点・避難地からの排水を受ける管きょ、ポンプ場・処理場に直結する幹線管きょ、緊急輸送路・軌道下に埋設された管きょ等）（左：平成25年度末時点、右：令和元年度末時点）

出典：国土交通省資料より内閣府作成

附属資料38 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移

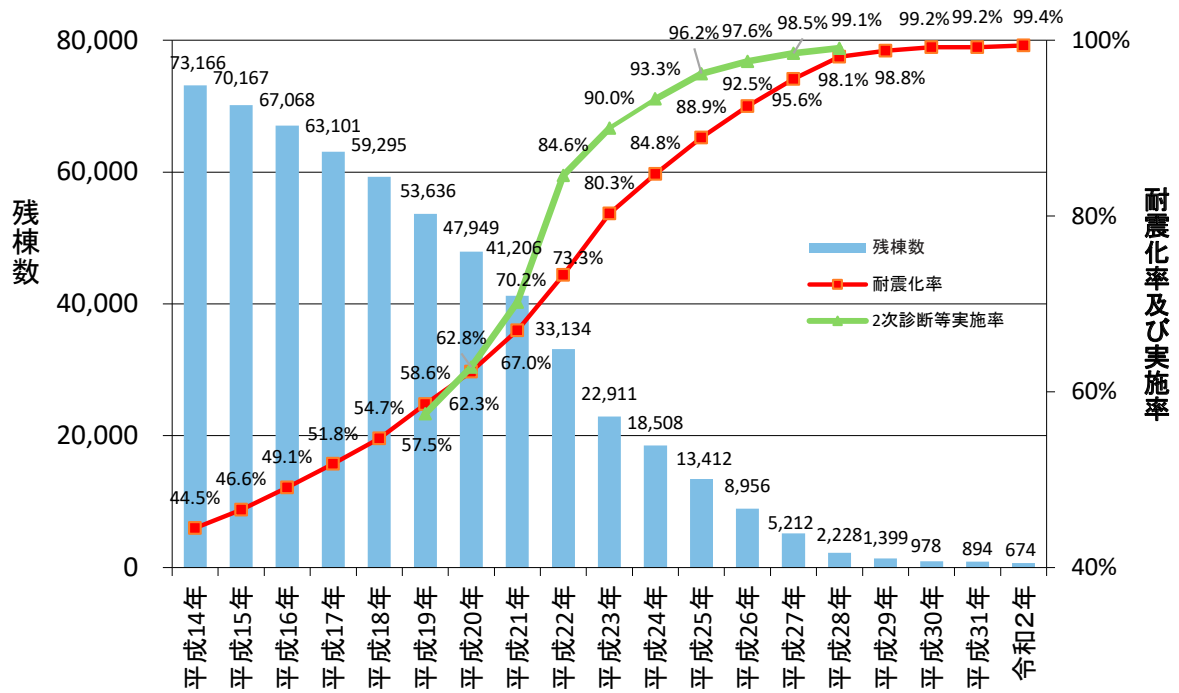


※ 地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を右記の基準に基づき抽出し、集計・分析。

- <防災拠点となる公共施設等の分類基準>
- ① 社会福祉施設……………全ての施設
 - ② 文教施設（校舎、体育館）…指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ③ 庁舎……………災害応急対策の実施拠点となる施設
 - ④ 県民会館・公民館等……………指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ⑤ 体育館……………指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ⑥ 診療施設……………地域防災計画に医療救護施設として位置付けられている施設
 - ⑦ 警察本部、警察署等……………全ての施設
 - ⑧ 消防本部・消防署所……………全ての施設

出典：総務省「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」（令和2年7月）

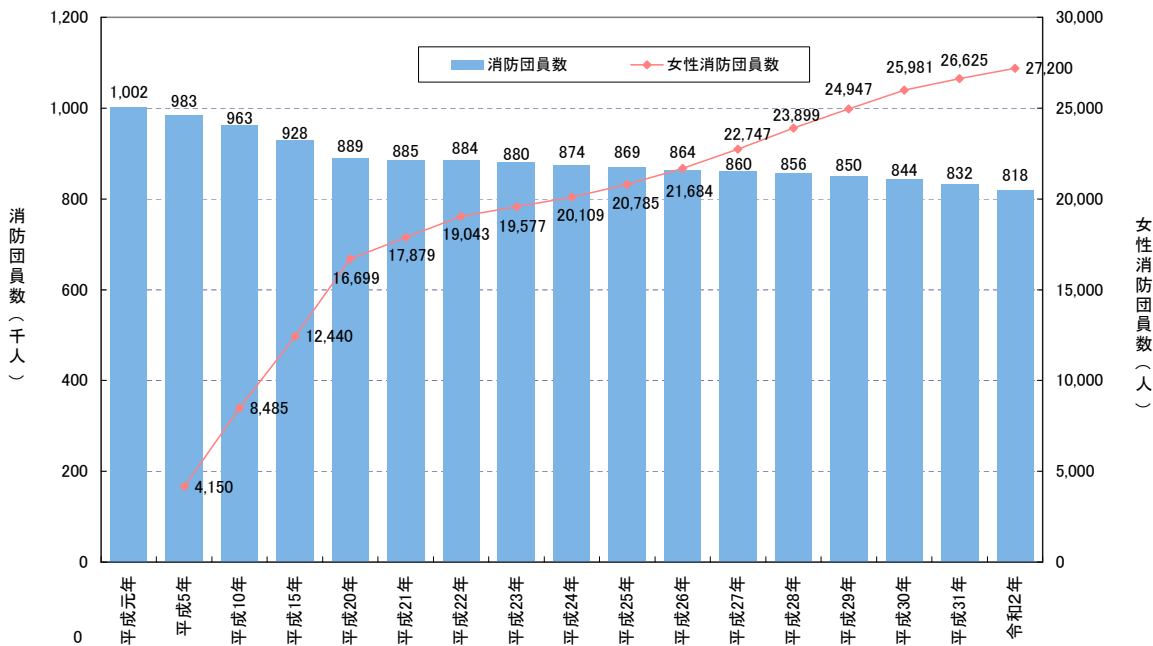
附属資料39 公立小中学校施設の耐震化の状況



出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について」(令和2年8月)

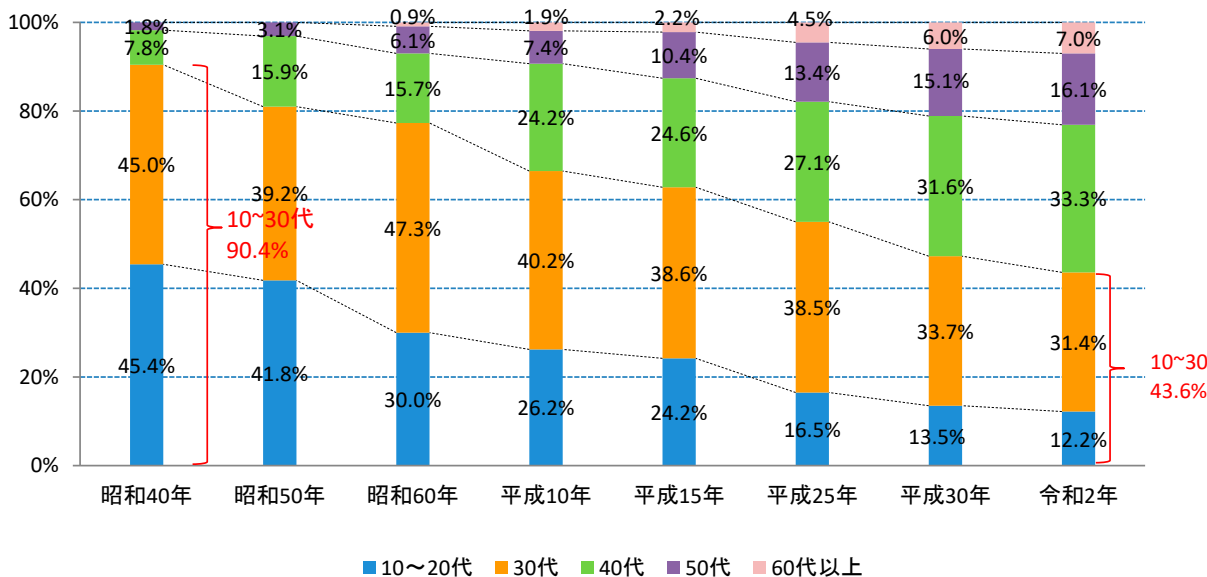
7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料40 消防団員数の推移



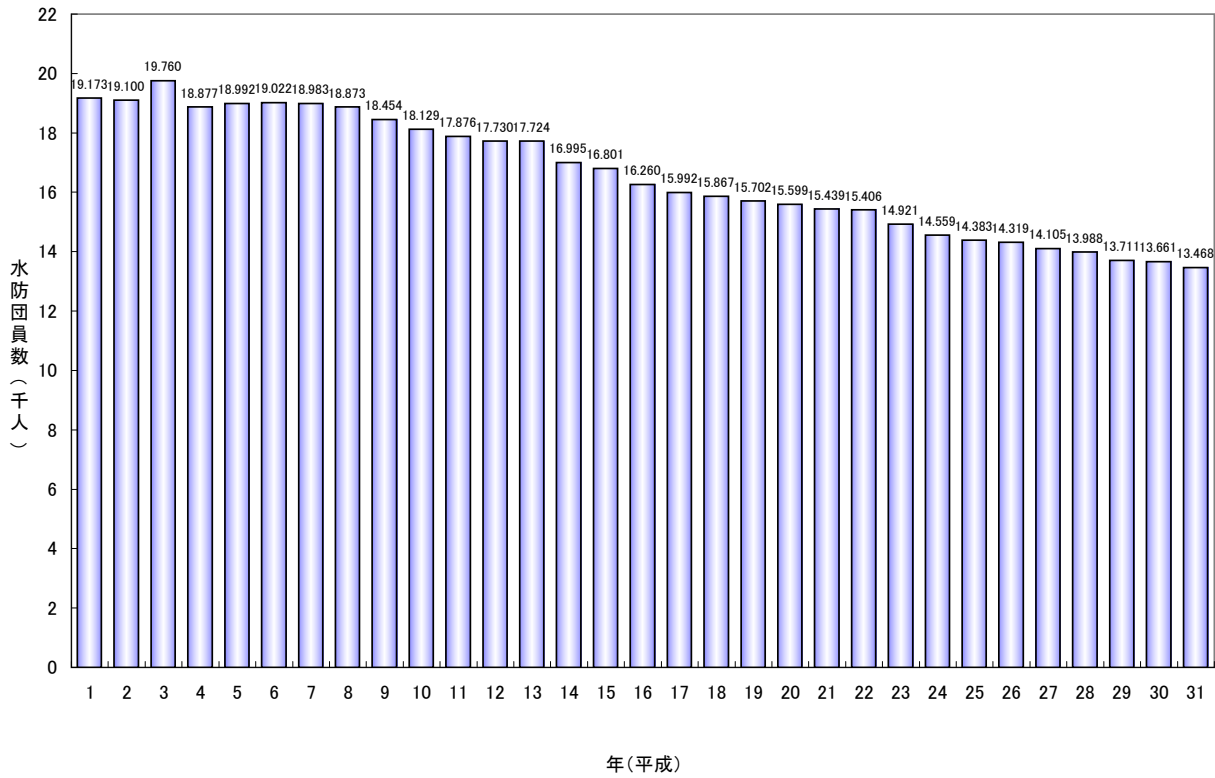
(注) 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県北鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計。
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より内閣府作成

附属資料41 消防団員の年齢構成比率の推移



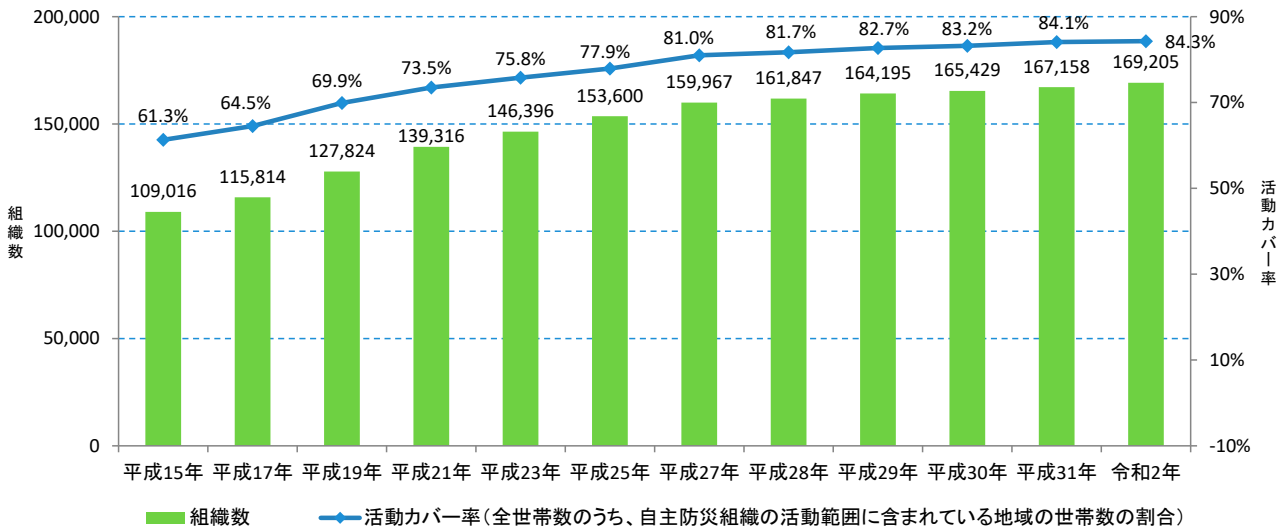
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より内閣府作成

附属資料42 水防団員の推移



※専任水防団数
出典：国土交通省資料

附属資料43 自主防災組織の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

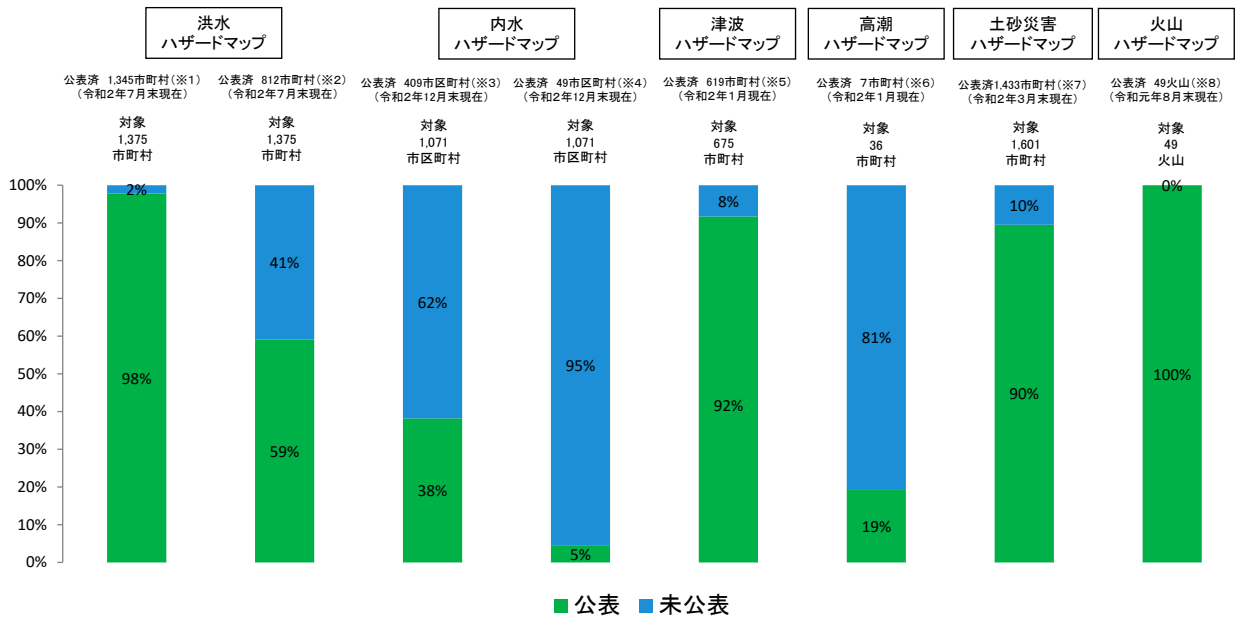
附属資料44 地方防災会議の委員に占める女性委員の割合（都道府県別、令和2年）

	都道府県防災会議			市町村防災会議		
	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)
北海道	67	4	6.0	3,845	129	3.4
青森県	60	11	18.3	730	40	5.5
岩手県	76	15	19.7	1,093	98	9.0
宮城県	58	9	15.5	823	60	7.3
秋田県	61	4	6.6	717	71	9.9
山形県	62	8	12.9	1,044	65	6.2
福島県	54	9	16.7	1,099	52	4.7
茨城県	52	7	13.5	1,244	103	8.3
栃木県	56	11	19.6	637	61	9.6
群馬県	48	6	12.5	991	90	9.1
埼玉県	73	8	11.0	2,035	262	12.9
千葉県	53	9	17.0	1,534	180	11.7
東京都	74	9	12.2	2,163	245	11.3
神奈川県	57	12	21.1	984	122	12.4
新潟県	76	14	18.4	887	54	6.1
富山県	68	11	16.2	519	34	6.6
石川県	70	7	10.0	459	26	5.7
福井県	56	3	5.4	456	42	9.2
山梨県	64	6	9.4	604	53	8.8
長野県	78	15	19.2	2,019	139	6.9
岐阜県	61	12	19.7	937	79	8.4
静岡県	58	4	6.9	1,056	90	8.5
愛知県	69	5	7.2	1,476	153	10.4
三重県	60	5	8.3	876	87	9.9
滋賀県	60	14	23.3	510	53	10.4
京都府	66	15	22.7	750	64	8.5
大阪府	59	7	11.9	1,358	144	10.6
兵庫県	56	8	14.3	1,294	136	10.5
奈良県	61	8	13.1	849	78	9.2
和歌山県	55	8	14.5	603	43	7.1
鳥取県	67	27	40.3	386	54	14.0
島根県	72	29	40.3	591	50	8.5
岡山県	58	8	13.8	499	91	18.2
広島県	59	3	5.1	800	58	7.3
山口県	60	7	11.7	622	70	11.3
徳島県	81	38	46.9	558	50	9.0
香川県	60	8	13.3	425	52	12.2
愛媛県	61	5	8.2	478	34	7.1
高知県	60	6	10.0	793	84	10.6
福岡県	61	4	6.6	1,297	213	16.4
佐賀県	70	20	28.6	364	49	13.5
長崎県	68	14	20.6	690	47	6.8
熊本県	57	7	12.3	1,708	124	7.3
大分県	58	5	8.6	518	45	8.7
宮崎県	55	9	16.4	689	48	7.0
鹿児島県	63	10	15.9	1,134	58	5.1
沖縄県	54	7	13.0	601	43	7.2
計	2,932	471	16.1	45,745	4,023	8.8

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」（令和2年度）より作成。
2. 原則として4月1日現在。

8. 各種施策の状況

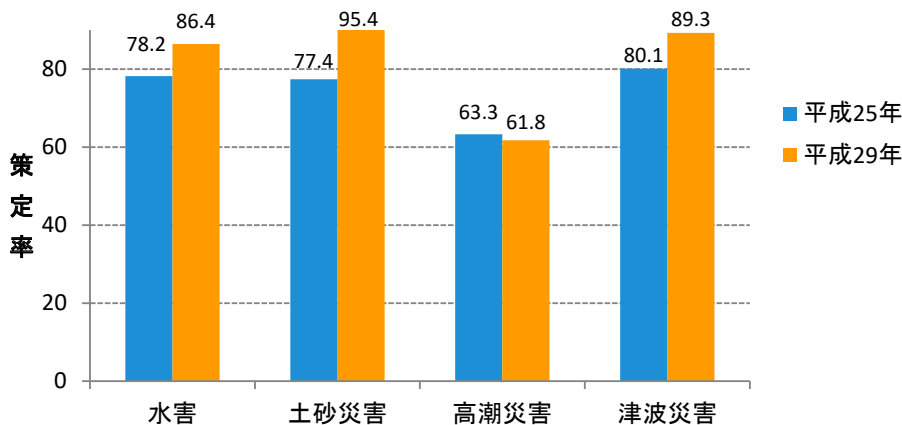
附属資料45 ハザードマップの整備状況



出典：国土交通省の資料より内閣府作成（火山ハザードマップは内閣府資料）

- ※1 水防法第14条に基づき洪水浸水想定区域が指定された市町村のうち、水防法第15条第3項に基づきハザードマップを公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※2 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※3 下水道による浸水対策が実施されている市区町村のうち、既往最大降雨等に対応した内水ハザードマップ等公表済みの市区町村
- ※4 下水道による浸水対策が実施されている市区町村のうち、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等公表済みの市区町村
- ※5 沿岸市町村及び津波防災地域づくり法第8条に基づく津波浸水想定に含まれる内陸市町村のうち、津波ハザードマップを公表済みの市町村
- ※6 水防法第14条の三に基づき高潮浸水想定区域が指定された市町村のうち、水防法第15条第3項に基づきハザードマップを公表済みの市町村
- ※7 土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定の市町村のうち、土砂災害防止法第8条第3項に基づく、ハザードマップ公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※8 活火山法第4条に基づき火山防災協議会が設置された火山のうち、協議事項として定められた火山ハザードマップが公表済みの火山

附属資料46 災害が想定される市区町村における避難勧告等の発令基準の策定状況



※市町村によって想定される災害が異なるため、策定率については、災害種別により母数が異なる。
出典：消防庁「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況等調査結果」より内閣府作成

附属資料47 市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段

年	防災行政無線		農協・漁協等の通信施設 (有線を含む)	広報車による巡回	サイレン	半鐘	報道機関	自主防災組織を通じて	メール	その他
	戸別受信方式	同報受信方式								
平成15年	1,748 54%	2,126 66%	591 18%	2,942 92%	2,537 79%	698 22%	675 21%	1,065 33%	— —	1,106 34%
平成16年	1,731 55%	2,095 67%	559 18%	2,864 92%	2,463 79%	659 21%	663 21%	1,064 34%	— —	1,106 35%
平成17年	1,365 56%	1,670 69%	449 19%	2,254 93%	1,927 80%	525 22%	642 27%	942 39%	— —	925 38%
平成18年	1,118 61%	1,349 73%	362 20%	1,739 94%	1,487 81%	414 22%	666 36%	887 48%	— —	781 42%
平成19年	1,125 62%	1,350 74%	343 19%	1,722 94%	1,462 80%	383 21%	718 39%	939 51%	— —	800 44%
平成20年	1,117 62%	1,348 74%	323 18%	1,713 95%	1,455 80%	358 20%	750 41%	987 55%	— —	829 46%
平成21年	1,118 62%	1,361 76%	311 17%	1,702 95%	1,440 80%	345 19%	782 43%	1,015 56%	— —	830 46%
平成22年	1,096 63%	1,333 76%	289 17%	1,647 94%	1,383 79%	324 19%	811 46%	1,033 59%	— —	830 47%
平成23年	1,006 62%	1,240 77%	248 15%	1,530 95%	1,271 79%	270 17%	787 49%	1,002 62%	— —	806 50%
平成24年	1,086 62%	1,340 77%	245 14%	1,644 94%	1,357 78%	285 16%	848 49%	1,129 65%	— —	955 55%
平成25年	1,097 63%	1,377 79%	219 13%	1,648 95%	1,347 77%	276 16%	878 50%	1,154 66%	— —	998 57%
平成26年	1,112 64%	1,398 80%	206 12%	1,651 95%	1,334 77%	256 15%	925 50%	1,169 67%	— —	1,049 60%
平成27年	1,128 65%	1,412 81%	192 11%	1,659 95%	1,317 76%	238 14%	975 56%	1,193 69%	— —	1,093 63%
平成28年	1,145 66%	1,426 82%	178 10%	1,654 95%	1,282 74%	219 13%	993 57%	1,204 69%	— —	1,078 62%
平成29年	1,157 66%	1,443 83%	169 10%	1,651 95%	1,277 73%	208 12%	1,028 59%	1,212 70%	— —	1,081 62%
平成30年	1,170 67%	1,450 83%	155 9%	1,651 95%	1,256 72%	195 11%	1,046 60%	1,203 69%	883 51%	972 56%
平成31年	1,181 68%	1,466 84%	149 9%	1,658 95%	1,255 72%	182 10%	1,070 61%	1,211 70%	1,070 61%	990 57%
令和2年	1,192 68%	1,469 84%	141 8%	1,653 95%	1,250 72%	170 10%	1,098 63%	1,233 71%	1,207 69%	1,036 60%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料48 都道府県間の応援協定に基づく応援回数と民間機関等との応援協定の締結状況

年	都道府県間の相互応援協定に基づく応援回数		民間機関等との応援協定の状況													
			放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	回数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数	締結先団体数合計	団体数
平成15年	23	6	288	47	347	31	191	37	148	39	400	37	711	34	124	19
平成16年	4	2	288	47	359	33	218	39	165	41	474	39	828	36	134	23
平成17年	13	8	304	47	362	32	221	43	178	42	504	40	873	40	182	31
平成18年	5	2	301	46	370	33	241	44	201	40	587	43	992	42	212	37
平成19年	0	0	304	46	337	34	272	43	211	41	778	43	1,196	44	317	36
平成20年	12	1	306	46	400	36	316	45	239	43	818	45	1,294	46	461	39
平成21年	5	1	314	46	399	36	339	44	247	43	857	45	1,364	46	546	41
平成22年	24	5	329	47	393	36	420	45	254	43	1,590	46	1,431	45	676	42
平成23年	18	4	318	44	373	33	472	43	235	41	1,568	43	1,357	44	676	39
平成24年	25	6	334	47	395	36	495	46	291	44	1,825	46	1,461	47	931	46
平成25年	29	8	360	47	419	38	575	47	317	46	1,913	47	1,558	47	1,178	46
平成26年	28	6	351	47	445	40	703	47	374	46	2,360	47	1,672	47	1,299	46
平成27年	24	6	343	47	454	39	893	47	382	46	2,397	47	1,694	47	1,515	46
平成28年	19	5	352	47	461	40	970	47	438	46	2,626	47	1,795	47	1,751	47
平成29年	16	5	351	47	438	40	1,065	47	477	47	2,648	47	1,754	47	1,898	47
平成30年	10	5	349	47	457	41	1,272	47	514	47	3,392	47	1,850	47	2,384	47
平成31年	14	5	364	47	467	41	1,415	47	561	47	3,461	47	1,998	47	2,893	47
令和2年	24	7	383	47	476	41	1,576	47	627	47	3,531	47	2,028	47	3,147	47

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料49 市区町村の応援協定の締結状況

年	市区町村数	都道府県内の市区町村が参加している応援協定数	市区町村間の相互応援協定締結市区町村数
平成15年	3,213	1,459	2,363 74%
平成16年	3,123	1,527	2,306 74%
平成17年	2,418	1,502	1,771 73%
平成18年	1,843	1,408	1,457 79%
平成19年	1,827	1,512	1,471 81%
平成20年	1,811	1,625	1,656 91%
平成21年	1,800	1,725	1,646 91%
平成22年	1,750	1,778	1,571 90%
平成23年	1,619	1,738	1,476 91%
平成24年	1,742	2,254	1,645 94%
平成25年	1,742	2,920	1,650 95%
平成26年	1,742	3,419	1,697 97%
平成27年	1,741	3,642	1,705 98%
平成28年	1,741	4,013	1,699 98%
平成29年	1,741	4,280	1,698 98%
平成30年	1,741	—	1,701 98%
平成31年	1,741	—	1,708 98%
令和2年	1,741	—	1,708 98%

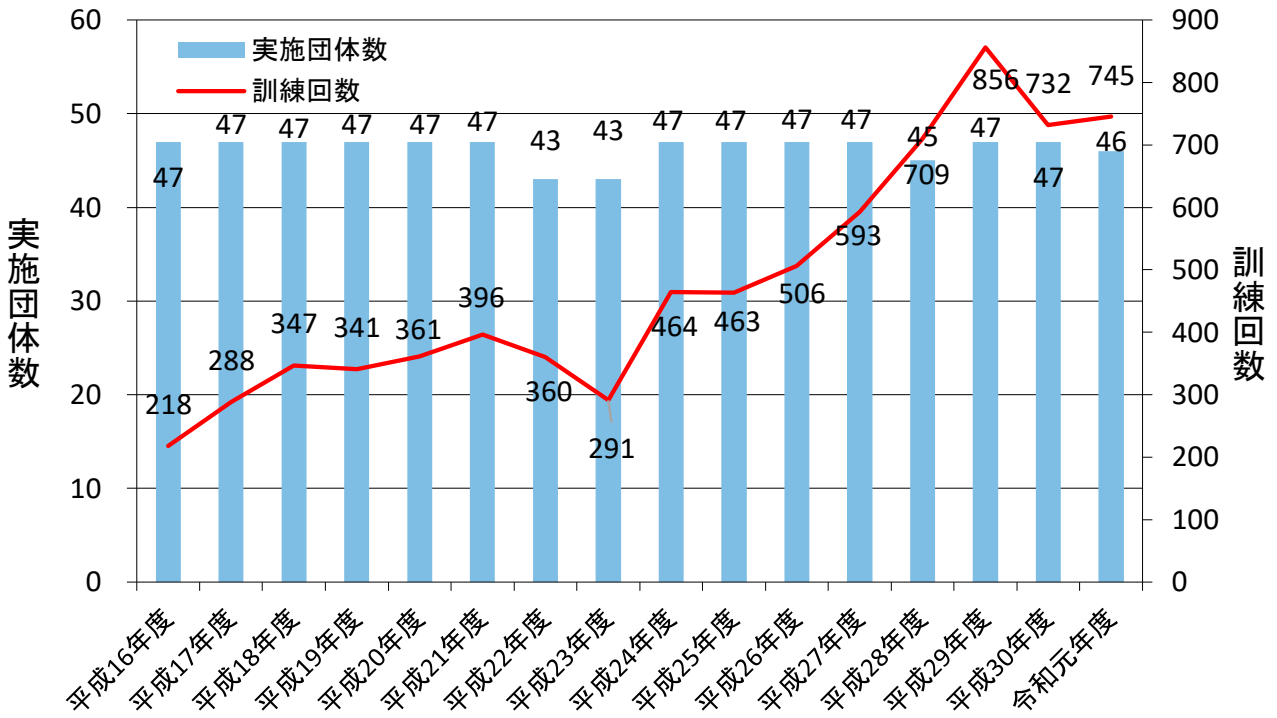
出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料50 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況

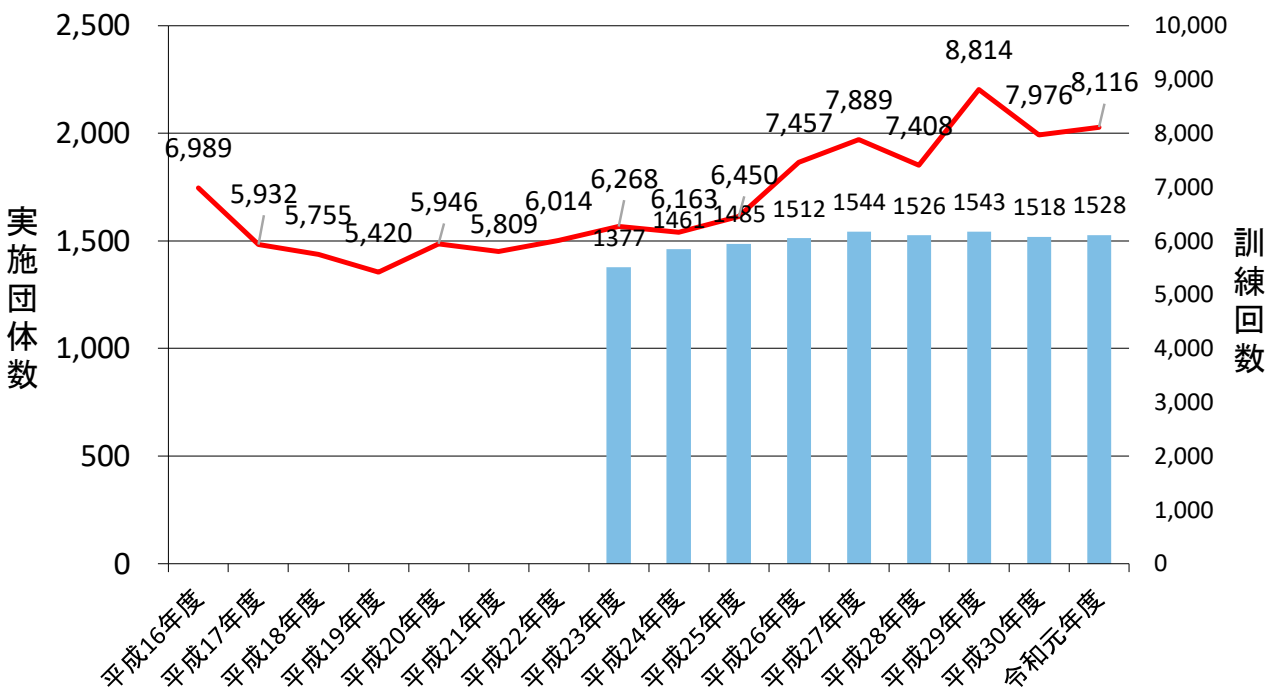
年	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数
平成15年	150	10	22	2	726	4	253	2	392	21	562	7	334	6
平成16年	171	20	20	2	713	4	260	2	445	18	589	5	361	5
平成17年	191	50	27	2	647	6	271	15	445	39	583	17	376	9
平成18年	225	38	18	2	574	10	267	3	451	24	619	8	401	2
平成19年	275	35	24		596	7	292	2	662	23	794	6	484	9
平成20年	315	62	33		619	2	319	5	813	35	936	17	510	5
平成21年	362	48	33		658	3	355	2	979	35	1,060	33	559	11
平成22年	378	35	35		683	6	376	3	1,052	42	1,125	22	580	8
平成23年	376	107	36	2	645	17	386	109	1,066	548	1,118	226	579	57
平成24年	437	59	41	3	719	19	462	48	1,242	167	1,309	123	684	54
平成25年	495	81	58		778	3	519	9	1,318	42	1,412	20	743	6
平成26年	554	59	66		827	2	602	3	1,360	131	1,466	40	800	17
平成27年	609	50	83	1	869	34	719	3	1,408	62	1,500	31	809	15
平成28年	636	48	101	1	921	43	811	6	1,451	41	1,526	44	810	25
平成29年	676	108	116	1	948	2	870	14	1,454	49	1,543	40	821	11
平成30年	708	140	117		981	31	925	10	1,478	213	1,561	56	826	276
平成31年	731	100	135	1	1,007	54	958	20	1,492	1,020	1,577	107	837	37
令和2年	783	114	173	2	1,039	72	1,009	30	1,520	598	1,586	99	863	52

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

都道府県の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

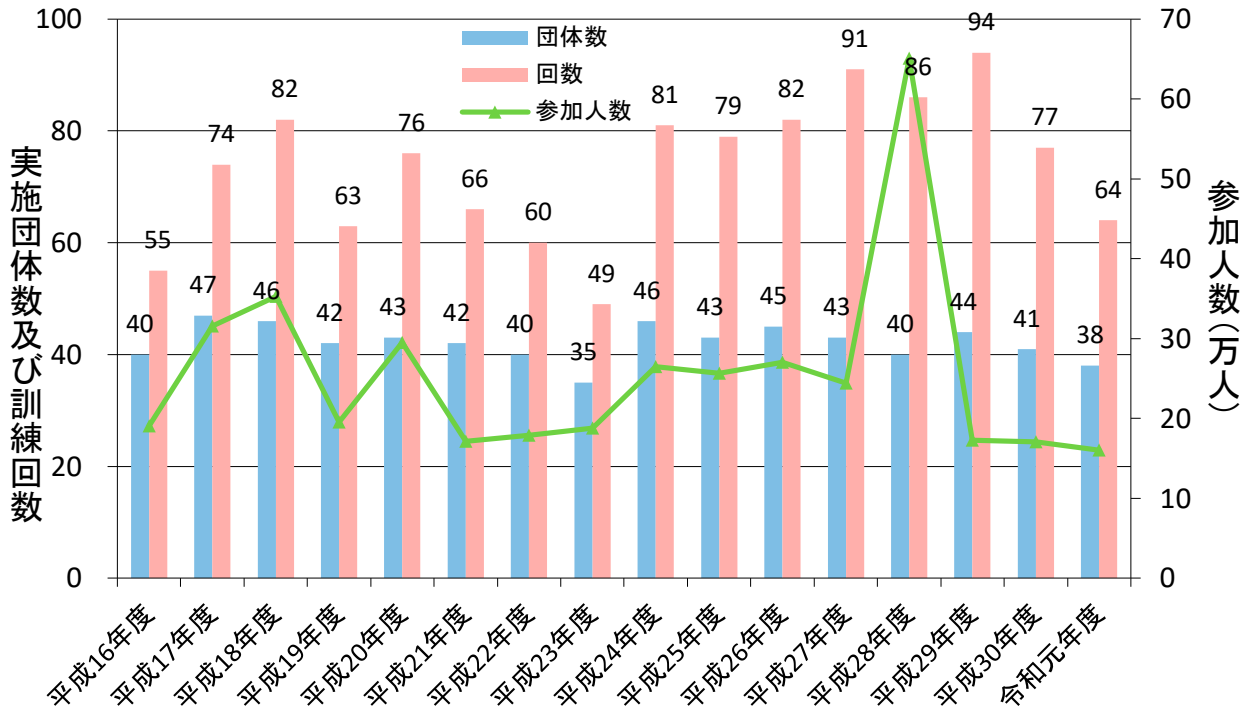


市区町村の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

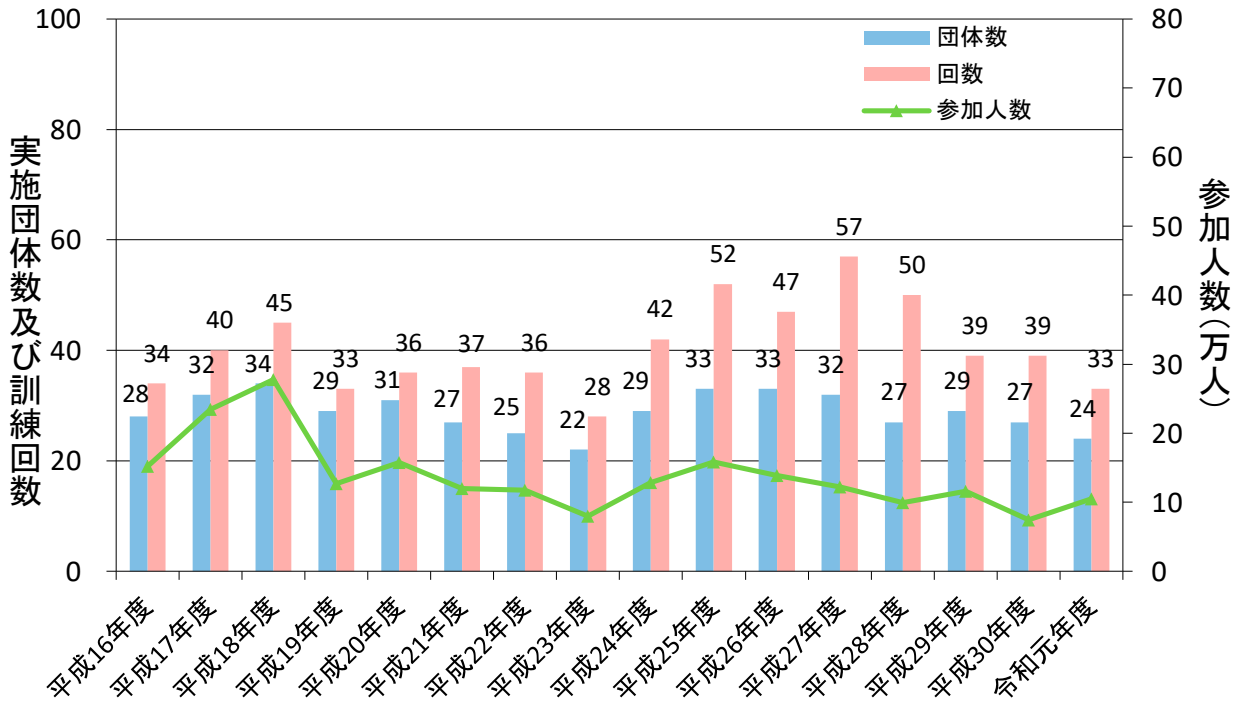


出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

都道府県の震災訓練実施団体数、訓練回数及び参加人数の推移（総合訓練）



都道府県の震災訓練実施団体数、訓練回数及び参加人数の推移（広域支援を含んだもの）



出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料53 津波対策の実施状況

(単位：延長距離＝km)

年	団体数	海岸線		津波浸水 予想地域 の指定有	地域防災 計画への 記載有	避難路		避難地		津波防波堤	
		有	無			路線数	団体数	設置数	団体数	延長距離	団体数
平成15年	3,213	1,014	2,199	401	812	1,700	108	5,355	311	1,631	204
平成16年	3,123	984	2,139	420	799	1,817	104	5,609	306	1,535	204
平成17年	2,418	806	1,612	374	465	2,099	111	6,442	316	1,472	180
平成18年	1,843	666	1,177	367	299	3,066	107	6,830	286	1,233	149
平成19年	1,827	667	1,160	374	384	2,297	108	7,307	292	1,231	143
平成20年	1,811	659	1,152	417	393	2,593	118	7,647	297	1,105	133
平成21年	1,800	655	1,145	424	353	2,674	118	7,919	307	1,042	125
平成22年	1,750	648	1,102	439	385	2,757	118	8,396	304	1,025	123
平成23年	1,619	609	1,010	425	357	2,448	106	7,448	276	787	93
平成24年	1,742	646	1,096	492	379	4,058	130	12,110	323	886	107
平成25年	1,742	646	1,096	539	383	5,054	139	16,238	361	905	104
平成26年	1,742	646	1,096	576	403	5,591	155	19,405	380	848	96
平成27年	1,741	646	1,095	603	431	6,176	166	22,589	410	841	97
平成28年	1,741	646	1,095	612	444	6,086	174	23,263	418	913	93
平成29年	1,741	645	1,096	623	483	9,414	179	23,481	425	959	98
平成30年	1,741	645	1,096	626	500	10,058	184	23,285	414	967	101
平成31年	1,741	645	1,096	628	525	10,279	187	24,331	432	1023	101
令和2年	1,741	645	1,096	630	538	10,683	187	26,040	432	1,004	101

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

9. 我が国の国際協力の状況

附属資料54 各府省庁における国際協力に関する事業一覧

省庁名	事業名称	相手国／対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他対応する 予算措置があれば 令和元年度 予算額 (百万円)	担当部署名
内閣府	内閣府と米国FEMAとの連携	米国	平成26年12月に締結され、令和元年12月に更新された、内閣府とFEMA間の協力覚書に基づき、令和2年12月に日米防災協力ビデオ会議を実施した。	—	内閣府(防災担当) 参事官(普及啓発・連携担当)付
	日米緊急事態管理ワーキンググループ	米国	平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された「緊急事態管理ワーキンググループ(EMWG)」において、平成25年より定期的に情報共有や意見交換、訓練等への相互招待を行い、原子力防災体制に係る連携を深めている。令和2年度は感染症流行下における防護措置や訓練、専門人材育成についてのオンラインによる技術意見交換会を3回開催した。		内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
	内閣府と仏国内務省との原子力防災に係る協力	フランス	平成27年5月に締結した原子力防災に係る協力に関する覚書に基づき、「原子力事故発生時の緊急事態・管理分野における協力委員会」の開催、同国の関係機関との意見交換や訓練の相互招待を行っている。令和2年度は原子力災害対応中の感染防護対策等について遠隔での意見交換を行った。		内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
	原子力総合防災訓練視察の対応	関係国や地域、国際機関	各国の原子力防災に係る情報共有と知見交換を目的とし、国外の協力関係のある国や地域、国際機関を原子力総合防災訓練に招待し、意見交換を行っている。(なお、原子力総合防災訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、令和2年度内の実施を見送った。)		内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 原子力規制庁長官官房総務課国際室
総務省	中南米等における地上デジタルテレビジョン放送方式の導入及び普及に関する技術調査	エクアドル、チリ、ペルー	地上デジタルテレビジョン放送を活用した防災システムであるEWBS(緊急警報放送システム)の普及に係る調査、技術支援及び実証試験を行うとともに、導入への働きかけを行った。	25	総務省国際戦略局国際協力課
消防庁	国際消防防災フォーラム	主にアジア諸国	主としてアジア圏内の国を対象に、消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成19年度から開催している。	3	消防庁国民保護・防災部参事官付
	日韓消防行政セミナー	韓国	平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを目的とした日韓消防行政セミナーを両国で相互に開催している。	1	消防庁国民保護・防災部参事官付
	消防庁とベトナム公安省との消防分野における協力	ベトナム	平成30年10月に締結した消防分野における協力覚書に基づき、同国の関係機関と意見交換を行い、消防用機器等の規格・認証制度構築を始めとする、同国の防火安全性向上に対する協力を行う。	—	消防庁予防課
外務省	IAEA緊急時対応能力研修センター(CBC)の運営	IAEA加盟国(IAEA)	2012年12月に、外務省とIAEAの間で署名された、「緊急事態の準備及び対応の分野における協力に関する日本国外務省と国際原子力機関との間の実施取決め」に基づき、2013年5月に、福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター(CBC)」を指定。IAEA職員が常駐。同センターでは、放射線に関する緊急事態への対応に必要な資機材が保管され、緊急事態時に活用される他、年に数回程度、海外や国内政府関係者、自治体関係者への研修が行われている。	28.1	外務省 軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室
	日トルコ防災協力	トルコ	平成29年、30年の日トルコ首脳会談を踏まえ、平成30年12月に防災協力に関する覚書に署名。防災分野における各種研修・ノウハウ共有等を実施し、年次協議において意見交換や進捗状況の確認を行っている。	—	外務省中東アフリカ局中東第一課
	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)	ODA対象国のうち128か国(令和3年度公募時)	外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が共同で実施し、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する事業。研究分野の一つである防災分野では、2020年度までに、20か国で28案件が実施されている。	(外務省) JICA運営費交付金の内数 (文部科学省) JST運営費交付金の内数	外務省国際協力局事業管理室 文部科学省科学技術・学術政策局参事官(国際戦略担当)付
	日本の国際協力NGOとの連携を通じた防災協力・災害復旧支援	被災国	(1) 日本NGO連携無償資金協力(N連)を通じた開発途上国における防災協力、ジャパン・プラットフォーム(JPF)(注1)を通じた緊急人道支援・災害復旧支援、(2) アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)(注2)を通じたアジア太平洋地域における国際防災ネットワークの構築・緊急人道支援を行っている。 (注1) 国内外で大規模な自然災害や紛争が発生した際に、日本のNGO・経済界・政府の三者が協働して緊急人道支援に取り組む枠組。 (注2) 我が国NGO主導の下、アジア太平洋地域の大規模自然災害・防災対策に対し、同地域におけるA-PAD加盟国のNGO・経済界・政府の三者が協働して取り組むための国際防災ネットワークの構築を目指す枠組。	(1) 無償資金協力の内数 (2) A-PADへの任意拠出金 94.6	外務省国際協力局民間援助連携室
	緊急援助物資供与	被災国	海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府等からの要請に応じ、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な緊急援助物資の供与を行っている。令和2年度には、4月に発生したフィジーにおけるサイクロン被害に対するテント・ポリタンク等物資の供与を始め、10か国への支援(計10件)を実施した。 ※令和3年2月末時点。	JICA運営費交付金の内数	外務省国際協力局緊急・人道支援課
国際緊急援助隊の派遣	被災国	海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府等からの要請に応じ、国際緊急援助隊を派遣している。令和2年度には、モーリシャス沿岸における油流出事故に対し国際緊急援助隊・専門家チームを派遣し、1次隊、2次隊及び3次隊の計3チームを派遣した。 ※令和3年2月末時点。	JICA運営費交付金の内数	外務省国際協力局緊急・人道支援課	

省庁名	事業名称	相手国／対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他対応する 予算措置があれば 令和元年度 予算額(百万円)	担当部署名
文部科学省	アジア・太平洋地域の国々 で災害関連情報を共有する 「センテネルアジア」プロ ジェクトの推進	アジア・太平洋地 域の28カ国／地 域・17国際機関	アジア・太平洋地域の災害管理に資するため、我が国が主導して実施する、衛星を活用した災害関連情報を共有する活動。28カ国・地域の94機関及び17国際機関が参加(令和3年2月現在)。	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発 機構運営費交付金 の内数	文部科学省研究開発 局宇宙開発利用課宇 宙利用推進室
	地球規模課題対応国際科学 技術協力プログラム (SATREPS)	ODA対象国のう ち128カ国(令和 3年度公募時)	外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施。研究分野の一つである防災分野では、2020年度までに20カ国28課題が実施されている。	(外務省) JICA運営費交付金 の内数 (文部科学省) JST運営費交付金 の内数	外務省国際協力局事 業管理室 文部科学省科学技 術・学術政策局参事 官(国際戦略担当) 付
農林水産省	国際的山地流域強靱化事業	フィリピン、ペルー (国連食糧農業機 関)	森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に向けて、災害時のリスク評価や管理に係る課題の調査や分析、教材開発や研修を通じた能力開発、リスク緩和技術の実証等優良事例の収集やワークショップの開催を支援。	52	林野庁計画課海外林 業協力室
	森林技術国際展開支援事業	ベトナム、ミャン マー、インドネシ ア	民間企業等の海外展開の推進に向け、途上国における災害発生状況や森林による防災・減災対策の実施状況等の情報を収集・整理するとともに、我が国が持つリモートセンシング技術等を活用した途上国の森林の防災・減災等の機能強化に資する手法の開発等を実施。	57	林野庁計画課海外林 業協力室
国土交通省	防災協働対話	ベトナム、ミャン マー、インドネシ ア、トルコ	平成25年より、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップを実施。	40	国土交通省水管理・ 国土保全局河川計画 課 国土交通省総合政策 局海外プロジェクト 推進課
	地球規模の地理空間情報管理 に関する国連専門家委員 会(UN-GGIM)を通じた 国際協力	関係各国等	地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会(UN-GGIM)において、防災作業部会(WG-Disasters)の共同議長として、災害や災害リスク情報を共有するための地理空間情報分野の技術の活用を推進。	—	国土交通省国土地理 院企画部国際課
	ニュージーランド土地情報 庁(LINZ:Land Information New Zealand)との協力	ニュージーランド	地殻変動が大きい両国の測量技術の連携を強化するため、日・ニュージーランド科学技術協力協定のもとに2020年11月10日に協力文書を取り交わした。今後は、双方の技術を活かして防災・減災を支援するとともに、地殻変動の把握・正確な位置情報の提供に欠かせない測量技術の高度化に向けた取組を進める。	—	国土交通省国土地理 院企画部国際課
	天然資源の開発利用に関す る日米会議(UJNR)地震 調査専門部会	米国	地震災害軽減技術の確立に資することを目的に、日米両国政府の地震に関する調査研究機関の研究者等が会し、最新の研究成果について報告・議論を実施。令和4年に米国で開催予定(2年ごとに日米交互に開催)。	—	国土交通省国土地理 院地理地殻活動研究 センター研究管理課
	「世界津波の日」の普及啓 発(濱口梧陵国際賞)	関係各国	「世界津波の日」制定を機に、津波防災等の沿岸防災技術分野で顕著な功績を挙げた方を対象とした濱口梧陵国際賞(国土交通大臣賞)を平成28年度に創設。令和2年11月4日の授賞式では、今村文彦東北大学災害科学国際研究所長、Costas Synolakis教授(南カリフォルニア大学(米国)及びアチエ津波博物館(インドネシア)の2名1団体が受賞。	—	国立研究開発法人海上・ 港湾・航空技術 研究所 港湾空港技術 研究所
	水災害・リスクマネジメント 国際センター(ICCHARM)	ユネスコ等	水災害・リスクマネジメント国際センター(ICCHARM)は、ユネスコのカテゴリー2センターとして世界の水災害による被害軽減に向けて、研究・研修・情報ネットワーク活動等を積極的に実施した。具体的には降雨流出氾濫モデル(WEB-RRIMモデル)等の開発と現地実践、リスクマネジメント等の研究開発、防災学修士コース及び博士コースの運営等のほか、ユネスコや世界銀行等の資金を活用した技術協力・国際支援等を実施した。	—	国立研究開発法人土 木研究所
気象庁	世界気象機関(WMO)を 通じた国際協力	WMO加盟国等	気象庁は、WMOのアジア地区における気象情報サービスの要として、国際的なセンター業務を数多く担当するなど中心的な役割を果たしている。また、気象庁の多くの職員が専門家としてWMOの活動に貢献している。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国連教育科学文化機関 (UNESCO)を通じた国際 協力	UNESCO加盟国 等	気象庁は、UNESCO政府間海洋学委員会(IOC)の枠組みで、関係国と協力した北東アジア域の海洋、海上気象データの収集、解析、提供に加え、北西太平洋域で発生した地震による津波の情報提供等を行っている。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際民間航空機関(ICA O)を通じた国際協力	ICAO加盟国等	気象庁は、ICAO主催の会合に参加し、航空気象業務の国際的な統一基準の策定や高度化の検討に参画している。また、ICAOの指定を受けて国際的なセンター業務を担当し、世界の航空機の安全運航に貢献している。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際的な研究計画等との連 携	関係各国	気象庁では、各国と協力して国際的な研究計画を進めており、特に地球温暖化問題については、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の活動に対し、昭和63年の設立以来、評価報告書の執筆等に参画している。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	開発途上国への人材育成支 援・技術協力	関係各国	気象庁は、開発途上国を対象に、気象業務改善のための集団研修を国際協力機構(JICA)とともに実施している。また、開発途上国等からの要請に応じ、職員を専門家として派遣したり研修生を受入れたたりしている。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
海上保安庁	北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 海洋環境緊 急時準備・対応に関する地 域活動センター(MERRAC) 事業への参画	韓国、中国、ロシア	海上保安庁は、NOWPAPのうち海洋環境緊急時準備及び対応にかかる拠点であるMERRACの事業に参画し、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国と進めるとともに、関係機関との合同油防除訓練や毎年開催される定例会合等を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携を図っている。	0.4	海上保安庁警備救難 部環境防災課
防衛省	コープ・ノース21におけ る日米豪共同訓練等	米国、オーストラ リア	日米豪が実施する共同訓練であり、人道支援・災害救援活動に係る訓練を実施した。	—	防衛省防衛政策局訓 練課

出典：内閣府及び各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料55 技術協力プロジェクト事業における防災関係の事例（令和2年度）

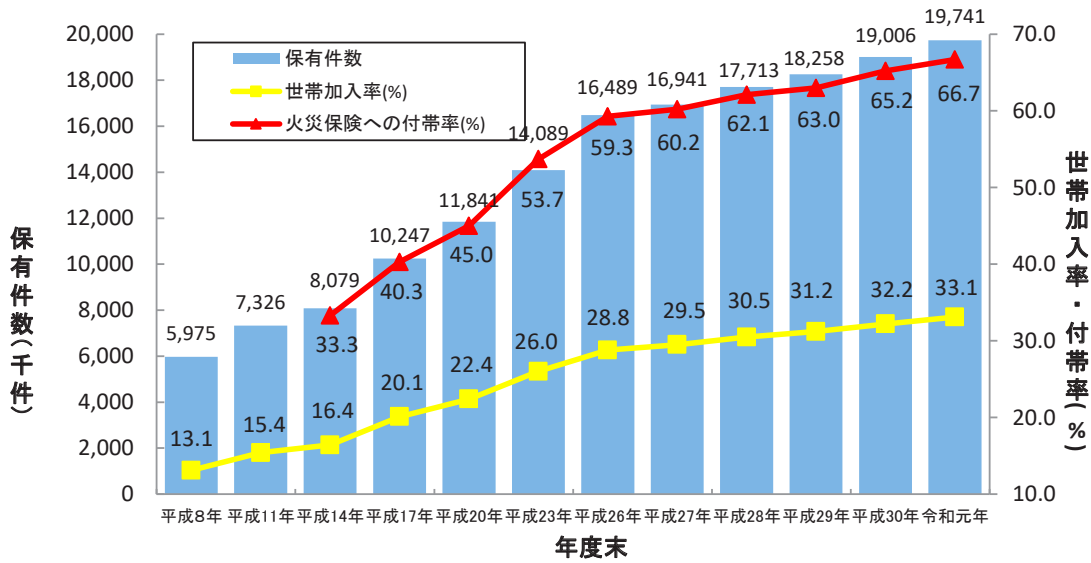
国名	協力年度	事業名	協力概要
フィリピン	2017-2021	フィリピンにおける極端気象の監視・情報提供システムの開発（科学技術協力）	雷、気象及び雲立体構造の監視システムの構築、マニラ首都圏における外挿手法による極端気象及び台風強度の短時間予報技術の開発、防災関係機関への情報提供を行うためのソフトウェア開発を行う。
フィリピン	2018-2022	ダバオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクト	ダバオ市を流れるダバオ川、マティナ川、タロモ川流域において、総合治水対策マスタープラン（3河川の外水対策、市内の内水対策、高潮対策を含む）の作成及び優先事業に対するフィージビリティ調査を実施する。
フィリピン	2020-2023	高品質な気象観測・予報・警報情報能力強化プロジェクト	地上気象観測システムの維持管理能力向上や定量的降水量推定・降水ガイダンスの開発等を行うことにより、高品質な観測・予報・警報及び情報を提供する能力の強化を図り、もってこれらの情報が気象災害軽減のために国レベルと地方レベルにおいて広く活用されることに寄与する。
タイ	2018-2022	産業集積地におけるArea-BCMの構築を通じた地域レジリエンスの強化（科学技術協力）	タイの産業集積地において、水害リスクを解析して評価する手法の開発、自然災害によるビジネスインパクト分析の手法の開発、特定の産業集積地におけるArea-BCMの運営体制の確立、国内外にArea-BCMを展開するための研修・訓練プログラムの開発を行うことにより、タイの産業集積地においてArea-BCMを展開・運用する手法の確立を図る。
ベトナム	2018-2021	気象観測及び洪水早期警報システム運営能力強化プロジェクト	気象観測機材の保守点検及び校正能力の向上、無償資金協力によって導入した2台の気象レーダーから得られるレーダーデータの解析・品質管理能力の向上、大雨・台風に関する監視・予報業務の能力向上、情報伝達能力の向上などを行うことにより、防災関連機関及び住民に、より正確で即時性の高い気象情報の提供を図る。
ミャンマー	2015-2020	ミャンマーの災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト（科学技術協力）	ミャンマー国教育省傘下にあるヤンゴン工科大学では、災害脆弱性の変化を随時予測するシナリオ解析システム及びそれを基盤とする災害対応力を強化するための一元的災害対応システムの開発・構築を計画すると共に、これらシステムを政府関係機関や産業界への普及を図るため、産学官連携のプラットフォームを立ち上げを計画している。これらシステムの研究開発、研究開発に必要な人材育成及びプラットフォーム立ち上げの支援を行い同国における災害対応力強化を図る。
中米地域	2015-2020	中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2	地震、洪水、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱える中米6ヶ国（エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）において、コミュニティの防災能力の向上による災害に強い社会を築くことを目的として実施した「中米広域防災能力向上プロジェクト」の成果を踏まえ、全国展開のための行政組織の能力強化、体系化されたコミュニティ防災の持続的普及体制の強化などを支援するとともに各国の経験を中米地域での共有体制の構築を支援し、地域全体の防災能力の向上を目指す。
ミャンマー	2019-2022	気象観測・予報能力強化プロジェクト	ミャンマー気象局の気象観測機器の保守管理及び気象データの解析処理技術を改善し、より効果的な予報の発出を通じて、災害被害低減を目指す。無償資金協力で整備した3台の気象レーダーを始めとした気象観測機器の成果との相乗効果を図る。
トルクメニスタン	2017-2021	アシガバット市地域における地震モニタリングシステム改善プロジェクト	アシガバット市地域において、地震観測・強震観測システムの整備、震度・震源・地震の規模の迅速な決定及びパイロット地区における震度の推定のためのシステム構築を通じ、地震観測及び地震ハザード評価に関する能力向上を図り、地震観測データと地震ハザード評価の結果を適用した地震リスク評価の実施と地震防災計画の策定に寄与する。
アルメニア	2019-2022	クライシス・コミュニケーション及び防災啓発能力向上プロジェクト	クライシス・コミュニケーションに係る標準作業手順書の整備とそれに基づく訓練の実施、研修教材・研修計画の整備と研修の実施等を通じ、適時に正しい緊急情報を伝えられるよう、アルメニア非常事態省及び国内メディアのクライシス・コミュニケーションの強化を図る。
バングラデシュ	2015-2021	災害リスク削減のための建物の安全性強化促進プロジェクト	住宅公共事業省公共事業局を対象とし、建物の安全性向上のための人材育成体制の強化を図り、終了プロジェクトで作成した耐震診断・設計・施工監理能力向上のためのマニュアルを活用することで、バングラデシュの建物の安全性を改善し、都市部の公共建築物の被災リスク軽減を図る。
バングラデシュ	2016-2022	都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開プロジェクト（科学技術協力）	ダッカ市において、主鉄筋コンクリート造建築を対象とし現地の部材や構造様式に適した建物診断手法・補強方法の研究及びその適用戦略の提言を行うことにより、建物の構造的強靱性を向上させ技術開発とその効果的な実装を促進し、もってバングラデシュ国内の建物構造的脆弱性を低減させ、都市の地震に対する安全性の向上に寄与する。
バングラデシュ	2020-2024	包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト	対象河川（ジャムナ川など大河川やマタムフリ川など中小河川）において、バングラデシュの河川特性に応じた構造物の設置・維持管理を行うための知識ツールの開発とそれを通じた知識・ノウハウの習得、包括的な河川整備・管理計画に係る策定手法の導入により、多様な河川に対するシステムティックな制御・計画管理の方法の確立を図る。
バングラデシュ	2020-2024	地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト	コックスバザール県、シュナムガンジ県、フリグラム県における2郡をパイロット活動対象地として、気象に起因する災害を主たる対象として地方防災計画を策定し、計画された事業実施のための予算を獲得するための支援を行い、全国的に地方防災計画が展開され、実施される体制の強化を図る。
ネパール	2016-2021	ネパールヒマラヤ巨大地震とその災害軽減の総合研究（科学技術協力）	ヒマラヤの地震空白域において将来発生しうる地震の推定、カトマンズ盆地の地盤特性を精査し、地震観測網の充実化を通じたリモート監視体制の強化と地震分野の人材育成を目標とする。
パキスタン	2016-2021	防災人材育成計画プロジェクト	2007年に設置された国家防災庁（NDMA）の能力強化を目的として、NDMA傘下の研修機関である国家防災研究所（NIDM）における防災人材育成の実施体制を強化し、同国内の防災行政機関の人材の防災関連知識・実施能力の向上に寄与する。
スリランカ	2018-2021	土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト	スリランカ国内において、土砂災害リスク評価に基づく早期警戒体制の構築、土地利用計画概念の導入等を行うことにより、スリランカの非構造物対策能力の向上を支援する。
スリランカ	2020-2024	流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト	スリランカの主要都市であるコロンボ市を含むケラニ川流域をパイロット地域として、地方防災計画の策定及び中央政府機関事業申請書の防災の視点導入に係る項目の改善等を通じて、スリランカにおける防災主流化を促進するシステム作りを支援する。
スリランカ	2018-2022	コロンボ都市圏雨水排水計画策定プロジェクト	コロンボ都市圏において、都市排水・内水対策の整備計画の策定及び優先事業の選定・調査を実施する。

国名	協力年度	事業名	協力概要
フィジー	2020-2024	防災の主流化促進プロジェクト	災害に脆弱なフィジーにおいてハザード評価能力の向上、地方防災計画策定・普及及び中央政府の防災事業の実施促進体制の整備を行うことにより、国家災害管理局（NDMO）の防災活動の実施及び促進能力の強化を目指す。
バヌアツ	2018-2021	地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト	無償資金協力で整備した観測網を含む地震及び潮位に係る観測ネットワークの強化、データの解析能力の向上、並びに防災情報の発信及び警報発令能力の強化を通じて、バヌアツ気象・地象災害局（VMGD）及び国家災害管理局（NDMO）から関係機関及び住民に対する地震・津波・高潮に関する防災情報の適時かつ的確な伝達体制の整備に寄与する。
メキシコ	2016-2022	メキシコ沿岸部の巨大地震・津波災害の軽減に向けた総合的研究（科学技術協力）	メキシコ側研究機関との協働により、メキシコ南部ゲレロ州沿岸部において、地表や海底に計測機器を設置し、地震のデータを取得、解析することで、将来発生し得る巨大地震・津波の災害シナリオ、ハザードマップ及び避難誘導標識の作成を行う。また、現地の社会・文化的特性に配慮した減災教育プログラムを開発し、その普及を行う。
ホンジュラス	2018-2022	首都圏斜面災害対策管理プロジェクト	テグシガルバ首都圏の①斜面災害現象を解明するための詳細調査・解析、②中小規模の斜面災害対策にかかる設計、施工、施工管理、維持管理、③斜面災害のハザードマップ及びリスクマップの作成、④斜面災害にかかる土地利用規制、にかかる能力強化を行うことにより、斜面災害対策管理能力の向上を図るもの。
チリ	2018-2021	災害リスク削減のためのONEMI組織強化プロジェクト	災害予防・減災対策の推進、災害ナレッジマネジメントシステム構築、地方防災計画の策定等に必要となる能力強化及び防災人材の育成を行うことにより、チリの国家防災機関であるONEMIが「仙台防災枠組」に即した防災の取組を推進していくことに資する。
コロンビア	2015-2021	コロンビアにおける地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト（科学技術協力）	地震・津波・火山噴火による災害が多発するコロンビアにおいて、研究機関と防災関係機関の連携を推進し、地震・津波・火山活動のモニタリング、モデリング、被害予測、情報伝達の能力向上を通じた災害被害軽減策の強化を研究・実践する。また、周辺諸国との連携を通じて南米における災害研究の進展に貢献する。
エクアドル	2017-2021	地震と津波に強い街づくりプロジェクト	パイロット3市（アタカメス市、ポルトビエホ市、サリナス市）において、津波避難計画の策定、防災アジェンダの更新、建築制度運用体制の強化を行うことにより、「災害に強い街づくり」に向けた取組みが全国で展開され、地震・津波に対する被害が軽減される。
モーリシャス	2019-2022	気象観測及び予警報能力向上プロジェクト	本事業は、無償資金協力で整備された気象レーダーの活用を念頭に、モーリシャス気象局に対する気象観測及び予警報能力の向上に係る技術協力を通じて、モーリシャスの防災関連機関及び住民への正確で即時性の高い気象情報の提供を図る。
フィリピン	2019-2024	災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ2	地方管区（リージョン）及び地方自治体（州、市、町）において、国家防災体制の技術的なサポートのもと、自然災害による人的及び経済的被害削減のための防災施策立案、実施及びモニタリング体制の整備を支援する。
ブータン	2019-2022	ティンプー川・パロ川流域における災害事前準備・対応のための気象観測予報・洪水警報能力強化プロジェクト	本事業では、ティンプー川・パロ川流域を対象として、国家水文気象センター（NCHM）における気象観測・予報、洪水リスクアセスメント・予警報の能力向上を図るとともに、内務文化省防災局（DDM）や対象流域内の県・市における洪水災害の事前準備や対応の能力強化を図る。
ネパール	2020-2024	カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト	本事業は、ネパールの中央防災機関である国家減災庁（NDRRMA）の災害リスク削減（DRR）に係る行政能力の強化や、カトマンズ盆地内でのDRR事業実施に係る仕組みの整備及び地方政府の防災の主流化推進を支援することにより、同盆地の最大レジリエンスの強化を図り、ひいては防災の事前投資の促進に寄与するもの。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

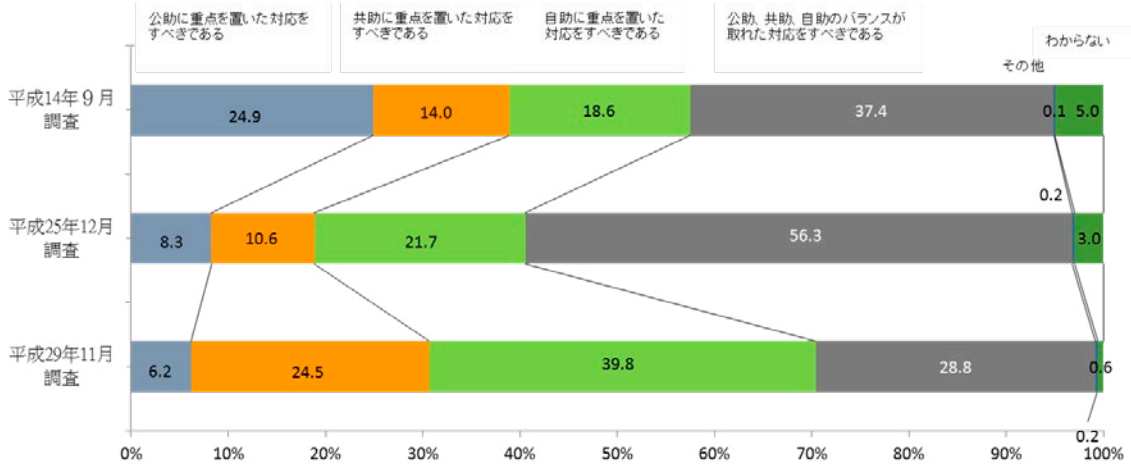
10. その他

附属資料56 地震保険の契約件数等の推移



出典：損害保険料率算出機構資料より内閣府作成

附属資料57 自助、共助、公助の対策に関する意識



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」より内閣府作成

使用に当たっての留意事項

- (1)気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2)地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3)震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4)この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5)この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6)この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

附属資料59 特別警報発表基準

■気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける)

※噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけている。

出典：気象庁資料

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント !.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ❗ **避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。**
 - ❗ **危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難※1）です。**
- ※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



- ❗ **警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。**
 - ・警戒レベル5緊急安全確保が出てもまだ避難できていない場合は、命の危険があるため、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、直ちに安全確保をしてください。
 - ・警戒レベル5は災害の発生確認時に限らず、災害が切迫している状況（災害が発生直前又は未確認だが既に発生している可能性が高い状況）においても出される情報です。
 - ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。
- ❗ **警戒レベル4は避難指示に一本化されました。**
 - ・避難のタイミングを明確にするため、これまでの警戒レベル4避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示はこれまでの避難勧告のタイミングで出されます。
 - ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して出される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
- ❗ **警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。**
 - ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
 - ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
- ❗ **豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。**

【幼稚園教育要領（抄）】

第1章 総 則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。
このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かす、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が開かれるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第3 教育課程の役割と編成等

4 教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力的な下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出し出す力を養う。〕

第2章 ねらい及び内容

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に楽しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることが楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
(1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
(2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
(3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。
(4) 健康な心と体を育てるために園庭や遊具の配置などを工夫すること。その際、健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることに留意し、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物の興味や関心をもつたりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
(6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての購えを身に付け、危険な場所や物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにすることも、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成す編成を図るものとする。
----	---

総則	体育科	特別の教科 道徳
第1 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。	(第5学年及び第6学年) A 体づくり運動 (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすること。 ※「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E ボール運動」、「F 表現運動」及び第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年の同領域においても同様に記載。 D 水泳運動 水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。 ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。 G 保健 (2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。	(第1学年及び第2学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。こと。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。 (第3学年及び第4学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。こと。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。 (第5学年及び第6学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。
第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等 イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。	家庭科 (第5学年及び第6学年) B 衣食住の生活 次の(1)から(6)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (2) 調理の基礎 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加熱調理器具の安全な取扱いについて理解し、適切に使用できること。 (6) 快適な住まい方 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にできること。 イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。	
第6 道徳教育に関する配慮事項 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。	第3 3 (1) 施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、熱源や用具、機械などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底すること。 (2) 服装を整え、衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行うこと。 (3) 調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、安全・衛生に留意すること。また、食物アレルギーについても配慮すること。	
	特別活動 (学級活動) (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 (学校行事) (3) 健康安全・体育の行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。	総合的な学習の時間 3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の

理科	社会科
<p>(第4学年)</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(3) 雨水の行方と地面の様子 雨水の行方と地面の様子について、流れ方やしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。 イ 雨水の行方と地面の様子について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさととの関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。</p> <p>(第5学年)</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(3) 流れる水の働きと土地の変化 流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。 [※自然災害についても触れること。] イ 流れる水の働きについて追究する中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p> <p>(4) 天気の変化 天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。 [※台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。] イ 天気の変化の仕方について追究する中で、天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p> <p>(第6学年)</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(4) 土地のつくりと変化 土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。 [※自然災害についても触れること。] イ 土地のつくりと変化について追究する中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>第3 2 (4) 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。</p>	<p>(第3学年)</p> <p>(3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。 [※火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。] (7) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。 [※社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。]</p> <p>(第4学年)</p> <p>(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるよう進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。 (3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。 [※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。] (7) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。 [※地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。]</p> <p>(第5学年)</p> <p>(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。 [※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などを取り上げること。] イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 災害の種類や発生位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。</p> <p>(第6学年)</p> <p>3 (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。</p>
生活科	図画工作科
<p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>(学校、家庭及び地域の生活に関する内容)</p> <p>(1) 学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。 (3) 地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。</p> <p>(身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容)</p> <p>(4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり働きを捉えたりすることができ、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かることともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。</p>	<p>第3 3 3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する。事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとする。</p>

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成する課程の編成を図るものとする。
----	---

総則	保健体育科
<p>第1</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等</p> <p>イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p> <p>第6 道徳教育に関する配慮事項</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。</p>	<p>(体育分野 第1学年及び第2学年)</p> <p>2 内容</p> <p>A 体づくり運動</p> <p>(3) 体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする、一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとする、話合いに参加しようとするなどや、健康・安全に気を配ること。</p> <p>〔※「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」、「E球技」、「F武道」、「Gダンス」においても同様に記載。〕</p> <p>また、第3学年の同領域においては、「健康・安全を確保すること」と記載。</p> <p>H 体育理論</p> <p>(2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について理解すること。</p> <p>(ウ) 運動やスポーツを行う際は、その特性や目的、発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど、健康・安全に留意する必要があること。</p> <p>イ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、自己の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えること。</p> <p>ウ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての学習に積極的に取り組むこと。</p> <p>(内容の取扱い)</p> <p>エ 「D水泳」の(1)の運動については、(略)。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。</p> <p>カ 「F武道」については、(略)。また、武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全を十分に確保すること。</p> <p>(3) 内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては、(略)。また、第3学年の領域の選択に当たっては、安全を十分に確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮すること。その際、(略)。</p> <p>(5) 集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。</p> <p>(保健分野)</p> <p>(3) 傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。</p> <p>(ア) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。</p> <p>(イ) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。</p> <p>(ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。</p> <p>(1) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。</p> <p>〔※包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。〕</p> <p>イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>
	特別の教科 道徳
	<p>第2</p> <p>A 主として自分自身に関すること</p> <p>[節度、節制]</p> <p>望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。</p> <p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること</p> <p>[生命の尊さ]</p> <p>生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。</p>

要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育

社会科	理科
<p>(地理的分野) C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ※地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。 場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。 (4) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。 (2) 日本の地域的特色と地域区分 次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) ①から④までの項目について、それぞれの地域区分を、地域の共通点や差異、分布などに着目して、多面的・多角的に考察し、表現すること。 (4) 日本の地域的特色を、①から④までの項目に基づく地域区分などに着目して、それらを関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。 (3) 日本の諸地域 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境を中核とした考察の仕方 ② 人口や都市・村落を中核とした考察の仕方 ③ 産業を中核とした考察の仕方 ④ 交通や通信を中核とした考察の仕方 ⑤ その他の事象を中核とした考察の仕方 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 幾つかに区分した日本のそれぞれの地域について、その地域的特色や地域の課題を理解すること。 (4) ①から⑤までの考察の仕方を取り上げた特色ある事象と、それに関連する他の事象や、そこで生ずる課題を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 日本の諸地域において、それぞれ①から⑤までで扱う中核となる事象の成立条件を、地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。 (4) 地域の在り方 ※取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。 (4) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。 3 (1) 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習成果を生かすこと。 (5) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>(第2分野) (2) 大地の成り立ちと変化 ア 大地の成り立ちと変化を地表に見られる様々な事象・現象と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 ⑦ 身近な地形や地層、岩石の観察 身近な地形や地層、岩石などの観察を通して、土地の成り立ちや広がり、構成物などについて理解するとともに、観察器具の操作、記録の仕方などの技能を身に付けること。 (4) 地層の重なりと過去の様子 ⑦ 地層の重なりと過去の様子 地層の様子やその構成物などから地層の成り立ちを考察し、重なり方や広がり方についての規則性を見いだして理解するとともに、地層とその中の化石を手掛かりとして過去の環境と地質年代を推定できることを理解すること。 (9) 火山と地震 ⑦ 火山活動と火成岩 火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けて理解するとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けて理解すること。 ※「火山」については、粘性に関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱うこと。 ④ 地震の伝わり方と地球内部の動き 地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の動きと関連付けて理解し、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。 ※地震の現象面を中心に扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の動き」については、日本付近のプレートの動きを中心に扱い、地球規模でのプレートの動きにも触れること。その際、津波発生との仕組みについても触れること。 (1) 自然の恵みと火山災害・地震災害 ⑦ 自然の恵みと火山災害・地震災害 自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ、これらを火山活動や地震発生の仕組みと関連付けて理解すること。 ※「火山災害と地震災害」については、記録や資料などを用いて調べること。 イ 大地の成り立ちと変化について、問題を見いだし見直しをもって観察、実験などを行い、地層の重なり方や広がり方の規則性、地下のマグマの性質と火山の形との関係性などを見いだして表現すること。 (4) 気象とその変化 ア 気象要素と天気の変化との関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 気象観測 ⑦ 気象要素 気象要素として、気温、湿度、気圧、風向などを理解すること。また、気圧を取り上げ、圧力についての実験を行い、圧力は力の大きさや面積に関係があることを見いだして理解するとともに、大気圧の実験を行い、その結果を空気の重さと関連付けて理解すること。 ④ 気象観測 校庭などで気象観測を継続的にを行い、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだして理解するとともに、観測方法や記録の仕方を身に付けること。 (4) 天気の変化 ⑦ 霧や雲の発生 霧や雲の発生についての観察、実験を行い、その成り立ちを気圧、気温及び湿度の変化と関連付けて理解すること。 ④ 前線の通過と天気の変化 前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けて理解すること。 (9) 日本の気象 ⑦ 日本の天気の特徴 天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けて理解すること。 ④ 大気の動きと海洋の影響 気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響と関連付けて理解すること。 (1) 自然の恵みと気象災害 ⑦ 自然の恵みと気象災害 気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ、これらを天</p>

[自然愛護]
自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

総合的な学習の時間

第2
3

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

特別活動

(学級活動)

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

(学校行事)

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

(技術分野)

A 材料と加工の技術

(2) 生活や社会における問題を、材料と加工の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける
ア 製作に必要な図をかき、安全・適切な製作や検査・点検等ができること。

B 生物育成の技術

(2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けること
ア 安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。

C エネルギー変換の技術

(2) 生活や社会における問題を、エネルギー変換の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けること
ア 安全・適切な製作、実装、点検及び調整等ができること。

[※各内容における(1)については、次のとおり取り扱うものとする。
イ イでは、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などに着目し、技術が最適化されてきたこと

[※各内容における(2)及び内容の「D情報の技術」の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

エ 製作・制作・育成場面で使用する工具・機器や材料等については、図画工作科等の学習経験を踏

(家庭分野)

B 衣食住の生活

次の(1)から(7)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、

(3) 日常食の調理と地域の食文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理について理解し、適切にできること。

(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作

ア 製作する物に適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできること

(6) 住居の機能と安全な住まい方

ア 次のような知識を身に付けること。

(イ) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。

イ 家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。

[※内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。

ク (6)のAについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また、A及びイについては、いても扱うこと。

第3

3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用家庭分野においては、幼児や高齢者と関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生ものとする。

- (7) 地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。
- (イ) 様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、課題の追究に当たり、例えば、防災に関わり危険を予測したり、人口の偏在に関わり人口動態を推測したりする際には、縮尺の大きな地図や統計その他の資料を含む地理空間情報を適切に取り扱い、その活用の技能を高めるようにすること。
- ウ (3)については、次のとおり取り扱うものとする。
- (ウ) 地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。

(公民的分野)

A 私たちと現代社会

(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色

位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(7) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。

※「情報化」については、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などと関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすること。

B 私たちと経済

(2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。

D 私たちと国際社会の諸課題

(1) 世界平和と人類の福祉の増大

対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

技術・家庭科

気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。

※「気象災害」については、記録や資料などを用いて調べること。

イ 気象とその変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(7) 生物と環境

㊦ 地域の自然災害

地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。

イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

※地域の自然災害を調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。

第3

3 観察、実験、野外観察の指導に当たっては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用製品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。

美術科

第3

3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

ことができるよう指導する。

とができるよう指導する。

けることができるよう指導する。

製品やシステムの安全な使用についても扱うものとする。]

とに気付かせること。]

まえるとともに、安全や健康に十分に配慮して選択すること。]

住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

と。

内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び(3)との関連を図ること。さらに、アの(イ)及びイについては、自然災害に備えた住空間の整え方につ

具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。(略)

時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意するものとする。また、調理実習については、食物アレルギーにも配慮する

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、高等学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

「高等学校学習指導要領（抄）」

第1章 総則

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ること。特に、学校における食育の推進並びに体力向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間をもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるように留意すること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2款 各科目

第1 地理総合

2 内容
C 持続可能な地域づくりと私たち

(1) 自然環境と防災
ア 自然環境との相互依存関係や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 我が国をはじめ世界で見られる自然災害や生徒の生活圏で見られる自然災害を基に、地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応の関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解すること。

(4) 様々な自然災害に対応したハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報について、その情報を収集し、読み取り、まとめる地理的技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ウ 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。

(7) (1)については、次のとおり取り扱うこと。

日本は変化に富んだ地形や気候をもち、様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを、具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

「我が国をはじめ世界で見られる自然災害」及び「生徒の生活圏で見られる自然災害」については、それぞれ地震災害や津波災害、風水害、火山災害などの中から、適切な事例を取り上げる。

第2 地理探究

2 内容

A 現代世界の系統地理的考察

(1) 自然環境

場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(7) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、地球環境問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(7) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象について、場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAについては、次のおり取り扱うものとする。
分析、考察の過程を重視し、現代世界を系統地理的に捉える視点や考察方法が身に付くよう工夫すること。

(7) (1)については、次のおり取り扱うこと。
ここで取り上げる自然環境については、「地理総合」の内容のCの(1)の内容で自然環境と防災における学習を踏まえた取扱いに留意すること。

第3節 公民

第2款 各科目

第1 公 共

2 内 容

B 自 立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

カ 内容のBについては、次のおり取り扱うものとする。
(キ) アの(エ)については、(7)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。

第3 政治・経済

2 内 容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究
社会的な見方・考え方を総合的に働かせ、他者と協働して持続可能な社会の形成が求められる現代日本社会の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、地域社会の自立と政府、多様な働き方・生き方を可能にする社会、産業構造の変化と起業、歳入・

歳出両面での財政健全化、食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現、防災と安全・安心な社会の実現などについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。

第5節 理科

第2款 各科目

第1 科学と人間生活

2 内 容

(2) 人間生活の中の科学

身近な自然の事象・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、それらについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学と人間生活との関わりについて認識を深めるとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(エ) 宇宙や地球の科学

① 自然景観と自然災害

自然景観と自然災害に関する観察、実験などを行い、身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。

イ 光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学について、問題をいだし見通しをもって観察、実験などを行い、人間生活と関連付けて、科学的に考察し表現すること。

3 内容の取扱い

(エ) ①については、地域の自然景観とその変化、自然災害を地域の地質や地形、気候などの特性や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて扱うこと。「身近な自然景観の成り立ち」については、身近な地域の自然景観が長い時間の中で変化してできたことを扱うこと。「自然災害」については、流水の作用や土石流などの作用、地震や火山活動によって発生する災害を扱うこと。また、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内 容

(1) 地球のすがた

地球のすがたについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地球のすがたについて、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(4) 活動する地球

① 火山活動と地震

火山活動や地震に関する資料に基づいて、火山活動と地震の発生の仕組みをプレート運動と関連付けて理解すること。

(9) 大気と海洋

⑦ 地球の熱収支

気圧や気温の鉛直方向の変化などについての資料に基づいて、大気の

構造の特徴を見いだして理解するとともに、太陽放射の受熱量と地球放射の放熱量が釣り合っていることを理解すること。

イ 地球のすがたについて、観察、実験などを通して探究し、惑星としての地球、活動する地球、大気と海洋について、規則性や関係性を見いだして表現すること。

(2) 変動する地球
変動する地球についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 変動する地球について、宇宙や太陽系の誕生から今までの一連の時間の中で捉えながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関与する技能を身に付けること。また、自然環境の保全の重要性について認識すること。

(1) 地球の環境

④ 日本の自然環境
日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。

イ 変動する地球について、観察、実験などを通して探究し、地球の変遷、地球の環境について、規則性や関係性を見いだして表現すること。

3 内容の取扱い

内容の(1)のアの(1)の④の「火山活動」については、プレートの発散境界と収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、多様な火成岩の成因をマグマと関連付けて扱うこと。「地震の発生の仕組み」については、プレートと収束境界における地震を中心に扱い、プレート内地震についても触れること。(ウ)の⑦については、温室効果にも触れること。また、「大気の構造」については、大気中で見られる現象にも触れること。内容の(2)のアの(1)の④の「恩恵や災害」については、日本に見られる気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

(7) 地球の活動

④ 地震と地殻変動

世界の震源分布についての資料に基づいて、プレート境界における地震活動の特徴をプレート運動と関連付けて理解するとともに、それに伴う地殻変動などについて理解すること。

⑦ 火成活動

高弧-海溝系における火成活動の特徴を、マグマの発生と分化及びび火成岩の形成と関連付けて理解すること。

(1) 地球の歴史

⑦ 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について、身近な地形と関連付けて理解すること。

イ 地球の活動と歴史について、観察、実験などを通して探究し、地球の活動の特徴と歴史の概要を見いだして表現すること。

(3) 地球の大気と海洋

地球の大気と海洋についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地球の大気と海洋について、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(7) 大気の構造と運動

④ 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

(1) 海洋と海水の運動

④ 海水の運動

海水の運動と循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。地球の大気と海洋について、観察、実験などを通して探究し、地球の大気と海洋の構造や運動の規則性や関係性を見いだして表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)のアの(7)の④の「地震活動の特徴」については、地震災害にも触れること。「地殻変動」については、活断層と地形との関係にも触れること。⑦の「火成活動の特徴」については、火山災害にも触れること。(4)の⑦については、段丘、陸上及び海底の堆積物も扱うこと。「地形の形成」については、土砂災害にも触れること。

ウ 内容の(3)のアの(7)の④の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧や低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定と不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(4)の④の「海水の運動と循環」については、波浪と潮汐も扱うこと。また、高潮災害にも触れること。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たっては、第2章第5節理科「第1 目標」及び「第2 各科目の目標及び内容」に照らして、各科目の目標や内容ねらいが十分達成できるように次の事項に配慮する。

(7) 観察、実験、野外観察などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄について適切な措置を講ずること。

第6節 保健体育

第2款 各科目

第1 体育 D 水泳

(3) 水泳に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする。役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に關する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。(なお、「保健」における応急手当の内容との関連を図ること。)

第2 保健 2 内容

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を發見し、その解決を目指す活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
イ 現代社会と健康について、課題を發見し、健康や安全に關する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。

(2) 安全な社会生活について、自他や社会の課題を發見し、その解決を目指す活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 安全な社会生活について理解を深めるとともに、応急手当を適切にすること。

(7)安全な社会づくり

安全な社会づくりには、環境の整備とそれに応じた個人の取組が必要であること。また、交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が關わること。交通事故には補償をはじめとした責任が生じること。

(4)応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。

イ 安全な社会生活について、安全に關する原則や概念に着目して危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。

3 内容の取扱い

(5) 内容(2)のアの(7)については、犯罪や自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。また、交通安全については、二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする。

(6) 内容(2)のアの(4)については、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、

効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第7節 芸術

第2款 各科目

第4 美術I

3 内容の取扱い

(10) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第5 美術II

3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては、「美術I」の3の(3)から(10)までと同様に取り扱うものとする。

第6 美術III

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、「美術I」の3の(3)から(10)まで、「美術II」の3の(1)と同様に取り扱うものとする。

第7 工芸I

3 内容の取扱い

(9) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第8 工芸II

3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては、「工芸I」の3の(2)から(9)までと同様に取り扱うものとする。

第9 工芸III

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、「工芸I」の3の(2)から(9)まで、「工芸II」の3の(1)と同様に取り扱うものとする。

第9節 家庭

第1款 各科目

第1 家庭基礎

2 内容

B 衣食住の生活の自立と設計

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活と健康

イ 食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。

(2) 衣生活と健康
イ 被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

(3) 住生活と住環境
ア ライフスタイルに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能性について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

イ 住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

第2 家庭総合

2 内容

B 衣食住の生活の科学と文化
次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活の科学と文化
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(7) 食生活を取り巻く課題、食の安全と衛生、日本と世界の食文化など、食と人との関わりについて理解すること。

(2) 衣生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(4) ライフスタイルの特徴や課題に着目し、身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに、健康と安全、環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。

(3) 住生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(4) ライフスタイルの特徴や課題に着目し、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(7) 家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し、快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。

イ 主体的に住生活を営むことができるようライフスタイルと住環境に応じた住居の計画、防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり、日本の住文化の継承・創造について考察し、工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全確保に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第4章 総合的な探究の時間

第2 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

[学校行事]

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事
オ 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、特別支援学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

【特別支援学校幼稚部教育要領（抄）】

第1章 総則

第3 幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(1) 健康な心と体

幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

第4 教育課程の役割と編成等

6 全体的な計画の作成

各学校においては、教育課程と、学校保健計画、学校安全計画などとを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項

3 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた保健及び安全に十分留意するものとする。

第2章 ねらい及び内容

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

健康、人間関係、環境、言葉及び表現のそれぞれのねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すねらい、内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に十分配慮するものとする。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する指導を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する指導を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間

はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等
(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

第7節 道徳教育に関する配慮事項

3 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
5 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

第2章 各教科

第1節 小学部

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔生活〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(2) 内容

イ 安全

危険なことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 身の回りの安全に気づき、教師と一緒に安全な生活に取り組みうとすること。

○2段階

(2) 内容

イ 安全

遊具や器具の使い方、避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7)身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組みようとする。

(4)安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。

○ 3段階

(2) 内 容

イ

交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7)日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心がけること。

(4)安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

【図画工作】

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 造形活動においては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

【体 育】

○ 2段階

(2) 内 容

A

体づくり運動

ウ 簡単なきままりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な体づくり運動をしようとする。

※「B 器械・器具を使っての運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」各段階同領域においても同様に記載

G

保健

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事柄をすること。

イ 健康な生活に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。

○ 3段階

(2) 内 容

A

体づくり運動

ウ きままりを守り、自分から友達と仲よく楽しく基本的な体づくり運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。

※「B 器械・器具を使っての運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」各段階同領域においても同様に記載

G

保健

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基礎的な知識や技能を身に付けること。

イ 健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

第2節 中学部

【社 会】

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内 容

ウ 地域の安全

(7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

⑦ 地域の安全を守るため、関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。

① 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の働きを考え、表現すること。

○ 2段階

(2) 内 容

ウ 地域の安全

(7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

⑦ 地域の関係機関や人々は、過去に発生した地域の自然災害や事故に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。

① 過去に発生した地域の自然災害や事故、関係機関の協力などに着目して、危険から人々を守る活動と働きを考え、表現すること。

【理 科】

2 各段階の目標及び内容

○ 2段階

(2) 内 容

B 地球・自然

ア 雨水の行方と地面の様子

(7)次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。

④ 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。

(4)雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について調べの中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

イ 天気の変化

(7)次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。

④ 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。

(4) 天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

〔美術〕

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
ア 「A表現」の指導に当たっては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに、活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

〔保健体育〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

A 体づくり運動

ウ 体はぐし運動や体の動きを高める運動に進んで取り組み、きままりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

※ 「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E 球技」、「F 武道」、「G ダンス」各段階同領域においても同様に記載。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。

イ 自分の健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

○ 2段階

A 体づくり運動

ウ 体はぐし運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み、きままりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。

イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

〔職業・家庭〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

(4) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

④ 作業に当たり安全や衛生について気付き、工夫すること。

○ 2段階

(2) 内容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

(4) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

④ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。

家庭分野

B 衣食住の生活

オ 快適で安全な住まい方

住まいの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。

(4) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き、工夫すること。

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところのものとする。

1 児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。

2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に際して、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるよう配慮すること。

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところのものとする。

1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるように必要があること。

2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などとの交流

及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法を適切に定めること。

3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通して適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び、各教科(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動。)などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等 教育課程外の活動との連携等
(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、体系的な指導が行われるように留意するものとする。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実す

ること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第2章 各教科

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

〔社 会〕

○ 1段階

(2) 内 容

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わるる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。
- ⑧ 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

○ 2段階

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わるる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。
- ⑧ 国土の環境保全について、自分たちができることなどを考え、表現すること。

3

指導計画の作成と内容の取扱い

(オ) ウについては、我が国の豊かな自然環境が国民生活に多くの恩恵を与えている一方で、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの自然災害と、大気の汚染、水質の汚濁などの公害を取り上げ、自然災害や生活環境に関心をもち、日常生活の中で必要な注意事項を考えることにより、環境保全のためには国民一人一人の協力が必要であることに気付くようすること。

〔理 科〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内 容

B 地 球・自然

ア 流れる水の動きと土地の変化

流れる水の動きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

- ④ 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する可能性があること。
- イ 天気の変化
 - (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - ⑦ 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。
 - ⑧ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。
- (3) 内容の取扱い
 - ウ (2)の「B地球・自然」のアの「流れる水の動きと土地の変化」の(7)の⑦については、自然災害についても触れること。
 - エ (2)の「B地球・自然」のイの「天気の変化」の(7)の⑧については、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。
- 2段階
 - ア 土地のつくりと変化
 - (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - イ ⑤ 土地は、火山の噴火や地震によって変化する事。
 - (3) 内容の取扱い
 - ウ (2)の「B地球・自然」のアの「土地のつくりと変化」については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (4) (7)の⑤については、自然災害についても触れること。
- [保健体育]
 - 2 各段階の目標及び内容
 - 1段階
 - (2) 内容
 - イ 健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに、健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。
 - イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
 - 2段階
 - イ 健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに、健康で安全な個人生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。
 - イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。
- [家庭]
 - 2 各段階の目標及び内容

- 1段階
 - (2) 内容
 - B 衣食住の生活
 - オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方
 - オ 住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (1) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、表現すること。
- 2段階
 - B 衣食住の生活
 - オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方について考え、工夫すること。
 - (1) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。
- 第4章 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに基づき、次に示すところによるものとする。

 - 1 生徒の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
 - 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に感じ、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
 - 3 知的障害者である生徒に対しては、特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。
- 第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに基づき、次に示すところによるものとする。

 - 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
 - 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
 - 3 知的障害者である生徒に対しては、特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。